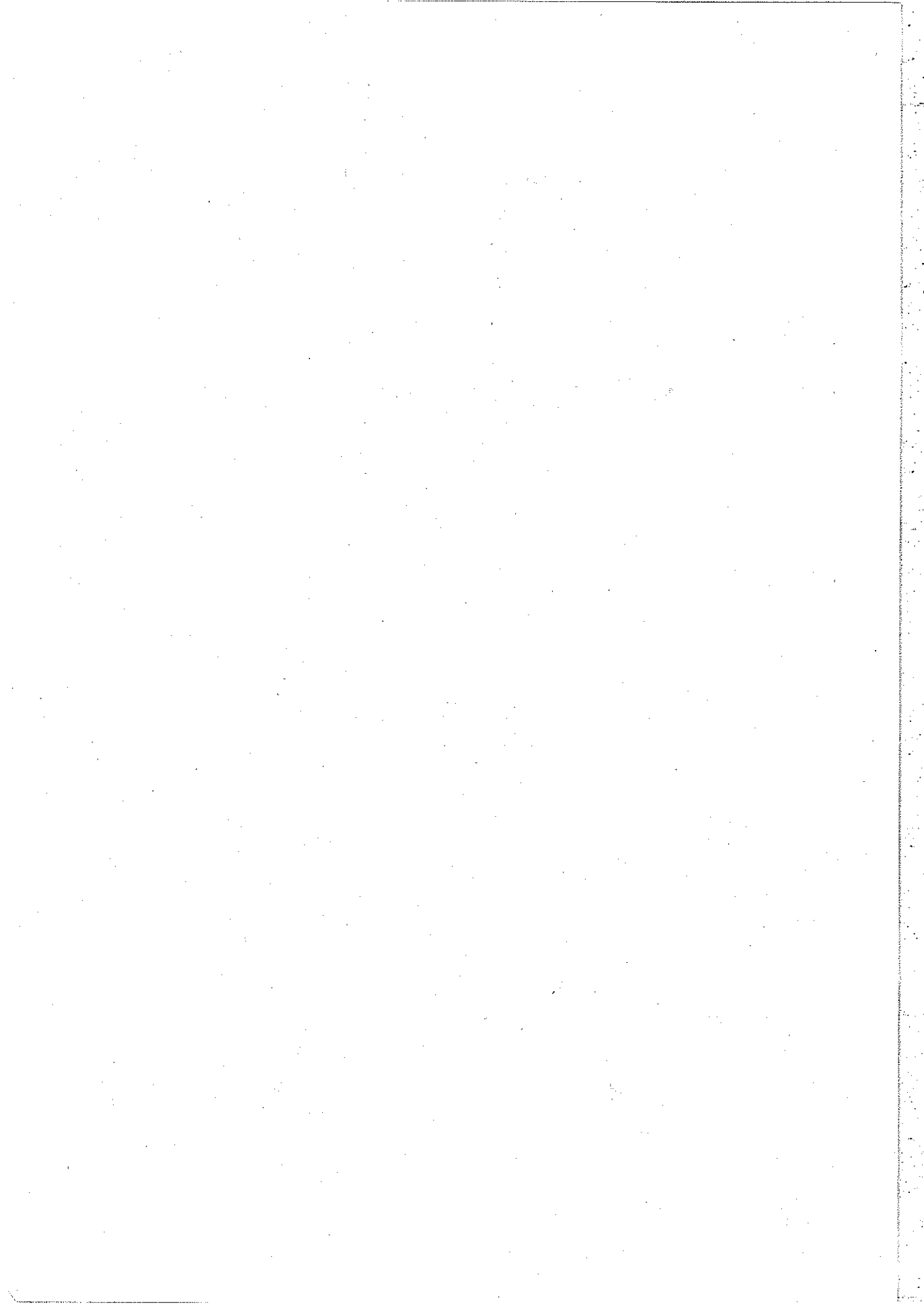


平成4年6月30日開会  
平成4年7月2日閉会

# 和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第2回定例会会議録目次

## 平成4年6月30日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	2"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣告（午前10時00分）	3"
○ 市長開会挨拶	4"
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（池田秀夫・松尾孝明・西口秀光）	4"
○ 日程第2 会期の決定について（6月30日～7月3日 4日間）	4"
○ 日程第3 一般質問について	5"
1番に 23番 原 重 樹 君	7"
2番に 28番 友 田 博 文 君	25"
3番に 17番 上 田 育 子 君	38"
4番に 22番 猪 尾 伸 子 君	49"
5番に 5番 並 河 道 雄 君	61"
○ 散会宣告（午後4時50分）	78"

## 平成4年7月1日（水曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	79"
○ 議事説明員、その他	80"
○ 議事日程	81"
○ 開会宣告（午前10時00分）	81"
○ 日程第1 一般質問について	
1番に 25番 天 堀 博 君	81"

2 番に 21番 勝 部 津喜枝 君 99頁

3 番に 7番 赤 阪 和 見 君 119"

○ 散会宣告 (午後 3 時35分) 137"

平成 4 年 7 月 2 日 (木曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員 139"

○ 議事説明員、その他 140"

○ 議事日程 141"

○ 開会宣告 (午前10時10分) 143"

○ 日程第 1 (監査報告 8号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年12月分)

○ 日程第 2 (監査報告 9号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 3 年12月分)

○ 日程第 3 (監査報告10号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 3 年12月分)

○ 日程第 4 (監査報告11号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 4 年 1 月分)

○ 日程第 5 (監査報告12号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 4 年 1 月分)

○ 日程第 6 (監査報告13号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 4 年 1 月分)

○ 日程第 7 (監査報告14号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 4 年 2 月分)

○ 日程第 8 (監査報告15号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 4 年 2 月分)

○ 日程第 9 (監査報告16号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 4 年 2 月分)

○ 日程第10 (監査報告17号)  
定期監査 (平成 3 年度第 2 次分) 結果報告

一  
括  
上  
程  
144頁

○ 日程第11	(請願第1号) 子どもたちのすこやかな成長を保障するため 保育所の充実をもとめる請願	144頁
○ 日程第12	(報告第2号) 和泉市土地開発公社平成3年度決算書類の提出について	146 "
○ 日程第13	(報告第3号) 財団法人和泉市商工業振興会平成3年度決算書類の提出について	151 "
○ 日程第14	(報告第4号) 財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業計画書類の提出について	151 "
○ 日程第15	(報告第5号) 財団法人和泉市文化振興財団平成3年度決算書類の提出について	157 "
○ 日程第16	(報告第6号) 財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について	157 "
○ 日程第17	(報告第7号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度決算書類の提出について	161 "
○ 日程第18	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度 事業計画書類の提出について	161 "
○ 日程第19	(報告第9号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度決算書類の提出について	163 "
○ 日程第20	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画書類の提出について	164 "
○ 日程第21	(報告第11号) 財団法人和泉市住宅センター平成3年度決算書類の提出について	167 "
○ 日程第22	(報告第12号) 財団法人和泉市住宅センター平成4年度事業計画書類の提出について	167 "
○ 日程第23	(報告第13号) 専決処分承認を定めることについて(和泉市税条例の一部改正)	179 "
○ 日程第24	(報告第14号) 専決処分承認を定めることについて (平成3年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	183 "
○ 日程第25	(報告第15号) 専決処分承認を定めることについて (平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	188 "

○ 日程第26	(報告第16号) 専決処分の承認を求めることについて (平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	190頁
○ 日程第27	(報告第17号) 専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	193 "
○ 日程第28	(報告第18号) 平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	195 "
○ 日程第29	(議案第29号) 工事請負契約締結について(黒鳥観音寺線橋梁新設工事)	198 "
○ 日程第30	(議案第30号) 工事請負契約締結について (和泉市公共下水道苜部10-1-①号線管布設工事)	200 "
○ 日程第31	(議案第31号) 土地改良事業の施行について(仏並大池改修工事)	201 "
○ 日程第32	(議案第32号) 土地改良事業の施行について(海老池改修工事)	202 "
○ 日程第33	(議案第33号) 和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉市中央線の街路事業の直接施行同意について	204 "
○ 日程第34	(議案第34号) 市道路線の認定について(観音寺町6号線)	206 "
○ 日程第35	(議案第44号) 和解について(中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	208 "
○ 日程第36	(議案第35号) 平成4年度6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	210 "
○ 日程第37	(議案第36号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	212 "
○ 日程第38	(議案第37号) 和泉市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	215 "
○ 日程第39	(議案第38号) 和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例を廃止する条例制定について	217 "

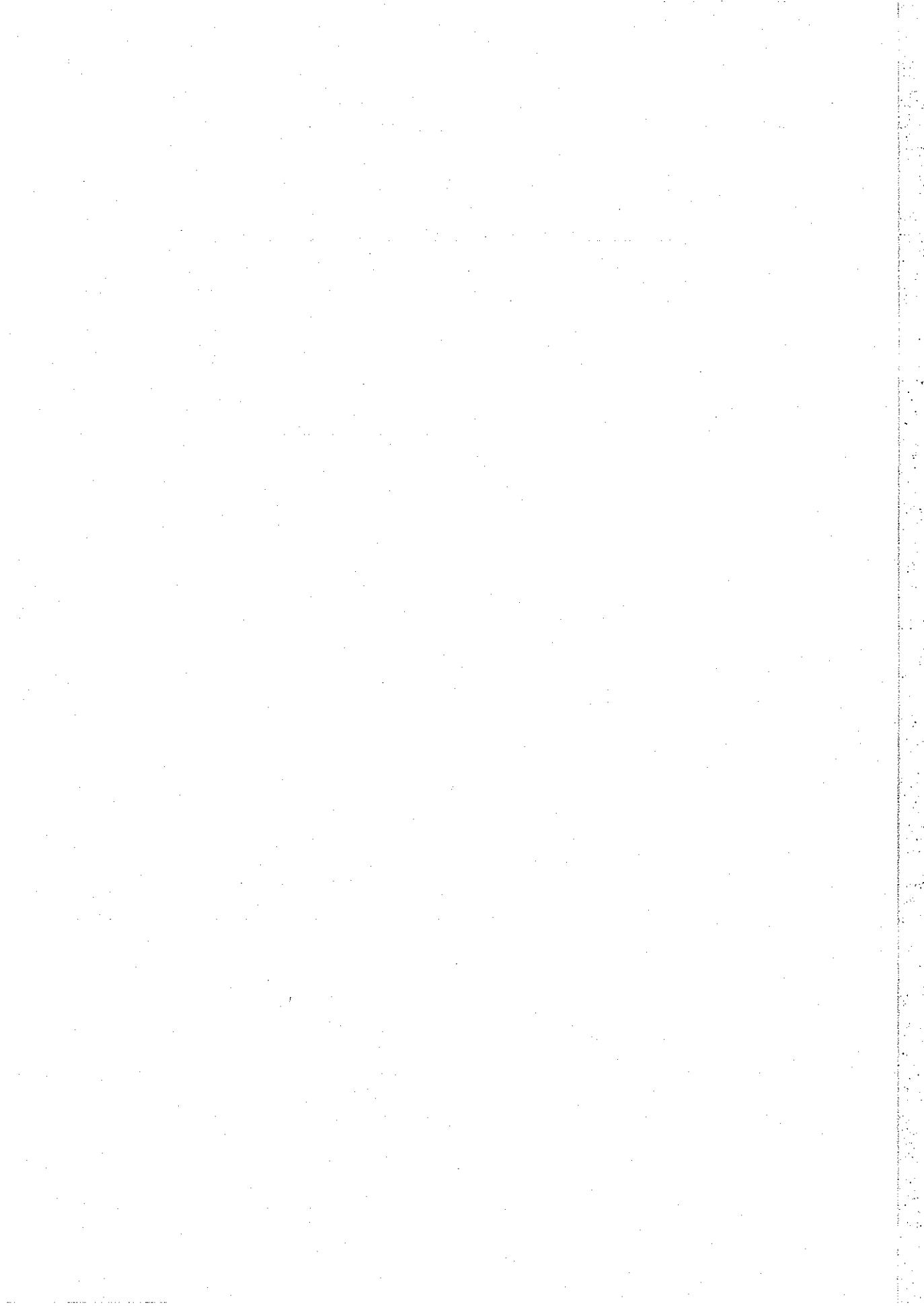
○ 日程第40	(議案第39号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	219頁
○ 日程第41	(議案第40号) 和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	220 "
○ 日程第42	(議会議案第 3 号) 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	222 "
○ 日程第43	(議案第45号) 平成 4 年度和泉市一般会計補正予算 (第 1 号)	224 "
○ 日程第44	(議案第41号) 平成 4 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	243 "
○ 日程第45	(議案第42号) 平成 4 年度和泉市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	245 "
○ 日程第46	(議案第43号) 平成 4 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	250 "
○ 市長閉会挨拶		254 "
○ 議長閉会挨拶		256 "
○ 閉会宣告 (午後 4 時50分)		256 "

1000  
1001  
1002  
1003  
1004  
1005  
1006  
1007  
1008  
1009  
1010

1000  
1001  
1002  
1003  
1004  
1005  
1006  
1007  
1008  
1009  
1010



第 1 日



平成4年6月30日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	池辺功
助役	坂口禮之助	総務部次長	阪豊光
助役	田中昭一	総務部次長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同和对策部次長	門林良治
市長公室理事	鹿島賢昌	同和对策部次長	戸口泰明
市長公室理事	龜山学	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	池辺一三	福祉事務所理事	坂田平之
市長公室次長	石本博信	福祉事務所次長	松尾守
秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	市民生活部理事	岸田秀仁
企画調整部理事	三井義秋	市民生活部次長	池辺修次
企画調整部副理事	吉祇利朗	市民生活部次長	長岡敏晃
企画調整部企画室長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
企画調整部施策推進室長	井坂和充	産業部理事	白樫通有
企画調整課長	油谷巧	産業部次長	松林保介
総務部長	神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

建設部理事	奥村 富彦	病院事務局長	橋本 昭夫
建設部次長	谷 俊雄	病院事務局理事	谷上 徹
建設部次長	藤本 仁	病院事務局次長	梅山 世紀
建設部次長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	消防本部次長	一ノ瀬 喜広
都市整備部理事	中野 義裕	消防本部次長	池野 透
都市整備部理事	中辻 寿夫	用地担当理事	中西 淳富
都市整備部理事	尾崎 秀忠	土地開発公社事務局長	土地開発公社事務局長
都市整備部次長	中屋 正彦	教育委員長	大藤 原忠男
都市整備部次長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
都市整備部次長	山下 喬三	管 理 部 長	稲田 順三
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
下水道部理事	緒方 和夫	指 導 部 次 長	西川 義徳
下水道部次長	山崎 精二	社会教育部長	生田 稔
下水道部次長	中野 英二	社会教育部次長	明坂 文嘉
下水道部副理事	岸本 孝二	社会教育部次長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	社会教育部次長	山本 襄
改良事業部次長	厩田 嗣夫	収入役室長	藤木 意継
改良事業部次長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
水道部次長	城前 伊佐雄	監査事務局長	吉田 陽
水道部次長	西尾 浩	農業委員会会長	森口 義忠
病院 長	竹林 淳	農業委員会事務局長	農 端 小

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦 雄

次 長 河原 茂 隆

議事係長 田中 康 弘

調査係長 井之上 光 一

議事係員 田村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告をいたします。

去る5月27日、東京都で開催されました第68回全国市議会議長会総会において、本市では、永年勤続15年表彰に赤阪和見議員が受賞されました。その表彰状並びに記念品の伝達は、過日、受賞のお祝いを申しあげました次第でございます。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別冊のとおり配付させていただきましたが、全議案満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは244名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成4年第2回定例会を開会いたします。

---

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで、市長のあいさつをお願いします。

（市長登壇あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、ここに平成4年第2回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、黒鳥観音寺線橋梁新設工事請負契約締結について外14件、報告17件、監査報告10件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

また、先ほど、議長さんから御報告がございましたように、今回、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました赤阪議員さんには、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただけてまいったところでありまして、深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後ますますの御健勝をお祈り申し上げたい、このように存ずる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく御願いを申し上げます。

---

○

○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、11番・池田秀夫君、12番・松尾孝明君、16番・西口秀光君、以上、3名の方を指名いたします。

---

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月3日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月3日までの4日間と

決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成4年6月第2回定例会)

発言順	1	発言者	原 重 樹 議員
発言の要旨	1. 同和事業の問題について 2. 駐車場問題について		

発言順	2	発言者	友 田 博 文 議員
発言の要旨	1. 和泉市南部の活性化と環境問題について (1) 森林浴事業について (2) 市道への落石防止について (3) 河川の汚濁防止について(川の水はきれいか) (4) 関西国際空港関連について イ 南部の経済的な活性化がどのように計られて行くかについて ロ 南部の観光開発についてどのように考えているかについて ハ 公害問題についてどのように考えているかについて (車騒音、車の排ガス、飛行機騒音) ニ 外環と市道との関連について ホ 公共施設について		

発言順	3	発言者	上 田 育 子 議員
発言の要旨	1. 女性政策について 2. 和泉市に於ける精神病棟、老人病棟の実態について		

発言順	4	発言者	猪尾伸子議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゴミの三分別・戸別収集について</li> <li>2. 学校5日制実施に向けて</li> </ol>		

発言順	5	発言者	並河道雄議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民合意（参加）による住みよい街づくり及び生活環境づくりについて <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急医療体制の充実について</li> <li>(2) 老人福祉対策及びマンパワー実態について</li> <li>(3) 交通公害対策について</li> <li>(4) 開発指導について</li> <li>(5) 学校教育及び社会教育について</li> </ol> </li> </ol>		

発言順	6	発言者	天堀博議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産緑地指定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定と逆線引の状況について</li> <li>(2) 指定漏れに対する対応について</li> </ol> </li> <li>2. 春木町の地すべりについて <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状と対策について</li> </ol> </li> <li>3. 合併処理浄化槽設置補助制度について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 説明会の状況、対象地域の反応について</li> </ol> </li> <li>4. 農協合併について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現在の状況について</li> <li>(2) 合併の必要性と有利な点について</li> </ol> </li> </ol>		



発言順	7	発言者	勝部津喜枝 議員
発言の要旨	1. 信太第一保育園について 2. 放置自転車等について 3. 信太小学校におけることについて 4. 舞町焼却場について		

発言順	8	発言者	赤阪和見 議員
発言の要旨	1. 環境問題について		

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、23番・原 重樹君。

（23番・原 重樹君登壇）

- 23番（原 重樹君） 23番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、最初に同和事業の問題についてですが、この同和事業につきましては20年余続けてきた中で、市長と私ども日本共産党との見解が基本的に違うということで今までから意見も申し上げてまいりましたし、何度も質問をさせていただきました。今回、今年の3月31日で法期限となり、4月1日から5年間延長され、実施をされているわけですが、ただ単なる延長ではなく、同和事業の終結、一般対策への移行を具体的に進める時期に来ていることは明白だと考えております。

去る6月15日に開かれました同和対策特別委員会では、ハード面での残事業につきまして、平成4年度以降34億円余が示されました。ところがこの額は、1年前の平成3年6月の同和対策特別委員会で示されました資料よりも単純比較で8億円多くなっております。また、中身を検討いたしますと、幸王子共同基地の用地費や、あるいは今回、省いたと言われる修繕費等を考えれば、実質15億円余の増額になっているという額であります。しかも、今回示されました残事業34億円余について最終のものか、という特別委員会での質問に、新たに発生するもの

は別として、という答弁があったように、残事業を示しても実際に今後どうなるか、あやふやな状況でもあります。これは部落解放同盟との今までの関係からしまして、市が責任を持って言い切ることのできない弱腰の状態のあらわれの1つでもあるというふうに指摘をしておきたいと思います。

次に、議会に対しまして示されました資料について特別委員会でも問題になり、資料要求もされ、まだ準備中と聞いておりますが、早く示していただけるよう申し上げておくとともに、ここ2年ほどの資料提示、説明の仕方が実に議会軽視であるという点を指摘をしておきたいと思います。先ほども申し上げましたが、昨年平成3年6月の同和対策特別委員会では、同和建設事業の平成3年度以降の残事業を46億円余という資料を示しました。これは通常ベースでいけば70億円程度のはずが、その辺の説明は一切されなくて残事業は46億円だという報告をしました。質問をして初めて重点事業としてやったことが明らかになったわけですが、このとき説明不足だという批判を私はしましたが、その後、平成3年12月の特別委員会ではこの批判を逆手に取りまして通常ベースに戻り、68億円余の残事業だという資料を示しました。

今回、平成4年6月15日の特別委員会では、平成4年度以降34億円余の残事業を示しました。通常ベースでいけば、平成3年度の実績20億円を差し引けば48億円になりますが、それをどう見直したのかの説明なしに34億円を示したわけです。しかも、基準を変えまして、先ほども言いましたように修理費等を今回から省いた、という説明をいたしました。重点事業とのかかわりを質問しても、そういうことは一切関係なく、ということで行われました。事業内容の変更見直しについては、ひとつも説明はありませんでした。また、これは議会には示されておられませんけれども、法期限前に府の方から残事業についての調査があったと思いますが、それにつきましても、議会に示されている資料よりさらに額を膨らませたものを作成しておったと思います。

こうしてみますと、議会に対して何ら説明もされないでずっと資料を示してまいりました。法期限切れを前にしていろいろ検討はされてきたことはわかりますが、その辺の説明が意図したか、していないのかは私にはわかりませんが、関連性や見直しなどについて議会に対し説明することなく進めてきたことを強く批判をしておきたいと思います。ハード面についてもこのような状況ですので、同和事業全体については、ハード面以上に説明や報告がされていないのが実情であります。

こうした状況を踏まえさせていただきまして質問をしていきたいと思います。法期限を前にして大阪府の方では審議会を開きまして、それなりに今までの事業や現状認識、今後、どうするのか、ということを検討する場があったわけですが、本市におきましては、私たちが明確に

わかる場所、機関ではそれがなかったため、基本的な考え方を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、数字上の問題ではっきりさせておきたい点がありますので、お答えを願いたいと思います。

その第1点目は、昭和44年以降だと思いますが、同和事業の運営費なども含めた総事業費は幾らになるのか。それは全予算合計の何%になるのか。2つ目には、同和建設事業費は、今回の事業で平成3年度までで693億円ということですが、これは全建設事業の何%になるのか、お示しを願いたい。3番目は、起債の問題ですが、3月31日現在でも結構ですが、いわゆる起債の現在高とその内の同和分、また、その同和分の起債を償還していく問題ですが、今後、毎年の償還はどのように変化していくのか、見通しをお示しを願いたいと思います。

以上が、数字の問題です。

大きな2つ目は、最初に申し上げた基本的な問題でお伺いしておきたいと思います。

20年余事業をしてきましたが、3月31日の法期限の問題がありました。これは本市の庁内のだと思いますが、今までハード面だけでなく、全事業を検討や総括をされた場を持ったのかどうか。もし、されているとしたら、その結果、内容についてお示しを願いたいと思います。

3つ目には、本来、こうした検討があって今後の方向や方針を打ち立てるわけですが、今後の基本方向をどのように持っているのか、持っておれば、お答えを願いたいと思います。ただし、この質問では、今までのようにハード面は終結間近になった。だから今度はソフト面の重視だ、という抽象的なものでなく、具体的な基本方向を持っているならばお示しを願いたいと思います。

同時に、今後の方向性としてかかわる幾つかの具体論についてもお考えをお聞かせ願います。

その1つは、府同促方式、いわゆる窓口一本化方式を今後も続ける気なのか、もう止める気はないのかどうか、お答え願います。2つ目には、個人給付などの事業を一般事業への移行という考えはないのかどうか、検討課題には挙がっていないのかどうか。3つ目には、ここ2、3年の間の人員配置の問題ですが、例えば非常勤嘱託員を市の職員にしたり、あるいは住宅センターをつかってそこの職員にしたりということが進んでまいりました。質は少し違いますが、つい最近では、ごみの収集業者を新たにつくったりしましたが、こういう人員配置を変更してきているわけです。今後の同和事業に対しまして人員配置の変更、非常勤嘱託員をなくすなどの方向は、何らかの目的、方向性を持っている対応なのかどうか。そのような対応ならば、その方向性や目的を明らかにしていただきたいと思います。

4つ目には、部落解放基本法制定の実行委員会に市が参画してきているわけですが、市とし

てここから脱退する考えはないのかどうか、そのお考えをお示しいただきたいと思います。

以上が、同和問題についての質問です。

2つ目に、駐車場問題について質問をいたします。違法駐車等が社会問題化し、最近では、行政が思い腰を上げつつあるという状況の中で、本市の対応について質問をさせていただきたいと思います。

その1つは、新しい住宅建設などをされるとき、この駐車場問題はどのように指導をされているのかということです。例えば公営住宅では、府営住宅の建て替え等もしている状況ですし、今後の計画もありますが、こうしたときはどうか。あるいは民間の分については、どのように開発指導をされているのか、お答えを願いたいと思います。

2つ目には、既にできている既存のもの、これは建てるときには、駐車場問題などはそう大して問題ではなかったと思いますが、それが社会の変動等によりまして今、大変な問題になってきております。既にできている既存の住宅地や団地等については、どのような対策や計画あるいは見解を持っているのか、お答えを願いたいと思います。

3つ目は、個別の問題ですが、以前から指摘をしております黒鳥山公園の花見あるいはイベント等の時期などの駐車場対策はどうかということです。予算委員会等でも聞かせていただいておりますが、そのときの説明では、平成5年度に黒鳥山公園の整備計画があるという話もいただきました。この平成5年度に計画している黒鳥山公園の整備の内容、それから、駐車場確保の点ではどうなっているのか、お示しを願いたいと思います。

以上で趣旨説明を終わりますが、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 原議員さんからの同和対策事業についての御質問に対して、同和部門林からお答え申し上げます。

第1点目の過去20年間に及ぶ同和対策事業に係る総括的な経費についての御質問でございます。まず、同和対策事業に係る総事業費ですが、建設事業費につきましては、672億2,700万円でございます。建設事業費以外の経費につきましては、地区内の各施設設置に伴う維持管理経費及び人件費並びに起債の償還等437億7,700万円、その他個人給付、助成金等31億7,000万円、その他経費の合計は469億5,400万円、総合計といたしまして、昭和44年度から平成2年度までの累計が1,141億8,100万円となっております。

次に、建設事業費でございますが、普通会計建設事業費総額は1,319億3,700万円、そのうち同和対策分は先ほども説明いたしましたけれども、特別会計を含めまして672億2,700万円でございます。構成比は、特別会計を含んでおりますので出しにくい状況でございます。

起債でございますが、平成2年度末現在高は、一般会計起債総額348億7,600万円、うち同和事業分は192億2,300万円、構成比は55.1%でございます。償還の見通しにつきましては、平成4年度の償還予定額は22億6,800万円でございます。これ以後の償還額につきましては、償還完了分とか、今後の借入状況により変わってまいります。最長償還期間は25年でございます。

次に、2点目の現在までの同和対策事業の総括的評価をしたか、という点でございます。本市における同和対策事業につきましては、昭和44年に示されました同和対策審議会答申を受けて成立した同和対策事業特別措置法以来、20数年にわたり特別措置法の適用を受け、市議会を初め地元住民その他関係者の御理解、御協力を賜りながら劣悪な環境の改善に向け、その根本的な解決に取り組んでまいりました。

住環境の改善につきましては、おかげをもちまして改良住宅建設計画戸数1,642戸の完成のほか、道路、下排水路などの生活環境及びコミュニティ施設の充実など、一定、進捗したものと考えております。また、生活基盤の向上、安定に向けて実施しております個人給付事業を初め教育、就労、啓発等種々の対策を講じてきたものでありまして、ソフト面におきましても一定の成果を上げつつあるものと思慮いたしております。

さて、事業に係る総括的な評価という点でございますが、ハード面におきましては、ただいま申し上げましたように一定の評価はできますが、ソフト面における効果の測定は非常に難しい面がございます。一定の時期が経過した時点で評価する形になるかと考えております。しかし、たまたま生活実態調査を実施しておりますので、その実態調査等を踏まえ検討してまいりたいと存じております。

3つ目の今後の基本的な考え方についてであります。府同促方式の窓口一本化を改める意思はないか、ということでございます。本市における同和対策事業は、先ほども述べましたようにハード面、ソフト面とも一定の成果を上げつつあるものと考えております。この施策推進につきまして、地元へのきめ細かい対策について、地区協議会が果たす役割は大なるものと思っております。地区協議会につきましては、校区町会連合会、防犯委員会、校区PTAなど地区内19団体を中心に27名をもって組織された地区住民の総意を反映する機関として、また、市の同和行政施策を推進するための地元協力機関として必要な組織と判断しております。今後とも地区協と連携をとりつつ同和対策事業を進めてまいり所存でございます。

次の個人給付事業の一般対策への移行も含めた考え方についてでございます。このことにつきましては、先ほども先生からも出ましたように、大阪府における今後の同和行政のあり方について、本年3月30日、府の同和対策審議会から知事あて答申が出されました。その中で個人

給付事業のあり方については、人材養成や自立促進を目的とする事業を除き見直すべきとの提言されております。これを受けまして、府において個人給付事業のあり方について検討作業に入っており、府市長会及び関係機関と協議の上一定の方向性が示されるものと思われまます。本市といたしましても、府市長会傘下の立場として、府等の動向を見極めながら地域の実情を勘案して対処してまいりたいと存じております。

次に、同和対策に係る基本的な考え方という点であります。同和対策事業につきましては、対象地域住民の自覚と自立促進を図る方向での実施が不可欠ということで、従前は、地元精通者を配置してその推進を図ってまいったものですが、先ほども申し上げましたように、地元住民の総意を反映する場として、また、地元協力機関として地区協議会が充実発展しているところでございます。市が実施する同和施策の振興に協力する機能を十分に果たせる組織と判断しているところでございます。今後とも地区協との連携により同和問題の解決を図ってまいりたいと存じております。

次に、基本法制定要求実行委員会参画について止める気はないか、という問題でございます。同和問題の解決につきましては国民的課題であり、国の責務とした国同和対策審議会答申の理念に沿った部落解放基本法制定要求国民運動実行委員会は、全国各界の参画を得て運動されているところでございます。大阪府市長会におきましても、その構成団体として参画されております。本市におきましても残された物的事業はもちろんのこと、労働や教育、健康、生活、さらに、差別意識の払拭をも含めた部落問題の真の解決を目指す部落解放基本法の制定を強く要望する、との議会決議もされております。また、人権啓発推進協議会、町会連合会を初めとして14団体で構成する基本法制定要求和泉実行委員会が活動されているところでございます。他の自治体とも共同歩調を取りつつ、基本法制定要求和泉実行委員会の構成団体としての立場で運動を推進してまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 2点目の駐車場問題のうち住宅開発に関する点、それから、既存団地等についての考え方につきまして、開発調整課上出より御答弁申し上げます。

本市におきましては住宅開発をしようとする場合、和泉市宅地開発指導要綱によって協議をいただくこととなっております。この中で駐車場は1戸に1台を原則として設置願っております。また、公的開発に関する開発につきましても、指導要綱上別途協議となっておりますが、駐車場の設置につきましては、おおむね民間開発と同様の指導をしております。ただ、府営住宅につきましては公営住宅法の関係がございまして、体所得者向け住宅の供給と規定され

ておりますことから、一部に老人向け住宅などの福祉住宅が含まれていることから、60%程度の設置率にとどまっているのが実態でございます。

次に、既存の住宅地における駐車場についてであります。最近の建設協議におきましては100%の設置率となっておりますが、既存の古いタイプの住宅地におきましては設置率が低く、今後、建て替え等の協議の機会をとらえまして改善をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 駐車場問題の3点目、黒鳥山公園の5年度整備内容、また、駐車場問題について、公園課田中より御答弁申し上げます。

本公園は12.1haの計画決定を打ち、その後7.3haの事業認可を取り、現在に至っているものでございます。御質問の整備内容でございますが、現在、約6.5haの開設を見ており、今後、平成5年度より現認可区域内の西側に当たる約0.8haの区域の整備を進めるべく、周辺地主との境界並びに町会との調整を図ってまいります。整備の内容につきましては、本敷地の形状は細長く階段状になっていることから、その地形を有効利用できる散策路と休養施設を中心とした施設整備を考えております。

続きまして、駐車場問題についてお答えいたします。

現在、公園敷地内においては2カ所の仮設駐車場があります。その1カ所は約2,500㎡、2つ目は約3,000㎡、合わせて約250台の仮設駐車場があります。桜の開花時、また、商工祭・都市緑化フェアなどのイベント時には一定、周辺用地を借り上げて臨時駐車場を設け対応しているところでありますが、周辺住民、一般車両の通行に多大な御迷惑をかけているところであります。

これらの問題をできるだけ早く解決に向けての取り組みといたしましては、区域内東側にある財産区池、通称今池を平成5年度より一定の都市開発資金を導入、水利権関係者との調整を図り、買収の上埋め立てをし、仮設駐車場の同設置を予定しておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 23番（原 重樹君） 同和問題について再質問を行いたいと思います。

ちょっと聞き漏らしもあるかも知れませんが、数字の問題でもう一度お聞きしたいんです。総事業費が1,141億円余ということですが、総予算に対する構成比はわかりますか。それが1点。

それから、償還の関係ですが、平成4年度は22億円、最長が25年というのはいいんですが、私が聞いたのは今後の見通しはいかがか、ということ。確かに残事業があるわけですので、

起債を興せば乗っかってくるということもあるでしょうが、大体的見通しはわからないものでしょうか。その22億円がこれからずっと減っていく、あるいは横ばいとかね。今後の事業費はともかく、その辺の見通しがわかればお願いしたい。その答えがなかったので、先にそれだけお願いしたい。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 1点目の総予算との絡みの問題でございますが、先ほど、1,141億円8,100万円と申し上げましたが、この中の建設事業費には特別会計の分も含んでございます。普通会計の規模としての予算額はわかりますが、特別会計も含めた形での資料は、現在、手元に持ち合わせてございません。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 2点目の公債費の関係につきまして、財政課阪よりお答えいたします。

先ほど、同対部の方から御答弁させていただきましたように、平成4年度では約22億円ございます。今後の公債費の動向でございますが、事業の内容そのものによって公債費の動向が大きく変わってまいります。現在の見通しといたしましては、平成3年度までの事業からとらえますと、平成5年度で約23億円という元利の額が出てございます。それがピークとなりまして今後の事業との関係がございます。今後の事業との関係につきましては、前の同和対策特別委員会で示させていただきました資料からいきますと、今後、起債を予定している残事業については、約10億円という数字を提示させていただいております。この10億円について、今後の何年間にわたって起債を発行するというこの額から想定いたしますと、年約1億円というのが今後の状況の見通しでございます。

○ 23番（原 重樹君） これは数字ですので、そういうふうに聞いておきます。この672億円は、特別会計の分も含まれているということですが、例えば公共下水道の分を外していけば一般会計の分になるということですね。資料をもらってますので、今、ここでどうのこうのとは言いませんが、そういうふうに聞いておきます。

2つ目の今までの同和事業等について検討、総括したのか、ということですが、ハード面の進捗状況とか、ソフト面でも一定の効果が見られる、という答弁がありましたけれども、結局、最後に言われましたように、検討してまいりたい、ということです。法期限切れということはありませんでしたが、まとまった形では、私が言ったような総括的な評価はされていないとお聞きしていいんでしょうか。その点の確認だけ。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 一応、個々の形の中では一定の評価なり検討はされているところでございますが、全市的な審議会とかの形の中のものにはございません。総括的な形の取りまとめというものはやってございません。



○ 23番（原 重樹君） 総括的な検討はされていないということですが、早く検討しなければ、事業の終結とか一般対策への移行とか言われる中ですので、何を基本にしていかわかりませんので、それは早くしてもらわなければ困ります。全体の検討がされていない以上、個々の問題について聞いても感想的なものでしかしようがないと思いますので、市長に答えていただきたいと思います。

先ほど、ハード面では、劣悪な環境の改善等は一定の進歩をした、ということです。ハード面で言いますと、一般地域との格差是正という問題からすれば一体どうだったか、という感想をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。同時にハード面で42haの中で事業をずっと進めてきて残事業が少なくなってきているわけですが、以前から問題になっている人口の減少あるいはお年寄りが非常に多くなってしまったということです。その点については、最初目指した状況からすれば一体どういう評価をされるのか、感想をお持ちなのか、その点をお聞きしたいと思います。

同時にソフト面につきましても一定の効果がある、と言われておりましたが、差別事象につきましてはどういった認識をお持ちなのか。なぜ改めてこれを聞くかと言いますと、よく悪質化しているとか、増えているとかという認識論が言われますが、そういうふうに認識されているのか。これだけ建設事業費も含め1,142億円というカネを注ぎ込んだ中では、本当にその辺がどうだったのか。総括的な検討はされていないということですので、どういう感想をお持ちなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 原議員さんからの総括的なお尋ねでございますので、私よりお答え申し上げます。

44年の同対審答申、法施行以来実に20数年の経過がございます。この間、議会の皆様方、市民皆様方あるいは国、府の援助等を仰ぎながら、日本で有数の規模の対象地区を抱える本市といたしまして、懸命になって今日まで同和対策事業を進めさせてまいったところでございます。この間の議会の皆様方の御協力に対しまして、心から敬意を表している次第であります。

20数年やってまいりまして、劣悪な環境を是正していくためのハード面のいろんな事業につきましては、精力的に環境改善事業を進めさせてまいりました。改良住宅もおおむね目標を達成いたしました。まだまだ道路等の問題は残っておりますが、大きな前進を図らせていただいたものだと一定の評価をさせていただいております。あと残された5年間の法期限の中では、残事業の克服と合わせましていわゆる心理的な差別のできるだけ払拭を目指しまして、今後とも同和行政を進めさせていただかなければならないと存じておる次第でございます。

いつも申し上げておりますように、何百年という差別をなくしていくためには、一定の時期はかさ上げをしなければ本当の平等にはならない。そのかさ上げの時期が特別措置法だと理解をいたしております。その意味では、一般事業との格差があるのではないかと御指摘をいただいておりますが、移行時期でありますので、平等にしていこうとすれば、一定の時期のかさ上げはしていかなければならないというのが、特別措置法の法の示す意味だと思っております。そうしたかさ上げを通じて本当の平等ができていく、このような気持ちでございます。

20数年にわたるかさ上げ行政に対する御批判はいろいろちょうだいをしてきましたが、これは一定の時期だという御理解をいただいております。劣悪な環境あるいは心理的な差別を含め何とか払拭して、おくれております劣悪な環境の改善あるいは心理的なものも含め、何とか皆が仲良く暮らせる差別のない郷土をつくらせていただくため今まで努力をさせていただいてまいったところでございまして、一定の大きな前進を見させていただきましたことを心から感謝を申し上げたいと存じておる次第であります。ただ、すべてがうまくいったのか、という御質問に対しましては、やはりなかなか大きな事業でございます。若者がもっと集うような活力のある対象地区にしていかなければならないという反省はしております。これからの期間は、そうした意味で可能な限り努力を傾注いたしてまいりたい、このように考えている次第でございます。

大きな御質問でございますので、お答えになっているかどうかわかりませんが、私の一定の所感を申し上げましてお答えに代えさせていただきたいと存じます。

○ 23番（原 重樹君） お答えには十分なっているという感想を申し上げておきます。市長が言われるように、一定の期間はかさ上げの時期、それが特別措置法だということですが、それが最終の段階にきている。いろいろ一般対策への移行とか見直しをしなければならぬ時期だということをはっきり認識した上で、それをするためには、今までの事業等についてきちんと総括的な検討をしなければならない。それが必要だから言っているんです。

もう1点、付け加えますと、一定の時期にかさ上げをしていくということは、中身はいろいろありますが、それはそのとおりだと思います。その意味では、先ほど質問をいたしました部落解放基本法というのはそぐわないと申し上げておきたいと思っております。

あと人口の減少や高齢者云々ということだと思いますが、活力ある町づくりという点ではなかなか、という答弁もありました。実際、これはそうなっているわけですので、そうせざるを得ないんでしょうが、この点でもはっきりした検討が必要ではないか。今まで議会に対して、これは差別になるから、という理由で地域内の人口について調べているのか、いないのかは知りませんが、発表はありませんでした。公のところには出てません。皆さんのところ

では、差別になるからということ、調べてないということになるんでしょうが、そういうことがいかにいいかげんなものになるかということは認識しておくべきだと思います。はっきりしたデータが出ない以上はね。

しかし、一方ではデータは出てます。私がなぜこれを言うかといいますと、昭和51年当時、ざっと3,000世帯、9,000人が、最近の調査では2,000世帯、5,000人に減少している。どこからそんな数字を持ってきたかということでは、実態調査で出ている数字ですが、これは地域内だけではなく外も含まれています。ここに出ている正確な数字では、2,081世帯、5,449人となっております。外も含まれているので、地域内はどれだけか知りませんが、町づくりという点では、そういうものをきちんと掌握しなければいけません。町別に見てもわかるわけですが、一定、そういうものも含めて検討し、本当に活力ある町にしていけるためにはどうすればいいかという方策をきちんと打ち出していきたいと思うわけでございます。一定、検討してまいりたい、と言っているのが検討はするのですが、実際には、きちんとした市長の姿勢がないと、原課だけで、検討します、と言ってもなかなかいかないと思いますので、その点はぜひ市長にお願いをしておきたいと思っております。

問題は、今後の方向性です。私の最初の質問では、今後の基本的な方策を具体的に持っていますか、ということをお聞きしましたが、それらへの答えは一切ありませんでした。私が提示した具体的なことでの答えしかなかったんですが、その辺ではどうですか。いわゆるソフト面重視という部分以外で今後の方向性についてきちんと持っているのかどうか、その点だけを先に確認をしておきたいと思っております。

- 同和対策部長（森 利治君） 今後の基本的な方向性ということでございますが、同対部森よりお答えをさせていただきます。

先ほどからいろいろ御答弁を申し上げておるわけでございますが、ハード面につきましては、従来20有余年にわたって実施をしております事業の総括的な総仕上げというか、そういう気持ちで取り組んでまいりたいと考えております。ソフト面につきましても同対審答申等も踏まえ、一定のあり方検討が大阪府段階において課題になっているところでございます。こういう問題も踏まえながら、従来実施してまいりました個人給付の事業に取り組んでまいりたい。その他啓発等の問題についてもより充実して対応してまいりたい、かように考えております。

まことに答弁になっているかどうかわかりませんが、少なくとも、5年間の法延長がされた中、一定のあり方検討も含めハード面については総仕上げ的な観点と、個人給付の事業の位置付け等のある程度の検討も含めながら取り組んでまいりたい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 23番(原 重樹君) 今の答弁からすれば、ちょっと答弁になっていないと思います。実際、前段が前段ですから、今後の方向と言われてもちょっと部長が出せるものではないと思いますので、そういうふうに聞いておきます。

個々の問題ですが、窓口一本化の府同促方式ですが、一定の成果を上げつつある、地区協も必要な組織だ、と言われておりますので、これからも続けていくということになると思います。時間の関係もあるので、この問題についてここで議論する気はないので、意見だけ申し上げておきます。

結局、差別をなくすということの大前提にしながら、個人を特定して差別をしないとできないのが個人給付でしょう。この人は同和地区出身者だ、同和の関係者だと特定しないとできない。別に個人給付事業だけが窓口一本化の問題ではないのですが、市の職員がやると差別になるので、地区の精通者に頼んでいるんだ、という言い方で今まで理由付けされてやられているわけです。これは本来、市行政としてやるべき責任を負わなければいけない部分をそこに丸投げしてしまっている、主体性の放棄ということが言えると思います。

少し具体論になりますが、前に改良住宅の空き家募集、40戸ですか、されました。そのときもいろんなうわさが市民の間に流れました。これはうわさ話でしかしようがないんですが、あの人はどうのこうの、とかいろんな問題を含めてのうわさなのでここで問題にするつもりはありませんが、結局、その人が申し込める権利者等も含めて、それを認定できるのは市ではなく地区協なんですね。これは本当に主体性を欠いている1つの例です。

前にも紹介しましたが、その地区協自身がどうかと言えば、人の選定が非常に困難になった、と文書にも書いているわけでしょう。そういう弊害がかなり出てきているのが現状なんです。ましてや、これをやることによって市が主体性を失っていくだけに、いろんなうわさが市民の中に一杯流れていく。しかも、そういうものが守秘義務もない人たちに任されているのが実態ですので、これは即刻止めるべきだという意見だけにしておきます。

2つ目の先ほどから出ます個人給付などの一般施策への移行の問題ですが、府の方でも検討作業に入っている、という答弁だと思います。これは和泉市独自の問題もあろうかと思いますが、そういう実情を勧案して進めるという答弁ですが、そのことだけ聞くと、市独自でも具体的な検討に入ると聞いていいんですか。その答えだけお願いします。

○ 同和対策部次長(門林良治君) 先ほども申しあげましたように、府におきまして一定の検討段階に入っているところでございます。同じように府下各市でもやっておりますが、その中で府市長会傘下という立場の中で、今後の方向性を考えていきたいと思っております。

○ 23番(原 重樹君) 府市長会傘下という立場ということですから、結論的に言えば、府の

検討待ちということでしょう。最初に私が言ったように市独自で検討に入るといったことではないでしょう。その辺はどうなんですか。これは重大な問題で私が認識を間違うと困るので、明確にお答え願いたいと思います。

- 同和対策部長（森 利治君） 先ほど、御答弁申し上げましたように、3月末に出ました知事あての大阪府の同対審答申を受けまして、大阪府では、その答申の趣旨に沿った形で対応していくという基本的な考え方を持ちまして、大阪府なりに庁内も含め検討を始めているという段階でございます。府市長会としても、大阪府の動きに対して市長会独自のあり方について検討すべきではないかという方向が出ております。したがって、大阪府あるいは市長会あるいは関係機関等との協議を含めながら、それぞれ市長会、府の段階で協議をしていく。

したがって御指摘のとおり、市長会の一定の検討経過を踏まえながら、各市それぞれの対応ということになっていくのではないかと。逆に各市で検討したものを市長会でどうのこうのということではなく、市長会として従来からの個人給付事業の積み重ねの経過の上に立って、市長会として一定の方向性の検討を進めていく中で各市の対応ということになっていくのではないかと、このように考えております。

- 23番（原 重樹君） 各市の事情をいろいろ言うて市長会でまとめていくのが本来の行き方だと思います。これがいつまでどうこうなるというというのがはっきりしているわけではなく、ずるずるいく可能性は十分あると危ぐするわけです。確かに個人給付問題だけとらえれば、府の果たしている役割とか、責任は非常に大きいわけですが、事業の内容については、府の補助がない市独自のものもあるわけです。ましてや、その市、その市で事情は違いますので、府の検討、市長会の検討も結構ですが、市独自できちんとその辺を見ていかなければいけないと思います。府あるいは市長会で決まったものが即和泉市のものになると、それはそれで疑問なところもありますので、市独自できちんと検討していく必要があると申し上げておきたいと思います。

後は、基本法の問題についてですが、これは意見だけ言うておきます。

全く逆の考え方のごとでございます。一定のかさ上げ等の時期からすれば、部落解放基本法は半永久的なものですので、非常に問題があると申し上げておきます。

それから、紹介しておきたいのは、わざわざこの問題を取り上げましたのは、今までの経過もありますが、京都の方の市議会で、これだけではないんですが、実行委員会から脱会をすべきだ、という決議がされております。その後どうなったかは私もつかんでおりませんが、部落解放基本法定要求運動実行委員会から脱会すること、という決議がされているわけです。これはそうすべきだと思います。部落解放基本法自身がいいか悪いかの問題は別にして、やはり

これは運動なんです。行政がやるべきことではないという基本をはっきりさせておく必要があると思います。

それから、ちょっと戻りますが、人員配置の問題ですが、あっさり答えてもらえばあっさり終わりたいと思いますが、先ほどの答弁では、答えたのか、答えてないのかよくわからないような答弁になっています。今後も地区協云々という話もされましたが、私が聞いたのは、非常勤嘱託員を例に取りましたが、結局、そういう人たちを全部外していったというか、身分保障をしていったというか、そこには語弊があるかもしれませんが、現実におらなくなってきた。住宅センターの職員にしたりね。これは今後の同和事業、同和行政の終結に向けての発想なのか、その辺の意図はあるんですか、ということです。もちろん、個々人の希望はあると思います。市の職員の中でも退職したいという人もおるんですから、個々人の希望はあると思いますが、市全体として全部丸ごとしてきた状況の中では、何かそういう方向性を持っているんですか、と聞いたんです。その辺はいかがでしょうか。

○ 同和対策部長（森 利治君） 例えばということで過去、非常勤嘱託員についてはいろいろ議論があったところでございますが、現在のところ、そういう形での職員はなくなりました。平成4年度におきましては、非常勤嘱託員という地元の同和対策事業を推進する上での職員はなくなったことは事実でございます。われわれとしては、従来、地区協の仕事の一環という形を含めそういう職員を配置して対応してきたわけですが、たまたま府同促、地区協という形での同和事業を推進する協力機関として独自の対応をしていただけるまでに充実、発展をしてきたという認識を持っておりまして、その中でそのように職員の体制をとったわけでございます。予算委員会でも議論をいただいたところでございますが、平成4年度におきまして地区協に対する助成金の増額をいたしました。地元の窓口というか協力機関という形で今後とも同和対策事業を推進をしていきたいと考えておるところでございます。

○ 23番（原 重樹君） それはわかるんですが、答えになってないという状況があるんです。地区協が独立独歩でいけるようになったから、と言いたいんだろうと思います。今まで地区協を含めそういうお仕事をされてきた非常勤嘱託員というもの、地区協を重視しながらそういう非常勤嘱託員なるものを全部やめたわけ。その意味では、方向性に逆行しているように見えます。重視や、と言うているのに、整理したと言えば語弊がありますが、人がおらないようにしてしまった。その辺の考え方を聞いているだけの話です。

これ以上質問しても的確な答えが返ってきそうもないのでやめますが、先ほど、個人の希望もあるから、と言いましたが、地区協を重視云々と言われるので、1つだけ懸念するのは今後の問題なんです。いわゆる同和事業関連の非常勤嘱託員については、今後、補充していくとい

うことにはならないと思いますが、その確認だけしておきたいと思います。

○ 同和対策部長（森 利治君） 非常勤嘱託員と言いましても、同和地区内にはいろんな施設がたくさんございます。御指摘の従来、同和対策費の予算で計上していました非常勤嘱託員という形での非常勤嘱託員の雇用は、今後、考えておらないというところでございます。

○ 23番（原 重樹君） そういうふうに確かめておきます。支部の助成金も含めこの地区協におカネを回していった。ところが、人がいないという事情の中でどういうふうに重視をしているのかという問題があります。よく受け取れば、同和事業その他肥大化したものを縮小等をしていく状況の中でやられていることだと善意に解釈しておきます。今後、補充しないということだけははっきりさせて、その点で終わっておきます。

いろいろ基本的な問題でお聞かせ願いましたが、結局は、今、非常に大事な時期にきているとはっきり認識すべきだと思います。ごみ収集業者の問題にしても、部落解放同盟から新規業者を要求されればいやと言えないという状況の中でどんどんそういうものが通っていく。市行政としての主体性のなさ等を指摘をしましたが、そういう状態の中では、個人給付等についても、なかなか見直し等を含めできない。市が本当に主体性を持ってきちんとした態度で臨んでいかないといけない時期なんです。それが必要だということを強く申し上げておきます。

それで同和事業の方は終わりたいと思います。

1時間を経過したようですので、あとは簡単にしておきたいと思います。

駐車場問題ですが、黒鳥山公園につきましては、予算委員会等でも聞かせていただきましたが、これは私の勘違いもありまして、平成5年度に整備したところで臨時でもいいから駐車場をつくったらどうか、という要望の仕方だったんですが、現実聞いてみると、地形等の問題もあってそういう形にはならないようです。今池をそういう形でしていきたいということです。それは、それで了解をしておきたいと思います。いずれにしても、平成5年度には整備されるようですが、当然、来春の花見の時期には間に合わないわけです。地元との関係はありますが、できるだけ早くしていただきたいという意見を申し上げておきたいと思います。

あと、駐車場問題では、既存の住宅地の問題なんです。今の住宅は、車社会の実情から1戸に1台という指導をされているということです。今、大きく問題になってきているのは、既存の住宅はなかなかそういう形にはなっていないので、車が溢れ返っているという現実ですが、それに対してどう考えますか、という質問に対する開発指導の答えでは、今後、建て替えるときに、ということです。開発指導の担当課としての話はわかりますが、私が言ったのはそういうことではない。

例えば公園がつくった鶴山台が1つの例です。つくった当時は、どの程度の車台数を予測し

たのか知りませんが、1戸に1台という状況でなかったことは事実でして、だから今、溢れ返っているの、取り締まりの重点地域になっているということです。それで違法駐車を道交法違反で取り締まるわけですが、しかし、果たして取り締まりを強化するだけでいいのかどうか。取り締まりを強化するというのは、個人の問題になってしまうわけでしょう。あなたの責任であなたの車をどないかしなさい、というだけの話です。

ところが私が思うのは、これは町づくりの一環ですが、当時は基準がなかったの、今、大変なことになっていますが、鶴山台で言えば、公団とか地元住民とか関係者が一緒になり、具体的に駐車場の確保に向けた方策を見出すよう積極的に働きかける行動が市としても必要ではないかと思えます。一番困っているのは、既存の住宅地ですからね。その辺では、そういう考え方あるいは責任が市としてないのかどうかということをお聞きしたい。その辺のお答えになると、開発指導の方では無理だと思いますので、責任あるところからお答え願いたいと思えます。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 交通公害課黒川からお答え申し上げたいと思えます。

御指摘のとおり、鶴山台等過去に建設された住宅密集地域あるいは駅周辺等の商業地域におきましては、駐車場問題がたくさん蓄積されております。その対策を講じるために現在、交通公害課では、住宅整備の基本指針的なものの策定作業に入っております。その取り組みの中で公的な負担あるいは民間の負担という形の中で考えていくならば、助成制度の導入検討となつてこようかと思えます。その中において、民間施設の充実推進を図る上で公団等の施設管理者に御意見を申し上げることは可能かと考えております。今後、進めていく上での計画でございますので、現在、その取り組み中でございます。今後、積極的な形での進め方を考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 23番（原 重樹君） 基本的な指針をつくって助成云々と言われておりますが、私が言っているのは、そういうものもきちんとしてもらいながらやっていくということですが、例えば市が鶴山台へ行ってその周辺でおカネを出すから駐車場をつくれ、ということではない。もちろん、公的な質等の問題で市がおカネを出さなければならないときは当然あるでしょうが、ただ、公団あるいは地元住民に対して積極的に駐車場を確保せよ、ここにこういうものがあるではないか、ということも含めたものを提起する態度が必要ではないかと言ってるんです。

法的には別に問題はないんですよ。鶴山台ができたとき1戸1台云々ということは何も言われなかったんですからね。しかし現在、市として駐車違反で困っているのをどないかせなあかんという発想に立つならば、そういう積極的に働きかける態度が必要ではないか。これはすぐにできると思えますよ。ただ、受ける公団側がいろいろ問題はあるにしてもね。これは別に鶴



山台だけではなく、密集地に対してそういう考え方は持ちませんか、その必要性を感じませんか、ということです。

- 産業部理事（白樫通有君） 産業部白樫からお答え申し上げます。

開発時の設置基準が現在のように100%に至ってなかったので、今、50%が駐車違反をして多くの車が溢れていると受け取っております。先生も御案内のとおり、昨年7月に車庫法が改正されまして、500m以内という規定が、2km以内で車の保管場所を求めたらいいとその範囲が拡大されました。私の考え方では、それによって開発者としての駐車場のスペースの拡大には当たりませんが、少なくとも、はみ出ている車に対する保管場所の確保はある程度可能になるのではないかと。

もう1点、違法駐車が多いという点では、住宅開発時の駐車施設の基準以外に、通勤者が営業用の車を使ってそれを置いておくという現象が団地等によく見られます。その点については、保管場所という以外で警察あるいは迷惑を受けている自治会の役員さんとも対策を協議をしながら、できるだけ迷惑駐車のないように進めていきたいと考えております。

- 23番（原 重樹君） 今の答弁だと、500mが2kmになったから個人の責任で駐車場を確保することが容易になるから解消できるんだ、ということでしょう。それにもかかわらず路上の駐車違反が多いので取り締まる。それしかない。しかし、それで今、問題になっている状態が解決できますか、ということです。あなたがたは、担当の部局でそれぞれいろいろあるかと思いますが、実際には、鶴山台で営業用の車だけではありません。それもあるかもしれませんが、たまたに取り締まっても、それで違法駐車がなくなるとはだれも思ってません。取り締まりをやっている警察にしても、それで解決するとは思ってない。担当のあなた方も思ってないでしょう。

だから、本当に解決しようとするれば、市として一步踏み込んで公団に話に行く。公団さん、今の状態では困る。何かいい方法はありませんか、助けてください、と積極的に市が調整役を果たすことも必要ではないか。もちろん、市の施設については市が責任を持たなければいけないですが、そういう考え方はありませんか、と聞いてるんです。今の答弁では、個人の責任やからあなたがやりなさい、というふうにしかならないと思います。

- 産業部理事（白樫通有君） 私は、それがすべてだという考えで申し上げたものではございません。取り締まりの対象になるのが、そういう保管場所のない車と、それ以外の違法駐車との2つに分けられると思います。したがって当面、私が申し上げましたようなことをやると同時に、黒川参事が申し上げましたように、現在、本市の駐車場対策として進めております駐車場基本指針あるいは駐車場計画策定を行っていく中、公団等にも働きかけていきたいと思っております。

す。

○ 23番（原 重樹君） わかってきているのか、くれてないのかわからないようなお答えですが、働きかけていく、ということですので、そういうふう聞いておかなければしょうがないのですが、先ほどから市長もうなずいておられるので、最後に、市長からお答え願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） うなずいていたかどうかわかりませんが、御指摘はごもっともでございます。今回、産業部の交通公害課の中で黒川君を駐車場担当参事として張り付けましたのは、車社会が激動する中、駐車場問題をどのように解決していくか、を専門に研究をなさい、ということであることも含め、本人も交通公害課も調査検討中でございます。例えば公営住宅、公団住宅、そして、民間の駐車場問題ももちろんございます。その中で現在、いろいろ取り組みをしているのが実態でございます。

ただ、こうした調査検討を通じまして、今までにつくった住宅地というものは、今のような車社会を想定していなかったものですから、現在、駐車場が足りないということで市内の鶴山台を初めあちこちで車が溢れ、違法駐車がたくさんあるわけでございます。単に公団住宅だけの問題として考えておりません。公団とも相図りながら、行政は行政なりに頑張っていかなければならないと考えております。

ただ、市民のモラルの問題もあることは事実でございます。止めるところがないから止めているのがなぜ悪い、ということでは、根本的な問題解決にはならないことは事実でございます。車庫法が改正され、500mが2km以内に駐車場を確保しなさい、という法の改正は、近くで確保しにくいから範囲を拡大したのでできるだけ違法駐車をしないように、というのが法の趣旨だと思います。

その意味からすれば、車を持っている人が迷惑をかけずに運転し、駐車をするというのは当然の権利であり義務でもありますので、個人のモラルにも十分に訴えていかなければならない課題でもあります。もちろん、行政の責任として、いろんな方のお力添えもお借りをしながら、そうした個人のモラルに訴えていくことも大切だと思います。これだけ車が溢れ返っている時代の駐車場対策は、その2つのことを重要なポイントにしながら進めていかなければならないと存じます。

また、いろんな補助制度もできてきていますので、民間のお力もお借りしながら補助制度を導入し、できるだけたくさん駐車場をつくっていくことも私たちの仕事の1つだと存じております。いろいろ御指摘をいただきましたが、お答えが逆になったような感じで何か意欲がないように取られておりますが、行政の取り組みについては十分わかっていると思います。ただ、

できるだけ市民のモラルの向上と合わせて解決を図ってまいりたいという趣旨だと思います。私からもお答えを申し上げましたのでどうか御理解を相賜りたい。一生懸命に頑張りたいと存じます。

- 23番（原 重樹君） 一生懸命に頑張ります、という市長の答弁がありましたので、それはお願いをしておきます。わざわざこの問題を取り上げましたのは、行政としてのそのときどきの対応のおくれたと思うからです。先ほど例に出しました鶴山台では、太之坊池が埋め立てられています、考えれば、池だったわけですから、あそこまで埋め立てなくても駐車場にできなかったのかどうか。もちろん、おカネがかかるので公団はそれほど積極的になるような話ではないと思います。ただし、そういうときどきに市が行政としてきちんと話を持っていけば、何らかの方向策はできていたのではないかと思います。

これは何も鶴山台だけではありません。重点区域とか、あちこちで問題になっている地域がたくさんありますが、そういうところで前々からそういう方策を相談して対応策を考えていく。すぐにできないものもたくさんあるとは思いますが、そういう機会があればすぐに対応できるような体制と、それまでの土壌づくりが必要だと思いますので、今回、わざわざ取り上げさせていただきましたので、よろしくをお願いをしておきたいと思えます。

以上で終わります。

- 
- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、28番・友田博文君。

（28番・友田博文君登壇）

- 28番（友田博文君） 28番・友田です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

和泉市南部の活性化と環境問題について4つに分けさせていただきました。和泉市のビッグプロジェクトであるトリヴェール和泉が大きく花開き、先般、町開きが行われたことは皆さんも御承知のとおりであり、また、バブルが崩壊したとは言え、トリヴェール和泉に住みたいという希望が多いということも、トリヴェール和泉がすばらしいということにほかならない。このように日本に誇れる町を築いてくれましたことに対し、市長を初め理事者の皆さん方に敬意と感謝を申し上げる次第であります。その上大阪府の産業技術研究所というビッグ研究所の誘致に成功され、また、学園ゾーンにおいても桃山学院大学の誘致に成功をおさめられました。コスモポリス計画も順調に進んでいると聞いておりますし、駅前再開発事業も準備組合の設立など計画的に進捗しているようであります。市長の持つ手腕には頭が下がる思いがいたします。

さて、本市の南部地域は、最近までみかん栽培で生計を立てておりましたが、みかんの生産過剰で廃業に追い込まれております。また、林業においても、材木の不振で手の付けられない

状態にあります。自然環境を守り、緑を大切に、都市と自然の調和が取れた町にしたいという事は、本当にいいことだと考えます。しかし、南部地域を見渡したとき、本市全体から考えて調和が取れていると言えるでしょうか、大変疑問を感じております。財政面から見ても、農林事業に対しては、面積の割合には余りにも少ない金額ではないでしょうか。市長の賢明なる手腕で南部に活力を興していただきたいをお願いをするものであります。

さて、ふるさと創生事業を南部に誘致していただいたことは、大変ありがたいことだと感謝申し上げる次第であります。その森林浴事業が南部の観光の起爆剤となり、活力が1つでも生まれることを期待申し上げているところであります。

そこで、森林浴事業についてお伺いをいたします。森林浴コースの進捗状況と今後の計画について。山や市民の安全対策について。みかん園の管理について。駐車場の確保はできているのか。トイレは十分であるのか。それから、青少年の家が大変賑いを持つと考えますが、この点についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

続きまして、市道の落石防止についてであります。南部地域には、数カ所の落石危険箇所があると聞いております。恐ろしいことでもあります。落石は、即市民の尊い命がかかわってまいります。この点について、どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

続いて、河川の汚濁防止についてであります。私は、南部地域の川はきれいなものだと思っておりました。しかし、よく聞きますと、川は大変汚れているということでもあります。川に魚が住めなくなったり、魚がいろんな病気を持っているということですが、川は本当にきれいと言えるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、関西国際空港関連についてお伺いをいたします。

関西国際空港が2年後に開港されてまいります。国際関連のみで当初の規模は飛行機の離発着回数が約9万回、旅客数1,300万人、貨物取り扱い量70万トンと、伊丹空港の約3倍の規模で開港する予定になっているそうです。空港乗り入れの国数は43カ国と成田をしのぐことになっていると聞いております。開港より7年後には、成田をすべての面でしのぐとさえ言われております。まさに泉州の玄関口であり、わが国の玄関口でもあります。この関西国際空港の建設を起爆剤としてビッグプロジェクトや関連道路網の整備などが積極的に図られており、和泉市はもとより泉州地域の活性化が進められております。和泉市においてもトリヴェール和泉やコスモポリス計画、駅前再開発計画等重要な意味合いを含めた事業であります。

私はここで都心、副都心というような開発とは別に、和泉市の南部地域がこれから予想される都市化に対して、行政としてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

まず、本市南部の発展は、外環状線を初めとする道路網に影響されるところが大きく、とり

わけ、現在調査段階であります。和歌山へ通じるバイパス道路は、南部地域の将来に大きなウエートを占めると思います。私自身もその地域に生きる者として、また、緊急の問題として思うことは、これらの道路網整備に伴って今後、南部地域がどのような形で発展していくかということです。大きな道路の沿道には、その道路が持つ商業業務機能を活用するためにいろんな業種の店舗等が張り付き、その沿道地域の都市化を進めてまいります。恐らく外環状線が通過する南松尾や横山の両校区でも、自然にそのような状況に推移していくと考えられます。

そこでお伺いをしたいのは、今、都市化の波を受けようとしている和泉市の南部地域を、地域社会が変化していくままに任せるのではなく、行政が主体性を持って地域の活性化、町づくりの観点から積極的に指導、誘導すべきであると考えますが、いかがなものか、お尋ねいたします。

次に、私は、以前から和泉市の観光資源について質問をしてまいりましたが、今回は、南部の観光開発についてお伺いをいたします。

道路網が整備されてくると、人々の活動範囲が広まってまいります。現在のような車社会、また、週休2日制の到来となればなおさらのこと、レジャー化の傾向を増してまいります。そうなれば、南部の観光資源が大きくクローズアップされてくるものと思います。今こそ、南部の観光開発を市長の手腕を発揮していただく時期ではないかと期待を申し上げておりますが、いかがでしょうか。

3点目として、公共施設についてお伺いをいたします。

南部地域の公共施設と言えば、青少年の家と、現在、建設中の森林浴コースぐらいのものではないでしょうか。体育館やグラウンド、図書館、福祉施設、病院、コミュニティーセンター等があれば、と思うほど南部地域にはほとんど公共施設がありません。公共施設1つをとっても調和を取っていただきたいと願うものであります。南部が取り残されるのでは、と大変懸念を抱いておりますが、いかがでしょうか。

第4番目として、公害問題についてであります。関西国際空港は24時間空港であり、開港時さえ伊丹空港の3倍もの規模を持つビッグ空港であります。数年後には、成田をしのぐとさえ言われております。私は、広域幹線道路の大阪外環状線について騒音、排ガス、また、飛行コースについても懸念しております。この点について、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

最後になりますが、外環状線と市道との関連であります。交差点ではいろんな問題が多いため、道路課では御苦労いただいていることと思います。しかし、今一度現場を検証していただきたいことと、道路照明、カーブミラー、道路標識、道路排水その他生活道路等についても考

えていただき、開通時には、安全な道路として万全を期していただきたいと願うわけですが、この点、どのようになっているか、お伺いをいたします。

以上、質問の要旨を説明いたしました。答弁によりましては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 青少年の家所長（久保喜代治君） 槇尾山森林浴コースにつきまして、社会教育課久保よりお答えいたします。

まず最初に、工事の進捗状況と今後の工事予定についてでございます。平成3年度事業といたしましては、主として造成工事でありまして、平成3年12月19日に着工いたしまして、整備面積約4万1,000㎡の中で伐採面積約1万8,000㎡、切り土約2万4,000盛り土約2万6,000を初めといたしまして、石積み工事、擁壁工事約1,200㎡等の工事を行っております。平成4年8月中旬完成を目途に、現在、担当課である都市整備部公園課と鋭意連絡を密に取りまして工事を順調に進めております。

また、平成4年度事業といたしましては、コース全体の道路整備、危険防止のための防護柵の設置、水路に面した個所には、親水護岸を整備しようとするものでございます。

次に、広場の整備でございます。芝生広場、花の広場、展望台広場を大別し、3つの広場を整備しようとするものでございます。芝生広場といたしましては、トイレ、パラボラ、野外ステージの整備、また、展望広場としては、大阪湾を一望できる展望台を設置し、それぞれ整備しようとするものでございます。斜面地利用いたしましては、展望広場と花の広場を結ぶ斜面を利用いたしましてローラー滑り台を設置し、この施設の特色を生み出すものでございます。また、周辺整備といたしましては、擬木階段を含め整備しようとするものでございます。その他の工事といたしましては、調整池、給水施設並びに緑を補うための植栽工事等をそれぞれ実施するものでございます。

続きまして、利用者の安全対策についてでございます。利用者の安全対策につきましては御指摘のとおり、利用者に事故があってはならないことは言うまでもございません。したがって、オープン後の管理運営につきましては万全を期し、事故のないよう努めてまいりたく考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、みかん園の管理方法でございます。御承知のとおり、みかんづくりは長年の経験と専門的な知識が必要でございます。したがって、基本的には、オープンに際しましては、みかん園の管理を初めといたしまして、全体の管理運営につきましては、関係各課と十分協議してまいりたいと考えております。

続きまして、駐車場とトイレについての御指摘でございますが、駐車場につきましては既設の駐車場の利用を考えており、トイレにつきましては今後の推移を十分勘案し、関係原課と検討してまいりたいと考えております。

続きまして、工事完成による青少年の家の活性化をどう図られるか、ということでございます。平成3年度の青少年の家の利用者数は延べ約7,000人でございます。森林浴コース設置に伴い予測される利用者数でございますが、市内の小中学校の日帰りの自然教室を初めとして、市外の子供たちにも自然を楽しみながら学習をしていただき、子供たちの自然学習の場としてのプログラムを現在、検討、研究中でございます。したがって、相当数の利用者が見込まれることと考えております。特に青少年の家を起点といたしまして、野外活動の場としての利用も図ってまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 2番目の市道への落石防止につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

山間部の市道には、のり勾配の急な個所が数路線ございます。現在のところ大きな落石等はなく、一部道路内に土砂が流入した程度でございます。これらにつきましては、擁壁と落石防止柵を設け対処しているところでございます。

しかし、現在、2地区につきましては大きな落石が心配されるとして、地元町会からその対応について要望を受けております。この落石防止対策は、工法あるいは工事が大変難しく、また、多額の費用を要するというのもございます。したがって今年度は、要望の出ている一部につき土質調査と工法の検討について、近くコンサルに発注するに当たって準備を進めているところでございます。もう1地区についても、内部で検討しているところでございます。道路上への落石は人命にも影響いたしますので、今後とも落石防止に一層努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） 交通公害課よりお尋ねの川はきれいか、ということについてお答え申し上げます。

市内を流れる河川につきましては、今まで14カ所の地点で測定をしております。その結果、有害物質については、全地点とも検出されておられません。また、それ以外の項目についても、近年はおおむね横ばいの状態が続いております。北部の下流域におきましては、環境基準の適用が若干低くなっておりますが、南部の上流の方は、環境基準をほぼ満足している状況でござ

います。

また、河川に棲息する生物等につきましては、今のところ5地点で実施しております。環境庁の評価方法で見ますと、先ほど申し上げました水質の検査結果と同様、種類によりましては、きれいな水に棲む魚は、きれいなところにおるという状況でございます。また、この調査時に魚等を捕獲してその種別などを判定しておりますが、現在のところ、奇形なもの等については確認をいたしてございません。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 関西国際空港関連で御質問のありました本市南部の経済的な活性化、観光開発、公共施設の3点につきまして、企画調整課油谷の方からお答え申し上げます。

まず、第1点目の南部の経済的な活性化についてであります。御指摘のとおり、本市の今後の発展は、関西新空港の建設インパクトに全部結び付いていることは事実でございます。このインパクトをいかに活用していくかが、本市のみならず、泉州各自治体に課せられた今後の課題であろうかと存じておるところでございます。その中で特に御指摘のございました和泉市南部の町づくりについてお答え申し上げたいと思います。

御案内のとおり、外環状線を初めとして道路網が逐次整備されていくに従いまして、沿道を中心とした地区において、商業施設を中心として各種施設が立ち並んでいくことが予想されます。また、中央丘陵開発、新駅の開設に伴います波及効果も、幾分この地域に及んでくることも想定されるところでございます。これら今後の情勢を的確に把握しながら、歴史、地形、自然条件など南部地域が持つ特性をよく認識した上で、この地域の活性化に努めてまいることが肝要かと存じておるところでございます。この観点からも行政が果たすべき役割の重要性については、十分認識いたしておるところでございます。

次に、2点目の観光開発の問題でございますが、槇尾山や松尾寺では、毎年、相当数の行楽客で賑いを見せております。本市としてもレクリエーション機能の強化という観点から、先ほど他のセクションから答弁がありましたように、森林浴コースの整備など一定の施設整備を図りつつ、市民の方々が身近に自然に触れ合える場の確保に努めているところであります。本地域の豊富な自然の恵みを観光開発にもっと積極的に活用することは考えられないか、との指摘につきましては、非常に問題もございしますが、観光行政という立場から南部地域の活力の補強といった点を合わせ、関係部局ともども今後、研究を続けてまいりたいと考えておるところでございます。



3点目の公共施設についてでございますが、われわれといたしましても議員さんが御指摘のとおり、市域全体としてバランスの取れた町づくりを行っていくことは、行政に課せられた重要な使命であると考えております。このため本市第2次総合計画におきまして、その将来像を「調和と活力のある人間都市和泉」と定めておりまして、この文中の「調和」という言葉には、市域全体の調和を図りながら、各地域の特性に応じた整備を進めていくことによりまして、市としての総合的な発展に努めてまいろうという思いが込められているところでございます。

本市南部につきましては、大阪府においても数少ない緑と自然に恵まれた地域でございます。当然、この地域特性を生かしながら地域住民の居住環境の向上を図っていくことが必要であり、近年においては、山間レクリエーション活動における拠点施設としての青少年の家の整備、地域住民の方々に対する行政サービスの向上のための横山サービスセンターの開設を行ってきたところでございます。今後とも地域全体の総合的な発展を念頭に置きながら、本市南部の住民の方々の生活の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） お尋ねの4番目の国際空港開港に伴う公害問題ということで、特に外環状線の交通量等についてでございます。

外環状線につきましては、現在、和泉市域内では全通しておりませんので、交通量等については、残念ながら調査をいたしてございません。交通量にかかわる騒音、排気ガス公害の問題であろうかと思っておりますので、大変恐縮ですが、国道26号線の測定結果を申し上げまして説明に代えさせていただきたいと思っております。

国道26号線につきましては、平成2年度の10月に大阪府が調査をいたしました交通量によりますと、池上町付近で1日9万1,750台となっております。関西国際空港が開港という時点の想定では、以前に空港会社が実施した環境影響評価では、国際空港関連施設からの国道26号線に及ぼす車の増加は、1日5,300台という予測をしております。しかし、実際に空港が開港になりますと、これ以外に外環状線とか近畿自動車道、大阪湾岸道路なども開通してまいりますので、その予測というものは、地域の経済の発展、産業の動向によりまして、その時点での交通量の予測は非常に難しいものがあるかと思っております。

ただ、その中で公害問題について考えますとき、先ほど申し上げましたとおり9万1,750台という26号線の交通量でございます。これに基づいて測定した数値、同じく平成2年度の測定でございますが、26号線の池上町付近では72フォンから75フォンと環境基準の65フォンを越えております。しかし、これは道路脇1mの地点の歩道上の測定値でございます。逆に住環境

から見ますと、当然、離れると低くなります。個々の住環境が違いますので、住環境から見た騒音となりますと、一概に言えないという状況がございます。

また、排気ガスでございますが、特に自動車の排気ガスが原因になります二酸化窒素の濃度につきましては、これも平成2年度の測定でございますが、26号線沿いの池上小学校付近で0.028ppm でした、環境基準の0.06ppm 以下でございました。

それから、飛行コースの件でございますが、飛行コースは海上コースでございまして、特に大気等については、本市は軽微な影響しかないと考えます。また、飛行機による騒音についても、環境影響評価を実施するとき実機を飛ばして調査した資料がございます。これによると、本市の一番近いところで飛行コースから6km離れているという地点では、空港会社の影響評価によりますと、50フォン以下であると指摘されております。実際、そのとき、当時の交通公害課の職員が測定したという実績もございますが、ほとんど騒音の影響はなかったと聞いております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 道路課参事（関 和直君） 最後の外環状線と市道との関連について、道路課よりお答え申し上げます。

現在、大阪外環状線と交差する市道は6路線ございます。既に片側2車線で暫定供用を行っております若樫町におきましては、久井若樫線及び久井町1号線が立体交差となっております。また、現在、工事中の区間のうち父鬼川以東につきましては、北田中仏並線外4路線が交差しております。岡坪井線及び岡町1号線につきましては地形的に市道の高低差が大きいため、大阪外環状線とスムーズな接道ができなくなることから、岡坪井線につきましては一部ルートの変更を行い、接道を可能にしております。また、岡町1号線につきましては構造的に困難なため、T字交差で処理を行っております。また、福瀬線につきましては交差線形が鋭角となるため、同様にルート変更して交差処理を行っております。

これらの交差協議につきましては、道路設計協議の段階で地元権利者、町会、市、警察等が協議を行っているのが通例でございます。特に新設道路の場合、築造に伴いまして今までの道路通行形態が変化することが予測されますので、信号の設置、道路照明等交通安全施設の整備を含め今後とも大阪府に対し要望するとともに、十分に協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 一般質問の途中ではありますが、再質問は午後に行うことにし、ここで、午後1時まで暫時休憩をいたします。

(午前11時55分休憩)



(午後1時00分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。友田議員の再質問からお願いいたします。簡単をお願いします。
- 28番(友田博文君) それでは、かいつまんで1つずつ再質問をさせていただきます。  
森林浴事業でございますけれども、造成もおおかた終わりに近付いているように思いますし、本年度は新しい施設建設に入っていくと思います。そこで、開園も含めこれからどういう格好で運営をしていくかについて、まず、お聞きをしたいと思います。
- 青少年の家所長(久保喜代治君) これからの運営方法でございますが、現在、近隣の類似施設等の見学を行ってございまして、施設の運営方法、管理運営体制について調査を実施しております。それらの事例を参考にしながら、新年度の予算編成時に関係各課と協議して結論を見出していきたいと存じております。
- 28番(友田博文君) まだ少し時間があると思いますので、いい運営方法の結論を見出していきたいと思います。

私の方から意見だけ申し述べておきますが、市民の皆さん方あるいは他の市からも、和泉市はふるさと創生事業で森林浴コースをつくるということで注目を集めていると思います。その注目に反しないようなすばらしいものをつくっていただきたい、このように思います。

答弁の中でいろいろと内容について説明されておりましたが、今のところ、駐車場問題が一番重要だと思います。たくさんの人たちがこの森林浴コースに来られるんじゃないかと想像しております。現在、槇尾山には、年間3万人とも5万人とも言われるほどたくさんの方がお参りに来られますが、そのときもバスで10台、15台と連ねて来るとも多くあります。今後も森林浴ということで小中学生とかいろんな分野の方に使っていただけたらと思います。

その中で駐車場については、多分、産業部が作りました駐車場をお使いになると思いますが、舗装も整備されておりません。また、バスなどで大勢の人が来られたとき、生理現象でトイレも必要ですが、あの付近では、トイレは青少年の家しかありませんので、その辺も考慮していただきたい。市民の皆様方に本当によかったと喜ばれるような施設をおつくり願いたいと思います。市長もいろんな面でたくさん成功されておりますが、この山間部の皆さんに喜んでいただけるような、市長がつくってくれたがだめやったな、と言われたいないようによろしくお願いいたします。

次に、市道への落石防止ですが、本当に命にかかわることでございますので、十分に配慮し

ていただきたいと思います。横山で言えば、小川の市道の上に大きな石があるのですが、それをどうしようか、ということではいろいろ考えていただいているようですが、なかなかいい考えが浮かばないということです。もし、地震とか、今回の地滑りのような格好になれば、その下を通っていたら、必ず生命が危険にさらされることになると思います。わかっているものについては、長い間、そのまま放っていますので、そろそろ考えてもらわないかん時期に来ているんじゃないかと思いますので、その辺も十分考慮していただきたいとお願いをしておきます。

それから、河川の汚濁防止ですが、たくさん調査をしていただいているようですが、私は横山地域ですから横山のことを言えば、横山に魚が棲んでいないということは考えられなかったんです。勉強不足だったんですが、実際に棲んでいないところもあるそうです。それから、最近聞いた話ですが、魚が病気にかかっている。なぜ魚が病気にかかっているのか。先ほどの答弁では、何も無い、という話でしたが、実質的には、魚に影響を及ぼしていることは間違いないと思います。こちらからなぜか、と言いましたら、最近は農薬でなく、家庭から出る排出物が問題だろうと思っております。その排出物も浄化されずに直接河川に流れているので、魚にも影響が出ているのではないかと思います。

そのような中で前の質問でも地下水の問題を取り上げました。これもお願いをしておきますが、和泉市の南部地域において一度、ぜひ密度の高い調査をお願いしたいと思います。現状、魚とかいろんな影響が出ておりますし、また、たくさんの残土や産業廃棄物を持って来られております。これらがすべてクリアされているという中では、何か納得がいけないものがございまして、その点、和泉市においていろんな調査をぜひ実施していただきたいと思いますが、この点について回答を願います。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） 水の調査という御意見でございます。先ほど申し上げましたように、市といたしましても各地点で河川の水質検査を実施いたしてございます。また、市街地を含め各水路についても、3年に1回ということで調査をしております。地下水についても、これは大阪府でございまして、平成元年度から計画的に実施をしております。地下水につきましても、現在まで和泉市で13地点の調査をしておりますが、引き続き調査をしていく方針でございまして。

交通公害課といたしましては、あらゆるところを調査をいたしております。不十分と云えばそれまでですが、現在のところ、基準値をオーバーすると健康問題にかかわる数値は検出されてございません。そういうことのないよう、環境監視をするという意味合いを持ちまして調査を進めております。今後もそういう懸念があるところについては、集中的に検査をしていくという方向でまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 28番(友田博文君) 懸念があるから話をしているんでしょう。違いますか。
  - 交通公害課長(大塚俊昭君) 懸念があってはいけないので、そういう恐れがないかどうかということで現在、調査をしているということでございます。
  - 28番(友田博文君) 現在、調査をしていると言いますが、そういう問題が現実にあるんですよ。なければ、そんなことを希望しませんよ。この調査はできないということですか。
  - 交通公害課長(大塚俊昭君) 先ほどから申し上げておりますように、計画的にあらゆる方面で調査はしてございます。ただ、現在のところ、異常な数値は発見されてございません。今後とも、そういうことのないよう調査を進めてまいりたい。疑わしきところがあれば、それなりの機関とも協議をして精密な検査、分析を行いたいと考えております。
  - 28番(友田博文君) アメリカで問題になったでしょう、20年たって出てきたんですよ。出てきたときはもう遅いんです。どれぐらいの費用がかかるんか知りませんが、市民の安全を守るためのおカネを出し惜しみするんですか。おかしいやないですか。なぜ和泉市でできないんですか。もう少し前向きに考えてもらわんと困ります。きれいな水の中にこういう問題が起きているんですよ。そんなややこしい答弁はやめてください。場所がわからなかったら、連れて行きますよ。問題が起こってなかったら言いませんよ。問題があるから言うてるんです。もう少ししっかりしてください。
  - 交通公害課長(大塚俊昭君) 議員さんがおっしゃってるのは、多分、魚の問題であるかと思えます。現在までの調査では、父鬼町の鍋谷橋、また、横山の神田橋あたりで魚を含め水生生物の調査をしておりますが、先ほども申し上げましたように、われわれが見る限りでは、異常なものは検出されてございません。
  - 28番(友田博文君) そういう答弁をされると、早く終わろうと思ってても終われない。現実には問題が出てきているんですよ。それをよく認識してもらわんと困ります。魚に異常が出てきているから言うているんです。われわれがその魚を食べるかもしれない。水俣病でも魚を食べたんでしょう。だから、先にきちんと調べます、調査に入ります、と言うてくれないと困ります。今、神田橋のところできれいやったら、ほかの地区も皆きれいということになるんですか。和泉市では地下水の検査もやってないでしょう。ほかのところに頼らず、和泉市で危険な場所、問題が起こるかもしれない危ぐされる場所については、やはり前向きに取り組んでいただかないと困ります。また、これは後で話をします。
- それから、関西国際空港関連ですが、冒頭にも申し上げましたが、空港が開港になると大変な数字になってきます。開港時の乗降客が1,300万人と申し上げましたが、これは外国人だけの話。日本人も含めると2,000万人を突破するという予測が出ています。平成13年に離発着

回数が16万回になると、3,000万人を超えると予測されています。貨物にしても、今、伊丹空港の20万トンに対して約80万トン、離発着が16万回になると成田をしのぐ量になってきます。

そのような中では、広域幹線道路の外環状線にかかってくる比重は大変増えてくると思います。そのような比重がかかった中でも、南部地域にはこれといった産業はありません。活性化しようとしても、農業関係だけではなかなか活性化しにくい。ここで何回も質問しましたが、どのような活性化をしようかということが、具体的にはなかなかあらわれてきません。また、財政面についても、これを支援しようという格好が取りにくいという難しい状態であります。

そこで、外環状線が開通することによってさまざまな産業が張り付いてくると思いますが、できるだけ市民に喜ばれるような産業が来てほしいと思います。その中で和泉市の行政の指導が大きいかかわってくると思いますので、この地域がどういう格好になっていくかという、的確に先を見通した計画なり青写真、予測というものを行政がつくってお示しを願いたい、このような考えております。平成6年8月に一番機が飛び立つらしいですが、それまでに外環状線も開通すると思いますので、1日も早く環境も含めこの辺についてはこういう格好のものを指導していきたい、というところをお示し願いたいと希望しておきます。

特にここで言いたいのは、観光開発の面でございます。先ほども言いましたが、南部地域の名所と言われるのは槇尾山、松尾寺、それから国華園という3つぐらいだと思います。今、いろんな縛りの中でこの地域を活性化していこうと思えば、この観光メッカと言われる3つの施設を中心に開発、活性化を図っていかなければできないんじゃないか、このような考えております。

同時に外環状線の開通によって、あるいは空港の開港によって相当な車の交通量が発生し、それに伴ってたくさんの方がこの付近にやって来ると思います。また、バイパス道路ができれば、空港から30分圏が和歌山まで伸びるということで、南部地域も大変な交通量が発生してくると思います。その中で南部地域にふさわしい発展、活性化を遂げるには、やはりこれら3つの観光地をうまくタイアップしてやっていかなければなりません。そこで、行政として何とかそれらの活性化を生み出すようお願いをしたいと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

- 企画調整課長(油谷 巧君) 再度のお尋ねでございますが、外環状線という広域幹線の整備に伴いまして、地域の活性化に資するような施策として観光行政の取り組み、公共施設の充実という点につきましては、まさに次期総合計画策定の時期が近付きつつあります現在、総合的な観点から検討を要すべき課題として十分認識をしております、議員さんの御質問の趣旨を十分踏まえ、今後、関係部局ともども密接に協議を図りながらその調整に取り組んでまいり

たいと存じますので、よろしくお願いいたします。

- 28番（友田博文君） 協議を重ねていく、ということですので、ひとつ十分に御考慮いただきまして、南部に活力を生み出してもらいたいと思います。市長は大変な手腕の持ち主でございますので、特にその辺をお願いをしておきたいと思います。

それから、公共施設でございますが、今、森林浴コースと青少年の家があるだけで大きな施設は何1つございませぬ。体育館、コミュニティセンター、福祉センターにしる、すべて丘陵部から北部にかけて点在しております。南部は、緑豊かないい環境だと褒めたたえていただいておりますが、同じ褒めたたえていただくのでしたら、やはり調和と活力という話もございませぬので、南部にも大きな運動場の1つもつくってはどうか。豊かな緑の中で運動するのも活性化につながる最適なものだと思います。

当初、病院も横山村が管理しておったんですが、どういう事情か、横山農協の管理になりまして、今、いろんな問題を抱えております。この病院ももともと市に移管されていかなければいけない施設だったと思います。南部地域には、今、これといった大きな病院もございませぬので、大きな公共施設をぜひ南部地域に持って来ていただきたい。あえて言うならば、この病院も御援助いただいておりますが、市の分院といったものも考えていってほしいと思います。これも市長の強力な手腕でよろしくをお願いをしておきたいと思います。

それから、公害問題でございますが、26号線の交通量が9万台以上という大変な交通量ということ。外環状線も広域幹線道路になりますと、今、河内長野から向こうは開通してありますが、私たちもよく走るんですが、26号線に匹敵するような大変な交通量になるのではないかと。まして、空港は24時間営業ですので、ものすごい交通量になってくると思います。大型車両もたくさん通ると思いますので、その辺、もう一度十分に考慮いただきたいと思います。

それから、関西空港は開港時でも伊丹の3倍から4倍、平成13年には5～6倍というような離発着回数になってきます。そのような中で和泉市は飛行コースから外れていくかどうか、今一度、再検討もしていただかなければいけません。騒音にしても昼と夜間では大きく違いますので、その辺についても、再度、開港までに十分な調査をお願いしたいと思います。

それから、二酸化窒素の問題でございますが、数値は低いということですが、できるだけ基準に合うように配慮願うよう、交通公害課からの御指導のほどをお願いしたいと思います。

それから、外環と市道との関連でございますが、この前も大阪府にお願いしてカーブミラーを付けていただきました。最近、車やバイクが多いので見えにくいということで交通事故も増えてまいっております。そのような中では、脆弱な財政のもとでつくるのも大変だと思いますが、やはり大阪府との協議の中でいろいろやっていただける可能な分が多いと思いますので、

その辺では、直接その場所に行ってもらって安全を確かめていただき、万全を期していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、17番・上田育子君。

（17番・上田育子君登壇）

○ 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。まず、女性政策について一般質問を行いたいと思います。

つい数カ月前、地元泉州のお隣の堺市におきましては、与謝野晶子さんの生誕50周年記念が、堺市も協賛ということで大々的に行われてまいりました。その中で文学活動も含め婦人参政権運動を一新に行われてこられた与謝野晶子さんの活動を再評価するという中で紹介された婦人参政権の歌があります。「同じく人なる我等女性今こそ新たに試す力いざいざ一つの生くる権利政治の基礎にも強く立たん……」で始まります。「我等は堅実正し、清し女性の愛をば国に拡む人たるすべての義務を担い賢き世の母、姉とならん男子に偏る国の政治久しき不正を洗い去らん庶民の汗なる国の富を明るきこの世の幸に代えんけわしき憎みと粗野に勝つは我らの勤労を愛と優美女性の力の及ぶ所はじめて平和の光あらん」と彼女は歌っています。

私はつい最近、日本の憲法を大きく変えてしまうようなPKO法案強行採決で自衛隊の海外派兵の道が大きく開かれたことに非常に怒りと憤りを感じております。その中でも与謝野晶子がかつて60年も前に歌ったこの歌が、現実の市町村あるいは和泉市の政治、そして都道府県の政治、国の政治に陰しきこのような戦争を憎む女たちの力が十分に反映されていないことを改めて残念に思います。この間、和泉市の中で女性政策として女性政策課が実現されたわけですが、その中において女性があらゆる場で社会参加をし、男女平等社会が本当に実現され、1日も早い平和の実現を願うものであります。そういう立場から質問をさせていただきます。

まず、女性政策課ができましたが、その間、私も質問をしてまいりました。1975年、国連の国際婦人年が持たれて以降、それぞれの国で、あるいは日本でも行動計画か都道府県、市町村で出されている中、和泉市は初めて女性プランを何とかしてつくり出そうという出発点に立っていただいたことを非常に喜んでおります。この女性プランに関しまして、具体的にどのような内容を考えているのか、お答え願いたいと思います。

それと、女性プランを具体的に例えば福祉の分野あるいは社会参加や労働の分野あるいは文化活動の分野、教育の分野あるいは国際連帯の分野という形でそれぞれの市町村においてプランが立てられております。そのことを実現するための市民参加と、具体的な拠点づくりとしての女性センターの問題をどのように考えておられるのか。



とりわけ、女性プランに関しましては、その作成過程における市民参加を市長も含め担当者がうたっていらっしゃるわけですが、具体的にどのような推進過程で市民参加を保障しようとしているのか。特にその拠点である女性センターづくりに関しても、以前、トリヴェール和泉の総合センターの中に女性センターをつくっていく方向で検討していきたい、と答えておりましたが、その後の進捗状況はどうか。さらに、総合センターの中に女性センターをつくることに関して、女性がどれだけその場所を独自に活用することができるのか。あるいは建設段階からセンターに関して総合プランであるならば、女性の力がどのようにして反映できると考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、和泉市における精神病棟、老人病棟の実態について一般質問をいたします。

1989年に精神障害者の人権擁護とその社会復帰を促すものとして精神衛生法が改正され、1988年7月から精神保健法が実施されました。その中で精神医療を入院から通院、在宅医療による地域内ケアへの転換及び精神障害者の社会復帰の促進が図られるということがうたわれております。ところがその間、老人福祉、障害者福祉問題に関しまして、寝たきり老人の数なり障害者数をお伺いをしたところ、老人病棟、精神病等の中に入院されている患者さんの数については、具体的なお答えがありませんでした。

そのことに関しまして、つい最近、皆さんも御記憶も新たかと思いますが、読売新聞の報道によると、福岡県で精神病等に入院していた患者さんが電気ショックで殺されていたという事実も報道されております。このようにまだまだ当市におきましても、精神病患者、そして、痴呆性老人として精神病棟に入院させられている方々の人権問題について十分に関心が払われていないという現実があるのではないかと考えております。

そうした中で、和泉市においては、精神病棟、老人病棟を持った病院がどのぐらいの数があり、そこにどのぐらいの患者さんがどのぐらいの比率で入院させられているのか。そして、その精神病棟には、この間どんどん高齢化社会に伴い痴呆性老人が入院をしております。何人かの関係の議員さんや行政の方たちも、親戚の方やお知り合いの中で痴呆性老人でおまけに徘徊をして困っているので、特別養護老人ホームなど入れるところがないので、どこか精神病院などで入れるところがないかという問い合わせもあろうかと思っております。事実、私も何人かそのような相談を受けてまいりましたが、残念ながら、特別養護老人ホームに関しても、数十人が待機をしているという中で、和泉市内の精神病棟に紹介される方も多いと思っております。

ところが、紹介をされている精神病院について、今、人数をお聞きしましたが、生活保護の家庭からも随分ここに入院をさせられている人もいるのではないかと。その人たちについては、生活保護で実際に家族や親戚があるならばまだしも、全く身寄りのない方については、その保

護者である市町村の長が、その病院の実態やその患者の人権がどのように守られているかについて日常的に見ていただかないと、彼らや彼女たちの人権が全く無視されたままになりかねないといふと危ぐするところであります。

次の質問ですが、1988年9月6日に報道されました京都新聞が私の手元にあります。神戸新聞にも載っていますが、なぜか大阪の新聞には報道されていません。当市にあります和泉丘病院の入院患者の委託金5,000万円が使途不明という記事であります。「日用品代を水増し、今日、大阪府が立ち入り監査」と書かれています。別の新聞によりますと、病院の方は一部事実を認めている、というふうな報道もされております。そのことに関して和泉市としては、具体的な事実関係をどのように調べておられるのか。私たちの老後とか周りの仲間たちの患者さんの人権にかかわる重大な問題ですので、そのことについて、わかっている範囲で教えていただきたいと思ひます。

以上ですが、答弁によりまして自席からの再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 女性政策課長（樋渡和子君） 女性政策に関して、ちょっと順番がばらばらになりますが、女性政策課の樋渡よりお答えいたします。

女性問題の基本課題は、人間の尊厳と基本的人権としての男女平等を確保することにあります。日本国憲法は、基本的人権の尊重と法のもとでの平等を掲げ、男女がお互いの人権を尊重しながら平等に生きる権利を保障しております。これは1975年の国際婦人年のテーマであります。平等、発展、平和や女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約の基本理念と合致するものであります。これらの趣旨に沿って今日まで、わが国でも民法の離婚復氏制度の改正や配偶者の相続分引き上げ、国籍法、国民年金法の改正、男女雇用機会均等法の制定など、法制度上の整備を中心に施策が講じられてきたところでございます。

さらには、本年4月より育児休業法が施行され男女ともに適用されるようになり、女性の就業保障が一步前進いたしました。社会構造の変化、そして、世界的な女性運動の高揚と相まった国連を初めとする動きなど、急速に女性の社会進出が働いてまいりました。出生率の減少、平均寿命の延長、高学歴化など女性のライフスタイルが変化したことにより、今日では、女性は社会の諸分野で大きな役割を果たしつつありますが、まだなお現実的な平等にはほど遠く、とりわけ、女性の労働の分野や社会通念、しきたり、慣習など多くの不平等が存在しております。真に女性問題を解決するには諸条件の整備のほか、男は仕事、女は家庭という従来からの固定的な性別役割分担意識や、それに基づく女性の能力や適正に対する偏見を改めていくこと

が必要かと存じます。

具体的な取り組みといたしましては、和泉市の実態に合った教育、労働、福祉、健康などの広範な女性施策の基本方向、施策内容をまとめるため、まず、本年度中に庁内連絡組織であります和泉市女性施策推進本部を設置いたします。同時にこの庁内組織と連動して調査研究、討論をし、提言を練っていただくため、市民各界、各層の代表で構成いたします和泉市女性施策推進本部も設置してまいります。そして、この2つの組織の円滑な推進を図りながら、平成6年から7年度をめどに行動計画和泉市女性プランを策定してまいりたいと思います。

女性プランについてのお尋ねでございますが、女性プランとは、教育、労働、社会参加、福祉、社会環境、母性と健康など、広範な行政の分野における女性施策の基本方向と施策内容をまとめたものです。それから、プラン制定の理由ですが、人権の尊重と男女の平等を基本理念とし、女性が性別役割に縛られることなく、豊かに生きていかれる社会は男性にとっても自由で幸せな社会であるという認識に立ち、男女の自立と良きパートナーとしてあらゆる分野に対等に参加、参画することのできる社会を目指して市の考え方、施策を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的に女性プランを策定いたします。

女性プランの計画、性格ですが、女性問題を解決し、男女が自立、良きパートナーとしても参画する社会を築くために必要な施策を総合的に整備し、計画の期間内の目標、事業を明らかにしたものです。

女性センター設立についてですが、女性センターは女性の社会的自立と参加の拠点であり、市民の自主的活動、コミュニケーションの場として活用されるものです。その事業としては相談カウンセリング事業、情報ステーション、ネットワークづくり、啓発学習事業、交流事業、健康関連事業など幅広い事業の展開ができます。女性センターは女性の参加、参画のもと、市の各 部局、関係施設と連携を取りながら女性問題解決に向けて総合的な取り組みがなされる場として必要な施設であり、将来に向けて検討していきたいと思 います。本年度に設置を予定しております和泉市施策推進本部並びに和泉市女性推進会議において、この件につきましても調査検討をお願いしたいと考えております。よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民生活部次長（池辺修次君） 2点目の和泉市における精神病棟並びに老人病棟の実態につきまして、健康課池辺より御答弁させていただきます。

現在、和泉市にごございます病院のうち精神病棟の病院は4カ所ございます。和泉丘病院につきましては病床数が257床、和泉中央病院は206床、森病院291床、森第二分院63床、新生会

病院148床、合計965床でございます。それから、老人医療につきましてはおりおの和泉病院の1カ所で、病床数は520床でございます。

次に、病院の管理運営等の問題でございますが、病院の管理運営につきましては、医療法その他の法令による規定で限られた人員及び構造設備を有し、また、適切な管理を行っているか否かについては、現在、保健所の方で医療法第25条、第26条に基づきまして医療監視員が病院に赴き、厚生省の基準に基づく医療監視要綱により医療従事者並びに管理、帳簿記録、防災体制、構造施設等について年1回、立ち入り検査を実施いたしまして、適正な指導を行っているのが現状でございます。

先生が御指摘の新聞報道等によりますことについては、健康課といたしましては、そういう病院に対する立ち入り検査という権限はございませんので、その点の内容等については承知しておりません。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

社会福祉課長（高橋 健君） 社会福祉課より生活保護法に基づく入院患者数等についてお答えを申し上げます。

現在、精神病院に入院しておられます生活保護患者は34名、うち65歳以上の老人が7名でございます。

それから、お尋ねの保護義務者が市長となっておりますのは3名でございます。

以上でございます。

○ 17番（上田育子君） それでは、再質問をさせていただきます。

女性政策につきましては、まず、女性プランの内容に関しましては、教育、労働、福祉、文化などの分野で女性の社会参加を進めていくという答弁がありました。私が申し上げましたように、女性の社会参加と平和の問題は、切っても切れない関係にあると考えております。その間、日本政府がかつての戦争の中で問題にされました在日朝鮮人、韓国人の従軍慰安婦の補償問題等が今、戦争責任問題として大きくのしかかっていると思います。その中で女性施策の課題としてそれぞれジャンルを立てられておりますが、国際連帯という項目にも注目していただきたいし、プラン策定の中で在鮮人、韓国人、中国人を含めた在日外国人の女性プラン策定への参画も必要かと思いますが、その点に関してどのように考えているか、というのが第1点でございます。

2点目は、女性センターについて検討すると言われておりますが、将来的に女性センターを女性プランの中でつくるという方向が出される、という答弁がありました。この女性プランを

つくっていくとき、日常的に女性の意見をどのように交流させ、ぶつけ合い、集約していくのかという、その具体的な場所が市内あるいはこの近辺に必要であると考えます。仮の女性センターというものを検討する余地があるのか、ないのかということが第2点目です。

3点目は、女性施策推進会議を市民参加でつくっていかれるという答弁がありました。具体的には何人ぐらいの規模で検討されているのか。近くの岸和田市では、女性プランづくりに先駆けて100人の集いを市が公募し主催して持たれ、その中でいろんな意見を集約していったという事例もあります。和泉市も人口10万以上の泉州地域では中堅都市です。新興住宅地域もあれば古くからの地域もあり、職種にしても繊維産業や紡績関係、専業主婦の方、公務員の方々あるいは人造真珠の仕事に従事、地場産業を守っておられる皆さんなど、いろんな意見を十分に集約するためには少人数ではプラン策定ができないと思いますので、どの程度の規模で考えていらっしゃるのか。

以上の3点です。

- 女性政策課長（樋渡和子君） 女性プランづくりに外国人を参加させてはどうか、ということですが、具体的には、10月ごろをめに推進会議の設置を考えておりますので、まだそこまでは考えておりません。

それから、女性施策推進会議の人数ですが、20名ぐらいを考えてございます。その中にはいろんな方の参加を求めている。例えば大学教授、女性のお医者さん、弁護士、学校のPTAの代表、消費者各層の代表、労働組合関係の方など、現段階では、10月から11月スタートをめぐりして考えております。

女性センターの件ですが、その会議の中で討論してもらって具体案が出てからのことになると思います。

- 17番（上田育子君） 大学教授とか女性のお医者さん、弁護士、PTAや労働組合の代表者ということですが、この前の社会教育の方で調査された中でも、和泉市の女性人口のうちの就業率が非常に高かったと思います。今、私がお話したように中小企業の地場産業で働いてきた多くの女性の保障上の問題とか、自立が一番しんどい部分がそこら辺の底辺に集中しているのではないかと思います。最終的に20人に絞るということもあろうかと思いますが、その前段でできるだけ多くの市民の意見が反映される岸和田市の100人の集いのような、あるいは女性会議的なものを保障するとかしていただきたいと思います。今までずっと計画があり、それからどうするというのではなく、おくれて今から出発するのですから、その意味では、できるだけ多くの意見を吸い上げていくためにはそのような施策が必要かと思っておりますので、この点については要望しておきます。

それから、前回の総務委員会で出された女性問題の研修金交付要項とその制度に関してですが、行政が主催をする女性講座に参加をした場合助成金を付けるという、画期的な制度として評価させていただきたいと思います。本当に女性が家庭に縛られ、職場の中でも十分な人権を評価された一定の昇進・昇格制度もなく、かなりの連続的な肉体労働でくたくたになりながらも、みずからの地位向上のために何かをやるようとするのは、大変なエネルギーを費やすわけです。彼女たちが何かサークル活動、勉強会をしたいとき、講師に来てもらいたいというとき、自分たちが小さな集まりであっても、女性の地位向上のために助成金を交付するなど、積極的に支援をしていただく必要があるのではないかと思います。この点についても、行政が昼間に開催される助成の研修会にどうしても休みが取れなくて行けないという多くの女性たちがいることにかんがみて、ぜひ民間の女性のサークル活動に対しても、積極的な自立の支援ということで財政的な措置を講じていただきたいことを合わせて要望しておきます。

さらに、女性センターに関しまして将来ということですが、この庁舎も狭くてこれ以上スペースを取ることは大変な努力だと思います。市長も女性政策については重点的にやっていくということですので、おくれた女性施策に光を当てていこうという基本姿勢を持っておられます。一定の女性同士が爽やかなムードで懇親ができるような、この庁舎に集まってこの市をよくしていこうというスペースを何とか確保する努力をしていただくことを女性政策の最後に要望しておきます。

続きまして、精神病棟、老人病棟の問題でございますが、相当数の965床の患者さんが和泉市内の精神病等、老人病棟の中におられます。その中で生活保護患者が34名、市長の保護患者が3名ということでございます。精神病棟、老人病棟の老人の比率は、どこのデータでも70～80%という比率が出ています。その意味では960人中の700名以上の老人が4つの病院の中で入院している。その方たちは必ずしも和泉市民でないかも知れませんが、その中で彼らあるいは私らの将来の老後も含めこれら患者さんたちの人権がどのように守られているかは、皆が一緒になって考えていかなければいけないことではないかと思います。

そこで、5,000万円の預かり金の使途不明問題に関して、府のことだから関与できないという話でしたが、私の方で少し調べた結果をお伝えしてもう一度伺いをしたいと思います。

これは大阪の人権センターが患者を代表して大阪府に監査を要求して「和泉丘病院における預かり金問題について」という報告資料を大阪府の環境保健部健康増進課精神保健室の担当者なや室長という方がおつくりになった報告書がございます。その中で9月6日に当該病院に向いて事情聴取した。事情聴取の担当は、患者の処遇に関する病院指導という観点から、環境保健部健康増進課精神保健室と生活保護受給患者の生活保護費の適正管理という観点から福祉

部社会課が行った。

調査結果については、病院に預けていた金銭に不信を持っていた特定の患者について、全体の預かり金の管理体制について、今後の対応について、と報告は分かれております。まず、病院に預けていた金銭に不信を持っていた特定の患者については、患者本人から面接により事情聴取するとともに、病院に預けてある本人の預金通帳、小遣い個人別台帳、領収書等の確認を行った。その結果、例えばメガネの購入が2万円で買ったのを2万5,000円で請求をしていたというような問題点が指摘されています。

全体の預かり金管理体制におきましても、病院側が本来、購入すべきものを患者の注文によって購入されている面があったと指摘をされています。

次に、再度、大阪府に対して人権センターが1989年7月28日、引き続き大阪府に監査結果の報告を求めたところ、これは経費流用に関しては全部で147万円、そのうち患者に還元できる金額が88万円、本人死亡等により返還不可のカネが59万円というふうになっています。

あと患者の人権侵害として濃厚医療の問題も指摘されていたんですが、例えばレントゲンに関して一律に全患者にしているわけではない。内科医の指示で実施をしている。老人でもの言えない人が多いので、胸部検査の必要性が高いという形で大阪府が回答しています。

暴行に関しては、泉州中央病院に転移した患者より聴取して、62年中に保護室で暴行があったということを確認しています。あるいは医師のいない時間帯が8時から9時までであったということも確認をしています。夜間に看護婦が2人いるようにということについては、これは御存じないかわかりませんが、1985年に猿ぐつわ事件というのが和泉丘病院でございました。人手がなくて患者さんが猿ぐつわをはめられたまま、医者がいないときに死亡した事件がありました。これを監査した大阪府が、夜間、病棟には2人体制を敷くように、という監査結果による指導を行っています。それにもかかわらず1人体制であったという指摘もされています。

その後、再調査を人権センターの方で依頼をされたそうで、再度、89年12月18日に大阪府がどのような監査を行ったのか、問い合わせをされています。それによると、先ほどの147万円ではなく、その時点で224万8,870円の還元しなければならないおカネがあり、70万円は還元できるが、30%は既に亡くなった、あるいは行方つかめない患者さんがあって不明である、と大阪府が回答されているそうです。

さらに、この経過について、1991年の1月中にもう一度監査を行う予定ということで、それに関しては、人権センターも報告を受けていないようであります。

この件について、市長の保護義務者が3名という数字が多いのか少ないのか判断していただければいいかと思いますが、特にこのように実際の保護者あるいは身内がない人、長期年金

で入院をしている方、そういう方を中心に患者の小遣い銭が、このように事実上流用されていたことに関してどのようにお考えになっておられるか、答弁をお願いいたします。

もう少し付け加えたいと思いますが、現在どうかということも含め、どういうふうにこの事実経過を考えておられるのか、今、現在どうかということを検討される余地があるのかどうかを聞きたいわけです。その前に保護者がいない場合、市町村の長が精神保健法によって保護義務者というふうに位置付けられています。その保護義務者は、患者の財産を守る権利ということも義務付けられています。患者の財産がどのようになっているか。過去、このようなことがあり、実際に使途不明金が具体的に判明された中でこれの返済、あるいは普通はこのように流用されていた場合は、流用というふうには言えないような行為ではないかと思います。もし、返されていたとしたら、そのことに関する謝罪があったのかどうか。いかに大阪府の管轄であったとしても、少なくとも、この保護義務者に関しては、保護義務を持つ方が彼らの人権を守っていただく以外にない。そこでどのように今後、対処されようとしているのか、お答えしたいと思います。市長、お願いします。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君）：福祉事務所から答弁させていただきます。

生活保護患者のうち3名の方については市長が保護義務者である、という答弁が担当の方からありましたが、正確には身元引受人がない場合、市長が入院の同意者となるという規定になっています。本人が退院した場合、あるいは不幸にして死亡した場合、それらの処理の義務について市長が責任を持つという入院同意となっております。入院患者の日常生活用品とか金品の管理ということはすべて病院の方で行っていただき、身元引き受けということで御了解いただきたいと思います。

それから、生活保護の場合、生活保護法という法律の中で医療機関の指定ということで国立の病院とその他の病院がありますが、その他の病院の場合、都道府県知事が病院の開設者または本人の同意を得て、医療扶助のための機関を指定するということが第49条で定められており、さらに、第50条の中では、指定を受けた医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。さらに、指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない、という規定がございます。また、51条の中では、指定医療機関が、前条の規定に違反したときは、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる、という取り消し規定があるわけです。

本件の病院については、監査があったということは聞き及んでおりますが、その後、大阪府の福祉部の方から指定医療機関の取り消し等がないということは、一応、厚生省基準に基づい



た医療が行われているというぐあいにわれわれとしては理解しておるところでございます。

- 17番（上田育子君） 指定を取り消す、取り消さないということは形式の問題であり、最後の手段であります。私が申したいのは、900余床の中で非常に身近に思っている市民たちがそこに現実にいるという、そのことに対して今後の老人福祉に関して、ゴールドプランとか福祉計画とかの対象になっているのですが、例えば60歳以上の人が必要毎月、レントゲン診療を受けているとか、そのような濃厚診療が行われていようと、その人たちが痴呆性老人であり、精神病人であってものが言えない場合、そういうことに対して最も老人保健に関して関心を持たなければいけない、あるいは障害者福祉に関心を持たなければならない市町村が、どういうように共通の問題として、いつも言われているノーマライゼーションというものを自分たちの問題として、どう考えていけるとかということをお伺いをしたいわけです。

取り消しがあつたからその病院がつぶれたらいいという簡単な問題ではなく、そこでは和泉市で経営をしている人、和泉市で患者でいられる方、和泉市在住で働いている方、すべて和泉市民としての権利を有する人たちがいるわけです。そうであるが故に、単に指定が取り消しになって病院がつぶれたらいいという問題ではなく、問題が起こつたということが事実わかつておるならば、それがどのような形で解決をされているのか、解決をされていないのか、もし解決されていないとしたら、患者の人権を守っていくために行政がその病院をともに支え合っていく、病院に入院している人、働いている人、経営者も含めてともに支え合っていくという姿勢を持つ必要があるのか、ないのか、その気持ちを私は聞いているのです。その気持ちがあつて初めて大阪府の監査結果を一度取り寄せてみよう、聞いてみよう、原因は何か調べてみようというような話に十分なつていいと思います。

そのことに関して例えば全国議長会の定期総会でいろんな議案が出されていますが、全国の市町村の中で高齢化社会の進行で痴呆性老人が増えていく中、マンパワーあるいはウーマンパワーを確保するため、どうして福祉対策を充実強化していくかがそれぞれ挙げられています。例えば部会提出議案第2号「福祉対策の充実強化について」の中では、「今日の超高齢者社会を迎え、寝たきり老人及び痴呆性老人等への福祉対策について地方自治体は、老人保健福祉計画の策定とともに、市民のニーズに沿って創意工夫に満ちた各種事業の推進を図っていかねばならない。これらの諸施策を行っていくためには、ハード・ソフト両面での大幅な経費が必要である。これまで地方交付税、各種事業補助等の措置がなされているが、全国一律の国庫補助でなく、各市町村独自の福祉事業に対応した大幅な助成を強く要望する」という形で提出をされています。

さらに、部会提出議案第4号の九州部会提出ということで「寝たきり老人、痴呆性老人介護

手当に対する国庫補助金の制度化について」というところでは、在宅福祉サービスの充実を図っていくため「介護に当たる家庭の福祉の向上の一助になると認識しているが、市単独では十分な助成もできない。よって、国におかれては、寝たきり老人、痴呆性老人介護者手当に対する国庫補助金の制度化を強く要望する」という実態を把握した上で市町村がこのような形の福祉政策の充実ということで何ができるのか真剣に考えておられるということをおこの資料で私たちに教えてくださっているんです。こういう形で議長が提出されたのかどうか知りませんが、ここに出ているわけです。

ですから、私が言っているのは、この預かり金使途不明というのが、単に不正があったのか、なかったのかという問題だけでなく、事実、先ほど申し上げましたように小遣い金の流用があったということは事実であります。その流用をしなければならぬほど、今、精神病院は危機に瀕しているし、他方、十分な介護ができない、十分な介護をしてもらおう施設がないということで、精神病棟、老人病棟に多くの人が行かざるを得ないという状態をつくり出してきているのではないかと思うんです。そこで入院している患者に、あるいは職員に、あるいは経営者に矛盾がしわ寄せされていることに対し、具体的にこの問題の解決ということでせめて資料を取り寄せていただき、どこに原因があったのか一緒に考えていこう、そういう姿勢をとっていただけるのかどうか、その点についてお伺いをしたいということです。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） ゴールドプラン等に基づく老人福祉のための財政充実については、議員さんが御指摘のとおり全く同感でございます。医療関係については先ほどもお答え申し上げましたが、直接の監査権限あるいはそれに対する指定権は、すべて大阪府知事にあるわけございまして、直接の権限はわれわれにはございません。ただ、毎年、生活保護については、その施行事務監査ということで、毎年、大阪府あるいは厚生省から医療関係も含めた監査を2日ないし3日間にわたってそれぞれのケースあるいは医療機関も含めた指導監査があるわけです。特に和泉市の病院でそういうことがあるという御指摘等も含めて聞いておりません。しかし、先ほど言われた問題もありますので、今年も9月末に大阪府の監査がありますので、その中で御意見は聞いておきたいと考えております。

○ 17番（上田育子君） ぜひとも監査資料に関しては取り寄せていただきたいと思います。御意見を聞くということではなくね。そして、市民に明らかにし、私たち自身がどういうふうにして精神病棟に閉じ込められている患者さんの人権を一緒に守っていくのか。今、全国で精神病院にいる人が35万人と言われてます。しかも、いわゆる回転率が非常に低く、そこに入ってしまうば死ぬまでいるという人が非常に多いという状態になっているということで、精神病棟の人権に関して国際的に大きな問題になっています。

そうした中で、今、7万人の患者人口を縮小しようという厚生省の施策があり、その意味では、和泉市の4つの病院の中でいわゆる無類という基準のない病院が多いかと思うんですが、その和泉丘病院も無類で基準がない病院の1つであります。そういう病院が光が当たらないような施策でつぶしていくような基本的な厚生省の施策があります。

私は、そこで精神病者が病院からいなくなり、在宅でやっていけるリハビリ施設とか在宅の介護手当の充実とかはまさに必要なことではあると思いますが、そこに現に患者がおり、職員がおり、経営者がおるという中で病院をどのように改善をしていくのか、病院をどのように地域に開いていくのか、今後、検討していくショートステイとかデイサービスとか、それらどのように行政が今までしわ寄せしてきたという反省した上でともに生き延びていく、介護されていく、そして、在宅福祉につながっていくという施策を今後、どのように取るのかということが、最も大事な問題の出発点になるかと思えます。

その意味では、ぜひこの問題に関して、先ほど所長が9月ということがありましたので、どのような経過で患者におカネが返されたのか、あるいは返せないおカネはどのような形で共有の財産として患者の役に立つようにやられているのか。そして、患者に対して、少なくとも、普通なら小遣い銭を取ったわけですからわびを入れるよう、和泉市として強い要望をさせていただきたいということを最後に要望をして終わりたいと思います。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、22番・猪尾伸子君。

（22番・猪尾伸子君登壇）

○ 22番（猪尾伸子君） 22番・猪尾伸子です。通告に従い質問をいたします。

まず、ごみ問題です。その昔、日本が高度成長期に差しかかったころ、ごみの量が文化や経済発展のバロメーターであるということが盛んに言われまして、アメリカやヨーロッパの国々のごみの量の多さが、先進国の象徴のように取り上げられたことがありました。ところが今日、ごみ問題を地球環境保護、資源保護の問題としてとらえ、いかにごみを少なくしていくかが文化のバロメーターと言えるほどの社会問題となりました。

わが和泉市も例外ではなく、今やごみ問題は、市民の日常生活上の大きな問題となりました。今年4月からごみの3分別戸別収集が実施されて3カ月たちましたけれども、この間の状況についてお聞きをしたいと思います。

第1点目は、3分別戸別収集になってからのごみの量が従来に比べてどう変化があったのか。変化があれば、その様子をごみの種別ごとにお聞かせ願いたいと思います。

第2点目は、ごみの出し方が変わった市民の側の対応はどうであったか。新しい出し方に対

する理解、実行が正しくなされてきたかどうか。また、4月以降、町会、自治会に対する説明をどの程度されてきたのか、お聞きをしたいと思います。

第3点目は、ごみ減量対策課が機構的にも独立したわけですが、将来に向けてごみ問題にどのように向き合っていこうとしているのか。その基本構想あるいは基本姿勢をお聞かせください。

次に、9月から実施される学校週5日制に関連して幾つかお伺いをいたします。

子供の豊かな成長を保障する上でゆとりある学校生活は子供はもちろんのこと、父母や先生方にとっても望ましいことです。社会全体に週休2日制が行き渡り、欧米の国々のようにそれが当たり前のこととして、大人の生活も含めゆとりあるものになることを望んでいます。しかし、かなり普及してきたとはいえ、まだまだ完全週休2日制にはほど遠い日本の現状があります。そういう状況での9月スタートに向けて推進会議をつくって検討する、ということでしたが、推進会議の内容、取り組みなどについてお聞かせください。これが第1点目です。

2点目は、幼稚園、小中学校でこの問題についての親のアンケートを取られたと聞いておりますが、集約状況はどうか。結果をどのようにとらえ、対応にどう生かしていこうとしておられるのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、学校施設の開放や市の施設の開放についてどのようにお考えになっているか、ということです。

最後に、土曜日の午前中、家庭に保護者のいない子供たちへの対応、また、学童保育の実施についてどう考えておられるのか、お聞かせください。

後、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 第1点目のごみの3分別戸別収集についての御質問に対しまして、ごみ減量対策課松田よりお答え申し上げます。

原則戸別収集方式によりますごみの3分別収集が4月にスタートしてから3カ月を経過した現時点での状況を総括的に御報告させていただきます。

3分別収集を実施した主な目的は、粗大ごみの無料収集による市民サービスの向上と、増え続けるごみの減量、再資源化を図るということでございました。4月、5月2カ月間のごみの排出量を見る限りでは、現状、再資源化という目的は、基本的に達成されていると評価しております。

数的に申し上げますと、ごみの排出量は、本年4月4,150トン、5月4,241トンで、昨年4月の4,340トンと比較いたしまして190トン、4.6%、5月99トン、2.3%それぞれ減少し

しており、また、実施直前の本年3月の4,286トンと比較しても136トン、54トンとそれぞれ減少を示しており、ごみ減量化が図られております。また、粗大資源物として回収したもののうち金属、瓶等の資源化量につきましても、昨年度1カ月の平均資源化量が91トンでありましたものが、本年4月138トン、5月174トンと大幅に増加しており、資源物等の分別収集による資源化量の大幅なアップとしてあらわれております。

また、3分別収集定着に向けての対応でございますが、4月実施当初は、収集日程や収集時間の変更等についての問い合わせや、分別の不徹底による取り残しなどの苦情が寄せられました。原課としては、これらに対し直接現場へ出向き市民啓発や指導を行うほか、町会単位の説明会を延べ51回にわたり開催して3分別の趣旨説明を行い、市民の理解と御協力を求める一方、広報誌などを通じてPRを図ってまいりました。この結果、3カ月を経過した現在、粗大ごみ、資源物等の収集日においても市民からの苦情や問い合わせはほとんどなくなっており、市民の間に3分別収集がほぼ定着しつつあると考えております。

しかし、依然として粗大ごみの日に缶、瓶等の資源物を出される市民や、資源物の中にプラスチックボトルなどの日常ごみが出されておるケースもかなり見受けられますので、引き続き3分別収集についての市民協力と理解を得るための啓発、指導活動を続け、その定着を図ってまいりたいと存じております。

次に、機構改革によりましてごみ減量対策課ができたということで、今後、ごみ減量対策の基本的方向をどのように考えているか、ということでございます。本年度、ごみ減量化及びリサイクルに向けての今後の方策を検討していただくため、和泉市ごみ減量等推進審議会を設置させていただき、6月15日、第1回目の審議会を開催いたしております。この中でいろいろと御審議、調査をお願いしてまいり中、一定、今後の基本的な方向付け等の提言をいただく中、今後のごみ減量対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 指導部次長（西川義憲君） 学校週5日制関係につきまして、教育委員会指導課西川よりお答えを申し上げます。

まず、第1点目の和泉市学校週5日制推進会議の様子について御報告させていただきます。

6月8日、第1回の和泉市学校週5日制推進会議を開催いたしました。推進会議の設置要綱の概要も合わせて御説明を申し上げます。

目的は、「和泉市における学校週5日制の円滑な実施を図るため、文部省・府教育委員会等からの指導・助言・情報をもとにして、社会の変化に主体的に対応できる人間の育成をめざし、

学校週5日制の課題と対応について研究・協議する」といたしております。

なお、この会議の構成は、連合町会代表様、PTA代表（幼・小・中）3名様、市こ連会長様、連合婦人会会長様、青少年指導員協議会会長様、体育指導委員会会長様、校長・園長会会長様、教職員組合代表、学識経験者、それに教育委員会事務局より教育次長がこの推進会議の会長として、社会教育部長と指導部長が副会長として加わっており、計17名の構成でございます。

第1回会議では、市立幼稚園、小中学校の全保護者を対象にいたしまして、無記名のアンケートを実施することが決定いたしました。第2点目でございますが、アンケートの集約を踏まえどのように対応していくのか、ということでございますが、第2回の和泉市学校5日制推進会議を7月1日夕刻に予定をしておりますが、この折にアンケートの調査結果をこの推進会議に提示をいたしまして、委員さん方に分析をいただき御意見いただく中で、その対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、学校開放や施設開放等についての件でございますが、この学校施設開放につきましては、従来から運動場や体育館を開放してまいりましたが、今回の学校週5日制の実施に伴いまして、開放できる施設の範囲を再度検討するとともに、各施設の開放についても調査をしてみたいと考えております。次に、土曜日の午前中、家庭に保護者のおられない子供たちへの対応その他ボランティア育成等の関連でございますが、アンケートの調査結果から月1回土曜日が休みになった場合、「あなたは地域で子供のお世話をしていただけれますか」という質問項目がございます。この質問に対しまして、「できるだけ協力したい」という御意見をいただいたのが幼稚園で21%、小学校で16%、中学校で15%でございます。また、「たまには協力したい」というお答えが幼稚園で50%、小学校で47%、中学校で45%の回答をいただいております。これらの方々のお力を組織化しながら、家庭や地域の教育力を高めていくことが非常に大切な課題であると考えております。このあたりについても、次回第2回の推進会議の中で各委員さんに御検討をお願いしたいと考えております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 学校5日制に伴う学童保育につきまして、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

議員さんも既に御承知のように、学校週5日制が9月より実施されることとなっており、第2土曜日が休業日となります。現在、実施しております学童保育につきましては、月曜日から金曜日までと長期休業日は実施しておりますが、土曜日と、休業日である日曜、祝祭日は実施

していないのが現状でございます。したがって、休業日となる月1回の第2土曜日につきましては、現在のところ、実施しない方針でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 22番(猪尾伸子君) 最初に、ごみ問題について、まとめて再質問をさせていただきます。

ごみの3分別戸別収集が始まり、減量化が達成されているということですが、ごみについては、3分別を実施することによって減ってきているという傾向は、いいことだと思います。今の数字を聞きましたら、かなり減ってきておりますが、一方では、資源ごみが相当増えてきております。これらについては、当初の予想というか、市が見込まれていたものに比べ量的にどうであったのか。現実には起こってきている状態に対応しきれているのか、ということです。今後、ますます分別化が進み、市民の間の認識が深まっていけば、まだまだ増えてくることも考えられるのではないかと思います。その辺の現状と見通しはいかがでしょうか。

- ごみ減量対策課長(松田 孝君) 先ほどもお答え申し上げましたように、われわれが予測した以上に資源化が進んでいるということでございます。ごみの3分別戸別収集ということで資源物を別取りしたこと、従来のステーション方式だと、粗大ごみ、不燃物などを分別せずに出していたということで分別ができておらなかったわけでございます。一方、われわれの予測以上に資源物が増えてきた関係上、泉北環境で手選別をしている形ですが、処理がおくれておるといふ手一杯の形でございます。これは和泉市だけではございませんが、泉大津、高石とも今後、ますます資源ごみが増えてくる現状があらうかと思っておりますので、今後、3市を含めた泉北環境と検討してまいりたいと存じております。

- 22番(猪尾伸子君) 今、言われましたように泉北環境の他市との関連もあるかと思っておりますので、この問題については、関連機関とも十分に連携も取られて対応できるように進めていただきたい。その中では、リサイクル運動などでこれまで市民の間でいろいろ進めてきた運動が、ごみを有効な資源に活用できるという方法も考慮し、市民のこれまでの自主的な運動などの経験も生かしていける、そういうことも配慮した上で対応していただきたいと思っております。

それから、分別の仕方について、最初のうちは市民からたくさん問い合わせや苦情があったが、最近ほとんどなくなった。市民の間にはかなり認識が行き渡ってきている、という御答弁をされましたが、果たして市民が十分に納得理解をしているかどうか。私自身は、身近な人から聞いている話では、必ずしもスムーズにはいっていないように思います。市民は、市民なりにこういう制度が変わった、出し方が変わったということで大変戸惑いがたくさんあります。

今日は、これを出してもいいものか、悪いものか。あるいは出すたびにちゃんと取ってってくれるか、はらはら冷や冷やしながらか出しているということが繰り返して起こっております。

また、空き缶や空き瓶については、大事な資源やから手間をかけてきれいにしておこう。瓶のキャップまで外して出しているが、ナイロン袋が破れて散らかったものをそのままにしている。間違っただけで中に1つでも入っていたら、それを放り出していくということで、市民の間にかなり不信や不満を持たれているということも聞いております。

まだ、市民の間に完全に理解が浸透していないという面もあるかもしれませんが、この手続というか、市民自身が正しく十分に理解をし、正しく出せるという前準備がきちんとされていない。3月の段階で広報に出したということですが、本当に3カ月たってもそういう状況が残っているということは、本来、もっともっとスタート段階で長い期間をかけ、市民が理解しちゃんと出せるような準備段階を踏まえてやるべきではなかったか。

この点につきましては、このシステムがスタートするに当たっては、これまでの議会でわが党がいろいろところで指摘をし、主張もしてきましたが、ごみの3分別戸別収集の前提として、部落解放同盟による業者の参入、不燃ごみ収集の民間委託ということが4月スタートの前提になって、確かに3分別戸別収集は市民サービスということで強行されたことで、市民向けの準備より先に業者委託ということの準備がされてきたということで、そのような結果が起きている問題ではないかと思えます。

これまでもいろんな混乱が起こるのではないかと指摘をしてきましたが、現実にもそういう問題があちこちで起こってきております。昨日も私のところへ「どんな状況になっているのか、聞かせてほしい」という市民の方からの訴えもありました。市民の人たちは、資源問題と言われ、ごみの減量化、資源化を市が言っていることに協力をしなければならない。空き缶、空き瓶を分けて出しているのに一緒くたに持って行く。本当に市は真面目に取り組む姿勢があるのか、と言われております。

その点では、まだまだ分別収集を本当に進めるという形にするためには、もっと市民の協力も得ていく観点で取り組んでいかなければ、本当の意味でのごみ減量化、資源化は、まだまだ入り口に差しかかったところではないかと思えます。今後の啓発についてもいろんなところで進めていきたい、と言われましたが、ごみの出す場所へ看板を立てるとか、具体的な手立ては何かお考えになっておられますでしょうか。

- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 資源化、減量化の定着がまだまだ不十分であるということで、基本的には、市民の皆さんの御理解を得るためには、啓発啓蒙活動に尽きると考えております。今まで毎月ぐらい、広報誌等でPRをさせていただいております。住民説明会あるいは町会単位で回覧板等も出させていただいております。このような大きな改革をして3カ月、われわれとしては、かなり定着したと考えておりますが、今後とも引き続いて市民皆さんの御協



力、御理解をいただくため広報活動に全力を挙げ、きちんとした形での3分別戸別収集の定着を目指して頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 22番(猪尾伸子君) 引き続き強力に進めていっていただきたいと思います。

それから、将来に向けてのごみ問題に対する基本姿勢ということですが、審議会でもごみ減量化の方向を目指す方を検討、とおっしゃいました。しかし、ただ和泉市1市だけの問題でごみをどう減らすのか、どう処理するか、収集方法をどうするのか、ということだけでは不十分だと思います。本当にごみを減らしていくという点では、ごみの発生源になるものを根本的にどう減らしていくかを考え、行政も対処していく姿勢を持たなければ、ただ、市民だけに減らせ、減らせ、あるいは出し方を研究せよ、と言うだけでは一方的だと思います。そこで、行政としてもメーカーに対して責任を負わせるような申し入れをすとか、あるいは大型店に対して一定のごみ回収場所を設けさせるとか、また、国に対していろんな働きかけとかしていかないと、大きな観点での社会全体のごみ、和泉市全体のごみを減らしていくことにはならないと思います。そういう大きな取り組みについては、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) リサイクルについては、市町村あるいは住民レベルだけではだめ、事業者も含めて努力するという形で訴えていけ、という御指摘だったと思います。われわれとしても、メーカーサイドの責任については、清掃事業を行っている自治体の全国的な組織でございます社団法人全国都市清掃会議等を通じて、かねてから国、メーカー等に対していろんな形で要望しておりますが、現状、はっきり申し上げまして効果的な施策は講じられていません。リサイクル法等も制定、施行されておりますが、十分機能する状態にはなっておりません。今後も引き続きメーカー等に対しまして回収の義務付け等に関し、これらの場を通じて要望していきたいと思っております。

また、大型店等の回収の場所等の問題、トレイの回収、牛乳パックの回収等の促進等についての御提案でございますが、これらにつきましても、大阪府のリサイクル推進会議という形の中で、本年度から各店舗がエコショップ制度ということで、リサイクルの登録を受けて進めていく制度も発足しております。また、ごみ減量対策審議会の中へチェーンストアの代表も入っていただいておりますので、そういう場を通じましても事業者側の御協力もいただき進めてまいります、かように存じております。

○ 22番(猪尾伸子君) この審議会は、どのぐらいの頻度で開催をされる予定ですか。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) 先ほども申し上げましたように、この6月15日に第1回目の審議会を開催させていただきました。その席上、会長、副会長を選任していただき、今後

の審議会の運営、進め方等について御論議をいただいたところでございますが、あと年内に3～4回程度開いていただけるだろう。その中で一定、ごみの減量化等についての基本的な方向を示していただけるものという形で整理をしていただいております。

○ 22番(猪尾伸子君) 今、言われましたように、メーカーの責任とかも含め、早急に具体的に身近なところから効果が上がるような問題についてもぜひ対策を検討していただき、和泉市全体のごみ問題に取り組む姿勢が進むような方向で臨んでいただきたいと思います。

ごみ問題は、これで終わっておきます。

次に、学校週5日制の問題について再質問をいたします。

推進会議の内容について御説明をいただきましたが、その中でアンケート調査を実施されたその一部の内容についても数字でお聞かせいただきました。私も委員会の資料の中でアンケートの項目を見せていただきましたが、その中で小中学校の親御さんに対するアンケートの中で、「学校週5日制に関してどのようなことを望みますか」、「月1回土曜日が休みになることで特に望まれるものに1つ丸を付けてください」という質問がありまして、「欠けた土曜日の授業を他の曜日に実施してほしい」、「他の曜日に学習の負担がかからないようにしてほしい」、「休みの過ごし方について子供たちを指導してほしい」、「非行などの問題行動が増えないよう対策を立ててほしい」、「特に望むことはない」という設問がありますが、この中で特に親の回答が多かったのはどれか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○ 指導部次長(西川義憲君) アンケートの集約結果につきまして御質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

小中学校別に集計をいたしております。「問3」の中で「月1回土曜日が休みになることについてどのようなことを望みますか」という質問に対する小学校分の回答としては、「他の曜日に学習の負担がかからないようにしてほしい」という回答が53%。休みの過ごし方について「子供を指導してほしい」、これは事前指導、事後指導を指しておりますが、これが21%。「非行などの問題行動が増えないような対策を立ててほしい」というのが11%。あと「欠けた土曜日の授業を他の曜日に実施してほしい」とか「特に望むことはない」というのが7%。「その他」が1%でございます。

中学校部分につきましては、やはり「他の曜日に学習の負担がかからないようにしてほしい」というのが40%と一番多うございました。2番目に、休みの日の過ごし方について「子供を事前指導をしてほしい」というのが20%。「非行などの問題行動が増えないようにしてほしい」が19%。「特に望むことはない」が11%。「欠けた土曜日の授業を他の曜日に実施してほしい」というのが9%でございました。小中学校とも数値はやや違いますが、傾向的には、同じよう

な傾向を示しております。

以上でございます。

- 22番（猪尾伸子君） 結果をお聞きをしますと、「他の曜日に負担がかからないようにしてほしい」というのが小中学校とも一番多いわけですね。ということは、今の学習内容で授業時間数が減る。それで、学習の負担が他の曜日にいかないようにしてほしい、というのは、これは非常に難しい注文ではないかと思えます。今回の学校週5日制を導入する上では、従来の文部省の基本的な学習指導要領が何ら修正されることなくこの制度が導入される。ましてや、今年の4月から新学習指導要領が導入されておりますので、ますます児童や先生に対する負担が大きくなるのではないかとされておりまして。この新学習指導要領について、市の教育委員会としてはどのように受けとめ、どのように理解をされているのか、お聞きをしたいと思います。
- 指導部次長（西川義憲君） 新しい学習指導要領の理念においても、この学校週5日制の目的といたすところも、いわゆるみずから主体的に学び、自分たちで工夫をしながら生活をしていく能力を身に付けていきたい。また、その中で生活体験的なものも重視をしていきたい、という考え方自身は合致していると考えております。

ただ、先生が御指摘の授業時数との関連でございますが、平成2年度、3年度におきまして、文部省の指定を受けて実験してきた学校が幾つかございます。つい最近、こうした学校の報告が届きましたが、この資料から見まして、月1回ないし月2回ぐらいの土曜日をこういう形で休みにしていくという時点では、現在の指導要領でも十分やっつけられるという実践結果が出ております。

ただし、将来的に月4回の土曜日が休業になってくるようなことが想定されますが、その時点では、現在の指導要領の時間数の内容の中では、やはり抜本的に見直していかなければ対応ができない、という研究校における実践結果の報告が出ております。今年の9月から全国的に週5日制に踏み切ってまいりますが、その段階の中では授業内容の精選や工夫等をし、こうした問題を学校現場とともに研修をしながら歩んでまいりたいと考えております。

- 22番（猪尾伸子君） 実験校としてやられたのは、今年3月までの指導要領に基づいて行われたわけですね。今年9月から行われる学校週5日制は、今年4月から導入されている学習指導要領に基づいて実施されるわけです。ちょっと私が資料で見ましたところでは、例えば小学校1年生の子供たちの習う漢字は、今年3月までの学習指導要領では76文字、それが今年4月からの新学習指導要領では80文字と4文字増えるわけです。ちなみに、私たちが教育を受けた当時、1958年に改定され1971年3月までやられた学習指導要領では46文字だったんですので、そのころの子供たちに比べると34文字も増えているわけです。あるいは大きな数の計算という

ことでも、小学生低学年で大きな数の計算能力を要求したり、今年3月まででしたら小学校5年生で習っていたミリリットルの単位が、今度は2年生で習うこととなっております。それから、中学校1年生で習っていた最大公約数、最小公倍数が小学生におりてきております。

こういうふうに非常に子供たちが習う教育の質量ともに密度が非常に濃くなっていると思うんです。これでは今までと同じ授業のやり方では、子供たちに本当にそれだけの質と量の教育を理解させ、定着させることができるのかどうか、大変疑問だと思うんです。新学習指導要領の見直しについては、月1回程度の休みではまだ必要ないと言われております。この学校5日制のために文部省が各都道府県の教育委員長あてに出した通知の中では、子供たちが習得する上での時間数あるいは授業のカバーをするのに、小中学校では、各教科等外において学校が独自に行う教育活動や学校行事を精選することなどにより対応する、という通知を出しているわけですが。これは例えば文化祭とか音楽鑑賞とかゆとりの時間だとか、子供たちが本当にゆとりや人間性を獲得していく時間を削り、新しい学習指導要領を導入していけということになると思うんです。

一方、和泉市の学校5日制推進会議設置要綱第2条の趣旨の中でこういうように述べられています。『激しい変化を迎える時代のなかで、「主体的に生きていく資質や能力」「新しい文化の創造力や個性」「国際社会に貢献できる資質」等の教育が求められており、従来の教育が学校教育にその多くを委ねてきた反省から、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担しながら、生涯学習の観点を含めてその在り方が提唱されている。学校週5日制は、その視点を踏まえて、親子が家庭や地域において対話し交流する日としての考えを根底に据えるものであり、本推進会議は、家庭に保護者がいない子どもたちへの対応を中心にして、課題を検討し、教育行政の立場からその活動を支援していくものである』。

その前段で述べられております主体的に生きていく資質や能力、新しい文化の創造力や個性、国際社会に貢献できる資質などを育てるのに学校だけに押し付けるのではなく家庭や地域も協力せよ、と言っているわけですがけれども、先に言いましたように、授業時間外のいろんな催しやゆとりの時間、子供たちが集団教育の中で身に付けていくいろんな経験を奪った上で、学習指導要領に基づく授業内容詰め込みを一層進めていくことになっております。そういうことで本当に主体的に生きていく資質や能力、新しい文化の創造力や個性あるいは国際社会に貢献できる資質が育っていくのかどうか、非常に疑問に感じます。

そして、ますます子供たちに大きな負担をかけ、今の教育の基本的な受験体制や学力偏重社会等の見直しなしに学校5日制を一方的に今年の9月から導入していく。このことに対しては、大変大きな矛盾を生み出すことは必至だと思うんです。子供たちにゆとりある教育とかいろんな

なことを言っていますが、一方では、学校の中ではますますゆとりがなくなっていくのではないかと感じるわけです。

こういう前提でもう9月からスタートが決まっているわけですが、学校の施設や市の施設の開放について検討を進められているわけですが、本当に子供たちが学校5日制によって地域に帰され、この文言の上で言われている地域の中でゆとりを獲得し、あるいは主体的に生きることができる力を獲得できるかどうか、地域の受け入れ体制や条件整備ができていますかどうか、大変疑問だと思います。

先ほどの学童保育問題についても、本来、土曜日は休みだったから実施をしない、とお答えになりましたが、これまでの学童保育は、学校週6日制を前提にして親も子も生活を組み立て、長年の運動や市民の経験の中で確立をされてきた1つの制度です。それが一方的に市民に何の準備もなく学校週5日制に切り替えられてくる。今までは、昼間、親が働いて家にいない子供たちだけの問題であったのが、もっとたくさんの子供たちにいろんな影響が出てくるのは当然ではないかと思えます。今回の5日制の導入によって、当然、今までの枠組みの中では受けとめきれない新しい子供たちが生まれてくることを理由に、学校週5日制が女性の社会参加を制限するようなことになる恐れも十分出てくるわけですが、そういうことは決してあってはならないと考えるわけです。

学童保育については推進会議の中でも意見を聞き、検討していく、と言われましたが、今後の検討課題と言うのであれば、学童保育という形にとらわれる必要は何もないと思えます。和泉市内には青少年センターの例もありますが、親が家にいようが、いまいが、だれでも自由に出入りし、ちゃんとした指導員がいる児童館のようなものをつくり、地域の子供同士がコミュニケーションが図られ、ゆとりを取り戻していく。そのため市が予算も人員も配置していくという姿勢にぜひ立っていただきたいと思えます。

そういう施設づくりの問題について、その1つとして、今、開発が進んでいる中央丘陵の公益施設について、これまで何度か議会の中で質問等をさせていただきました。5日制になって家庭での親子の交流を深めようとか、地域との交流を深めようと言われるようになれば、当然、身近なところで親子が交流を深め、文化的なものに接しようとするればそれなりの施設も必要だと思います。今、開発している中の公益施設あるいは新たな開発に対しても、そういう視点を持っての方向で進められていくのかどうか。中央丘陵の問題については前回の議会でお聞きをしましたが、その後、どうなっているかも少しお聞きをしたいと思います。

- 施策推進室長（辻井正昭君） 中央丘陵の公益施設にかかわる御質問かと存じますので、施策推進室辻井よりお答えいたします。

トリヴェール和泉に関連する公益施設の設置につきましては、以前、庁内の各関係担当課から施設設置の要望が出されております。これらの数多い施設要望の中で各施設をどのように配置するか、また、規模はどの程度にするか、そして、これら施設の必要性の度合いはどうか、等について現在、検討中でございます。一方、シビックセンターの整備計画につきましては、住宅・都市整備公団を初め府、市関係者、学識経験者として大学の先生、市内関係団体で構成するトリヴェール和泉シビックセンターの整備に関する委員会を6月に発足させ、現在、鋭意検討中でございます。したがって、今のところ、まだ具体的に設置する施設、規模、位置、内容等については決まっていない現状でございます。

各担当課から出されている公益施設の要望事項については、例えば自治会館、地区集会所、文化会館、図書館等盛りだくさんの要望が出されておりますが、これらについて各担当課とも再度、協議検討を重ねた上、さらに、研究を行いたいと考えております。

今回のこのような膨大な計画は本市においても初めてでございまして、将来の社会情勢の展望も十分考慮し、ある程度将来を見通した考えを持っての計画策定が大切だと考えておるところでございます。したがって、ただいまの先生のお尋ねの件につきましては、今後、各施設の設置、配置の対応についても要望の趣旨をよく踏まえ、引き続き検討をしまいたく存じます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 22番(猪尾伸子君) 今、原課からどういう施設が要るのか、ということを出し、整備委員会を設けて検討中、ということですが、教育委員会としてはどのような施設の要望を出されているのか、お聞きをしたいと思います。

○ 社会教育部長(生田 稔君) 社会教育生田の方からお答え申し上げますと存じます。

社会教育の方からは、いわゆる生涯学習の拠点ということで文化ホールという1つの施設が要るということでございます。片や、図書館という1つのゾーンも要るということで要望してまいっております。さらに、史跡の問題 につきましても、歴史的な史跡を収集した資料館についても、中央丘陵の一角の中で設置を要望しておるものでございます。その他体育施設等も要望してございます。

しかし、これらにつきましては非常に難しい問題がございますので、今、企画の方からお答えになられたように、今後、十分精査検討をお互いに行っていきたいと思うわけでございますが、これらのことが実現するよう十分努力してまいりたい、かように存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 22番(猪尾伸子君) 教育委員会が出されている要望については、個人的には、今すぐにもほしいものばかりでございます。ぜひ実現していただきたいという本当の気持ちでござい

す。これまでは各原課の要望を集めて専門委員会とか、市内部の担当者と検討しているということでしたが、今のお答えでは、府や住都公団、学識経験者など外部の方も入られているようです。この時期的な問題について、いつごろをめどに進めていかれる計画があれば教えていただきたいと思います。

- 企画調整部理事（三井義秋君） 企画調整部三井からお答えいたします。

シビックセンターの敷地につきましては約15haございまして、今回、シビックセンター整備委員会ということで検討に入った段階でございます。全体の公益施設の問題もございまして、シビックセンター全体の計画もございまして、現在の計画では6月に発足いたしまして、今年度内には、一応のシビックセンター内の構想を練り上げていきたいと考えてございまして、御理解願いたいと思います。

- 22番（猪尾伸子君） いずれにしても予算を伴うものですので、私もそう簡単にはできるとは考えておりませんが、学校週5日制の問題について言えば、当初の中央丘陵の事業が出てきた段階ではなかった制度です。今回、新たにこういう制度が導入され、子供たちにも大変大きな影響を与えるわけです。私たちも本当にいい影響が出るということを望んでおります。和泉市の子供たちに対して責任を負うのは、私たち和泉市の大人たちなんです。皆さん方が本当に和泉市の子供たちの顔が見えているのかどうか、1人ひとりの子供たちの顔を思い浮かべていただきたいと思うんです。憲法と教育基本法の精神に照らして、学校週5日制が本当に子供たちにゆとりと新しい経験を与え、また、私たち親にとっても子供たちとゆとりを持って深い交流でき、また、社会全体がそういうふうになっていく制度にするよう、市としての責任を果たしていただくよう強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、3時40分まで暫時休憩いたします。  
（3時20分休憩）

○  
（午後3時40分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番・並河道雄君。

（5番・並河道雄君登壇）

- 5番（並河道雄君） 5番・並河道雄です。通告順に従いまして、一般質問の要旨を述べたいと思います。

本市もトリヴェール和泉の町開きを終え、今、新たな方向へ進もうとしております。新旧バランスの取れた交通条件や生活環境整備を進めなければなりません。今こそ、教育、福祉、都

市整備、環境など地域づくりに真剣に取り組まなければなりません。以下、通告の5点についてお尋ねをしたいと思いますので、簡潔に要点をお答えを願いたいと思います。

まず、救急医療体制の充実について。昨年の第3回定例会において救急医療体制について説明を求めたところでありますが、今回も引き続き救命率向上施策についてお尋ねをいたします。

本年4月、救急救命士の第1回国家試験が実施されましたが、さきの議会において1名を派遣している旨説明がありました。その結果について、全体の合格率も含めお答えを願いたいと思います。また、合格すれば、即救命士が乗った救急車が運用されるものと市民の期待が大ききく、1日も早い運用が望まれるわけですが、救急医療体制充実についての現況とその取り組みについて説明を願いたいと思います。

次に、老人福祉対策及びマンパワーの実態について。さきに政府は、高齢化社会に対応した施策を進めるため、ゴールドプラン10カ年計画を発表いたしました。本市の65歳以上の人口が1万3,863人にも達し、特に独居老人世帯も1,149世帯にも及んでおります。今、老人が何を考え、何を望み、何を悩んでいるか、各般にわたる詳細な調査項目を設定し、意識調査を行うべきであるが、この点、いかがお考えでしょうか。

次に、人口の急速な高齢化に伴い、今後、急速に寝たきり老人等の要介護老人が急増することが見込まれており、これら要介護老人対策の一層の推進を図ることが必要となってきております。高齢者の多くは、老後も住み慣れた地域で家庭や隣人とともに暮らしていくこと希望していることから、介護に当たる家族の負担を軽減し、支援する在宅福祉サービスの充実を図らなければならないと思います。そこで、本市のマンパワー確保に取り組んでおられる実態について御説明をお願いしたいと思います。

次に、交通公害対策について。駐車場問題については、午前中、原議員さんからもありましたが、あえて御質問したいと思います。

絶対的な駐車場不足は、今や社会問題になりつつありますが、特に公団住宅等を中心に深刻な問題となりつつあります。その結果、取り締まりの強化のみに追われ、根本的な解決に至っておりませんが、その点、いかがお考えか。駐車場建設には、一部公的助成もあるように聞き及んでおりますが、将来、駐車場建設に向け積極的に取り組む気はないか、お聞きをしたい。

また、北信太駅前の原付きの通行時間帯の規制の解除問題については、以前にもお聞きをしたことがあります。地元自治会との話し合いに応じたいということでありましたが、その後の経過をお聞きをしたいと思います。

開発指導について。近年、社会の高度化、余暇の利用、リゾートの波に乗ってゴルフ場開発が話題になり、その是非をめぐって新聞やテレビで報道されております。本市においても地権



者との話し合い、地元合意を終え、いよいよ開発に取りかかるようですが、その時期はいつなのか。プレーができる状態になるのはいつか、お答え願いたいと思います。

また、開発に伴うメリット、デメリットは何か、問題の所在を明らかにすべきであると思いますが、その点、いかがお考えでしょうか。

農薬汚染、環境破壊、特に農薬については低農薬とはいっても、一般農地で使用する農薬よりもはるかに強い毒性を持つものを使い、これが影響しないと言えるかどうか。農薬使用は全国的な問題になっており、国、府では基準が定められております。厚生省生活衛生局水道整備課の殺虫剤、殺菌剤、除草剤の水質目標を入手しておりますが、地元関係者と公害防止協定を結ぶなど、具体的な意見交換をしておられるのかどうか、お聞きをしたい。

次に今回、解放会館に隣接してパチンコ店が開業されました。市民の中には、何とか阻止できなかったものか、という意見を多く聞いております。パチンコ店の建設には、必ず住民の反対が付きものですが、この点はどうか、経緯をお聞きをしたい。

次に、何件か違法建築の苦情が届いております。建築確認許可の基準を公の場でお示しを願いたいと思います。

学校教育及び社会教育について。当初予算で全中学校へコンピューターが206台導入されることになりましたが、運用方法、カリキュラム等をお示しを願いたいと思います。

2番目に、婦人会活動について。女性政策課が誕生し、女性の地位向上と社会参加が叫ばれております。最近の婦人会組織を見ておりますと、組織の解散が目立ってきておりますが、その要因、原因はどこにあるのか、お考えをお聞きをしたいと思います。

以上、自席での再質問の権利を留保して要旨説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 消防本部次長（池野 透君） それでは、並河先生がお尋ねの第1点目、救急医療体制の充実について、消防本部池野よりお答え申し上げます。

まず、第1回救急救命士国家試験についてでございますが、去る4月19日、大阪府会場を初め全国7会場で実施をされました。総受験者数は4,301名、合格者3,177名、合格率73.9%、そのうち消防職員につきましては、受験者数384名、合格者380名、合格率99%、厚生省関係者も驚嘆する数字を残しました。当然のことながら、本市より受験いたしました加藤一徳も合格いたしてございます。

次に、救急救命士の乗った高規格救急車の運用についてでございますが、救急救命士を乗せた救急車1台を運用しようとするれば、隔日交代である勤務の特殊性から絶対の2名が必要でございます。かつこれらの日曜日等の休日及び休暇等の交代要因2名を加え4名が必要になって

きます。救命率向上の観点から年次的に派遣を要請し、できる限り早い時期に対応できるよう努めてまいりたいと存じます。

また、救急医療体制の充実についての現況と取り組み、すなわち救急高度化についての御質問でございますけれども、新しく救急救命士法が昨年4月制定、8月に施行されたこと、また、先ほど御答弁申し上げましたように、本年4月に第1回目の救急救命士の第1回目の国家試験が実施されたこと等がございまして、マスコミが一斉に取り上げたことも手伝い、高規格救急車の運用が救急高度化であるように理解をされている市民の方が多くございます。

救命率向上のための救急行動化というのは、次の3本から成ってございます。その1つは、救急救命士の養成も含めた救急隊員の再教育でございます。その2つ目は、御指摘の最新の救急資器材を積載した高規格救急車の整備運用でございます。その3つ目は、和泉市民であればだれでも応急処置ができることを願っての救急普及啓発の推進でございます。

以上の3点が救命率向上のための施策であり、どれ1つをとってもおこなうことのできないものであり、市民の命を預かる消防にとって最重要施策としての取り組みをしてまいりたいと存じます。御理解くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） それでは、2点目の老人福祉対策及びマンパワーの実態について、老人障害福祉課金谷よりお答え申し上げます。

第1点目の意識調査につきましては、老人保健福祉計画の策定に向けまして、老人の生活実態や意識等を把握するため、今年8月、市内の65歳以上の寝たきり老人とその介護者全員を対象といたしまして、また、65歳以上の一般老人につきましても、その30%を対象といたしましてそれぞれ実態調査を実施いたすべく、現在、準備を進めておるところでございます。また、でき得れば、長期の入院患者や65歳未満の市民の方々についても実態調査をいたしたく存じておりまして、現在、関係者と協議中でございます。

次に、2点目のマンパワー確保についての取り組みの状況でございますが、特に在宅福祉の担い手でありますホームヘルパーの確保に関しましては、市が認めるヘルパー養成研修を終了した方々に対し、養成期間中の教材費あるいは旅費等の相当額を助成するヘルパー育成助成金制度を設けまして運用いたすとともに、地域でのヘルプ活動を行うボランティアグループにもその活動費を助成する、こういうことによりましてマンパワーの確保に努めておるところでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 交通公害課参事（黒川一成君） 駐車場問題につきまして、交通公害課黒川より御回答申し上げます。

近年、自動車交通の著しい進展に伴いまして駐車需要が増加しております。車社会における駐車場整備の必要性を強く感じておるところでございます。本市でもJR各駅周辺及び商業地域等におきまして駐車問題がございます。今後、このような傾向がますます強まる可能性があるかと存じます。路上における自動車の駐車は交通渋滞や交通事故の原因ともなり、また、都市機能の低下を来すことにもなります。このため交通公害課といたしましては、現在、この問題に対処するため、駐車場整備基本指針というものの策定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

2点目の駐車場建設に係る公的な助成でございますが、府の補助事業といたしましては、平成2年度に創設されました大阪府自動車駐車場整備事業に対する補助がございます。これは事業主体が市町村、市が2分の1を出資した第三セクターあるいは市街地再開発組合等で、規模は100台以上、形態につきましては、地下式及び立体式ということでございます。対象事業は、整備費のうち進入出路、架設及び土工工事等でございます。補助率は2分の1、補助限度額は、1台当たり150万円でございます。また、本年度に創設されました駐車場整備計画策定に対する補助が創設されております。

次に、建設の取り組みでございますが、さきに御回答申し上げましたように、現在、駐車場整備基本指針の策定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

なお、府におきましても本年度より駐車場対策室を設け、市との調整を図りつつ積極的に取り組みを進めているところでございます。今後とも、府と協議、助言を得ながら進めてまいりたく考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 交通公害課参事（川端 勇君） 北信太駅前の原動機付き自転車の通行時間帯の解除の問題について、交通公害課川端がお答えいたします。

北信太駅前の交通規制でございますが、昭和51年12月、大阪府公安委員会の指定によりまして、北信太駅前道路に許可車以外の自転車を除く車両が午前7時から午前9時までの間、進入禁止となっております。

この経緯は、通勤、通学者等が集中する時間帯を交通規制することにより歩行者等の交通事故防止のため、地元町会の要望もある中、和泉警察においても実情調査の上、大阪府公安委員会が指定したものでございます。交通規制は、二輪車、普通乗用車とも排気量にかかわらず同じ規制対象となりますので、よろしく御賢察の上、御理解賜りますようお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 4点目の開発指導についての数点にわたります若樫地区ゴルフ場開発計画について、本計画調整窓口であります企画調整課油谷の方から総括してお答え申し上げます。

まず、第1点目の開発に取りかかる時期でございますが、当初計画の約85haにつきましては、議員さんもお案内のとおり、平成3年4月18日に29条の開発許可が既においているところでございます。その後、30haの開発面積を追加変更いたしまして、全体で115haとして開発許可の申請手続中でございます。既に本市から大阪府に対し開発許可申請書を經由しております、梅雨明け後間もなく開発事業者に対し許可がおりるものと思われまゝ。工事着工につきましては、その後開始されることにならうかと考えておるところでございます。

2点目のプレーができる時期についてでございますが、工事期間として約2年が予定されております関係で、平成6年秋にはオープンされる予定と聞いております。

3点目の開発に伴うメリット、デメリットにどんなことが考えられるか、ということでございます。山間部の自然の中で造成するゴルフ場開発でございますので、ある程度まとまった自然の消滅については否めない事実でございます。その点、デメリットと言えるかもしれません。一方、メリットの面につきましては、温州みかんの構造不況下におきまして、市内就業の場の創出が期待できることと思ひます。それから、固定資産税等の若干の増収増加が見込まれまして、本市の財政環境の向上につながること、などが挙げられます。

なお、直接メリット、デメリットの問題ではございませんが、工事施工中、施工後を通じて防災の安全面、水質汚濁等の問題等についても万全を期するよう、関係原課ともども厳しく指導に当たってまいり所存でございます。4点目の農業使用に伴う公害防止協定の問題でございますが、担当原課が中心となり、本市と開発事業者との間でゴルフ場開発に係る環境保全に関する協定書を締結しております、農業取締法や大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱など国、府の関係法令の順守はもちろんのこと、農業等使用計画書及び使用分析書の提出義務、排水の水質調査及び監視、立ち入り調査及び指導などについて取り決めを行いました。その内容について順守させることになっております。

さらに、農業散布に当たりましては、開発事業者との一定の協議に基づきまして、除草剤についてはグリーン、フェアウエー、ラフなどへの散布は一切せず、除草はすべて人力で行うようになっております。殺虫剤につきましては、原則としてグリーンのみを使用させることになっております。ただ、虫が異常に大量発生した場合のみ、フェアウエー、ラフなど発生場所に散布させることになっております。殺菌剤につきましてはグリーンのみを使用を限定し、フ

エアウエー、ラフへの使用は一切させず、しかも、必要最小限度の散布にとどめるようになってございます。

なお、グリーンに撒いた農薬につきましては、活性炭吸着処理槽を通しまして残留農薬値を低減させるよう新しい工夫がこらされることになっております。

5点目の環境破壊の問題でございますが、水質や動植物についての一定の調査を実施したほか、森林など自然の消滅は必要最小限にとどまるよう、造成工事に際しましては、大阪府のゴルフ場開発に関する取り扱い方針というものがございまして、その中に定められております敷地の65%以上の樹林地の確保基準をさらに上回る約71%の樹林地の確保を行わせることになってございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 開発指導の中でパチンコ店の経過と建築確認の基準につきまして、開発調整課上出より御答弁申し上げます。

まず、パチンコ店に関する法規制でございますが、建築基準法と風俗営業等の適正化に関する法律、いわゆる風営法の2法によって定められておりまして、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の中で建設、営業が可能となっております。しかし、これらの地域の中にありましても、50m以内または100m以内の距離に学校、病院、児童福祉施設等がある場合は、これら施設の環境を保護する意味からパチンコ店等の風俗営業は禁止されております。

先生が御指摘の解放会館横のパチンコ店でございますが、この場所は準工業地域でございますが、また、周辺に学校、病院等がないことから可能となったものでございます。

ただ、途中経過といたしまして、近隣の方々から何とか建設を阻止できないものか、市の文化施設の隣にパチンコ店はふさわしくないのではないか、といった陳情、御要望がございました。そこで、解放会館そのものが、先に申し上げました風営法で申し上げます禁止施設に当たるならば営業できなくなるということから、所管の窓口であります和泉警察署に判断をお願いいたしました。同会館はこれに当たる施設ではない、という結論から建設、営業に至ったものでございます。

次に、建築確認の基準についてでございます。建築確認申請は、昭和25年に制定されました建築基準法に基づいて審査されることになっておりまして、内容は、建築物の敷地、構造、設備、用途に関する基準を定めてございまして、これらの基準に合致していたならば建築確認がおりるわけでございます。実際の審査は、大阪府建築指導課において建築主事が1件ずつ書類審査を行ってございます。また、この申請が出されていないか、現場が申請の内容と異な

る場合には違法建築となるわけですので、この場合も先ほどと同様、大阪府において違反の措置を願っております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育研究所長（藤原武久君） 中学校へのコンピューター導入による運用方法とカリキュラム等につきまして、教育研究所藤原より答弁いたします。

平成4年度におきまして市内中学校8校に40人学級21台、同推校35人学級富秋中学校、信太中学校2校に19台、計206台を導入することが認められ、現在、計画を進めております。

用方法は、平成5年度から実施される新学習指導要領の中で技術家庭科情報基礎領域で生徒1人ひとりが実際にコンピューターを操作することによって情報教育の基礎的な学習を進めていくものでございます。

学習内容は、コンピューターの仕組みや使い方、例えばワープロとして、また、計算したり表やグラフに絵を描いたり、多数の情報の中から自分の目的とする情報を探し出す技術を身に付ける等を学習するものでございます。

この領域は、中学校2年または3年の技術家庭科の授業の中で30時間履修することが決められております。また、これ以外に理科、数学その他の教科でも活用していくよう、現在、検討しております。よろしくお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 本市の社会教育団体である婦人会組織が、最近、組織の解散が目立ってきており、その原因はどこにあるか、というお尋ねでございますので、社会教育課田丸より御答弁申し上げます。

現在、婦人会組織は、平成元年度と比較いたしますと、校区組織では増減がないように聞いておりますが、会員数は、減少傾向を示しておるのが現状でございます。そのことは端的に申し上げますと、婦人会の役員になると忙しく、仕事、家事、育児と時間的な余裕がないと意見が多数を占めていると本部役員の方から聞き及んでおります。

したがいまして、社会教育課におきましては、社会教育団体として生涯学習の推進の立場で、婦人会に対しまして組織強化に対する指導、助言なりを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 5番（並河道雄君） 簡単に終わりたいと思いますので、端的にお答え願いたいと思います。最初の救急医療体制でございますが、消防長からもいろいろ聞いておりますが、救急救命士の勉強のために派遣していただき、それも1名ということで非常にその責任の重圧を感じて御

苦勞されたということを聞いておりまして、まず、最初にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

先ほどの答弁によりまして、1台の救急車を運用するのに4名の救急救命士が必要ということでございますが、現在、和泉市では何台の救急車を運用しているのか。また、救急救命士の養成には相当の期間がかかるように思います。われわれ議会人はもちろんのこと、市民も高規格救急車が1日も早く運用されることを望んでいるわけでございますが、その運用開始はいつごろを予定し、また、運用開始までの間はどのように対応されるのか。また、現行の体制で救命率向上に向けて完全な体制が取れるのかどうか、御質問したいと思います。

○ 消防本部次長（池野 透君） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在、和泉市においては、3台の救急隊を稼働させております。すべての救急隊に救急救命士を張り付けようとするれば、1隊に4名ですので12名が必要となります。しかし、まず、その中の1隊から運用してまいりたい。運用開始の時期につきましては、平成6年の後期もしくは平成7年の前期から運用したい。以後、段階的に増強してまいりたいと考えております。

また、運用開始までの対応策でございますが、先ほど、救急高度化の3本柱についてお答えをいたしました。現在、活動中の救急隊員に約1カ月、計115時間の再教育を行うことによりまして、従来、救急隊員が行っていた1次的救命処置に加え、パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定、ショックパンツ使用による血圧の保持及び下肢の固定等に代表される2次的救命処置9項目の実践が可能となります。これらを実践することによりまして、かなりの救命率の向上につながることは間違いないと確信してございます。

また、心停止患者に対する蘇生の境目と言われる心停止後3分間、いわゆる救急隊員が到着するまでの空白の時間でございますが、この空白の時間、現場に居合わせる市民による適切な応急処置ができるよう、昨年整備いたしました救急普及啓発広報車をフルに活用いたしまして、市民を対象に心肺蘇生術を主とした救急啓発を推し進めたいと存じております。

先ほど申し上げました9項目の応急処置の拡大救急、それから、市民救急啓発とも本年後期より実施する予定でございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 消防長（高宮武男君） ただいま御質問をいただきました後段につきましては、消防の体制の問題でございますので、消防長高宮からお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、救急救命士の養成講習は、6カ月間という長期にわたって派遣しなければならない。また、免許取得後においても、直接人名にかかわる処置を行うということから、定期的に病院等へ研修派遣をしなければならないわけでございます。また、先ほど、担当次長から申し上げましたように、救急Ⅱ課程の資格習得、また、従来実施しておりました予防等の

各科目の研修派遣もございますので、人的配置の警備力が低下することは事実でございます。今後の対策といたしましては、関係部局と御相談をしながら職員の弾力的運用と、合わせまして消防用車両の効果的な運用をいたしまして、消防力の低下を来さないよう最善の努力をしてまいりたい、かように存じておりますのが、御理解いただきたいと思っております。

- 5番（並河道雄君） 救急隊員につきましては、現在、人体に危害を及ぼさない限られた応急手当ができるよう教育訓練が実施されております。御案内のとおり救急救命士は、応急手当の範囲を拡大し、一定の医療行為を認めた人命救助の重要な施策でありますので、1日も早く救急救命士の乗った高規格の救急車が運用開始されることを市民が要望しているわけです。

人口の高齢化あるいは疾病構造の変化などによりまして、脳血管疾患などによる呼吸循環不全に陥る患者が非常に増加傾向にありますし、また、交通事故による死亡者も再び増加傾向にあります、第2次交通戦争と言われております。先ほども説明がありましたが、人の命を救うには、心臓停止後3～4分間に心臓マッサージを行うと非常に効果的であるということです。この間、私もちょっと教えてもらったんですが、心臓が停止して3～4分の間に蘇生の行為を行うと90%以上が助かるんだということです。これは非常に重要なことであります。それと、私たちがよく見かけるんですが、交通事故で倒れているところに人が集まっておりますが、だれも何も行為をしていない。いらんことをしたら危険があるということで行為をしないわけですが、どんな状態であれ、そういう心マッサージを行うと効果があるということもお聞きをしました。

現在、本市の救急隊が現場に到着するのに平均5～10分かかっているのが実情だそうですが、できるだけ早く応急手当を開始することが救命率の向上につながると思います。応急手当の知識あるいは技能の普及啓発を図る必要があると思うわけです。そのため市民に基礎的な応急手当を普及させる方策として、保健医療の関係者あるいは教員及び警察官あるいは運転免許取得時あるいは更新時において、そういう救急法の講習等が行えるよう関係機関に何とか要請をしてもらいた。また、救急救命士の派遣講習によって消防力が低下する、という話もありましたが、そういう人的配置などの面でも手を打っていただきたい。これを最後に望んでおきます。答弁は要りませんが、必ず実現の方向で要望しておきたいと思っております。

それから、福祉の関係について若干、お聞きをしたいと思っております。

マンパワー確保の件でございますが、いろいろ私たちの党でアンケート調査を大阪府下全市において各議員が市行政の協力を得て実施いたしました。その結果は、お礼も兼ねまして福祉担当理事者にお渡ししておりますので、細かい点については質問を避けたいと思っております。

数字的に見ましたら、ヘルパーとか介護関係の増員につきましては、非常に努力をされてい



ることがあらわれております。頑張っておられると思います。今までのデータからすれば、この2～3年間、マンパワーの確保については、大幅に努力されているというデータが出ているように思いました。ゴールドプランの一番大切なところは10万人の確保ということですが、最終的に地方自治体にしわ寄せがきているのが一番の問題点であると思います。10万人の確保については、徐々にではありますが、結果的に効果が出ているように思います。

今年8月に実施予定と言われております実態調査の対象者と調査方法、それと、ホームヘルパー育成助成金の交付状況、先ほど、そういうものもやるという説明がありましたが、その状況を説明していただきたいと思います。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 先ほど申しあげました老人保健福祉計画に絡む老人の実態調査の対象者でございますが、寝たきり老人及びその介護者に対する調査につきましては全員が対象でございまして、主に市の保健婦との面談方式を予定しております。調査対象者数は、現在、私どもで把握しておりますのは、300人程度でございます。

また、65歳以上の一般老人に対する調査につきましては、先ほども申しあげましたように、30%の住民基本台帳からの無作為抽出をし、これは郵送による調査をする予定でございます。この調査客体は、4,200～4,300人でございます。

さらに、先ほども申しあげましたが、現在、関係機関と調整中でございますが、65歳以上の長期入院患者の調査につきましては、できれば市内の病院に6カ月以上入院している市民を対象に、これも全数面談方式で調査をいたしたい。

また、一般市民20歳から65歳未満の方につきましては、65歳以上の一般老人の調査と同様、住民基本台帳から2,000人の無作為抽出を行いまして、こちらも郵送方式で実施をいたしたいと考えております。

次に、ホームヘルパーの育成助成金の交付実績でございますが、昨年、大阪府地域福祉推進財団が実施いたしましたホームヘルパー養成研修会がございまして、その終了者が和泉市内で62名いらっしゃいます。市の方では、育成助成金の制度があります、ということを市の広報誌に載せたのはもちろんでございますが、初めてのことでございますので、受講されて終了された方全員に個別に通知をいたしました。その結果、受講者のうち41名の方から育成助成金の交付申請がございました。そのうち25名の方につきましては、現在、市のホームヘルパーとして登録していただき、活躍していただいている状況でございます。

- 5番（並河道雄君） 先ほども申しあげましたように、ホームヘルパー事業は国の責任ではなく、市町村にその実施主体が課せられてきているということで、市町村の積極的な取り組みが重要であると思います。潜在看護婦あるいは高齢者、企業、公務員、学生ボランティア等の

潜在マンパワーの確保等、先ほど、努力されている、言いましたが、潜在マンパワーの掘り起こしということも急務になってきております。この細かく書いたデータをお渡ししておりますが、その中に国、府からの目標算出というのが細かく出ておりますが、その実現に向けて努力していただきたい。看護婦などいろんな形で各市とも出ておりますが、その点について努力していただきたいと思います。

それから、本市の老人人口は9.3%ぐらいで思ったほど高くない。というのは、新興住宅等が増えてきてその比率が下がってきているからだと思いますが、逆に寝たきり老人比においては3.44%と、大阪府下4番目と非常に高いところに位置しております。この原因は、これから調べなければわかりませんが、そういった寝たきり老人対策については早急に立てるべきであると思います。

日本人の一番いいところである、一緒に住みたい、という在宅介護に重点を置くことが大切ではないかと思えます。ともすれば、面倒なことはいややと施設へ入れたがる風潮がありましたが、これからは在宅介護を充実していくという形で、ゴールドプランでも在宅介護10カ年計画が策定されました。その目標値の設定がありますので、それに向けて頑張ってくださいようお願い申し上げます。この件は終わりたいと思います。

次に、交通公害対策の駐車場問題でございますが、午前中、原議員さんからもいろいろ指摘がありました。特に公団住宅を中心に大きな問題になってきております。最近、車庫法が改正され、500m以内が2,000m以内に拡大されたので駐車場問題は何とか解決できるのではないか、という説明がありました。公団住宅、特に鶴山台を中心にして取り締まりの強化が行われております。駐車場の範囲が拡大されても、根本的な解決にはなりません。最近重点地域でやっていた取り締まりが、駐車禁止でない地域でも車庫法違反ということで取り締まりがやられる傾向が出ておまして、住民は非常に戸惑いを感じております。

最初は、催告書ですか、ちょっと動かしなさい、となりまして、8時間以上になると呼出しになり、ワッパを張られて罰金が5万円取られるそうです。モラルという話もありましたが、絶対的に駐車場がないわけですから、駐車禁止でないところに置いたら何とか免れるのではないか、という、ええか悪いかは別にして置くわけです。ところが、朝来てみると車庫法違反で張られて、高い罰金を払わなければならない。基本的には、駐車場そのものの数が足りない。2,000m離れた地域で仮に駐車場があっても、その周辺も一杯で足らんわけです。駐車距離を拡大しても解決できる問題ではないと思います。

公的な制度も含め1台幾らかの助成制度の話もありましたが、市も真剣に取り組んでいただきたい。他市でもやっていますが、休日や祭日に公的な場所だけでも開放して少しでも解消に

向けて進んでいくとか、いろんな形で努力していただきたい。垂れ幕を垂らして歩いても、迷惑駐車禁止、と何ぼオープンパレードしても根本的な解決にはなりません。絶対的な数が足りないからです。開発当初は、3割ぐらいの確保で許可がおりていたのですから当然足らなくなると思います、これから根本的な解決方法を考えていただきたい。このことを要望しておきます。

それから、北信太駅前の問題でございますが、これは以前にも議会で質問をしました。なぜ、こうしつこく言うかといいますと、非常に困っている方がおられまして、説明してもなかなか理解されにくい面もあります。これから府中、信太山、北信太3駅前の開発をいろいろ考えておられますが、そういう車の通行を規制してしまうということは非常に問題があります。先ほどの答弁では、通勤、通学の時間帯で危険だから、ということでしたが、むしろ夕方の方が通勤、通学者が集中して危ない状況です。

以前の部長の答弁では、南海バスがあそこへ乗り入れるのを阻止するため地元住民が手を打った、ということでしたが、全く市の答弁と地元住民が望んだ交通規制とは違うわけです。この辺については、警察にもっと話をしてもらいたい。今日の答弁は、全然前に進んでいない。前と同じです。前のときは、一度地元の町会と話をする、という答弁でしたが、その辺はどうですか。行って話をさせていただけてないのですか。

- 交通公害課参事（川端 勇君） 原付きの場合は二輪も含まれますので、警察当局におきましては、原付きのみは、一切、二輪と同一ということで規制の対象にはならないということです。

それと、自治会、町会との話は、現在、やっておりません。警察の方では許可は難しいという前提ですので、よろしく願いいたします。

- 5番（並河道雄君） そんなもの、全然こっちの意味が通じてない。それなら、原付き置き場も預かるように置いてますがな。押して行きますのか。他の駅を見てくださいよ。僕が言いたいのは、そこの町会だけで話を決めはったのが一番問題になってます。原付きに乗って駅まで来る通勤、通学者は、離れた地域の人がほとんどですので、非常に要望が強いわけです。何回も言いますが、駅周辺に原付きなどは一切通らせへんという駅は全然ないわけですよ。町会に行って一度、話をしてくれますのか。

- 産業部理事（白樫通有君） 産業部白樫からお答え申し上げます。

以前、この規制になった経過というものが地元町会からの要望ということでございましたが、その他の状況もあるというお話でございます。以前、町会と話し合いをする、というお約束もしておったようでございます。ただ、参事から答弁させていただきましたのは、現在、自転車

以外の原付き以上の二輪車、四輪車を規制しておりますが、今回、先生の御要望は、原付きのみ許可をせよ、ということです。しかし、警察で伺いますと、交通規制の対象車両のうち原付き自転車のみを他の二輪車と分けて許可をすることはできない、ということから、町会との話はやってないということでございます。しかし、町会と話をすることによってございまして、年数もたっておりますが、私の方からもう一度、町会と話を努力してみたいと思います。

○ 5番（並河道雄君） 元へ戻った場合どういうデメリットがあるか、一度、検討されたらどうですか。あそこは、道幅は広いですね。一番問題になるのは、一方通行とか進入禁止とか、方々の町会の要望で規制されるケースが増えております。しかし、そこを通った場合、道幅が狭くて子供の交通事故につながるとか、他の道があるとかいうケースが多いんですが、この場合は、なかなか理解されにくい。同じ意見の議員さんもおられます。「並河、代わりに言うてくれ」と激励もされているような次第です。

○ 産業部理事（白樫通有君） 努力させていただきます、と申し上げましたのは、地元の要望と他の意見があるということです、その確認と、公安委員会の方で原付きと他の二輪を分けられないということですが、地元の方々にしても、年数もたっているのもそういうことも理解をしていく、というならば、警察とも御相談をしていきたい。その点の確認をするということでございます。

○ 5番（並河道雄君） 法律も見直しが大事です。警察の方と違いますよ。一度決めたことであっても、状況が変われば、もう一度検討し直すことも大事です。はっきり言って、ある面では地域エゴにつながる感じもします。多くの住民がそのように望んでいるのですから、もう少し地元町会を説得するように持って行っていただきたいと思います。むしろ、晩の駐車の方が危ない。交通公害の関係の職員さんもよく現場を見てほしいと思います。

先ほどの鶴山台の問題でもそうです。ワッパを張られて1カ月ぐらい放置してある車が3台も4台もあるんです。その方がひどい駐車違反につながってます。各議員さんも言うているんですから、それを何とかするように、たまには晩にパトロールするとかして現場を把握してください。机の上で計算をしてもだめだと思います。警察の方が重点的にやるんならやるで、そういう情報も流してやらないといけません。住民も悪いと思いますが、3回も4回も5万円も払わされたらたまらんとします。それも駐車禁止のところへ置くんなら本人も納得するが、駐車禁止と違う場所へ置いて、朝、行こうか、というときに張られてある。逆に住民を守るわけではないが、そういう点もよく考えていただきたい。確かにモラルの問題もあるかと思いますが、基本的に駐車場がないわけですからね。営業車の乗り入れとかになってくれば、朝から

もおっしゃってましたように問題もあるかもしれませんが、通勤に使っている車が駐車場がないわけですからね。

例えば丸高の前の通路は、南海バスから苦情が出たので全然置いてません。というのは、あそこは駐車禁止の表示をして強化したので、晩、1台も置いてません。たまたま駐車禁止でないところに置いていたら車庫法違反でやられるので、鶴山台の住民も戸惑っています。公団と折衝するとか、確かにどこかをつぶしたりするなどで徐々に駐車場は増設していただけてますが、将来は、市の公園でもいいですから掘って地下につくるとか、これは今日、明日にはできませんが、これからの問題として努力していただきたい。道路でも、10年ぐらい先を見通して計画するわけでしょう。駐車場問題が本当に大きな社会問題になれば大変なことでして、行政不信に陥ると思います。その点、重点的に力を入れてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

開発指導の中でパチンコ店の問題でございしますが、警察がうんと言うたので、最終的には市民の反対もあったが建てた、という答弁でしたが、これからの問題として、極端な話ですが、和泉市には美術館を初め公的な施設がたくさんありますが、その隣にできたとなると、これは大きな問題だと思います。準工地域や商業地域には建てられるんだ、という答弁でしたが、その答弁だけでは納得できません。それやったら将来、条例で網をかぶせるとか何とかしなければいけない。確かにパチンコは市民のストレス解消などの面で大きな娯楽ですが、ただ、解放会館の方を見ると、解放会館よりはパチンコ屋の方がよく目立ちます。「あれ、何や」、「パチンコ店や」と言うと、びっくりする市民がおられます。今後の問題として法的な網をかぶせるとか、行政指導で何とかもう少し阻止できる形にならないものか。その辺のところはどんなものでしょうか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 確かに解放会館の横のケースでは、何とか解放会館がそのような禁止施設に読めないものか、ということで建設を止めていただけるような方向で話をしたいということで、相当警察の方とも御相談の上で指導したわけですが、残念ながら、警察の方の法律の趣旨によってゴーサインが出たということでございます。

それと、警察庁が扱う新風営法は、許可の問題でございします。もう1つは、建物に対する建築確認申請という2本立てになってございしますが、実際のところ、これが微妙に食い違ってございします。警察は許可するが、建設省の考え方ではだめだ、その逆のケースもあり得るということで、新風営法が発足する段階でも、建設省と警察庁の間でいろいろ御検討いただいたのですが、それぞれのお役所の領分と申しますか、考え方が一致をしなかったという経過がございします。そのような矛盾もございまして、今のところは、建築基準法よりも新風営法の方が、パ

チンコ店に対しては主導権を握っているところがございます。その辺の調整が非常に難しく、何とかいい方法がないものかということで検討はしてございますが、今のところ、まだいい方策は見出しておりません。先生がおっしゃるように何とか規制の網がかぶせられないものか、今後とも勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 5番(並河道雄君) よろしく願いいたします。

それから、ゴルフ場問題でございますが、先ほど、梅雨明けごろに工事にかかる、ということでしたが、多分、大阪府下で最後のゴルフ場になるだろうという、市民の間でも行政の間でも言われております。非常に厳しい法規制がかけられ、また、農業問題等で市民合意が得られないということで、本市が最後のゴルフ場になるそうです。

先ほどの御答弁では、農業問題等で公害防止協定が結ばれているようでございますが、ここに厚生省の水質基準の目標値が出てますが、それをクリアしているわけですか。殺虫剤、殺菌剤、除草剤と分けて農業が出てますが、私は専門かでないので、ここで農業名を読んでもわかりませんが、いろいろ数値が出ております。それらに対しても公害防止協定はクリアしているわけですか。一番重要なのは水道水、飲み水だと思います。グリーンについては、65%よりさらにきつい71%というよう厳しい条件だと言われましたが、水質についてはいかがでしょうか。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) 交通公害課大塚より御答弁申し上げます。

農業問題につきましては、先ほど、企画の方から御答弁がございましたが、平成2年10月25日に協定書を締結しております。その中で農業の点に関しては、厚生省の水質目標値がございます。これは殺虫剤、殺菌剤、除草剤ということで30項目を指定してございます。当然、この協定書にはこれを含んでございますが、この上に大阪府では、ゴルフ場の農業適正指導要綱というものがございます。これは国の基準よりさらに厳しく、この上に13の項目を加え43という項目になってございますので、本市の協定書についても、大阪府の基準を当てはめまして43という項目で検査をするということで協定書を結んでございます。

なお、この検査につきましては、年間3回行うということでして、今後もずっとやるわけですが、とりあえず工事の着工前から行う必要があるということで、先月でしたか、5月ごろに第1回目の検査を行いました。

以上でございます。

○ 5番(並河道雄君) いろいろ農業が出てますが、これは低農業ということですか。どれを使ってもええということですか。ものすごく数がありますね。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) 農業取締法という法律がございまして、主にそれが基準になってございます。ですから、その範囲内のものを使うということでして、全部濃度の低いもの

になっております。その辺から国の基準に大阪府の基準をさらに加え、43という項目で使用管理の目標が決まっているものと理解しております。

- 5番（並河道雄君） 専門的なことは公害課の方が詳しいので、協定書の方で決まっているものと理解をしておきます。行政としても勉強されていると思います。農業についてはいろいろ種類があるようですが、これから大きな問題に発展しかねないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、通告はしませんでした。午前、猪尾議員さんが細かく質問されましたので取り止めたのですが、学校5日制問題については非常に重要な問題として、PTAの役員さんに対し大阪府の全議員がアンケート調査、直に渡してその結果を集計しデータをつくりました。それに基づいて質問をしたかったんですが、重複を避けました。

その資料は教育委員会にお渡ししておりますが、その中でPTAの役員さんがおっしゃるのは、「今回の5日制について意義を見出しにくい」というのが46%、「現実にわからない」というのも46%出ています。残りの44%の人は「学校週5日制については意義を認めている」というほぼ半々の結果が出ています。また、学校週5日制は、いわゆる公務員の週休2日制との関連で進められてきた経緯も否定できない、という答えも出ております。表向きは、子供たちにゆとりを与えよとか言ってますが、そういう答えもあります。また、保護者に対する情報が学校や教育委員会などから直接説明を受ける機会が余りなかった。むしろマスコミから流れて知ったので、なかなか理解をされていない面もあります。それから、夏休み、冬休みなど長期の休暇等がありますので、「必要ない」と答えた人が36%ぐらいあります。そういったいろんなデータが出ております。

これは9月1日から国の指示で実施をしなければいけないわけですが、こういうデータも出ておりますので、もう少し説明会とかできちんと理解をされた上で実施をしないと、いろんな不平、不満が出てくると思いますので、この点について要望しておきたいと思っております。

それから、社会教育活動の婦人会の問題についてですが、余り増減はない、という先ほどの答弁でしたが、現実、鶴山台南の婦人会が解散しました。私は鶴山台北におるんですが、婦人会の中の何人かの非常に熱心な方がおられまして、何とか校区を存続したい、ということで痛ましいまでの努力をされて頑張っておられます。いろいろ聞いてみると、先ほどおっしゃったように働く人が増えた、役に就くのがいや、行事が多い、などいろいろありますが、やはりこれからの婦人会活動は重要な社会教育活動の1つであります。女性政策課ができ、女性政策を充実しようとするさなか、婦人会の校区が1つずつ消えていくという結果が出てきております。今後、予算面も含め検討していただきたいことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思

ます。ありがとうございました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

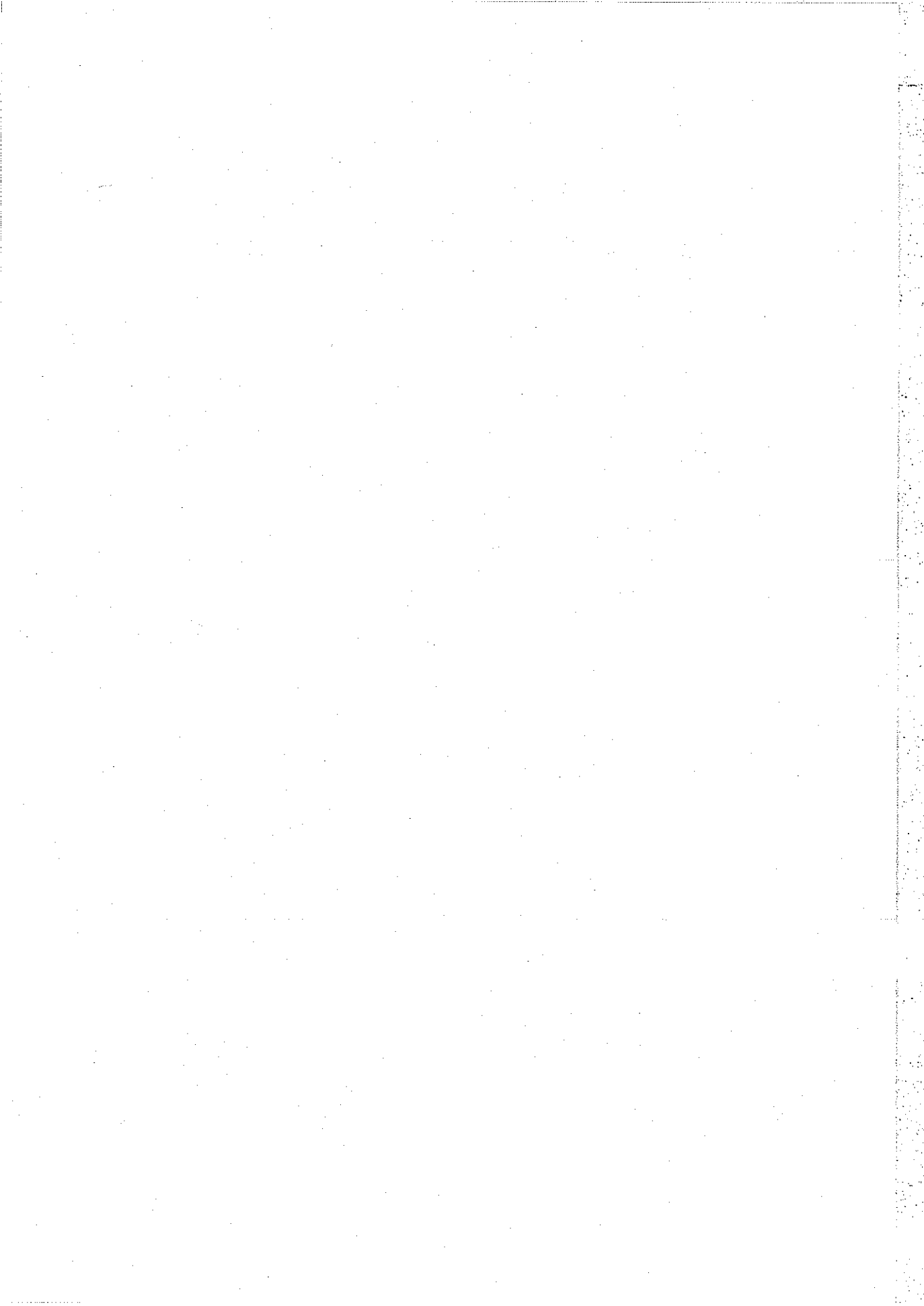
それでは、本日はこれをもって散会いたします。

（午後4時50分散会）

○



第 2 日



平成4年7月1日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	27番	奥村圭一郎君
12番	松尾孝明君	28番	友田博文君
13番	森悦造君	29番	大谷昌幸君
15番	柳瀬美樹君		

欠席議員(1名)

26番 飯坂楠次君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助役	坂口禮之助	総務部次長	池辺功
助役	田中昭一	総務部次長	阪豊光
収入役	中塚白	総務部次長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
市長公室理事	鹿島賢昌	同和対策部次長	門林良治
市長公室理事	龜山学	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室次長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	石本博信	福祉事務所理事	坂田平之
秘書課長	木寺正次	福祉事務所次長	松尾守
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
企画調整部理事	三井義秋	市民生活部理事	岸田秀仁
企画調整部副理事	吉祇利朗	市民生活部次長	池辺修次
企画調整部企画室長	今村堅太郎	市民生活部次長	長岡敏晃
企画調整部施策推進室長	井坂和充	産業部長	大塚孝之
企画調整課長	油谷巧	産業部理事	白樫通有

産業部次長	松林保	病院長	竹林淳
参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭
建設部理事	奥村富彦	病院事務局理事	谷上山世紀
建設部次長	谷俊雄	病院事務局次長	梅山武男
建設部次長	藤本仁徳	消防長兼消防署長	高宮喜
建設部次長	西岡政啓	消防本部次長	一ノ瀬喜
都市整備部長	萩本義裕	消防本部次長	池野淳
都市整備部理事	中野壽夫	消防本部次長	中西清臣
都市整備部理事	中辻秀忠	消防本部次長	大藤原忠男
都市整備部次長	尾崎正彦	消防本部次長	杉本弘文
都市整備部次長	中屋武郎	消防本部次長	稲田順三
都市整備部次長	田中喬三	消防本部次長	木村吉男
下水道部長	藤原清司	消防本部次長	西川義徳
下水道部理事	緒方和夫	消防本部次長	生田稔
下水道部次長	山崎精二	消防本部次長	明坂文喜
下水道部次長	中野英二	消防本部次長	北野喜平
下水道部副理事	岸本孝二	消防本部次長	山本襄
改良事業部長	富田宏之	消防本部次長	藤木意
改良事業部次長	梶田嗣夫	消防本部次長	高橋正善
改良事業部次長	藤本英夫	消防本部次長	着本善
水道事業管理者	田中稔	消防本部次長	庄司清
水道部理事	仲田博文	消防本部次長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	消防本部次長	森口義忠
水道部次長	西尾浩	消防本部次長	農端小

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席届のある議員さんは飯坂議員さん、遅刻届のある議員さんは西口平和議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、18名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

まず最初に、25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。質問は、通告要旨に書いてありますように、1番目は、生産緑地指定について。内容は、(1)、(2)に分けて書いております。2番目は、春木町の地滑りについて。現状と対策であります。3番目は、合併処理浄化槽設置補助制度について。内容は、説明会の状況、対象地域の反応についてであります。4番目は、農協合併について。こ

れも(1)、(2)に分けまして、現在の状況と合併の必要性あるいはまた有利な点はどこにあるのか、についてお聞かせ願いたいということでありますので、よろしくお願いたします。

以上、再質問の権利を留保いたしまして、要旨の説明を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 1番目の生産緑地地区指定及び逆線引きの状況につきまして、都市計画課中屋よりお答えさせていただきます。

まず、生産緑地地区の指定につきましては、第1次受け付け分と追加受け付け分とを区分いたしまして、それぞれ指定に係ります法手続を進めてきているところでございます。

まず、第1次分につきましては、去る6月16日開催の建設水道委員会協議会で御報告いたしましたとおり、5月21日開催の和泉市都市計画審議会に諮問いたしまして、原案どおり御答申をいただき、現在、大阪府知事あてに承認申請を行っております。したがって、7月開催予定の大阪府都市計画地方審議会に付議されました後、8月には都市計画決定がされる予定であります。

なお、第1次分の指定の内容につきましては、和泉市34町地区で322カ所、面積にして約76.4ha、筆数で1,087筆でございます。第1次申し出受け付け面積98.8haに対する指定の割合は約77.3%、現行の市街化区域内農地面積全体に対する割合として約24.5%の指定となります。

次に、第2次の追加受け付け分につきましては、受け付け筆数が407筆、面積にして約24haでございます。

なお、追加受け付け分の指定作業に当たりましては、第1次分の手続期間内に同意書の提出が間に合わなかったもの及び面積が500㎡未満のため保留いたしましたものが、追加受け付け時におきまして隣接の農地から申し出がなされたことにより、一団の地区として500㎡以上の面積要件が確保される、このようになった場合、第1次分の指定手続で対応できなかった農地等についても、追加受け付け分と合わせまして作業を進めてまいりました。この結果、第2次の指定手続におきましては、第1次分の残りのうち138筆、面積にして約9haの同意書が出されました。追加受け付け分につきましては330筆、面積にして約22.2ha、合わせますと468筆、面積にして約31.2haが第2次の指定予定として現在、大阪府と事前協議を進めてきております。

なお、今後の予定につきましては、大阪府との事前協議の結果を受け、7月末開催予定の和泉市都市計画審議会に諮問いたしまして、御答申をいただきました後、11月開催予定の大阪府都市計画地方審議会の議を経て、12月には都市計画決定がされる予定となっております。

次に、保全する農地のもう1つの方策であります市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きについてでございますが、この件についても、6月16日の建設水道委員会協議会で御報告い

たしましたとおり、去る4月28日開催の和泉市都市計画審議会に諮問いたしまして、原案どおり御答申をいただき、来る11月開催予定の大阪府都市計画地方審議会の議を経て、本年12月に計画決定される予定でございます。

その内容でございますが、地元農家から896筆、面積にして約57haの要望を受け、逆線引きの基準との調整及び大阪府との協議により現行案をまとめたものでございます。内容は、上代町地区ほか17地区につきまして、合計面積33ha、筆数388筆、現行市街化区域農地面積全体の割合といたしまして約10.5%を逆線引きすることによりまして市街化調整区域に編入しようとするものでございます。

なお、逆線引きの基準等に整合しない農地等につきましては、要望された各農家等に事前に連絡を行い、生産緑地地区の指定の申し出の検討をお願いし、その対応を図らせていただいたものでございます。

以上のようなことから、生産緑地地区の第1次分及び追加分を合わせての分（見込み）約34.5%、逆線引きが10.5%、合わせますと面積で約140ha、45%が都市計画上の区分におけるいわゆる保全する農地の最終見込みとなる予定でございます。

次に、指定申し出をされました農地等のうち指定要件から漏れた農地等の状況でございます。まず、第1次分につきましては、1,676筆の受け付けを行いまして、第1次の指定予定である1,087筆を差し引いた残りが589筆となります。先ほど申し上げましたように、第2次指定手続において、約38筆が指定見込みとして対応できる予定でありますことから、これを差し引きますと、451筆が指定できない農地となります。この451筆のうち366筆、面積にして21.6ha、農地全体面積の約6.9%が申し出後に取り下げ及び同意書の提出がされなかったもの、いわゆる農家側の事情なり意向によるものでございます。また、残り85筆につきましては、指定要件等に該当しないものでございます。

その理由及び内訳につきましては、まず、500㎡以上の面積要件に欠けるものが72筆、面積にして約1.3ha、農地全体面積に対する割合が0.4%相当でございます。また、その他転用田が6筆、現に駐車場とか農地以外の利用に供されているものが4筆、ブロック塀等に囲まれた菜園が1筆、現行調整区域内の農地が2筆、以上のような状況でございます。

次に、第2次分につきましては、現在、大阪府と事前協議中でございますが、市の素案どおり法手続が完了するとの前提で説明申し上げますと、追加受け付け分407筆から指定見込みである330筆を差し引いた残り77筆が指定できない農地となります。この77筆のうち53筆、面積にして3.5ha、農地全体に対する割合が約1.1%が、申し出後の取り下げ及び同意書の提出がされなかった理由によるものでございます。残りの24筆が指定要件に該当しないもので、500

㎡の面積要件に欠けるものが21筆、面積で0.6 ha、農地全体に対する割合が0.2%でございます。その他転用田が3筆という内容となっております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） 生産緑地指定の2番目の指定漏れに対する対応にかかわりがあるかと存じますので、農林課松林よりお答え申し上げます。

さきの予算委員会でも市民農園が話題になった関係もありますことから、農林課自体の方向性を申し上げますと、今回の市街化区域における農地の色分けについては、宅地化をするものと保全するものとの区分の明確化を図るということから、既に2分化されたところではありますが、既に市街化区域、市街化調整区域の線引き、都市計画決定の時点で市街化区域農地としての長期営農継続農地として農業をされてこられたものであります。これらのことから、今回の市民農園の推進と生産緑地との関連から、基本的には、生産農地保全という観点から市民農園を実施する区域は、農業振興地域と生産緑地指定区域となりますが、現在までの既存市民農園も市街化区域内で実施されておりました関係上、一定の条件整備が可能なものについても考えてはどうか、との意見もあります。

また、現在の時点では、生産緑地指定の都市計画決定前でございますことから、各市とも市民農園要綱の見直しに対する考えが固まっていないという状態で、お互いに情報を収集中であります。本市でも現在、市民農園要綱の見直しの原案的なものを作成中であります。検討内容としましては、目的条項で福祉農園的なものを加えるか、採択面積を3アールか5アールか、区画数は20区画か30区画か、1区画面積を15㎡か20㎡か、借上料は無償であり、何年間の担保保証が適当か、等々多数の問題点を整理中であり、現在、鋭意関係部局と協議検討いたしておるところでございますので、今しばらくのお時間の猶予をお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 河川水路課長（樋渡顕治君） 大きな2番目の春木町地滑りについての現状と対策について、河川水路課樋渡より御答弁申し上げます。

まず、現在までの経過でございますが、地元で発見されましたのが5月22日で、市への通報が入ったのが5月25日（月）の朝でございます。早速、市と鳳土木事務所が現地調査をした結果、地滑り発生場所につきましては、春木町の東斜面で墓地の南側の通称へぐり山の竹藪で、地滑りの規模は、南北に約70m、東西に約70m、落差の大きなところで約1.5mの馬蹄形で、面積約5,000㎡でございます。



真下に集落がある場所でございます。市としては、亀裂部に雨水の流入を防ぐためシート張りなどの緊急工事を行うとともに、鳳土木事務所により応急対策工事として地下水を排除するための横ボーリング工を5本、亀裂に雨水の流入を防ぐためのソイルコンクリート水路、斜面の雨水が下の方へ流れるのを防ぐためのU型水路工を6月8日に完了し、民家付近にはふとん管、土のう積み等の仮土留工約70mを施行していただき、6月20日に完了しております。

なお、地滑りの状況把握及び住民に対する予知警報のための伸縮計4基、警報器2基、雨量計1基を設置していただき、当初、市で2時間置きに計測しておりましたが、現在、現地が安定している関係上、9時、12時、17時、20時の1日4回の計測を行っております。伸縮計を設置して以来、大きな変化はございません。

また、昨日の雨でございますが、29日の16時より30日の零時までの雨量は延べ44mmで、5月25日に伸縮計を設置以来現地は大きな変化はございません。

また、万一の場合の地元住民の安全確保を図るための災害応急対策でございますが、関係機関及び地元町会と連絡調整の上、緊急対応避難マニュアルを作成しておりますが、その内容を若干、御説明を申し上げます。

警報機は、地滑りの度合いを計測する伸縮計と連動しており、伸縮計が1時間当たり4mm動けば予知警報ブザーが鳴ることになっております。予知警報ブザーが鳴った場合早速警戒体制に入り、各関係機関に通報するとともに、マニュアルどおり行動することになっております。

その場合の緊急連絡網でございますが、災害対策本部が市の企画調整部が所管している関係上、下水道部から鳳土木事務所、大阪府消防防災課、企画調整部に通報し、市では、企画調整部から消防本部、和泉警察、春木町の小学校校区である南松尾地区の班長、教育委員会、福祉事務所に通報し、その後は状況を随時把握するとともに、災害対策本部会議を招集することになっております。

消防本部及び消防団は、現地において避難の呼びかけ及び立ち入りの規制などを行うものであります。南松尾地区班長は地区班員を招集し、避難者の受け入れ及び避難者の確認を行い、春木町公民館の緊急避難所に誘導することになっております。教育委員会及び福祉事務所は、各校長、園長に対し児童・生徒などの登下校時の注意を呼びかけるよう指示するものです。

次に、和泉警察署は、周辺交通規制を行うことになっております。また、地元町会では地滑り対策本部を設置し、町会役員が交代で毎日、警戒体制に入っております。

なお、現在、災害関連緊急地滑り対策事業並びに地滑り防止区域の指定を受けるよう、大阪府より建設省へ協議調整を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 環境整備課長（西垣宏高君） 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度につきまして、環境整備課西垣よりお答えいたします。

まず、説明会の開催についてでございますが、5月26日の春木川町を初め5月28日父鬼町、5月29日大野町、6月2日福瀬町10班、6月4日仏並町小川、6月13日大野町側川において、町会長を初めとして役員さん、地域によっては、各世帯から延べ139名の御出席をいただきました。また、槇尾山町については、各世帯に要綱とパンフレットを送付することといたしました。

説明会の内容についてでございますが、市職員からは、なぜ合併処理浄化槽が必要なのかということと、要綱の内容、補助金交付申請に係る事務手続について、また、府職員からは浄化槽の8分の1のミニモデルを持参し、各槽の機能、耐久性、安定した水質、維持管理等について説明をさせていただきました。

次に、説明会の中で地域の反応についてでございますが、一番の課題とされたのが地質が岩盤であるということのほか、浄化槽（5人槽）が幅1.2m、長さ2.8m、高さ1.57mと割合大きなものでございますので、その設置場所、単独浄化槽を設置しているが、合わせて生活排水の浄化槽、すなわち変則合併浄化槽でございますが、それを設置できるか。また、補助対象となるのか。設置後の維持管理を含め費用負担はどの程度なのか、というような意見が出されました。説明会を行った中で、生活排水対策について、合併処理浄化槽の必要性を一定、御理解をいただいたものと考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） 農協合併につきまして、農林課松林よりお答え申し上げます。農協合併につきましては、長年の経緯は別といたしまして、昭和62年11月27日に開催されました農協合併問題検討協議会において促進協議会移行への賛否を討論され、とりあえず、解散を前提とした凍結との結論でありましたが、平成2年9月、府農政課、農協中央会、市農林課の三者で合併推進会議を開催し、各担当部分でできることを市内農協に働きかけることを確認いたしました。

市の担当部分であります凍結状態の再開に向け、早い時期に農協との会議を持つということ、農協連絡協議会会長に申し入れを行ったのを初め、平成3年度より市農林課によります農政会議の名目で例月程度の農政会議を開催、先進農協への研修等を重ね、また、この間、府農政課では、各農協決算状況等への指導、合併推進を呼びかけておりました。

また、農協中央会では、各農協を訪問、考え方の整備、他市での合併状況の報告等を行い、それらの結果、当時の農協を取り巻く環境が次第に変化をしてくれているとの状況判断をいたし、再度、合併問題を検討する必要性であるとの認識を示されたものであります。

そうした状況下において市では、以前の合併研究会の凍結状態を解きほぐし、新たに平成4年1月に和泉市内農協合併検討委員会を設置し、合併に関する具体的事項について調査検討を行い、合併促進協議会移行への判断を行うことを目的とすることを前提に、現在まで約7回の組合長レベルの会合をいたしており、近日中には、促進協議会移行への判断が示されるものと考えております。

また、合併の必要性につきましては、府下農協では実態として信用事情が重点に置かれ、営農指導体制が十分でない。これを改善し、農協が地域農業振興の中核的存在を回復するためにも、適正規模と考えられる行政単位の農協合併の推進が必要かと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 25番(天堀 博君) 最初は、生産緑地の問題ですが、特に指定漏れの対応でございます。建設水道常任委員会協議会に提出された図面等も見させていただきましたが、先ほど言われた筆数、面積については、それぞれの農家の方々の事情による取り下げとか、あるいは要件を満たさないとか、いろいろありますが、特に事情による取り下げの中でも、その事情はいろいろあると思います。それに対して、市がどういう対応をするのかということが1つの基本にあります。

先ほどの答弁では、府下各市の対応の状況とか、あるいは最終的な第2次の結果を見るとか言われてますが、既に前の議会とか委員会でもいろいろ追及等をしておりますように、他の市でもいろんなことでの対応をしておられるところもあります。国からの圧力もありまして、挫折しているようなところもあるようです。ただ、近隣の泉大津市なども一定の対応をするという状況も出てきております。その点では、和泉市でももっと積極的な対応が必要ではなからうか。

以前、坂口助役さんもそれなりの対応をお約束されております。その結果が、今、農林課の方から答弁のあった市民農園についてのいろんな目的条項の変更とか、そのようなことであるのか、あるいはもっとそれ以外の対応策を考えておられるのか。例えば近隣の堺市、泉大津市、高石市、岸和田市などでは、何か具体的な対応をとっているのか。また、今、言いましたように、いわゆる前回の議会などでお約束された分の対応策が、今、答弁されたような内容なのか、お答え願いたいと思います。

○ 産業部長（大塚孝之君） 産業部大塚でございます。先ほど、農林の立場から松林次長の方から、現在、市民農園の方策を検討している、という御報告をさせていただいたところでございます。御承知のように市民農園は、市民農園法という法律がございまして、その法律に基づいて本市も行っているところでございます。もともとは調整区域内、それから、生産緑地に指定されたところを市民農園にするというのが法律の趣旨でございます。しかしながら本市の場合、それをもう少し拡大いたしまして、宅地化する農地についても市民農園法を適用しているのではないか、という考え方で検討を進めているところでございます。

先ほど、次長も申し上げておりますように、採択面積についても、従前でしたらたしか600㎡以上ということでしたが、今回、もう少し対象区分をきめ細かくやっていたところから、300㎡あるいは500㎡の間で対応できないかということとか、区画をどの程度に持っていくのが適切かとか、もう1つ大事なことは、市民農園としてお貸しをいただくに当たっては、1年とか2年とかの短い期間で解消するとなるといろいろ問題が出てまいりますので、かなり一定の中期的な年限でお貸しをいただき市民農園としていく、というような考え方が必要かと思えます。そういったいろんな問題点を現在、関係部局等と整理をいたしておるところでございます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、大体11月ごろには、第2次分も含めた生産緑地が確定するということでございますので、当然、宅地化する農地も確定してまいります。その中で市民農園に積極的に提供してもよろしかろう、という地主さんが出てまいるかもしれません。そういった時期を見計らいながら、他市においても要綱を検討中でありまして、そういった情報を交換しながら一定のものをまとめ上げていきたい、かように考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 対応の必要性とかについては、前回、さんざんやっておりますので、事細かい点については触れずにお聞きをしたわけです。予算委員会とか本会議で質問したことについては、一向におわかりいただいてない。4月の人事異動で昇格された人、異動された人もあると思いますが、今、ここで聞いておられる方々は、すべて議場なり隣の委員会室でお聞きをしていたと思いますので、今さら、事細かく言いません。

ただ、今の答弁を聞いてもそうですが、一向に農家とか農民の皆さんの立場に立っていない。繰り返せば、建設省が言うてきたことをそのまま受けてやっているだけの話じゃないですか。地方自治体の役割は一向に果たされていない。前回、坂口助役さんも、地方自治体は国が言うとおりにするばかりではないんだ、市としての対応も考えなければいけない、と言われております。

具体的には、市民農園がどうのこうのとなってきたのですが、今の市民農園についての御答弁では、生産緑地に指定された区域と調整区域だけ。それでは、漏れたところはどないするのか、その対応策を考えていない。産業部あるいは農林課が考えなければ、都市整備部でそんなことを考えることはない。いわゆる直接の原課は産業部であり農林課ですので、そこら辺が十分対応策を考えなければならない。

前回も言いましたように、道も何もない、ちょぼんと真ん中で残った農地は要件を満たないということでどうするのか。道がないので青空の駐車場にもできない。家を建てようにも建築確認が取れない。豊中あたりでも出ましてその結果は聞いてませんが、例えばレンゲとかタンポポを植えて何かをすれば一定の助成をしましょう、わずかな気持ちだけ、とても市街化区域内の宅地並み課税に相当するおカネは出せませんが、一応、1㎡当たり幾らか出しましょう、というぐらいのことを考えても自治省も怒らないと思いますよ。そこら辺を何も考えようとしていないところが問題です。

昨日も見にくい人のために拡大コピーをして農林課に渡しましたが、あなたがたは、よく国がどうの大阪府がどうの、と言いますが、その大阪府でさえ、農地転用についてのトラブルの相談受け付け窓口を来月31日まで開設するということです。府によると、最近、土地所有者が借地人の意向を無視して農地から宅地への転用を決めるなど、ということでさまざまなトラブルが発生しています。それに対するいわゆる“110番”窓口を設けて対応していくというようなこともあります。和泉市は一向に何もしていない。その辺での考え方を再度、お聞きをしたい。

今の答弁では、何もわかってきてない。助役さんも含めて、そのとおりだ、ということで前回もかなりやりましたが、ただ、やってればいい、という考え方なのか。12月に第2次分の最終結果が出ますが、よそが何かするのを見てから和泉市も何かしようという考え方でおられるのか、その点だけを聞いておきたいと思います。

○ 産業部長（大塚孝之君） 私の答弁に舌足らずのところがあったかもしれませんが、今回の市民農園について考えております要綱自身は、宅地化する農地にも対応していこうということで検討しているということをもっと御理解をいただきたいと思います。

それから、3月の予算委員会でもいろいろ御意見をいただいておりますが、助役さんの答弁の中でも、公共的な土地利用を図っていく、そういうことに積極的に土地を提供してやろうという方々につきましては、一定の行政的な方策をとる必要がある、という観点からの答弁をされていたように思うわけでございます。

そういったことを受けまして、公共的な土地利用と言いましてもいろんな形がございます。

市民農園もその1つの形態でございますし、その他にもゲートボール場に提供しようとか、あるいはソフトボールができるグラウンドとして提供しようとか、そういったものも公共的な土地利用の形態の1つであろうかと考えます。そういった全般的な中で、現在、どうの方策をとるかについては、これは産業部だけで決定できませんので、関係部局が相寄りまして一定の方策を検討しているということでございます。単に市民農園だけでなく、公共的な土地利用に提供していただく宅地化する農地について一定の方策を考えていこう、こういう考え方で進めておりますので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

○ 25番(天堀 博君) 基本的に対応が非常に遅いのではないか。問題点は一杯あるということはおきます。ただ、百歩も譲りませんが、五十歩譲っても、今の答弁を聞いてますと、市が一定の要綱を決め、12月なり来年度にそういう対応をしていけるようにしよう。和泉市は、こういうものについてはこういう一定の対応をしていくんだ、というものを出示しよう、ということを確認をしていいですね。言うてきてするんじゃなく、市としてこういうものについては、例えば固定資産税はどのぐらい減免しよう、何ぼぐらい助成金を出しよう、という中身はいろいろあると思ひますがね。その中身も問題でしてね。出てきたら、雀の涙ほどというのものもあるんですが、それはそれとして、来年度から対応していく、要綱をちゃんと決めて市民の公表しよう、ということですね。

○ 産業部長(大塚孝之君) おっしゃるとおりでございます、その中身自身は、現在のところ、まだ固まっておりますのでお話できないのは残念ですが、いろいろな措置が考えられます。広く公共的な土地利用について、基本的に言えますことは、公共的な利用に土地を提供してあげよう、という宅地化する農地については、一定の方策を講じていくべきではないかというスタンスで検討しているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○ 25番(天堀 博君) その中身は濃いものにしていただきたい。例えば助成をする、減免をする額にしても、こればちではしようがない、ということのないよう、せっきそういう施策を講じようとするならば、それなりのことをしてあげる。そんなに大きな何億という額になつてこないんですから、その点では、十分中身の濃い充実したものをやっていたきたい。これは要望も含めて確約をしていただいておりますのでお願いしておきます。

それから、春木町の地滑りですが、今、ずっと説明をいただきましたが、正直なところを申し上げまして、地元の町会の役員さんや関係者あるいは市の方々は、非常によくやっていたというのが実感です。現地の方もそうおっしゃってます。ただ、6月27日のサンケイ新聞朝刊の泉州版に「地滑り1カ月雨空に募る不安めど立たぬ恒久防止工事避難生活いつまで」という記事が載ってます。もちろん、こういう新聞記者が現地の事情をそのまま伝えていく中

では、本当に市や府、地元がこういうことをしてこうなっていくという面での苦勞を書いてくれていますので、確かに両面はあろうかと思えます。ただ、地元の町会でも、たまたま今年から役員に当たった方もあるかと思いますが、大変なこととして、交代で張り番に立ち、待機をしなければいけない。雨が降れば非常に気を遣うという状況です。

今のところは、先ほどの答弁のように地滑り地区の指定を受けなければどうにもならないということですが、これも一定の手順も必要だと思います。ボーリングの調査結果も出てこない。それまでは地滑り対策地区に指定をしてなかなか工事にかかれぬという手順はわかります。地元や直接の関係者にとっては、非常にいらだちもあると思います。その見通しですが、いつごろその結果が出、そして、地滑り防止の指定がされ、工事にかかれるのかということら辺もわかればお教え願いたい。

○ 下水道部次長（山崎精二君） 現在、災害緊急地滑り対策について、大阪府の方が建設省と協議中でございます。また、鳳土木事務所としては、土質調査のボーリングを6月27日に暗渠している状態ですので、その中において土質の分析が2週間程度必要でございます。その間、土質調査の結果が完了次第、工法的なものあるいはスケジュール的なものが確定すると思えますので、よろしく願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） こういう本会議場ですので、きちんといつから、ということと言えないということはわかりますが、市長、昨日も出ましたPKOなんかは早くやりますが、雲仙とかこんな安全対策などはなかなか急いでやってくれない。そこに問題はあるんですが、それはそれとして、調査結果が出ないとどうにもならないということはありますが、恐らく同時並行でいろんなことをやられているとは思いますが、それこそ、昨日もお褒めの言葉が出ましたが、市長の手腕を発揮していただきたい。

地元の住民は大変なんです。私の方へも電話がありまして現地を見させていただきましたが、お年寄りの方をよそへ預けたり、子供の学校が遠いかいろいろありまして、こんなことをいつまでもしてられへん、という状態です。実際、工事にかかっても工事の期間もあります。だからといって、市に「大丈夫ですか」と聞いても、企画の方だと思いますが、「避難せんでもよろしい」とは言えない。一定の指定された区域はありますが、その分についてはいつ、どないなるかわかれへんから安心させるようなことは言えない。いつも何か不安に駆られているという状況です。基本的な対応が早期にできるよう要望しておきます。

次は、合併処理浄化槽問題ですが、要綱の中身で少しお聞きをしたい。第3条の（補助金の交付）というのがありますが、この2の(1)で「浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置しようとする

者」については補助金を交付しないことになっております。これが確実に、と言いますか、もちろんそういう審査を受けたとか、建築基準法の確認を受けたとか、提出される書類そのものが、補助金を交付する場合の審査の対象になると思うんですが、それが確実になければだめなのか、ということが1つ。

それから、補助金を交付しないという分の(3)では、「自らが居住せず、販売を目的として建設する住宅等に合併処理浄化槽を設置しようとする者」とありますが、この場合には、買い手の申請、この人が買うということがはっきりしておいて、工事の途中で合併処理浄化槽を設置したいということで、まだそのときは販売を目的とした住宅ですが、予想される買い手の申請で同時施工の場合はどのように対応されるのか。ケースバイケースでいかれるのかどうか。ただ、販売を目的とした住宅の建設というのは、この地域では少ないと思いますが、なきにしもあらずですので、その辺の確認。

それから、(4)の「店舗等併用住宅においては、住宅部分が床面積の2分の1以下の場合」ということで、住宅の床面積が少なかったらあかんということです。しかし、業種によっては、店舗部分の方を広く取らなければいけないものもありますので、これもケースバイケースでやられるのかどうか、その確認。それから、事前に確認をしたら交付金が出ない場合ということもあるわけです。補助金の限度額が5人槽で30万9,000円ですが、これは国の70万円ですか、その基準があるそうですので、そのうちの40万円ぐらいは本人負担ということです。その基準が6~7人、8~10人、31~50人という槽区分がありまして、それぞれ限度額が46万3,000円とか432万6,000円とか定められておりますが、こういうものについて、それぞれ一般的な工事費はどれぐらいかかるのかということら辺がどうもおわかりにならないという返事でした。それから以後、調査されてわかっておられるのかどうか。

委員会 でいただいた資料では、目標年次が平成4年度から10年間の平成13年度となっておりますが、「おおむね5年ごとまたは諸条件に大きな変動があった場合については見直しを行う」となっておりますが、おおむねどれぐらい年間に設置されていったらどうかということで、何か考えないかとなるのかどうか。例えば極端には平成4年度は一生懸命やったが1件しかなかった。5年度もやはり2件しかなかったということで、大体7人槽を平均に取って11基という目標をされておりますので、それよりも多ければ結構なんですけど、極端に少ない場合はどうするのか。やってみなければわからんと思っはるのか。

とりあえず、このようなところをお教え願いたいと思います。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 岸田からお答えを申し上げます。

この要綱につきましては、あくまでも市民の方に御理解をいただく中で基本的な役割を示す



ものでございます。届け出によっては、いろいろとわれわれの方としても検討させていただく余地もございます。ケースバイケースと言われますと非常に範囲が広がってきますので、われわれも方も十分検討させていただき、受理するかしないかを決めたいと思います。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 設置費用額につきましてお答えさせていただきます。

個々の数値につきましては、各条件が違いますので不可能だと思いますが、われわれが交付決定していく中では、一定の標準的な費用額を算定してありますので、その数値でお答えに代えさせていただきますと思います。

まず、合併処理浄化槽の5人槽ですが、本槽価格が工事費を含め（消費税は別）82万1,000円、6人槽が94万5,000円、7人槽108万円、8人槽123万円、10人槽159万円という、一定の業者からの標準的な設置価格を参酌いたしまして算定したものでございます。

続きまして、目標年次の事業計画でございますが、説明会の中でもる御質問をいただいたところでございます。私どもが説明会をいたす中では、強行に、というお話しはしてございません。できるだけ御理解を得た上で条件整備がされた中で、この制度をフルに御活用いただきたいという形でお話をさせてまいっております。その過程の中でいろいろな形で年次計画的な数値については、ちょっとしんどい部分がございますので、御理解をお願い申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） この要綱の中の交付しない、という分については、ケースバイケースではいかんが、その都度、検討していく。四角四面でなく、それぞれ条件や場所等も違いますので、そういうことは考慮していこうということですね。

何人槽で何ぼということは、今、5人槽が82万1,000円と言われましたが、実際には100万円以上かかるわけですね。昨日もある人に聞いたところ、5人槽で160万円ぐらいかかるということです。これは場所によっても違います。岩盤であればどうするかという問題もあります。この金額は、あくまでも最低だと思います。

なぜ、これを言うか、われわれも聞かれるわけです。直接対象地域になっている福瀬町10班、仏並町の小川などは近くですからね。やろうとしたがどうか、と聞かれますと、どれぐらいかかるか言うてあげないと、市が補助を出すと言うてるのやからやれやれ、と言うだけでは、やってから「えらい目に遭った」と言われてはいけませんからね。

実際には、かなりの金額がかかるとお聞きをしております。例えば家族がそれなりにおるところでは、6人から7人槽を基準にして市も11基という見積りを立てておられますから、7人槽ですと108万円ですが、恐らく倍近いおカネがかかるのではないかと。その場合50万円近い補助が出るので、そういう見積りをしておればいいのかと思います。大きな違いがあれば、また、言うてください。

それから、説明会の雰囲気はどうなんですか。これだけの補助しましょう、ということですが、川の水を汚さない、地下水も汚さないということでの必要性は認めてくれているが、いざと言うと、これだけの補助をしよう、となっても、やはりおカネの問題ですから、その辺でやろうという雰囲気になっているのかどうか。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 現時点で2基の申請をお受けいたしております。その後聞き及んでいるところでは、あと2基についても申請手続きをしようという御意見も賜っております。設置そのものについては一定の御理解をいただいておりますが、一定の対象地域になっております地域の地質等で難しい問題もございます。それらをクリアするという点におきまして、先ほども言われましたように、費用負担の問題が出てこようかと思っております。そこらあたりで御理解はいただいているものの、ちょっと懸念をされているのが実情でございます。

○ 25番（天堀 博君） この地域だけで合計570世帯と資料では出てますが、この地域だけになるのか、ということについては、決定をされている下水道法の計画区域は対象とならない。厚生省と建設省の間でいるんなことありまして対象にならない。だから、国、府、市で3分の1ずつの助成金も出ないので、まず、この地域から始めようということです。前にも言いましたが、例えば横山校区だけを見た場合、楨尾山町と福瀬町の10班、仏並の一部小川の地域で世帯数が69世帯と資料では出てます。横山全体では約1,500世帯ですので、そのうちの4.6%から5%弱が対象になってい ます。

それでは、下水道はいつ来るのか、と聞きましたら、いつやわからん、5年先か10年先かわからん、という建設部のお答えでした。恐らくわれわれの考えでもそう早く来るとは思えない。南池田あたりでもまだまだということですからね。私が生きている間に来るかどうかもわからないという不安な要素があります。この横山地域の5%弱のところだけが対象になっているんですが、それで川の水の汚れとかの問題が解決されるのかどうか。また、最近では、新しく建てる住宅では汲み取りなんかほとんどしません。簡易の水洗を付けるということで、管理が非常に行き届かないという問題も出てきておりますので、ぜひこの範囲を広げていただきたいと思っておりますが、そういう考え方があるかどうかについて以前にもお伺いをしたんです。

これは大げさに言えば、法のもとでの平等が定められ、あるいは行政の施策は均等に受ける権利がある。ところが、同じ福瀬町でも補助金をもらえない地域があります。しかし、10班へ行けば補助対象になっている。地元ですから、私の方にも問い合わせがありました。きちんと説明をされているんでしょうが、福瀬町あるいは横山全域がそのような地域になっていると思っておられる方がたくさんおります。「天堀さんのところはそうと違うんか」という話が出てくる。説明をされても、勘違いをされている方が何人もおられます。その点では、広い地域を

放っておいて部分的にやっていくことの問題点、それから、やりたくても補助金がもらえない、という両方の問題点があります。

そこで、その辺での見通しですが、現在2基、追加を入れて4基ということですが、これから増えてくるのかわかりませんが、地域的に見直す考えは持っておられるのかどうか。

- 環境整備課長（西垣宏高君） お答えいたします。

先生がおっしゃっておられます下水道計画区域は、補助対象区域とすることは可能でございます。しかしながら、基本姿勢として下水道の完備を再優先することになってございますので、本年度6月1日よりこの区域外の570世帯という形で運用させていただき、まず、この区域外の事業実施に努めてまいりたい。逆に2期、3期と言われておりますが、そうではなく、われわれとしては、早期にこの地域に対してクリアしてまいりたいと考えてございます。その時点におきまして、下水道との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えてございます。

- 25番（天堀 博君） 大体10年の計画ということですね。この11基というのは、毎年、増やさないんですか。それとも、状況を見て増やすことも考えておられるんですか。570世帯までとてもいきませんわね。

- 環境整備課長（西垣宏高君） 今年度からこの制度を発足するに当たりまして、一応、11基という予算を計上させていただきました。今後、説明会の雰囲気、町会長さんの御協力を賜る中、一定の状況を把握する中で来年度、再来年に実情を見極めながら合わせて基数の増加を予算計上してまいりたい、かよう考えてございます。

- 25番（天堀 博君） この点については、前から言うておりますのでどくは言いませんが、最後に一言、改めて聞いておきたいと思います。

基本的な姿勢として下水道計画が最優先だと言われておりますので、それでは、下水道の方にお聞きしますが、大体目標はいつごろになるのか、お答え願いたいと思います。

- 下水道部次長（山崎精二君） 下水道というものは、基本的にやはり自然流下を考えております関係上、必然的に下流側から整備されていくと思います。また、流域関連との整合性を図りつつ進めてまいりたいということで、横山地域の下水道に着手するには、おおむね10年以降になってくると考えております。

- 25番（天堀 博君） 一応、今の計画は5年、10年という前からの話がありますね。だから、10年先というのは全くの暗闇なんでしょう。10年以降というのは、11年目になるのか、10年以降15年の計画の中に入るのか、それだけ教えてください。

- 下水道部長（藤原清司君） 非常に難しい御質問でございます。われわれ下水道部といたしましては、7次5カ年計画と、次の8次の中長期計画を策定中でございます。ただ、次長が答

弁申し上げましたように、お尋ねの横山地区につきましては流域幹線との絡みがございます。その辺で今後、中長期計画の中で検討してまいりたい。10年以降の何年か、というのはちょっと今の段階では……。10年以降の分につきましては、公式の場でいつか、ということはおちょっと言いかねるわけでございます。逆に言えば、10年よりは早くならないということでございます。

- 25番(天堀 博君) 8次というのは10年、7次は5年ですか。
- 下水道部長(藤原清司君) 7次は平成7年まででございまして、8次は平成12年まででございまして。
- 25番(天堀 博君) それでどの辺までいくんですか。
- 下水道部長(藤原清司君) それを中長期計画でまとめてつつあるわけでございます。
- 25番(天堀 博君) 大体ここまでという計画は、7次は決めてあるんでしょう。
- 下水道部長(藤原清司君) 大まかに言えば、8次も含めまして現在の市街化区域ということとです。これは長期計画ですので、市街化区域イコールだということは答弁しにくいんです。大まかな範囲としてその程度だということでございます。
- 25番(天堀 博君) もう10年先は真っ暗闇や、と言うてくれたらそれでええんやけど。何や明りが見えるような話をするからね。先ほどの生産緑地の関係の地図、これは編入されたのがありますが、それで見ますと、8次で市街化区域がイコールではないが、ほぼいけるといことでしょうか。ただ、市街化区域と言っても入り組んでますからね。例えば青葉台などは、幹線が通ってきたらつなぐということ解消する。中身の問題はありますがね。青葉台の一番奥はかなり入ってきてますが、それに横並びの例えば国分まで来るのかといえ、これは来ませんわな。8次で市街化区域を全部網羅するならする、あるいは大体その次の9次ぐらいで南池田まで全部いくとか、その辺はまだ何もわからないんですか。光明台春木唐国線が通ったら、それに幹線を入れてその周辺いけるとか、そういうことは考えていないんですか。
- 下水道部長(藤原清司君) 先ほどから申し上げておりますように、8次の範囲につきましては、現在、まだその中身を検討中でございます。
- 25番(天堀 博君) とにかく9次から向こうはさっぱりわからん。真っ暗闇ということですね。それぐらいの方がこっちも期待を持たなくてええと思います。あきらめてます。補助はくれへんしね。

最後の農協合併ですが、いろいろと現在の状況をお聞かせ願いました。一たん、凍結ということがありましたが、国あるいは府の方針もありますし、このままではいかんということ、凍結を解除してもう1回、とにかく考えようということで努力され、そういう話になってきた

ということですね。

ただ現在、研究会が行われており、私の地元の横山農協の組合長さんがこの会長をやられている。6月中に合併促進協議会に移行していきたい、ということですが、なかなかそうはならないようでして、7月にかなりずれ込むんじゃないかと、いろんな関係者の方とか事務局の方もそういうふうにしておられる。中身は、それぞれの農協の理事会とかいろんなところで協議をされていますが、なかなかこの問題について、事務局に答えろ、と言っても、事務局自身も、そっちでやられているものについて余り言えないという難しい面はあると思います。

ところが、実際には府なりでは、農協合併の問題については金融自由化の問題と地域農業の振興という考え方については、市も同じだ立場だと思えます。だから、凍結を解除してやり出した。地域農業の振興ということ言えば、今の和泉市内の10農協を一緒にして果たしていいのかどうか、私も疑問を持っております。その点では、市としてどういうことがええのか、という一定の施策的なものを含め考え方を出していってあげる必要があるのではないかと。無理やりそういうわけにはいきませんが、そういうものもなければ、なかなか今の研究会がまとまりにくい。このまま何かわからんうちに促進協議会に入っていけば、中身としては、いろんな問題を抱えたまままでいってしまう、はっきり言いにくいので言いませんが、そういうことがある。

例えば懸念されるいろいろな問題があります。和泉市内それぞれ農協の特殊性や違いがあります。横山の農協と下協の和泉や幸、信太とは違いますね。それが合併をしてしまうと、今、金融が主になってますので、そういう大きな農協の中心になってしまうのではないかと不安があります。そうすると、山間地域で農業を主体に取り組んでおられる農協が幾つありますが、その理事さんの中にも心配や不安があります。果たして合併したら、われわれの今までの意向や意見がどうなるんやろうか、本当に農業をやっていく上で不安がないんやろうか。それだけでなくもみかんがあかん、何もあかんという中で営農指導としてこういうことをしている場合、大きくなりさえすればええということではないと思う。和泉市一本にまとまれば、それで営農指導がきちんとできるというものではない。

その辺では、和泉市の事務局として単に事務処理だけでなく、行政として地域農業発展という責務を負わされているのですから、その観点からのアドバイスなり市の考え方を示していくのが、今の時期、ある面では必要ではなからうか。それぞれの農協の独自性、地域性を失ってしまうという点については、非常に大きな不安があります。

それに、横山では病院の問題も解決しなければならない。病院というのは横山だけの問題ですから置いといても、他の農協でも地域性を失うという懸念を持っておられるので、その点で

市としての一定の考え方を示すことが必要ではないか。これは強制的にはできませんが、ある点でのアドバイスなり市の農業振興はこういうふうを考えているんだ、ということも含め何かの手を差し伸べる必要があるのではないか。その点でのお答えを願いたいと思います。

○ 産業部長（大塚孝之君） 先ほど、次長の方から農協合併問題の経過報告といった観点からお話をさせていただいたところでございます。私ども自身も、基本的には、1市1農協というスタンスで各農協の組合長さんなり役員の方々に説明をさせていただいておるところでございます。

御指摘のように、地域によって農協の独自性があるという御意見だと思います。現実にもそのとおりでございまして、決算内容、資産内容を見ますと、それぞれ特徴を持った農協経営、運営をされております。

その中で私どもは、やはり1市1農協という考え方に立ちながら、例えば農政をとらえますと、かなり山間部の農協は、農政についてはかなり活発にやっておられます。それに反して信用事業となりますと、下の方の農協が活発にやっておられるので、全体が一緒になっていただくことによって、農政自体も今まで単位農協だけの農政をやっておりますが、少なくとも、和泉市全体の農政というか、営農指導者の間でも、そういう観点に立った営農指導ができてまいります。別な言い方をすれば、営農の専門化といったメリットが当然出てまいります。あるいはまた信用事業をとらえても、信用事業というのは、体力があればあるほど信用力が増してまいります。まして、小さな信用金庫がたくさんあるわけでございますが、金利自由化の中では、体力を増強することによって競争に打ち勝つことができるだろう、このように考えております。

したがって、トータルで検討委員会の中で次のステップへ進んでください、ということで、今年からいろいろ検討会を始めまして、現在に至っているところでございます。せんだっでも、それぞれの組合へ私どもが分担をいたしまして出向いております。6月末から7月にかけて促進協議会へ移るに当たっての臨時の役員会も開催をさせていただいております。もし必要とあれば、私どもがいつでも出向かせていただきまして、全市的な実情ないしは府下的な実情も説明させていただいたこともありますし、これはわれわれだけでやるという農協もありますが、そういったことで最近、鋭意活動として強めておるところでございます。

いずれにいたしましても、現在、大阪府下で何もせずに残っているのは和泉市の10農協でございます。あと東大阪が若干残っておりますが、一部調整がついたということを知っておりますが、まだ確実な情報は入っておりません。一番の問題だった大阪市内の3つの農協が、今年の4月から統合が実現しまして、大阪市一本の形になっております。そのような中で全般的な状況とすれば、1市1農協という考え方が農協中央会の基本的な方針でございまして、他方、

農協合併特例法という法律の期限延長が昨年12月にされました。その期限内で何とか実現をしたいということで努力を重ねておる状況でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 25番(天堀 博君) 今、農協というと叱られそうです。JAと言うそうですが、この1市1農協については、私自身は問題を持っておりますが、基本的にはそういう方針があるとしても、現在、合併研究会とか促進協議会の形の中で行われておりますが、先ほど言いましたようにかなり不安を持っておられますので、その辺の解消を図ることも必要だと思います。

例えば一度に1市1農協にしまわなければならないということもない。段階的な問題もあるでしょう。ただ、職員さんの交流とか待遇の改善等の面では、確かにいい方向に図れると思います。また、そうしなければ意味がないわけですからね。いわゆるJA間の格差をなくしていくことも必要だと思います。こういう時代ですから、いつまでも今までのような農協の形でいいとは思いません。しかし、それなりに、今、持っておられる不安というものも認識をされ、一定の市としての考え方なりアドバイスを示していくことも必要ではないか。

例えば泉佐野市でも一度にいかなかった。これはかなり前のことでして、今、一本になりましたかな、とにかく最初は、2つか3つに分かれた変則的な合併になったようです。これは凍結の前のことですがね。だから、それらの地域性、独自性を十分考え、できるだけ不安のないようにやっていくということでは、一定の市としての問題もあるのではないか。この点は指摘をしておきます。実際には、研究会とかでやられておりますが、ただ、今、非常に大事な時期にきていると思いますので、その辺では、市行政が施策的なものを含めたもの、柑橘母樹園などのかかわりもありますので、そういうことも含めた手助けをさせていただくのも必要なきではないか、という意見を申し上げて終わります。ありがとうございました。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、21番・勝部津喜枝君。

(21番・勝部津喜枝君登壇)

- 21番(勝部津喜枝君) 21番・勝部津喜枝でございます。発言通告に基づきまして、趣旨説明を行います。

第1に、信太第一保育園について。昭和31年4月1日に開園されたと聞いておりますが、当園は、木造建物で老朽化も激しくなっております。1日も早い改築を希望するものでありますが、計画をお聞かせください。

第2点、放置自転車等について。(1)JR3駅周辺の現状を御報告ください。

(2)聖岡町内の無料自転車置き場の状況は、最近、目に余る状態です。道路にはみ出した自転

車で通行できない。家の表玄関から出入りできない。出し入れの際のトラブルが近辺住民に不安を与える等、個人の暮らしの上からも、周辺住環境からも放置できないところにきております。現状を御存じでしょうか、お尋ねいたします。

(3)北信太駅前のバイク等の時間規制の問題であります。町会からの要望と他の要因もあっての実施とのお話でありましたが、当時の経過と市としての判断をお聞かせください。

3点目、信太小学校におけることについて。1992年5月25日付で信太小学校校長名でお知らせ「学校子供会を始めるに当たって」が生徒を通じて父兄に出されました。続いて、6月10日付で同じく信太小学校校長名で「学校子供会についてお詫びと協力のお願い」が出されております。この間、学校側と父兄、また、教育委員会との間でこのことについての話し合いなどが行われてきたことと思いますが、この間の教育委員会の対応をお尋ねいたします。

4番目、舞町ごみ焼却場について。平成4年4月、機構改革が行われたことによりまして、これまでの経過を踏まえつつ何点かお尋ねをいたします。

①北信太府営住宅建て替えにつきましては、どこが担当となるのでしょうか。現在、建て替え計画についての全体計画は、どこまでできておるのでしょうか。

②余熱利用の温水プールにつきましては、どこが担当することになるのでしょうか。

③新聞報道等によりますと、平成3年4月8日、地元住民と公害防止協定が締結されたと聞いております。現在、その日から1年以上経過しておりますが、この公害防止協定に基づく状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

④廃棄物処理法の改正で各自治体のごみの減量化計画をつくることを義務付けられております。本市の状況をお伺いをいたします。

自席での再質問の権利を留保して終わります。

○議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○児童福祉課参事（橋本敏雄君） 勝部議員さんの御質問の第1点目、信太第一保育園の大規模修繕につきまして、児童福祉課橋本よりお答えいたします。

信太第一保育園の大規模修繕につきましては、平成6年度に予定いたしております。その工事内容につきましては、屋根改修工事、外壁改修工事、内部改修工事、床改修工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、ガス改修工事等を計画いたしております。

当保育園は、旧信太中学校の建物を保育園に利用いたしましたもので、建物面積は広く、先ほど申し上げました大規模修繕工事等を施行した場合、給食設備等の改修も含め1億数千万円程度の事業費が見込まれますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（柳瀬美樹君） 次。



- 交通公害課参事（川端 勇君） JR 3 駅前の放置自転車の状況について、交通公害課川端がお答えいたします。

和泉府中駅前では、公営駐車台数950台、私営駐車台数が1,970台、合計2,920台が収容可能となっております。放置自転車数は、自転車が約500台、単車が約50台、計550台程度が一時放置されております。

信太山駅前の駐車台数は、公営で513台、私営200台、計713台の収容能力となっております。一時放置自転車は約110台、単車が約10台、計120台程度が一時放置されております。

北信太駅前については、公営760台、私営210台、計970台の収容可能となっております。放置自転車数は約85台、単車15台、計100台となっております。

続きまして、無料自転車置き場の件につきましては、北信太駅周辺の自転車駐車場は、公営、民営合わせて5カ所、1,870台あります。しかし、いずれの駐車場も満杯状態で、道路上に約100台が一時放置されておるのが現状でございます。これらの路上駐車は、主に無料駐車場の入り口2カ所付近の市道に駐車されております。付近住民に大変御迷惑をかけております。

以上、放置状況でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業部理事（白樫通有君） 駅前バイクの乗り入れ禁止につきまして、町会の御要望と他の要因がございますが、交通公害課が知り得ている範囲では、先日もございましたように、町会の御要望によりまして、大阪公安委員会が規制をいたしたということでございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 同和教育室長（出口邦昭君） 信太小学校子供会の件につきまして、同和教育室出口よりお答えいたします。

先生が御指摘されましたように、5月25日付の学校子供会に関する文書について、何人かの方が学校に説明を求めて来られ、及び6月17日には、これについて要望書を持って来られましたこと、等については、学校長より報告を受けております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 北信太府営住宅建て替えの件につきまして、開発調整課より御答弁申し上げます。

府営住宅につきましては、今般4月の機構改革によりまして、開発調整課が担当することになりました。内容につきましては、先般、大阪府住宅建設課より基本計画の提示をお受けして

おりまして、この中には、一部敷地内にプールも含んでございます。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 企画調整部次長（井阪和充君） 続きまして、余熱利用施設の温水プールにつきまして、企画施策推進室の井阪より御答弁をさせていただきます。

余熱利用施設につきましては、従前は、市長公室企画課で担当させていただき、泉北環境整備施設組合等関係機関並びに関係各課との調整の窓口となっておりますが、本年4月の機構改革に伴いまして企画調整部の施策推進室が窓口となりまして、私どもが担当することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

本施設の問題につきましては、以前より議員先生方から、また、地元の皆様方よりいろいろと御意見、御要望がございました。そのような御要望がある中で平成3年、泉北環境整備施設組合においてごみ焼却炉5号炉が建設されたことは、御存じのとおりであります。この建設に伴いまして、地元の地域住民の方々よりこの余熱を利用した温水プール等の建設について要望が出されました。それを受けまして、泉北環境整備施設組合並びに本市といたしましては、建設場所等についていろいろ検討を重ねてまいりましたところ、ちょうど焼却炉近くで府営北信太住宅の建て替え計画があり、その敷地内の一部を借地利用させていただくよう大阪府と協議を重ねてまいりましたところ、住宅の建設と合わせまして調整が整ったところでございます。

以上のような経過をたどりながら現在、大阪府の建て替え全体計画と合わせまして、余熱利用温水プールの建設に対する基本的な取り組み方について、泉北環境整備施設組合が中心となりまして、本市と連携を図りながら関係機関と調整をしておるところでございます。

今後の計画でございますが、先ほど、開発調整課長が申し上げましたように、北信太府営住宅建て替え全体計画が1期、2期に分けて行われるわけでございます。1期工事は平成5年度から、2期工事といたしましては平成7年度から、温水プールにつきましては、平成7年度に事業を行う予定でございます。

建物等の計画概要でございますが、現在、明確には決まっておりませんが、大プール、幼児用プール、会議室、集会室等の内容を考えているところでございます。いずれにしても、府営住宅建て替えの第2期工事と合わせまして、泉北環境整備施設組合と連携を図りながら十分計画を練り、関係機関と調整をしてみたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 公害防止協定の件について、ごみ減量対策課松田よりお

答え申し上げます。

泉北環境整備施設組合第2事業所の公害防止対策等につきましては、第2事業所周辺の3町会で構成されております舞町ごみ焼却場公害対策連絡会と泉北環境との間に公害防止協定が締結されており、この協定によりまして排ガスの排出濃度の測定や騒音、振動、臭気、放流水、焼却灰、気象観測等を行うことが定められております。この協定に従いまして、泉北環境では所要の回数の測定分析を行っており、排ガスについては、煤塵、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の各項目については年6回、測定し、平成3年度においては、規制値を上回るような測定結果は出ておらないと聞いております。

しかし、焼却炉の使用年数が経過するほど規制値の範囲内ですが、排出される煤塵等の測定値が高くなっており、この対策といたしまして、現在使用中の機械式集塵機より高性能であるバグフィルターへの更新工事を施行しておるところでございます。このほか気象観測についても風向、風速が自動連続測定されており、騒音、振動、臭気についても、それぞれ環境庁が定める方式等により敷地境界線上で年1回、測定されております。

以上が、公害防止協定に係る問題でございます。

なお、この中で自治体のごみ減量化、分別収集等についての努力規定が示されておまして、これらにつきましては、本市といたしましては、本年4月より3分別収集を実施しております。また、コンポストの普及ということでごみ減量化市民モニターを募集し、コンポスターの使用によるごみ減量化を図るとともに、あるいは缶、瓶等の資源化ごみについては、散乱空き缶、空き瓶等の協力回収制度あるいは再資源化奨励事業による古紙等の回収事業を本年6月よりスタートさせていただきました。

以上のような状況でございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 一般質問の途中であります。再質問は午後に行うことにし、ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

（午後1時00分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。勝部議員の再質問からお願いいたします。

○ 21番（勝部津喜枝君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1に、信太第一保育園の改修について2点、お尋ねいたします。

1つは確認ですが、この場合、給食室もきちんと完備するというお答えをいただいたと思

ますが、そのように確認をしてよろしいでしょうか。

- 児童福祉課参事（橋本敏雄君） さようでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 第2点目ですが、総合園化への希望があるわけですが、御答弁の中では、そういう形での内容にはなっていないかと思います。私、思いますのは、昨日の女性政策課の方の御答弁の中でも、最近の社会経済構造の変化、また、女性の社会の諸分野への広い活動、出生率の低下の半面、働く婦人の増加という現象も出てきております。さらに、1960年代、70年代を通じて保育所あるいは保育所行政が持っていた役割、「ポストの数ほど保育所を」と言われていた時代から、21世紀が間近になった今日では、また、新たな状況のもとでの保育所行政の展望が必要とされております。その意味においても、信太第一保育園の改修が具体的に行われる時期、総合園化への検討される余地は現在、持っておられるのかどうか、お尋ねしておきたいと思えます。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） お答え申し上げます。

先ほどから先生がおっしゃっておられますように、女性の社会参加、核家族の増加に伴いまして、乳幼児の要保育児の入園を希望する方が増加をしておる現象でございますが、出生率の低下に伴いまして、和泉市においても要保育児同数が年々、減ってきておるという状況でございます。特に信太第一保育園につきましては、周辺の鶴山台第一保育園、第二保育園におきましてはゼロ歳児から保育をしております。信太校区につきましても、今のところ、ゼロ歳児から2歳児につきまして保育をしている状況でございます。われわれといたしましては、信太第一保育園の大規模改修に当たりましては、先生の御意見等を実施設計の段階で参考にさせていただきたく考えておる次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 21番（勝部津喜枝君） 大変慎重に言葉を選びながら御答弁をいただいたと思えます。それならば、数字的に近辺の保育園、くすのきとかその他の保育園へ信太から何名ぐらい行っているのか、こういうことは、ここでは申し上げませんが、いずれにしても、参考にさせていただく、という御答弁でございます。今日状況の中で、地域の保育所が果たしている役割等については最大限、お考えをいただきまして、大規模改修の折には、具体的な総合園化への検討をぜひやっていただくことを要望しておきたいと思えます。

第1点については、これで終わっておきます。

次に第2点、放置自転車等についてであります。まず第1点に、この3駅前の放置自転車の状況が数字の上で明らかに御答弁をいただきました。改めまして、府中駅前の放置自転車の台数の大きさにびっくりしております。

- この問題について何点かお聞きをしておきますが、これは3駅共通の問題ですが、放置自転

車の強制撤去は、現在、どのぐらいの間隔で行われているのか。さらに、府中駅前的大量の放置自転車につきましては、現状と今後の対策も含めどのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

- 交通公害課参事（川端 勇君） 交通公害課川端がお答えいたします。

府中駅前の放置自転車につきましては、3カ月に一度撤去をしております。今後は、府中駅前商店街ともども対策を講じる考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

- 21番（勝部津喜枝君） 3カ月に一度撤去している。今後は、商店街ともども検討する、ということですが、果たしてそれで府中駅前の状態がきれいになるのかどうか。例えばたくさんのおガネをかけてカラー舗装などもされております。あの問題につきましては、いろいろ御意見も出ておるところでございますが、既にその上に自転車が放置されている現状が、市民や私たちの目の前に明らかになっております。御努力されているとは思いますが、その点について、具体的に御答弁が出てこないのはどういうわけでしょうか。もう一度きっちりお尋ねをしておきたいと思えます。

- 産業部理事（白樫通有君） 先生のお尋ねでございますが、放置自転車が多数あるということにつきましては、まず、言葉のことでございますが、放置というのは、2～3日あるいは数日間放置しておくという解釈でございまして、それと、路上の違法駐車というものと分離してございます。いずれにしましても先生の御質問は、違法駐車対策についてであろうかと存じます。したがって、これは府中駅周辺の違法駐車のみならず、3駅共通の実態を見る限り、各駅ともかなりの違法駐車がございます。やはり自転車やカブ等で来られ、鉄道を利用される方々が大半であろうかと存じます。そうした中で市民の方に現状を認識いただき、路上に駐車することが交通の渋滞あるいは事故の要因ともなることから、歩く運動とかバス利用の増進など、市民の方の意識の変革もお願いしてまいらなければならないと存じております。

特に府中駅前は多いのでございますが、先ほど、参事の方から答弁いたしました。商店街さんの方でも一応、自己の駐車場の改築も予定されているそうでございます。その計画の中では、市としても駐輪対策も含めどのように対策を講じていくかについて検討しなければならない。

それから、少し時間はかかるかもしれませんが、ただいま府中駅前再開発計画がございます。その中で自動車の駐車場対策という交通公害課における課題もございますので、その中において、合わせて駐輪場対策も考えておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 21番（勝部津喜枝君） 府中駅前については御答弁をいただきましたが、これは3駅共通の課題であると思えますので、お聞きをしたいと思えます。

府中駅前については、再開発計画の中でその対策を考えていく、という御答弁でしたが、後日、こういった問題がどう具体化していくかが明らかになってくる問題であると思います。

そこで、改めてお聞きをしておきたいのは、放置自転車の言葉の問題です。放置とは、2～3日置いておくということですが、違法駐車というのはどういうことでしょうか。

○ 産業部理事（白樫通有君） 私の説明不足かも知れませんが、朝、通勤、通学生が路上に置きまして、夕方、退社あるいは下学時にそれに乗って帰るわけですが、それが違法駐車です。それから、放置自転車というのは、朝、乗って来て、夕方、乗って帰るのですが、毎日乗って帰るんじゃなく、数日間、その場所に置き去りにしておくものでございます。

先ほど、一斉撤去の御質問もございましたが、今年も4月28日に一斉撤去を行いました。そのときに警告札を付けるんですが、初日は白、2日目は青、3日目は赤を付けるということで、一時的な放置と違法駐車を区別し、放置分を撤去するということをやっております。その意味合いで言葉を分けておるのでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 聖岡の無料自転車置き場の問題ですが、当初の趣旨説明で現状を申し上げ、このことについて御承知いただいているかどうかお聞きをいたしましたが、明快な答弁がございませんでしたので、再度、この問題についてお尋ねしておきます。

○ 産業部理事（白樫通有君） 申しわけございません。先ほども申し上げましたように、4月28日に一斉撤去をいたしました。その事前に現状を調査いたしました。先生が仰せのとおり、市道に多くの自転車等が駐車されております。特に無料駐車場の2つの入り口付近、それに通じる道路、特に入り口付近が多うございました。その付近住宅の方々に大変御迷惑をおかけしている次第でございます。日常生活にも困るということもございました。われわれは現状をよく承知いたしておりまして、早速、この件について何とかしなければならないということから、警察あるいは庁内の関係課と協議をいたしまして、無料駐車場の整理、それに通じる道路の整理をし、長い期間、その場に放置されている自転車を撤去し、路上の分を無料駐車場内に収容できるべく措置をとったところでございます。

以上でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 現状を御理解いただいているそうですので、その上に立って対策等を考えていただき、御努力いただいていることと思います。この問題は、なかなか難しい点があることも十分理解をするものです。先ほど、北信太駅前の放置自転車が85台、バイクが15台という状況をお聞きをしました。また、放置自転車というのは2～3日放置している自転車、その日に来て、夕方、乗って帰るのが違法駐車という御説明がございました。そうすれば、北信太駅前の無料駐輪場は私も身近なところですので、この質問をするに当たりまして、何回か

時間を分けて見に行きました。夜の11時、12時になっても乗って帰ってない自転車がかなりありますが、これは無料自転車置き場ではありますが、放置自転車というものになるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○ 産業部理事（白樫通有君） 私どもも無料駐車場ということで困っているわけでございます。私どもが平日と日曜日に調査をした結果によりますと、和歌山方面の最終電車が午前零時21分でございますが、それを過ぎても平日水曜日、日曜日いずれの日も210台が残っておりました。それを放置と見るべきか、違法駐車かとおっしゃる問題でございますが、場内整理をするため、先ほど申し上げましたとは別の警告札を付けたわけでございます。また、場内にも、場内整理をするから放置をしないよう、という看板を掲げましたところ、その数は100台足らずになりました。この100足らずのものは撤去したんですが、その後に近所に御迷惑をかけていた自転車を収容できるようになったということでございます。その無料駐車場内におきましては、一定の期間を置いて警告札を付け、それでも残ったものを放置自転車というようにさせていただいております。

○ 21番（勝部津喜枝君） いずれにしても、当面の対策としては御努力されていると思います。これからも北信太方面はまだまだ住宅開発も進み、自転車利用者も増えることと思います。根本的な対策というよりは、町づくりの観点からの方向付けと基本的な方策を打ち出す必要があると思います。その辺では、原課だけでなく市長さんがどう考えているかということにもなってくると思います。

この3カ月に1回の撤去だけではなかなかすっきりしないと思います。担当原課の上司の方は別にして、交通公害課の担当の職員さんが3名ということで、実際には、シルバーに頼んでいろいろやっていただいているという現状でございます。府中駅前のカラー舗装のところには置かれた自転車を、これは違法になるか放置になるか知りませんが、シルバーの方がたすきを掛けてきちんと並べ直しているというのが実態です。この辺では、市として本当に駅前をすっきりさせる、放置自転車をなくしていくということでの根本的な方向を打ち出されていないんじゃないかと思います。

この辺では、大変苦しいとは思いますが、もう一步踏み込んでいただきたい。北信太駅前の無料自転車置き場は飽和状態になってます。少し手を入れていただければ若干の緩和なり改善は見られると思いますが、すぐに前に申し上げましたような状態になってしまいます。この点での方策について、検討はされておるとは思いますが、どのように打ち出していかうとされているのか。努力目標でも結構ですので、この場で明快なお答えいただいております。

○ 産業部理事（白樫通有君） まず、私どもが考えておりますのは、先般行った一斉撤去では

ありませんが、場内整理を徹底的にやっていきたいと思っております。ただ、無料ということ、おカネがかからないということで数日あるいはひどいのは1カ月も放置し、ごみのようにになっているものもごございますので、この整理の回数を増やしていきたいと考えております。

それと、特に北信太駅前につきましては、背後に大きな鶴山台とかアーバンライフの団地が控えておりまして、現在、市の方で南海バスと協議、鶴山台までバス運行をしておりますが、先ほども申し上げましたようにバス利用の促進、それから、これも市内部の体育館関係課の御協力をいただいて歩く運動を展開し、できるだけ歩くことによって健康にもなるという、市民のモラルの向上という観点にも視点を置きまして、地道ではございますが、そういうような市民啓発というものも行ってまいりたい。しかし、ただ啓発するだけでなく、その上で町会長さん、自治会長さんの御協力も得ながら地元にも入り、御協力、啓発にも努力し、お願いもしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 次に、北信太駅前のバイク等の乗り入れ規制問題についてお聞きをしておきます。

町会からの要望によって51年からやっているということですが、51年当時を振り返って見ましたら、ちょうど鶴山台の団地の入居が始まって2～3年たった時期で、あの周辺の急速な人口増なり環境の変化が大きくあらわれてきた時期ではなかろうかと思えます。こういう交通規制を行う場合の基本的な市の考え方と手順としてのルールはどのようになされているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○ 産業部理事（白樫通有君） 規制の場合でございますが、市の基準というものはございません。まず、手順といたしましては、その地域の道路について、例えば規制あるいは一方通行をする場合には、その理由と町会、自治会の同意がなければ警察に受け付けていただけません。そういう要望のある場合には、町会、自治会で一方通行なら一方通行をお願いしたい、という要望書を持って警察に参ることになっております。

○ 21番（勝部津喜枝君） この件につきましては、随分日時も経過しておりますので、当時の担当の方ではないという点で御答弁のしにくさはあるかと思えますが、交通事情なり環境問題の立場からすれば、今、明らかにしておかなければならないのは、昨日来の答弁を聞いておまして感じますのは、環境問題なり、市民の暮らしに直接かかわるこういう大切な問題について、何か問題が発生したときに町会からの要望という形だけで、行政の考え方はどうであったか、住民からの要望をどのように理解し、他の機関にどう働きかけをし、行政としてどうかかわってこれを実施したのか、ということが明らかになっていないと思えます。これは現在も大切な観点ではないかと思えます。



その点で言いましたら、51年当時は、急速に鶴山台の入居が開始され、周辺環境が大きく変わってきている時期でして、そういう事情から要望が出されてきたのではないかと。理由があってやるんだ、という御答弁をいただきましたが、その理由は何であったのか、わかっておられますか。北信太駅前が、急速な開発によりましてロータリーも十分でないような危ない状態の中でそういう規制がなされたのではないかと、という先ほど来の御答弁にありましたが、それなら、現在の状況はどうか。そういう検討の上に立って町会に話をしに行き、警察とも協議をし、どういう駅前の状態が、あの駅前を利用する市民の方々にとって安全で喜ばれるのか、そういう方策を打ち出すべきではないかと思えます。市長さん、いかがでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 議員さんが御指摘のように当時の状況としては、急速な入居の増に伴う駅前周辺の交通安全という観点から地元でも声が上がり、公安委員会の一定の措置がなされたものだ。私も昨日来の御質問あるいは答弁の中で感じている次第でございます。ただ、難しいのは、その当時の状況と今の状況が変わっていないという御指摘もあれば、車社会の中でやはり駅前に通じる道路の規制は、全体の行政からしていかななものか、という御指摘もされているやにお聞きをしております。だから、駅前の安全の確保の問題と、駅前を二輪車等で利用する住民の方々の規制緩和を求める要望の調和と接点がどうなるのか、という点がこの問題のキーポイントであります。したがって、再度、地元の商店街なり町会の御意見も原課としては徴しながら、この問題の基本的な見解を持っていくべきだ、このように思います。

御案内のとおり、公安委員会の指定というものは、一度されますとなかなか解けるものではありません。便宜的なものではないという警察の見解もお聞きをしております。その中で昨日来の答弁は、その繰り返しのようでございましたが、その基本は何か、と言えば、町会からの要望ということでございますので、もう一度町会に話をしなければならぬという答弁の堂々巡りになっているのではないかと痛感しておる次第でございます。

その意味合いでは、公安委員会の指定を受けたあり方、それに対する行政の一定の考え方を持つべきではないか、という議員さんの御指摘でございます。もろもろ勘案をさせていただき、行政として公安委員会の指定あるいは地元町会の御意見、そして、バイク等の利用者の方々と調和と接点の調整をさせていただかなければならぬ、このように感じております。原課においても、その方向付けを整理をしながら対応していくべきだ、このように思いますので、御理解を賜りたいと思えます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 放置自転車等の問題については、これで最後にしておきます。

市長さんから御答弁をいただきましたが、端点に申し上げまして、北信太駅前、鶴山台地域を含めまして、町づくりの模索がなされているのが現状だと思います。自転車の違法駐車、放

置自転車の問題、時間規制の問題等を含めまして今日の状況は、長年放置してきた無策がなせる結果だと思えます。具体的には、町会へ話に行っていたことも結構ですし、また、放置自転車、違法駐車対策についてもっと力を入れるという意味では、シルバーにお任せするだけでなく、市の担当職員も増やしていただき、3カ月に1回の強制撤去だけでなく、予算面、体制も含めもっと充実をしていくべきだと思います。さらに、町づくりの観点から歩く運動とか、さまざまなことを言われましたが、そういう住民主導の町づくり、民主主義の精神が行政の基本に貫かれていない。このことが集約されていないという現実が、今、北信太駅前であらわれているのではないかと思います。

意見になりましたが、要望も含め今後の大きな成果を上げていただくようお願いを申し上げ、この点は終わっておきます。

次に、信太小学校における問題でございますが、私は壇上での趣旨説明の中で、この一連の経過について、教育委員会はどのように対応されてきたのか、ということをお尋ねをしたわけですが、そのような答弁になっていなかったと思いますので、再度、お尋ねをしておきます。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） 朝からの答弁が不足しておりまして、まことに申しわけございません。学校子供会の件につきましては、学校より報告を受けております。その保護者との話し合いの中で問題とされている点につきましては、特定の立場の児童を一方向的にしんどいものと決め付けているのではないかと。2つ目には、特定の児童のみを集め、対象にして活動を行うのではないかと、という点が主だったところだと聞いております。私どもが学校から聞いたところでは、学校としては、そのように受けとめられたことは大変遺憾であるが、一方向的に決め付けたり、特定の児童だけを対象にした活動をするような考えはない、ということでもあります。その点では、学校としては、今後の活動を通して保護者の皆さん方の理解を得てまいりたいし、評価もしていただきたいというわけでございます。

私どもとしても、信太小学校の学校子供会については、その目的とするところは、1人ひとりの子供を大切に、互いに連帯し合っていく仲間づくりを目指すものであり、その取り組みや配布された文書については基本的に問題はないと考えております。職員のもっと子供たちにかかわり、指導していこうという熱意から提起されたものと聞いておりますし、学校教育計画に基づく学校独自の教育活動でありますので、学校の意思や立場を尊重し、今後の取り組みを見守っていきたくと考えております。よろしく願いいたします。

○ 1番（勝部津喜枝君） 一定の御答弁をいただきましたが、先ほども申し上げましたように、お知らせ、お詫び、さらには、一部の父兄からではありますが、6月30日付をもって御回答い

ただきたい、という文書が出されていることは、御承知のことと思います。再質問の中での御答弁を通じまして、学校側の説明で問題はなかった、と言われておりますので、改めてここで確認の意味も含めましてお尋ねしておきたいと思います。

第1点は、お知らせとして、学校子供会を始めるに当たっての中で、子供会というのは、地域の人たちが社会教育との連携の中で活動していくものだ、となっております。学校教育と社会教育との関係という立場からは、いかがお考えなのでしょう。

第2点、学校子供会をつくるに当たりましては、学校には被差別部落児童、在日朝鮮、韓国人児童、障害児、養護施設児童等、被差別（そうであってはならないのですが）の立場に置かれた子供たちがいる、となっております。学校全体の子供の中のこうしたそれぞれの書かれている表現での児童を、どのようにしてこういうふうな子供たちだとするのでしょうか。決め付けない、とおっしゃいましたが、文書の中では、明白にこういうふうに書かれております。

3点目に、全児童を対象にする、と言われておりますけれども、お詫びの中では、希望者による参加で行いたい、となっております。教育の機会均等という立場から考えれば、この点はどのようにお考えになったのでしょうか、お尋ねいたします。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） 学校子供会の件につきまして、社会教育の立場との関係の御質問かと思えます。私どもが理解しておりますのは、「学校子供会」という名前になっておりますが、その活動自体は、学校教育活動の一環であると認識しております。

それと、一方的に決め付けている、という点でございますが、被差別部落児童、在日朝鮮、韓国人児童、障害児、養護施設児童等被差別の立場に置かれている、という趣旨でございますが、学校としては、それだけの子供たちを取り上げ、その子供たちがしんどい、と言っているのではなく、その文章の真意は、被差別部落の児童、在日朝鮮、韓国人児童、障害児、養護施設児童等被差別の立場に置かれ、それぞれの課題を持った児童、それとまた、ほかにもいろんな面でしんどさを持った子供たちがたくさんいるという、学校の児童の実態を述べているというふうに私たちも理解しております。

それと、全員を対象にしているが、希望者だけ、という御指摘ですが、全員を対象に呼びかけ、参加は希望者のみで行う。これは放課後の活動でもありますので、全員を対象に呼びかけはするが、希望者によって活動をするということでございます。決して特定の子供だけを誘い合って色分けをするような活動ではない、という意味でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） それでは、第1点、お尋ねをいたしますが、社会教育ではなく学校教育である、という見解を持っている、ということです。それであれば、このお詫びの中でも書かれておりますが、希望者による参加、ということについては、学校教育であれば、すべて

等しく機会均等を与えなければならないと思います。その意味でも、このお詫びの中身は不十分だと思いますが、その点では、どのように指導されたのか、お聞きをしたいと思います。

また、学校には、被差別の子供以外にもさまざまなしんどさを持った子供がおる、と表現すること自体、これ以外にしんどさを持った子供がおるというふうに、しんどさを持った子供、持たない子供と分けてしまうこと自体に問題があるのではないかと。すべて子供たちを等しく見ていかなければならないと思いますが、その点での見解をお聞きしておきたいと思います。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） まず、第1点として、全員を対象にすべきではないか、という御質問かと思いますが、御指摘のとおり、学校の教育活動、子供たちを指導していくには、全員を対象にしていくのが本来であります。この学校子供会につきましては、放課後を想定した活動でありますので、全員を対象にしながらも希望者だけの参加となっております。正規の授業においては全員を対象にし、仲間と語り合い、仲間づくりをしていくという指導は十分なされております。その点では、問題はないと考えております。

○ 21番（勝部津喜枝君） しんどさはどうですか。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） 学校にはさまざまな児童がおります。家庭的にも学力的にも問題、課題を持った子供がおることは事実でございます。そういう現状に根ざして学校教育活動が行われるものと思います。

○ 21番（勝部津喜枝君） 放課後行われるということで希望者だけということですが、それでは、先ほど言いましたように、学校教育としてやるということでありましたら、放課後であろうとどうであろうと、教育の機会均等言えば、すべての児童を対象にするというのであれば、明確に正規の授業課程に組み込まなければならないと思いますが、その点での矛盾はないのでしょうか。

それから、さまざまなしんどさを持った子供がいる、とおっしゃいましたが、出身とか家庭生活上の問題とかのしんどさを1つひとつ区別して、この子供はこういうしんどさを持っているという形で、学校教育は子供たちを区別していくというんですか。その上に立って教育をしていくということになるんでしょうか、その点をお尋ねをいたします。

○ 指導部長（木村吉男君） 指導部木村よりお答えいたします。

最初に、全員を対象にしないことが、いわゆる教育課程に乗っていない、という御指摘であろうかと思いますが。他に例を挙げますと、いわゆる中学校における部活動という位置付けと理解をいただければおわかりいただけるんじゃないかと思いますが。正規の授業の中での同和教育の取り組みにつきましては、学校側では計画的に実施をされていると理解をしております。

それから、しんどさの件でございますが、先ほど、同和室長がお答え申し上げましたとおり、

いろいろな生活の中でのしんどさを抱えている子どもたちがいるという、総合的な取り組みの中でのしんどさということで御理解をいただきたい。その上での取り組みを学校側がやっているということでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） そういう御答弁でしたら、再度、お尋ねをしておきたいと思いますが、私どもの方に直接あるいは間接に、当然、そちらにも届いている要望書にも書かれておりますように、この問題につきましては、日を追うにつれて父兄の中にさまざまな問題や不安が広がってきております。お詫びは出されておりますが、今の教育委員会の御答弁にありましたような点については、お詫びの中で明快に父兄を納得させるようなお詫びの文章にはなっておりません。それで、父兄の方から出された要望書の中でも多くの不安が広がっております。問題点としては、基本的人権が十分に尊重されているのかどうか。すべての児童の学習権が保証されているのかどうか、こうした点につきまして、まだ十分な準備がされていないのか、という要望書が出されております。6月30日付で回答をいただきたい、ということになっておりますが、この問題につきましては、どのように確認をされておられますか。

○ 指導部長（木村吉男君） 保護者の要望書の件でございますが、先ほど、室長も一部触れておったと思いますが、学校長から一連の報告を受ける中では、6月30日をもって回答、という分につきましては、ただいま日は切れているわけでございますが、職員会議等を開く中で職員の総意をもってこの回答をつくっていきたい。今、この会議を継続中という報告を受けておりますのが第1点でございます。

もう1点は、2学期9月以降、第2回目の実際の取り組みを行う中身についてぜひ保護者の方に見守っていただき、評価と理解をしていただくよう保護者の御協力を求めている、という学校長の報告であります。われわれもこの学校の考え方をこれからも見守っていききたい、かように考えております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 今回の件の1つのポイントであります学校子供会が社会教育活動でなく学校教育である、という御答弁がありました。学校教育と社会教育をどこで区別するのか、この点については、当然、憲法と教育基本法の中で明確にうたわれております。こういう点から言っても、さらに、子供たちを含め本当に人権を守るという立場から言いかけても、この中に被差別部落の子供や在日朝鮮、韓国人の児童等、と書かれていること自体、今回の学校子供会を行おうとする目的の中に、真の教育からかけ離れたなじまない問題が含まれていると思います。

ここで、教育長に明快にお答え願いたいと思いますが、人権は、憲法で明確に保障されております。すべての人間の良心の自由を初めとする基本的人権、健康にして文化的な最低限度

の生活を営む権利を保障することであり、差別の払拭等の問題に限って行うことではないと思います。また、今回のお知らせ、学校子供会につきましては、これまでの被差別部落の児童を初めとする、という中で新たな差別を拡大し、さらに、20世紀をもってこの同和行政等を含めて差別の解消に努力している流れの中で、この差別を21世紀にも持ち込もうとする意図的なものが含まれていると言わざるを得ません。

憲法と学校教育法の中で、憲法の理念は教育の力によるところが大きい、と明記されております。その意味合いから言っても、今回の信太小学校における学校子供会の問題につきましては、本当に和泉市の子供たち、学校教育の教育基本法と憲法に基づき、すべての子供たちを本当に大切にす学校教育を行っていくという立場から止めるべきである、中止させるべきである、という考え方を持っておりますので、教育長の御見解をお聞きをしておきたいと思います。

○ 教育長(杉本弘文君) お答えさせていただきます。

先ほど来、お答えを申し上げておりますとおり、信太小学校は、学校独自の取り組みとして学校子供会なるものをつくられました。その目的は、先ほどからお答え申し上げておりますように、子供たちがお互いに連帯し合っていく仲間づくりを目指し、それを基盤として遊びや学習を通じて生き生きと生き抜いていく力を培っていかうとするものでございます。この学校子供会をつくるに当たっては、学校として教職員とも十分な協議を重ねられ、学校の主体のもとにつくられたものと理解をしております。したがって、学校教育計画に基づく独自の教育活動でありますので、学校的意思あるいは立場というものを十分尊重いたしまして今後の取り組みを見守っていききたい、このように考えております。

なお、先生が御指摘のように、保護者の中で疑問とされる点があり、その御要望をいただいているわけですが、学校としてもその趣旨を十分御理解をさせていただくよう配慮していかなければならないと考えておまして、その点、教育委員会としても学校長に対して指導してまいりたいと考えます。御理解いただきたいと思います。

○ 21番(勝部津喜枝君) 時間制限の通知が参りましたが、若干、まだ時間が残っておりますので、時間の延長をお願いしたいと思います。

それでは、舞町のごみ焼却場の問題について再質問をいたします。

第1点の北信太府営住宅の建て替えについてであります。お答えをいただいております全体計画につきましては、本市の窓口でありますところの業務は、どの範囲までを窓口の仕事として持たれているかということ。さらに、この全体計画が地元住民に明らかにされているのかどうか、この点をお尋ねしておきます。

○ 開発調整課長(上出 卓君) お答えいたします。

たまたま、この建て替え計画が、余熱利用のプールと絡んでおることにつきまして、整理をさせていただかなければならない点があると思います。基本的に開発調整課といたしましては、住宅地の開発についての窓口ということでございますので、この住宅に直接関連いたします諸問題の対応ということ。それで、このプールにつきまして先ほど申し上げましたように、企画調整部の施策推進室で受け持っているということで分離をしております。

- 21番（勝部津喜枝君） 該当する住民へのお知らせは……。
- 開発調整課長（上出 卓君） 住民への通知等につきましては、今朝ほども申し上げましたように、つい先般、先月ですか、この計画を大阪府から御提示された段階でございますので、住民の御意見等も含め全くいただいてございません。今後、関係課との協議の中で調整を図ってまいり、必要に応じて周辺住民の御意見も取り入れていきたいということでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 余熱利用についての窓口とその状況等についてお示しをいただきましたが、余熱利用につきましては、市長さんが管理者である泉北環境の問題があります。市の窓口は明らかになったわけですが、相手の泉北環境の方の具体的に進めていく上に当たっての窓口はどこになっているのでしょうか。
- 企画調整部次長（井阪和充君） 泉北環境整備施設組合の窓口といたしましては、現在、舞町の現場の西口清掃部長が中心になって対応しております。
- 21番（勝部津喜枝君） 具体的な事柄につきましては、本市の窓口と泉北環境の西口さんという責任者で話を詰めていくと理解してよろしゅうございますか。
- 企画調整部次長（井阪和充君） はい。
- 21番（勝部津喜枝君） 第3点の公害問題ですが、泉北環境の管理者としての市長さんは御存じだと思いますが、住民代表として弁護士を通じて抗議の申入書というのが出てございます。この中で協定書を交わしているにもかかわらず、ひどい騒音のために安眠を妨害されるなど大変な被害を受けている、ということが抗議として書かれております。さらに、一部住民の中に300万円相当の物品を引き渡したということで、その内容についての公害対策等の対応について非常に遺憾なことである、という抗議の申入書が出されております。  
先ほどの公害の方の御答弁では、泉北環境が取り交わした協定書に基づき、何回か公害調査等を行っている、という御答弁をいただいておりますが、こういう住民の方々からの抗議がありますように、交わした協定書以上の騒音状態になっているという認識については明らかになっていないんですが、その点はいかがでしょうか。
- 市長（池田忠雄君） 泉北環境の管理者としての立場での御答弁になろうかと思えます。  
確かに地元の方々からそういう抗議書が来ていることは、泉北環境の担当部長、局長から私

への報告がございました。事情聴取いたしましたところ、そうした騒音が出たのは確かでございますので、早速、対応させていただき、地元の町会長さん2名の御理解をいただき早急な解決を見た、という報告にも接しております。その辺は、私もくれぐれも対応するように、ということよく話をさせていただいております。現状、一時のことでございまして、その他については、これということは一切起こっていないという報告でございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 21番(勝部津喜枝君) ありがとうございます。もう1点、泉北環境の管理者としての市長にお尋ねをいたします。

この300万円というおカネの受け渡しにつきまして、甲と乙という形で確認書が取り交わされております。この中で住民の利便を図るため、と書かれております。さらに、原則として5月と9月の2回協議会を行う、となっております。住民の利便を図るために渡された物品という形にはなっていますが、その意味と、2回行う協議会については、既に5月は経過しておりますが、具体的にどのようになされておったのか、その点、お尋ねしておきます。

○ 市長(池田忠雄君) 公害対策の協定を地元3町会、これには弁護士さんも入っておられましたが、締結をさせていただいております。あるいはこの3町会も含め北校区という立場でのいろんな要望があったと聞いております。したがって、この300万円云々というものにつきましては、北校区の会長さんということでの処理をさせていただき、北校区の校区全体の利便性の向上のためということで、泉北環境から出させていただいたという報告にも接しております。

後の協定書の中の会議その他につきましては、泉北環境でそれぞれ行うように聞いておりますので、念のため申し上げておきます。

○ 21番(勝部津喜枝君) 先ほどの抗議文の公害につきましては、早速、対応させていただいたということでございます。この点につきましては、私も地元で確認をしておりませんので、市長さんのお答えをそのままいただくとして、300万円につきましては、住民の利便を図るため校区全体に渡した、というお答えをいただきました。この抗議文は市長さんにも渡っておりますので、一読いただいていると思いますが、この中には、決してそういう形にはなっていない、という内容の抗議文にもなっているんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○ 市長(池田忠雄君) 詳しいことにつきましては調査をさせていただきたいと存じます。鶴山台北校区に対して迷惑補償費的な意味でいわゆる北校区全体のいろんなことに使っていただく、ということでの私への報告でございます。それが現実的にいろいろややこしいようであれば一度調査をさせていただきたい、このように思います。



○ 21番（勝部津喜枝君） 市長さんに申し上げたいんですが、私がこの問題を一般質問で取り上げました趣旨、考え方は、日本共産党市会議員団、また、他の議員さんからもございましたが、地元住民の御意向を受けまして、舞町余熱利用施設として温水プールなり、何か地元住民全体に喜ばれるものをつくってほしい、という声を受けまして、議会や泉北環境の中で要求し続けてまいりまして10年間近くになると思います。やっと最近、具体化の方向が打ち出されてきましたので、これは大変喜んでおります。1日も早い実現を願うためもっと具体化に向けて進めたいという立場に立っております。

ところが、やはりごみ焼却場という施設が、どうしても公害を生み出す施設である以上は、その余熱を利用した温水プールは喜ばしいものであったとしても、この焼却場そのものに対する公害対策や、この問題に対して周辺住民の合意を得られるような慎重な対応をしておかないと、せっかくやろうとする温水プールその他の問題も前へ進むことができかねます。こういう弊害があるので、あえて質問しているわけです。

この焼却場の問題につきましては、先ほど、審議会が設置されたとき、委員会協議会の中で審議会にお示しになった資料を私どもにもいただきたいと要望いたしましたら、その出された資料の中には、近い将来、同組合の処理能力をオーバーすることも予想される、と書かれております。こういう状態が予想されるからこそ、減量化が進められているとは思いますが、しかし、和泉市におきましては、大きな開発がたくさん進んでおります。市民運動やボランティアなども含めた減量化、リサイクル等では追いつかないごみの増量対策は、当然、対策として打ち出されなければならないと思うんです。その点を抜きにして温水プールだけで周辺住民の合意を得ることは大変難しいと思います。

第1点は、やはり現在あります舞町ごみ焼却場が大変古い施設であります。新炉に取り替えられましたけれども、全体の構造が、現在の周辺の開発を含めての構造にはなっておりません。この点につきましては、新しい構造にし、それに伴う公害対策も明確に周辺住民に打ち出すべきだと思います。この点につきましては、改正されました廃棄物処理法の中では、大型の開発等でごみが増える業者に対しては、応分の施設改善の費用を負担させる、ということも明記されていると聞いております。トリヴェール和泉等の開発に伴うごみの増量につきましても、当然、開発者に対して、舞町ごみ焼却場の施設改善に一定の負担なり対応を検討する必要があるのではないかと考えております。

もう1つは、今、300万円の問題を出しましたが、こういう住民の中に不信感や不協和音を呼び起こさせるような対応をしてはならないと思います。一方で公害対策を打ち出しながら、他方で利便を図るということでおカネ、物品を渡すというような、ちぐはぐな不協和音を呼び

起こすような対応の仕方はやるべきではない。住民全体が団結して合意が得られる町づくりとして、本当に温水プールの設置が喜んでもらえるよう公害対策を十分にし、舞町焼却場の余熱利用の施設改善に力を入れる、そういう方向こそ打ち出すべきだと思います。この点を申し上げたいばかりに一定の資料をこの中で発表させていただいたわけですが、御見解をお聞きしておきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 3市の市民生活から出てくるごみの焼却は非常に大事な問題でございます。市民生活に必要欠くべからざる施設であることは事実であります。ただ、どういう形であれ、このごみとかし尿あるいは火葬場など人生にとって、日常の市民生活にとって必要なものであっても、どこかにつくってくれたらいい、近所の方に来られると迷惑だ、というのが市民さん共通の、また、偽らざる気持ちではないかと理解をしております。

されば、このごみ焼却場の問題についても、公害を出さないよう懸命の改善を重ねながら、炉が古くなってまいりますと取り替えなければならないという仕組みになってございます。そのことによって公害が減っていくんだ、という理解と協力を地元の方々に求めているわけでございますが、やはりいろいろな御意見があるわけでございます。やはり議員さんが御指摘のように、公害防止協定的なものを結ばせていただき、市民生活に必要欠くべからざる施設についての御理解と対応策を立てさせていただき、少しでも御理解と迷惑施設の代替として、地元から出ております余熱利用施設をつくれ、という御要望に対しても謙虚に受けとめ、泉北環境としてこれにこたえさせていただきたいと存じておるわけでございます。この施設で何十年といける能力があるのか、ということにつきましては、御指摘のように限りもあるわけでございます。今後、そうした長期的な方策につきましては、また、対応を考えさせていただかなければならない、このようにも考えておるわけでございます。御理解をいただきたいと存じます。

○ 21番（勝部津喜枝君） いろいろと御答弁をいただきましたが、ごみ焼却場の問題につきましては、一定、温水プールの具体化ということで、住民に喜ばれる前向きの方角としての具体策が打ち出されておりますけれども、その後のこうした状況の中で、やはり全体として本当に喜んでもらえるについては、まだまだ整備しなければならない問題が起こっているということをお市長さんにお伝えしておきまして、早急な解決、住民合意ということで全体の住民に喜んでもらえる条件をつくっていくように努力していただきたいと思います。

合わせまして、駐輪場の問題等についていろいろお尋ねをさせていただきましたが、私自身は、北信太駅前を中心とする地元で働かせていただいております。その中での住民の声は、大変大きな市政に対する不信がございます。古くから住んでいる住民の皆さんが、和泉市の発展に大きく貢献してまいりましたけれども、今、この人たちが持っている市政への不信は、やは

りトリヴェール和泉等の大開発に見られるように和泉市の行政の目がどこに向いているのか、ということでの不信が私ども議員の前にも明らかになってきております。

そういう中では、無料の自転車置場等も含めまして旧信太村の旧住民の方々が、本当に和泉市政に対して信頼と責任を持っていい町づくりをしていく、そういう立場に立たせるための市長の姿勢がもっと住民の前に明らかにならなければ、モラルも含めて打ち出してこれないのではないかと思うわけです。

以上、意見を申し上げまして質問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、7番・赤阪和見君。

（7番・赤阪和見君登壇）

○ 7番（赤阪和見君） 7番・赤阪です。質問通告は、環境問題についてであります。

環境とは、すなわち、私たちからすれば、すべてが環境であります。また、皆様方1人ひとりにとっても自身の周りすべてが環境であり、何かの作用をし合って生きているわけであり、例えば人間でいえば、一言の言葉が相手を喜ばせるときもあれば悲しませるときもあり、怒らせることもあり、安心感や不安感を、というようにすべてに影響を与えるものであります。

広辞苑には、環境についてめぐり囲む区域、四囲の外界、周囲の事物、特に人間または生物を取り巻き、それと相互作用を及ぼし合うものとしてみた外界、自然環境と社会的環境がある、と載っています。また、生命を説いております仏法にも「依正不二」と説かれております。正法とは己であり、依法とは四囲、自分をめぐり囲む区域であります。それらは不二、すなわち2つでない一体であるとのことであります。ということは、環境問題は、私たちが生活する上にとって切っても切れない事象であり、すべてにわたる事柄と言っても差し支えありません。

生活環境、教育環境等社会的環境をよりよき方向にするために、行政が重要な役割を担っているわけであり、人間の醜い欲望と利己主義、驕慢な心を行政が見事に中和し、絶大な指導力をもって社会的環境、自然環境を整えていく使命があると感じているものであります。

そこで、個別の問題について2、3点、お伺いをいたします。

1点目は、昨日の質問に対する答弁でもありましたが、3分別によってごみがうまく分別され、ごみ量が減っている、と言っておりましたが、本当にそれで減量されていると考えているのかどうか。

2点目に、事業系ごみと一般家庭ごみの量はどのように把握しているのか。

3点目に、3分別収集の問題点はないのかどうか。

4点目に、散乱空き缶、空き瓶回収助成についての問題点はどうか。

5点目に、雑誌、新聞、段ボール、布回収助成の登録団体数とその活動はどのようになっているのか。また、基金の考え方はまとまったのかどうか。

6点目に、リサイクルセンターはどうなっており、どこまで調査が進んでいるのか。

7点目に、公共下水道、汲み取り、単独浄化槽、小型合併浄化槽等し尿処理にはいろいろと方法はあがるが、一体的な処理助成金制度の考え方はないのかどうか。

8点目に、槇尾川、松尾川において親水公園が計画、実施されているが、上流からの水質対策はどのようにとろうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

9点目に、槇尾川、松尾川流域の年間降水量と最大降水量並びにそれぞれの流出率はどれぐらいになっているか。また、いぶき野小学校、北池田中学校の中水の利用実態はどうなっているか。また、今後の設置計画はどのように考えているのか。

10番目に、市街化区域、市街化調整区域別の児童公園並びに児童遊園数、その設置されているところの市有地、民間地数をお答え願いたいと思います。また、市街化調整区域に対し児童公園設置の必要性があると思いますが、その点はどうでしょうか。

11点目に、放送法施行規則一部改正によるコミュニティ放送が定められましたが、当市でも取り入れる考え方はないのかどうか。

最後の12点目、トイレ・ウォッシュレットの設置についてであります。市内公共施設におけるウォッシュレットの設置はあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

以上、答弁によって自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 環境問題のうちごみに関する6点の御質問につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答え申し上げます。

1点目の3分別戸別収集実施によるごみ量の変化の問題でございますが、昨日もお答え申し上げましたように、本市のごみ量は、4月、5月の排出量を見る限り、昨年4月及び3分別に切り替える直前の今年3月に比べ減少しております。これは従来、ステーションに出されていた事業系ごみや他市からのごみの持込みが排除されたことなどが1つの要因であろうと考えております。

なお、泉北環境整備施設組合全体のごみ搬入量は、本年3月の9,092トンに比べ4月9,208トン、5月9,265トンという結果になっておりまして、本市を除く泉大津市、高石市のごみ量はそれぞれ増加しております。

2点目の事業系ごみと家庭ごみの量の把握について、ということでありましたが、直接搬入ごみとしての事業系ごみを把握している以外は、現状、区分できておらないのが実態でございます。

ます。

次に、3分別収集での問題点はないのか、ということでございますが、昨日も申し上げましたように、現時点では、粗大ごみ、資源物等の分別がまだ十分徹底されていない部分がございますので、市民皆さんの御理解と御協力を得るため、今後とも広報誌、住民説明会を通じて啓発に努めてまいりたいと存じます。また、今後の問題として3分別収集の実態をもう少し詳しく整理し、収集作業効率の問題や選別等いろんな側面から検討し、ごみ減量等推進審議会などの場で点検をお願いしてまいりたいと存じます。

次に、散乱空き缶の回収協力金交付制度につきましては、散乱空き缶等の効率的な回収及び分別収集を奨励することにより、環境の美化と市民意識の高揚を図ることを目的とし、平成元年度から実施しております。元年度以降回収団体数は横ばい状態ですが、回収量自体は毎年、152トン、182トン、230トンと増加してきており、当初の目的であります空き缶等の回収による市民のリサイクル意識の高揚という面では、一定の成果が達成できているものと考えております。しかし、本年度から3分別収集がスタートし、空き缶、空き瓶等を資源物等として別途収集する形に変更し、本市の資源化量も著しく増加している現状でございます。このようなことから本制度につきましては、回収団体の現状等を把握した上、その見直し等も含めて検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、古紙等の集団回収に対する奨励制度であります。古紙、段ボール等の集団回収実施団体に対しまして、その回収量に応じ1kg当たり3円の奨励金を交付することによりまして、ごみの減量、リサイクルの促進を図ることを目的としたもので、本年度6月よりスタートして既に86団体の登録を受けております。

次に、基金の問題でございます。従来より議員さんから御提言をいただいておりますが、現状では、基金の積み立て額の問題あるいは処分時の使途目的等を含め、本年度は、これについても審議会等で十分御審議をいただき、具体化を図ってまいりたいと存じております。

最後に、リサイクルセンターの件でございますが、先日も三重県四日市市の資源リサイクルセンターの調査を行ったところでございます。各市の事例等の参考資料あるいは直接電話等での情報交換により実態調査に努めているところでございまして、状況、問題点の把握を行っておりますが、やはり再生資源物の引き取り辞退、いわゆる逆現象と言われる処理代金を支払わないと引き取ってくれないこと等が、自治体のリサイクル事業を推進していく上での大きな障害となっております。訪問調査いたしました四日市市も同様な事情であり、四日市方式と言われる収集システムも破綻する時期を迎えているような状況も聞いております。

このように全国のほとんどの市町村がリサイクル事業に取り組んでいるものの社会経済情勢

の変化等により生ずる問題点が非常に多く、困っている市町村もあれば、うまくいっている事例もございます。いろいろ十分調査を尽くして御報告申し上げたいと存じておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 7点目の処理助成金制度につきまして、環境整備課西垣からお答えさせていただきます。

既に御承知のとおり、し尿の汲み取りにつきましては、一定の助成をさせていただいているところでございます。浄化槽につきまして、設置後に適正な浄化槽の処理能力を確保するための保守点検、清掃などの作業を定期的に行わせる必要があります、このメンテナンスに要する費用についても公費の補助制度を、とのことでございます。言うまでもなく、設置後の適正な維持管理の必要性は十分認識いたしてございますが、この維持管理に係る公費助成を行っている例は全国的にも希少で、現時点では、本市においてもこの制度化は難しい状況ではないかと考えてございます。今後の本市の合併処理浄化槽設置整備事業による浄化槽普及状況を見据え、また、制度化している自治体等を参考に研究してまいりたい、このように存じます。

なお、先生の御質問は一体的な処理助成金制度を、ということでございますので、なじまない点もあろうかと思いますが、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 河川水路課長（樋渡顕治君） 8点目の槇尾川、松尾川において親水公園が計画、実施されているが、上流からの水質対策はどのようにしようとしているか。また、9点目の槇尾川、松尾川流域の年間降水量と最大降水量並びに流出係数はどれぐらいか、につきまして、河川水路課樋渡よりお答え申し上げます。

まず、8点目の河川の水質対策につきましては、もともと河川は、いかに洪水をさせず、雨水等を海まで流すかという治水が第1の目的でございます。そういう関係上、一定、護岸は人を近付けない方式をとってまいりました。このことにより人が近付かず、魚なども棲みにくい状況であり、雨の降らない天気の良いときは、川の水量も少ない状況であります。最近、川にも人が入れるような階段もつくり、また、魚等の生物も棲みやすくするための方法で水深を深めるように断面上の操作をするなど、及びふとん竈、魚巢ブロック等が考えられてきております。

大阪府が施行しております槇尾川の桑原橋から泉大津市の牛滝川合流点までの延長約2.9 kmの主な整備内容は、低水護岸の整備につきましては階段護岸、魚巢ブロック等、また、高水敷

きの整備につきましては、張り芝、緑化ブロック等を考え、右岸から左岸へ渡れる飛び石なども計画されております。

また、松尾川では、内田の久保惣記念美術館付近の河川は極端な蛇行部であり、大阪府の計画では、ショートカットにより新しい河道が計画され、現河道は旧河川となるため、当区域は、治水施設としての役割を持たす必要がなくなるので、先にも述べましたように水量を断面で確保し、水深を一定深める考え方を取り入れていくよう検討もしております。

赤阪議員さんが御質問の水質対策といたしましては、ソフト面では、大阪府、本市とも毎年7月を河川愛護月間として、広報誌などで広く府民、市民の方々に河川美化などについて協力を呼びかけているところでございます。また、本市では、河川美化運動も関係団体、市民の協力のもと毎年行われ、定着しつつあります。より一層市民の方々に理解を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

9点目の降水量につきましては、横山観測所のデータでお答えさせていただきます。年間降水量につきましては、63年度のデータで1,333mm。最大日降水量につきましては87mm（63年6月）。流出係数につきましては、平均0.7～0.8ということでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 総務課長（田丸周美君） 新設小中学校の中水利用の実態と今後の計画につきまして、総務課田丸よりお答え申し上げます。

この4月に開校いたしましたいぶき野小学校及び北池田中学校につきましては、それぞれ雨水の効率利用ということで容量約40トンの中水タンクを設置し、現在、グラウンドの散水に利用しております。今後の活用につきましては、使用水量等の年間を通じたデータを分析し、今後の設置に向けて研究検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 10点目の児童公園につきまして、公園課田中より御答弁申し上げます。

まず、市街化区域と市街化調整区域の児童公園の開設数は、民間開発で設置した児童公園も含め市街化区域で102カ所、調整区域で2カ所となっております。また、開設公園用地の所有権については、民有地で借地しているものが1カ所、その他はすべて市有地となっております。

市街化区域内における公園整備は、民間開発により生み出された公園が大部分となっております。公園整備につきましては、都市計画決定を前提としながら、国、府の補助金を仰ぎなが

ら整備を行っているのが現状であります。御指摘の市街化調整区域内での公園の必要性につきましては、一定、必要性の認識をいたしておりますが、財政面も含め非常に難しい状況でございます。一定の考え方を整備するに当たりましても、本市全体の都市公園としての位置付け並びに今後の整備方針を含め検討しなければならない問題も多く、各市の状況等を勘案の上、調査研究していきたく考えますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 児童福祉課参事（橋本敏雄君） 児童遊園数並びに所有区分につきまして、児童福祉課橋本よりお答えいたします。

現在、市内に57カ所の児童遊園がございます。市街化区域内におきましては37カ所でございます。その内訳でございますが、市有地で9カ所、民間地で28カ所でございます。次に、市街化調整区域内の数でございますが、20カ所でございます。その内訳でございますが、市有地につきましてはゼロカ所、民間地につきましては20カ所でございます。

引き続きまして、12点目のトイレのウォッシュレットの設置の件でございますが、本年度4月より開園いたしました北松尾保育園に1基設置いたしておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 11点目のコミュニティ放送の件につきまして、企画室今村からお答えさせていただきます。

情報化社会と言われております現在、情報機能の活用につきましては、各分野、各方面で検討、導入が進められているのが実情でございます。コミュニティ放送局は、一般的には地域ニュース、行政情報、イベント案内等地域に密着した情報、一部の地域に流すための放送と聞いております。

御存じのように本市では、市民の方々に対し行政情報をお知らせする方法としては、主に月々発行しております市広報あるいは行事案内等を中心にしたテレホンサービス等一定のサービスを行っているのが実態でございます。このような状況から御指摘のコミュニティ放送を初めとするニューメディアの活用等につきましては、今後、そのあり方や必要性も含めまして、いろんな点につきまして研究を重ねてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 7番（赤阪和見君） 何ば要旨説明を詳しくしてもはっきりした答えをもらえませんでしたので、このような形になったわけです。内容的に問題点をもっとはっきりつかんでいただきたいと思います。そうでないと、質問時間が長くなるばかりで要を得ないと思います。



特にごみ問題、何点かありますが、本当にこの3分別が成功しているかどうか。細かく言えば、いろんな問題があるわけです。今まではどのようにしていたか、と言いますと、今、和泉市の人口が増えてきているのは、よその市から入って来ていただいている人で増えています。そこでの収集の実態が違うわけですし、その点で非常に悩んでいるんです。1つは、缶と瓶が一緒だとか、また、プラスチックを別に取りらないとか、公害の元凶であるダイオキシン云々と言われるプラスチックや塩ビその他のいろんなものは燃えるごみとして出さない、と堂々と書いていただいています。出す方としては、非常に便利がいいんですが、それが1つのごみが増える大きな原因になっていると思います。

また、3分別収集といっても戸別収集でありますから、ビニールの袋の口をしっかりと括弧で出しています。毎日見ておきますと、その収集日になると、業者の方が2人で1つひとつその袋を破りながら車に積み込んでおられますが、そういう光景をたくさん見受けます。また、コンテナを配ってますが、そのコンテナ自体を1週間も2週間もそこへ野ざらしにしてある。たためるようになっているにもかかわらずたんでいない。そのような実態を本当に真剣に考えているのかどうか。市民は、出すときには缶と瓶を別にしたい。まして、瓶でも色分けにしたいというのが実情ではないかと思いますが、その点が1つ。

もう1つは、事業系ごみと一般家庭ごみの量をどのように把握しているか、していない。こういうところからも応分の負担、と言われますが、本当にそれが応分の負担であり、ごみを減量するために実際に努力していただいていることになるのかどうか。市民は、一般家庭から出るごみを努力して減らしていこうとしているにもかかわらず、事業系ごみがどかっとその上に乗ってきている。しかし、最近のデータを見ますと、景気が悪くなるとごみが減るという傾向があります。東京都でも事業系ごみが非常に減ってきている中、一般家庭ごみも減ってきていると出ています。その点では、この事業系ごみをしっかりと把握し、それをどうするかという方向性を出さなければ、市民の分別してごみを減量しようという意欲をそぐようになると考えます。その点では、今後、どのようにしていくのか、再度、お聞かせいただきたいと思います。

3分別収集の問題点はあります。3分別することによってそれ以外の公害を発生するようなごみが一般家庭に入ってきております。3分別であれ、5分別であれ、7分別であれ、最近では9分別とまで言われております。そのような方向性に本当に持っていくための今回の3分別がその入り口なのかどうか、私は疑問にしております。その点を見ていただきたい。

それと、散乱空き缶、空き瓶の件ですが、散乱する空き缶、空き瓶を本当に真面目に集めている団体が一体何ぼあるか、ということです。ひどいところは、来週資源物の回収の日だから

ということで、前週の土曜日に子供会が寄ってたかって各家庭にあるやつを集めてきているという実態。もっとひどいのは、堺や泉大津、岸和田に勤めているところの事業所で集めたやつを持って毎日持って帰って来る。このようなものに対して2円出しているという実態。そういう点からすれば非常に問題があると思います。

そしてこの2円、もしくは1kg4円、混合で5円ですか、こういうおカネの単位で言われますと、何のためにより分けているのか。おカネを払うためにより分けているだけの話であって、ごみを分別しようという態度でのより分けではないと見ております。そして、より分けて積んで行ったやつが、向こうで瓶も缶も一緒くたになっているという実態。そして今回、先月の第3土曜日、余り量が多いので控えてほしい、という形で急拠、各団体に電話をしております。何ら計画性のない、そして、泉北環境へ入ろうとするごみを減らそうとしない感覚、そこら辺が非常に問題点が多いところであります。

また、新聞、古雑誌、段ボールの件ですが、審議会云々と言いますが、私も審議会の方へ一般公募で入らせていただいております。議員が一般公募というのはおかしい面もあろうかと思っておりますので、はっきりそちらから言っただけでほしい。2名しか一般公募の応募がなかったということで、私もその選に入ったわけです。そこで、この基金の考え方について、審議会でも云々と言われますが、第1回目だったので何も出てこなかったのかもしれませんが、あなた方行政の考え方をしっかり持って、それを審議会に出してもらい、そして、審議していただくという方向性でなかったらいかん。そのためには、まず、リサイクルセンターというものをこの方向性でやるんだ、ということではなければならない。

ごみ減量は、ただ業者が集めるか、ボランティアが集めるか、あるいは各種団体が集めるか、その集めたものを泉北環境へ持って行くわけではなく、ごみの総量自体は全く減っていない。減っているのは、燃やすごみと資源物として売られる新聞、古雑誌、段ボール、また、コンポストでコンポスト化されるわずかな量しか減ってない。ほかは一切減っていないということが如実にあらわれているわけです。そこら辺をひとつしっかりとした方向性を出していただきたい。その点についてお伺いをいたします。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) われわれとしては、基本的にこの4月よりスタートした3分別収集制度が、ごみ減量化、再資源化に向けてのスタートであるという観点で取り組んでございます。まだわずか3カ月ですが、ごみの量は、数字的には減っております。議員さんが御指摘のように、3分別収集の中では、例えばコンテナを配っておりますが、これが十分に使用しきれていないということについては、われわれの指導体制ということで市民の御理解、御協力をいただくという点で鋭意取り組んでまいりたい。また、缶と瓶の分け方、プラスチック

クごみがそのまま燃やされているという点では、現状、泉北環境の処理方法としては今のこの形でしかやむを得ない。しかし、今後は、そういう方向で3市全体で減量化、再資源化ということから考えていく必要があると思います。

また、事業系ごみの点ですが、現状では全く把握されておらないということで、これは本市だけではございません。現状の泉北環境を含め収集サイクルあるいは運搬した先での計量の問題等を含め、事業系ごみについての把握ができていないということでございます。われわれとしてもごみ減量化ということについて事業系ごみをいかに減らすか、その基礎データがないということについては、非常にどないかしていかなあかんという問題であると考えております。特に事業系ごみにつきましては、有料制ということで業者に対しても4月以降、分別を徹底するように、ということで指導しておりますが、この点についてもまだ定着しておりません。依然、混入したまま出されているのが現状でございます。そういうことも含めまして、今後、努力してまいりたいと思います。

それから、散乱空き缶、空き瓶の問題でございますが、議員さんが御指摘のとおりの実態であろうかと思っております。今後の形としては、回収団体ともお話をして実態を把握、その上で見直しも含めた形で改善をしていきたいと考えております。

あと、リサイクルセンターの件でございますが、昨日の段階でも基本的には、泉北環境が現状、3市で運営をしておりますので、今後、リサイクルセンター的なものも含めて歩調を合わせる中で検討していきたいと考えております。

以上でございますが、答弁で漏れている分があるかと思いますが、いずれにしても、この4月から始まった3分別が、これからの和泉市のごみ減量化、再資源化に向けてのスタートであるという観点で一生懸命に取り組んでまいりたい、そういうことで御理解をいただきたいと存じます。

○ 7番（赤阪和見君） 問題点を指摘をしておきます。

市長さん、和泉市としてどのような基本的な考え方を持っているか。今の担当者の意見では、泉北環境は3市協調して、とおっしゃいますが、和泉市長として、先方の管理者に対してしっかりと言うてほしいと思います。今日は和泉市の議会ですので、泉北環境のことは言いません。ただ、和泉市長として、泉北環境がどうあるべきか、どのようにごみ減量を把握していくか。ごみの減量化を図っていくか。また、先ほども出ておりましたが、地域住民に受け入れられる施設にしていくか。これからあれだけの空き缶、空き瓶が野積みされている現状では、臭いもすると思います。和泉市の空き缶、空き瓶ばかりでなく、高石や泉大津のものもあるでしょうが、和泉市長として、そういう形である和泉市のごみをどうしようとしているのか。また、そ

れを泉北環境の管理者に対して、また、他の部署の方々に対してどのように指導的役割を果たそうとされるのか。今日は、その点だけを聞いておきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 和泉市長としてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、3市のごみ処理でございます。議員さんのいろいろな御指摘、いろいろ行き届かない点はあるかと思いますが、3分別収集がスタートし、これからごみ減量化、再資源化を含め、和泉市としている点などを配慮しながら進んでいくわけでございます。当然のことながら、泉北環境の管理者に対しましても、和泉市はこういう立場に立ってやっているのだから、泉大津や高石でもこれらに同調をしていただき、3市がそろってごみのリサイクルなり減量化に取り組んでいくのではないかと、ということで、管理者としてのリーダーシップを強力に発揮して頑張っていくよう、十分に申し伝えさせていただきたいと存じておる次第でございます。

また、リサイクルセンターにつきましては、3市でごみ処理をしております関係上、共同歩調で取り組んでいくのがあるべき姿ではないかと。各市ごとにやるのは至難でございます。3市が共同歩調で泉北環境としてリサイクルセンター的なものを設置をし、3分別収集に基づきます資源の有効利用に今後、精力的に取り組んでいくべきだ、このように思いますので、御指摘をいただきながら市長として、あるいは泉北環境の管理者としての立場でございますので、頑張りたい、このように存じておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 7番（赤阪和見君） リサイクルセンターは3市が共同歩調でやるという方向性ですが、100万円の調査費が付いてますね。これは和泉市独自でやるということでの調査費ですか。

○ 市長（池田忠雄君） 共同でごみ処理をしておる3市でございますので、リサイクルセンターについてもやはり共同歩調でやっていく。できることならば、泉北環境整備施設組合の事業として、3市のごみ減量あるいはリサイクルを共同して実施していく施設をつくっていきたい、このように存じております。そのため和泉市としても調査研究し、泉北環境に提言をしていくという立場をとらせていただきたいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） 3市が共同歩調でやるのは結構ですが、なかなか協調できない。お互いに議会もあり、市民も違いますからね。また、事業所数やごみの排出量も違いますからね。そこで、1つの提案ですが、事業系ごみの把握実態ですが、各収集業者が、おまえのところは、おまえのところは何ぼ、と一応はつかんでますよね。それを調査するためステッカー的なものを張って事業所に対してしっかりと量を出させる。大体、1袋というか1箱というか、そういう形で出していますが、それを張らんと事業所のごみは取らへん。そのような試験的な形で収集業者に対してしっかりと指導してもらわんと困ると思います。事業系のごみがどのぐらい出ているかを把握しないことには、本当のごみ減量化はできません。事業というのは景気によ

ってばらつきがあります。今月は減った、と喜んで、実際は、事業系ごみが減っているのかもしれない。一般家庭から出るごみが本当に減っているのかどうか、それはわからんと思います。その点で1つの方向性を打ち出していきたい。事業系のごみの実態は、集めている業者がよくわかっているわけですからね。

また、リサイクルセンター的なものにして、これは予算の中で分担金の内訳はごみの量によって出てないわけです。あれだけ出すんやから、これだけ出しても一緒や、という感覚にお互いの市の担当者はなっているんじゃないか。ごみ減量化に本当に性根を入れているのかどうか。北海道のある町や出雲市では、「ごみ有料化」という袋を配布して有料化に踏み切りました。そうすれば、一般の家庭ごみでもうんと減っているわけです。その点では、しっかりと検討していただくよう要望しておきます。

それと、汲み取り並びにし尿処理の件ですが、そちらさんは、だめだ、とはっきり言われます。そういう検討はないということです。ところが、よく他市を把握してとか、全国的に見て少ないとか言われますが、そうではないわけです。大阪府下で小型合併処理浄化槽が一番多い市が和泉市なんです。そうしたら、和泉市が小型合併処理浄化槽に対する助成を大阪府下で初めて付けたんでしょ、違いますか。初めて今、申請のある2基が動くわけでしょう。そういう中で、他市のどこを見ますか。大阪府下で和泉市が先端を切って小型合併処理浄化槽に助成金を付けているんです。他市を見ても少ないですよ。

それから、助役さんからも答弁をいただきましたが、応分の負担はなじまない。自分のところの生活環境を美しくするため、快適な生活をするための費用だ、とおっしゃった。この前も言いましたように、公共下水道を既にやっているところの金額と、汲み取りの金額はどんどん減ってきてますね。そして、逆に単独浄化槽になってきている。ここは、6,000万円から9,000万円の助成金を出さなくて済んでいる区域ですわね。そこら辺の判断をすると、1つの大きな答えが出てくるのではないかと。

もう1つは、この管理が大変なんです、私たちは素人ではね。しかし、私たちも素人だといいいながら、それに慣れ親しみ、どうすれば一番いい状態にできるかということで、10軒、20軒が集まって管理組合的なものをつくり、お互い主婦の立場で「あんたとこの浄化槽、臭いがせえへんか」、「あんたそこ、調子がええか」という感じでコミュニケーションを生んでいます。そのように10軒、20軒がそろって整備をしている中、その組合形式で管理助成金をもらっている方向があるわけです。そこで、コミュニティが生まれるわけです。これは納税組合と違いますが、「また、あのおばちゃん、ゼニを集めに来たわ」というのでなくて、ゼニをもらう方ですからつながりができてくるのではないかと。その点では、この浄化槽に

に対する助成あるいは管理の助成金は基本的な問題ですので、ここまで来れば、そういう方向性が出て当たり前ではないかと思えます。同時に、そういう中で親水対策、親水公園ができてきれいな水を流す方向性になってくるのではないかと。

楨尾川、松尾川の流域の年間降水量が1,333mmということです。また、流出率が0.7～0.8、これは70%、80%ということでしょう。10年前はどのくらいでしたか。10mmの雨が降れば、8mmまで川へ流れる。それだけ田んぼや山の保水能力がそれだけ貧困になってきているということでしょう。それが流出量です。その点では、普段の水を美しくしていかなければならないというところに対策の必要性があるのではないかと。その点、いかがでしょうか。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 環境整備課西垣からお答えいたします。

私どもが大阪府下では初めてですが、全国的には、平成2年度末で768の市町村がこの制度を運用してございます。その中で維持管理等に対する御意見はごもっともかと思えますが、現在、国においても維持管理の助成制度を検討されているように聞いてございます。全国的な問題といたしまして、国、府に対しまして助成措置の実施に向け要望してまいりたいと考えてございます。その中で本市としても、維持管理に対する助成措置の創設方法等、一定の御提言をいただいております絡みの中での協議ができれば、と考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 7番（赤阪和見君） わかりました。原課は、そういうふうに答えていただいて結構でございます。助役さん、基本的に9,000万円でしたか、6,000万円でしたか、もし、全部が汲み取りであればそれだけのおカネが要る。しかし、小型合併浄化槽にしる、単独浄化槽にしるしているから、それだけのおカネが余っている、と言えば語弊がありますが、出す必要はない、こういう感覚の中、小型合併浄化槽に対して助成しようというところまで、やっと大阪府下で和泉市が初めてきたわけですね。美しい水を大事にするため、国や府も公共下水道が行かないところはそうすればどうや、ということで設置助成金を出すわけでしょう。

しかし、単独浄化槽に比べても、汲み取りに比べても管理費が高くつく。その代わり自然環境に対して非常に優しい。その優しさの中で頑張ってくれよ、という思いを込めてこういう助成をせめて汲み取り料金並みか、もしくはそれに見合ったおカネを出すお気持ちはどうでしょうかね。ここで、そんなおカネは出せない、出すというよりも、その点では、僕は、小型合併処理浄化槽についての方向性を一定、定めるべきだと思っているんですが、管理者の皆さんはどのような感覚でおられるのでしょうか。管理者で出せない、と言えば、それで引き下がりますがね。

○ 助役（坂口禮之助君） こういう単独浄化槽あるいは合併浄化槽に対しまして維持管理費に

についても助成せよ、という御意見は、従来から再三、いただいております。それらについては、単に出せない、という短絡的な考え方でおるわけではございません。しかしながら、変な言い方でございますが、全国的に他の市町村を見ましても、そうした面についての維持管理費まで公費で助成をしているという点については、今のところ、余り例がございません。それらの中で特に先生がおっしゃっておられますのは、いわゆる合併処理浄化槽を軸に、という考え方でと拝聴しております。そうしたことにつきましては、従来からも検討はしてございますが、御高説を十分拝聴しながら、今後、さらに突っ込んだ検討をしてまいりたい。今、ここでイエス、ノーとはちょっと申し上げられませんが、御理解いただきたいと思います。

- 7番 (赤阪和見君) よろしくお願いたします。東大阪が浄化槽に対する助成、個々別々ではなく、量を決めて組合に対して出しているという方向性があります。これは何も変わったことではございませんので、その点もよろしくお願いたします。

次に、その点では、槇尾川、松尾川が親水公園ということで美しくなる。それは上流から来る分であるとすれば、そういう点で1つの方向性としては水質という問題と、水量という問題が出てくると思います。特に中水、雨水の利用ということで、いぶき野小学校、北池田中学校の中で一時的に40トン余りですが、やっていただいています。その点では、流出率が7から8というのは、こんな田舎にしては非常に高い率ではないでしょうか。

- 河川水路課長 (樋渡顕治君) ただいまの0.7~0.8といたしますのは、将来の土地利用状況などを考慮して決定する中におきまして、密集市街地は2.9とか、一般市街地は0.8あるいは田畑は0.6、現況山地は0.7というようなことでございます。

- 7番 (赤阪和見君) 山地の流出率が0.7ありますか。ちょっと計算がおかしいのと違いますか。

- 下水道部理事 (緒方和夫君) 通常、一たん雨が降りますと、当初は地下に浸透されますが、ある程度になると吸い込まない状態になります。河川計画をする場合には、槇尾川、松尾川では100年計画でやっておりますので、そういう大きな雨が降った状態で計画をする場合には、山地でも0.7を使います。それでは、実際の雨はどうかといいますと、通常の下水道では、水田とか田畑では0.1とか0.3程度しか使いません。

- 7番 (赤阪和見君) 現在、横山など市街化調整区域ではどれぐらいの流出率を見ているのか、下の方ではどれぐらいの流出率を見ているのか。そんなものは出てないやな。

- 参与兼建設部長 (浅井隆介君) 先ほど、私どもの理事が申しあげましたのは、例えば100年確率で50mm対応ということで計算をいたしますから、当然、当初はしみ込みましてもその後はしみ込まなくなり、そのまま流れていきますので、計算数値でいきますと70とか80になるわ

けでございます。一般的に100年に1回ぐらいはそういう雨が降るであろうという計算ですので、通常は降らない。私どもは、それをきちんと計測しておりませんが、田畑では10%ぐらいしか流れないだろう。調整区域の山間部なら30%台、府中などの市街地では70~80か90ぐらいは流れていくだろうということでございます。きちんと測量した数値であらわしたものではありませんので、申しわけございません。

- 7番(赤阪和見君) 和泉市の自然をどうするか、一体、自然とはどういうものか、ということ。佐渡のトキ「ミドリ君」がペアリングのため中国へ行って3年間頑張ったが年寄りでだめ、日本へ帰されるということです。学名「ニッポニアニッポン」ですが、国際保護鳥ですが、もう2匹しかいない。これがなくなれば、日本には種が途絶えてしまうわけです。これは20~30年前のことではありません。トキがどんどん減ってきたのがわずか10~15年前ですか、ペアリングを試みたのはね。「もう5年早かったら」と北京では言ってるそうです。もう繁殖能力がない。また、少ない中へ追いやられて棲むので、近親相姦の中で無精卵になり生殖能力が途絶えてしまった。今、まさにこの日本の2匹のトキが死ねば、自然ふ化しないんですからもう見たくても見られない。このように種の変化、種の交代が非常な速度で進んでいるということです。

僕は小さいころ、蛍をとって蚊帳の中へ入れて叱られた話をよくしますが、本当に今、蛍をとって来て、今は蚊帳なんてありませんが、家の中で蛍籠ができる子供が何人おるか、よっぽどの子供でなければおられません。川の汚染が進んでいるということは、今、川ニナが生きているのは、コミセンでやっていますが、父鬼の上の方のちょっとしかありませんね。それだけ川の汚染は進んでます。それは結局、保水能力がどれだけあるか、流出力をいかに食い止めるかが問題です。その点では、雨の量を計るのに横山で、と言われるのは、昔、小中学校の理科の実験の中ではすべて百葉箱があり、それを毎日、理科の実験で付けるような状態でありました。今、百葉箱というのはありますか。小中学校の全部にあるんですか。

- 指導部次長(西川義憲君) ほとんどの学校に設置されております。ただ、その活用につきましては、それぞれの理科の授業等でその部門での活用はいたしております。それ以外の中学校などでは、部活動、クラブ活動等の中で継続して観察している学校もございます。
- 7番(赤阪和見君) 自分の周囲すべてが環境なんです。そこをお忘れなくしてほしい。横山でやっているのは、槇尾山の青少年の家の前ですか。
- 河川水路課長(樋渡顕治君) 横山の仏並の府道沿い、大勇組というのがありますが、そのところです。
- 7番(赤阪和見君) 電子降水計ですか、青少年の家の横に付いてますが、あれはどこが管



理してるんですか。

- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 大阪府が管理されているやに承っておりますが、詳細はわかりません。
- 7番（赤阪和見君） 記録の保持というのは、この場の発言も、これが終われば記録なんですね。それが何年続くかでしょう。大阪府がそこでやり、和泉市がこっちでやっているが、どこが管理しているかわからないということでしょう。各小中学校でそういうものを使っているが、使っているかどうかもわからない。クラブでやっているやろう、というぐらいのもんです。こういう環境、教育環境並びに和泉市の環境を記録していく体制がばらばらですね。そういう各小中学校における立場、大阪府の記録設備、それらをどのようにしていこうとするのか。そういうふうにすればおカネはかかりませんわな。降水量、流出率にしても、槇尾山水系と松尾川水系は違うはずですね。そこら辺をどのようにしてとらえていくのが1つの大きな方向性になるのではないか。

もうこれ以上言いませんが、外人は、日本の川は滝のようだ、と言います。向こうの川はゆったり流れてますが、日本の川はばしゃばしゃと音を立てて流れてますわ。その差はありますが、滝のような川にしろ、一定の水を確保できるのは、やはり自然環境をどこまで守っていくかですよ。朝からも質問がありましたように、せめて調整区域は下水道を引くのではなく、おおむね7年以上というところに観点を置いて設置助成すべきではないかと思えます。この件については、その点での考え方だけをお聞かせ願いたいと思えます。

- 助役（坂口禮之助君） 午前中の天堀先生からもそうした点について御指摘がございました。現時点では、あくまでも公共下水道計画区域外ということで、合併処理浄化槽の設置を推進しておるわけでございます。ただ、決して法律上、できないということではございません。区域内であっても設置できる可能性はありますが、そのためには、一定の污水排除計画ですか、そういうものをきちんとつくり、知事の認可を取らなければいけない、という1つの問題点がございまして。残念ながら現時点では、区域内で設置する方向での検討はまだできていないわけでございます。

しかし、将来的には、先生がおっしゃますように、公共下水道が計画区域内全域に普及するには、まだまだ長年月を要することでございます。そうした時期的な問題もございまして、区域内であってもやるような方向でもって、いわゆる污水計画の事業認可を取る方向に持っていきたい、かように思います。当面は、570世帯を中心に合併処理浄化槽設置に努力してまいりたいということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

- 7番（赤阪和見君） 検討をしていただけるということですので、それで結構ですが、先ほ

ど、トキの話をしましたが、日一刻とわれわれが年をいっていくように、老化は1日たりとも待ってもらえません。自然環境も、今以上に環境をよくすることはできますが、元に戻すことは絶対にできないわけです。一たんまいた公害は、いかに努力しようがとても無理であります。トキが死んでから、さあ、トキや、と言うてもだめなように、今、日本は、まさにその失敗を目の前に見せていただいているわけです。

10年以降としか言えない。それでは10年待った後、もう10年後にできるという可能性は全くないとは言えませんが、僕はすべきやないと思います。これだけ流出率が高いということは、保水能力がないということです。川の水がなくなるわけですから、その点を考えたとき、これは調整区域のお百姓さんを守り、河川を美しくしていく、また、水に親しめるという意味を含めて方向性を出していただきたい。その点を要望しておきます。

トイレのウォッシュレットの件ですが、北松尾保育園にどのような目的で、どのような形で設置されておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 児童福祉課参事（橋本敏雄君） 北松尾保育園につきましては、給食調理員さんの専用のトイレということから設置させていただいたわけでございます。

○ 7番（赤阪和見君） その専用トイレというのが不思議なんですね。それでは、そのトイレを他の人が使うのは法的にいけないのか、いけるのか。その点はいかがでしょうか。

○ 児童福祉課参事（橋本敏雄君） 保健所の方では、特に調理員さんにつきましては、口に入るものを扱うということから、別の便所を設けてくれ、という指導がございます。われわれといたしましては、特に北松尾保育園は和泉市で誇れる保育園であるということから、調理室に調理員さん専用の便所ということで付けさせていただいたものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 学校施設には、専用のトイレはあるんですか。

○ 総務課長（田丸周美君） 学校施設には、給食調理員さん専用のトイレはございます。ただ、ウォッシュレットは付いてございません。

○ 7番（赤阪和見君） 私は、ウォッシュレットの宣伝をするんじゃないありませんが、使ってみて非常にいいので付けてほしいと思います。というのは、高石の市役所で1カ所付けた。今、笑い話で聞くんですが、「ポツと押さえたらピュッとかかった」と浅野市長がよく笑ってました。もうそろそろあれは高級なものではなく、各階男女別に1カ所ぐらいは付けて環境をよくしていくべきではないか。このウォッシュレットは、今から付けようと思えば付けられるんでしょう。そう高くはありませんしね。

その便所は洋式ですか、和式ですか。

○ 総務課長（田丸周美君） 和式でございます。

- 7番(赤阪和見君) 洋式便所というのは、小中学校ではないんですか。
- 総務課長(田丸周美君) 一部障害児用トイレは洋式になってます。
- 7番(赤阪和見君) 特に障害児の方には、手を後ろに回すとか、どうのこうの中では介護が要るということにもなります。ウォッシュレットという方向性がベストではないがベターである、当たり前であるというふうに考えるんです。そこで、今後、公共的な施設については、そこに洋式、和式、そして、ウォッシュレットと使い分けができるような、生活環境になじむような状態に持っていくのが、これはぜひたくという時代ではないと思います。幼稚園、保育園の時代からウォッシュレットを使う。家へ帰ってポッチャンを使う。「お母ちゃん、あの便所はええ」という誇りの持てる便所、誇りの持てる幼稚園、保育園へ行かしてもらったという感覚になってこそ、初めてそこで環境問題の話がされるのではないかと。

どうか和泉市でこれから2つ目、大規模改修がされる南池田保育園等について、その点、御検討していただけるかどうか、それだけちょっと。

- 福祉事務所理事(坂田平之君) 確かにごもっともだと思いますので、われわれといたしましても、いろいろと研究してまいりたいと考えます。
- 7番(赤阪和見君) お願いいたします。病院などでも考えていきましょうや。
- 病院事務局次長(梅山世紀君) 現在、2カ所ほど付けているんですが、いろいろ要望がございまして、さらに、設置に向けて努力しております。もうすぐ各階に1つずつ付くと思います。
- 7番(赤阪和見君) 保育園でも幼稚園でも、入り口に絵をかいて、和式、洋式、ウォッシュレットという感覚で選べるようにしておいてくださいよ。蓋を開けて、いちいちここはどうやろうか、と見なければいかんような状態ではなくね。議会の方は、平成何年度か知りませんが、庁舎の建て替えのときまで、僕は辛抱します、あとは知りませんけれども……。つぶすわけですから辛抱して、新しい建物にはそういうものができるという希望を持っていきたいと思えます。

次に、児童公園の問題ですが、児童公園が市街地に多く、市街化調整区域に要らないのかと思うんです。児童遊園については、市街化区域に37カ所、調整区域に20カ所ということですよ。旧村が合併して発展してきた和泉市ですが、古い町には宮さんとか戎さんとかいろんな遊び場がありましたが、最近のニーズには全く相容れないような感じもあります。まして、遠くまでとなるとね。せめて200世帯ぐらいに1カ所は、という国の何があるそうですが、そういう点の方向性を考えていかなければいけないと思います。

今、れんげ畑で遊ぶなど非常に少なく、皆無と言ってもいいでしょう。昔は、耕作していな

かったら畑に入ってもいいという時代でしたが、今は、耕作していなくても入ってはだめという感覚です。利己的になっているというか、情がなくなったというか、そのような状況があるのではないが。山手の方は緑が裕福だと言われますが、借景というのはいいが、自分の横は寂しいという思いがします。そういう点での方向性は持って行っていただきたい。これは要望しておきますが、必要性はどうか、ありますか。

- 都市整備部次長（田中武郎君） あります。
- 7番（赤阪和見君） 必要性があるならば、何とかしようというのが行政だと思います。最後に、放送法施行規則の一部改正によってコミュニティ放送が1行政区に1サイクル、FM放送が許可になるという形になりました。これは全国ネットの放送あるいは県単位の放送、FM、そして、1行政ということです。これは使い方によれば、すべてラジオ放送の中でいろんな面を補完できていく。これは3～4km範囲しか聞こえないという放送らしいですが、学校施設の屋上とかいろんなところを中継して電波を飛ばしていけば、どれだけの市でも網羅することができるわけです。

幸いに電波といえば、父鬼のレーダーサイトがありますが、全国16～17カ所のレーダーサイトで日本全国の制空権を網羅しているわけです。それと同じように和泉市内をそういう形の中で、普通のラジオで聴けるようなFM放送の周波数がすべてに網羅されるということですからね。そこでごみの減量化を訴える、文化的な行事を訴え、市の行政を訴えていく。そして、その反応を聞くということが、1つの大きな方向性であるのではないかと。

これから副都心としてトリヴェール和泉が開発され、市庁舎の建て直し、出張所的な施設などを基本ベースにして和泉市全体を電波で網羅していく。そういうことも1つの放送メディアの中では、行政の方向性があるのではないかと。小さな市町村でもテレビ放送を有線放送でやっているところもありますが、それは別にしても、1つの大きな方向性の中で地場産業の高揚をしろ、いろんな形の中でそのメディアで引っ張っていけるといいますので、そういう検討をしていただきたいと思います。その点、もし何かありましたらお願いします。

- 市長（池田忠雄君） 検討させていただきます。
  - 7番（赤阪和見君） よろしくお願いします。
- 私は、行政マンというのは、市長を初め市議会議長を中心に管理者、職員に至るまで、また、われわれ議員1人ひとりに至るまで、いかに和泉市民がいい環境の中で過ごせるかを常に頭の中において活動していると確信しています。特に生産を生むものではありません。あえて劣悪な環境になろうとする世の中で、いかにその劣悪になるのを食いとめていくかが行政であり、より快適な生活を市民に供与していくのが行政マンの務めであり、議会の務めでもあると理解

をしております。

特に今、言われていることは、市役所の職員になったら楽やか、親方日の丸やからつぶれないとか、そういう思いの市民さんが若干、いるようであります。しかし私は24時間、四六時中、和泉市の市民をどのようにして物質的な豊かさを超越した、心の豊かな文化が高揚した生活環境を与えるかが行政の責任であると思います。

その点では、非常に苦しい大変な思いの中、あちらを立てればこちらが立たないというときもあるでしょう。それを乗り越えながら1つの方向で行政をやっていたいただいていることは非常に感謝をしております。その点、何も私は対立するのではなく、お互いに協調して進んでいかなければならないと思います。その辺では、大変ではありましようが、ひとつ絶大な努力をしていただきたいとお願いしておきます。

以上、終わります。

- 
- 
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時35分散会）

---

○

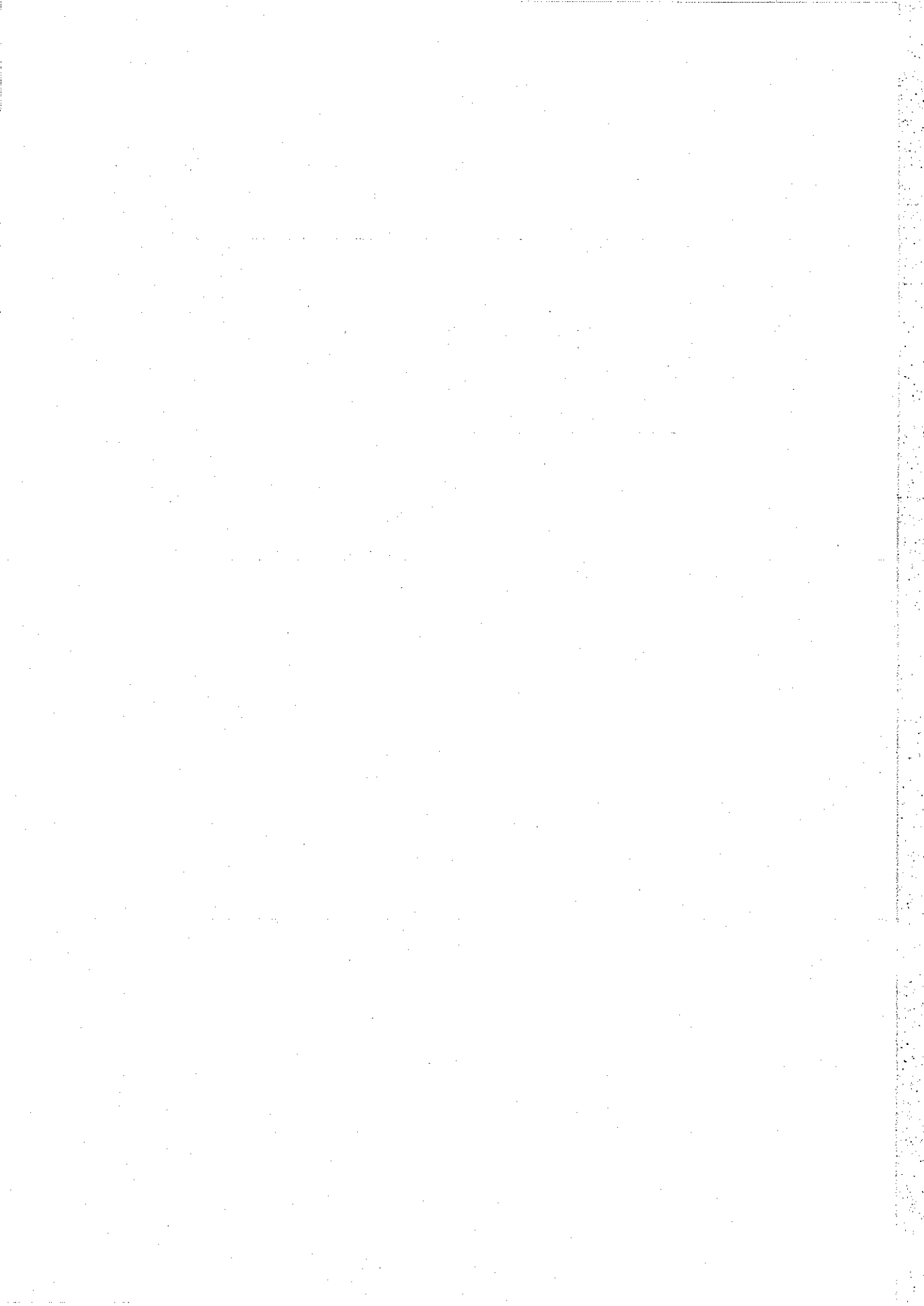
The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The second part of the document outlines the various methods used to collect and analyze data, including interviews, surveys, and focus groups. The third part of the document describes the results of the study, including the identification of key factors that influence the behavior of the participants. The fourth part of the document discusses the implications of the findings for practice and for future research. The fifth part of the document provides a conclusion and a list of references.

The study was conducted over a period of six months, during which time data was collected from a sample of 100 participants. The data was analyzed using a combination of qualitative and quantitative methods. The results of the study indicate that there are several key factors that influence the behavior of the participants, including the perceived benefits of the intervention, the perceived barriers to participation, and the social norms of the community. The findings of the study have several implications for practice, including the need to tailor interventions to the specific needs and preferences of the target population, and the need to address the social norms of the community.

The study was funded by the National Institutes of Health, and the authors would like to thank the participants and the research assistants who made this study possible. The authors also would like to thank the following individuals for their contributions to the study: Dr. John Doe, Dr. Jane Smith, and Dr. Robert Brown. The authors declare no conflict of interest.

The authors would like to thank the following individuals for their contributions to the study: Dr. John Doe, Dr. Jane Smith, and Dr. Robert Brown. The authors declare no conflict of interest.

最 終 日





平成4年7月2日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讃岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	27番	奥村圭一郎君
12番	松尾孝明君	28番	友田博文君
13番	森悦造君	29番	大谷昌幸君
15番	柳瀬美樹君		

欠席議員(1名)

26番 飯坂楠次君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助役	坂口禮之助	総務部次長	池辺功
助役	田中昭一	総務部次長	阪豊光
収入役	中塚白	総務部次長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
市長公室理事	鹿島賢昌	同和対策部次長	門林良治
市長公室理事	亀山学	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室次長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	石本博信	福祉事務所理事	坂田平之
秘書課長	木寺正次	福祉事務所次長	松尾守
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
企画調整部理事	三井義秋	市民生活部理事	岸田秀仁
企画調整部副理事	吉祇利朗	市民生活部次長	池辺修次
企画調整部企画室長	今村堅太郎	市民生活部次長	長岡敏晃
企画調整部施策推進室長	井坂和充	産業部長	大塚孝之
企画調整課長	油谷巧	産業部理事	白樫通有

産業部次長	松林保	病院長	竹林淳
参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	奥村富彦	病院事務局理事	谷上山徹
建設部次長	谷俊雄	病院事務局次長	梅山世紀
建設部次長	藤本仁徳	消防長兼消防署長	高宮武男
建設部次長	西岡政徳	消防本部次長	一ノ瀬喜広
都市整備部長	萩本啓介	消防本部次長	池野透
都市整備部理事	中野義裕	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	中西淳富
都市整備部理事	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	大宅清臣
都市整備部次長	尾崎秀忠	教育委員長	藤原忠男
都市整備部次長	中屋正彦	教育長	杉本弘文
都市整備部次長	田中武郎	管理部長	稲田順三
都市整備部次長	山下喬三	指導部長	木村吉男
下水道部長	藤原清司	指導部次長	西川西義徳
下水道部理事	緒方和夫	社会教育部長	生田稔嘉
下水道部次長	山崎精二	社会教育部次長	明坂文喜
下水道部次長	中野英二	社会教育部次長	北野喜平
下水道部副理事	岸本孝二	社会教育部次長	山本襄
改良事業部長	富田宏之	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	席田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
改良事業部次長	藤本英夫	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部理事	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
水道部次長	西尾浩	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄  
 次長 河原茂隆  
 議事係長 田中康弘  
 調査係長 井之上光一  
 議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成3年12月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員 扱 平成3年12月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員 扱 平成3年12月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年1月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員 扱 平成4年1月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員 扱 平成4年1月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年2月分)	別冊 P. 43
8	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員 扱 平成4年2月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員 扱 平成4年2月分)	別冊 P. 59
10	監査報告 第17号	定期監査(平成3年度第2次分)結果報告	別冊
11	請願 第1号	子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願 (厚生病院委員長報告)	
12	報告 第2号	和泉市土地開発公社平成3年度決算書類の提出について	P. 1
13	報告 第3号	財団法人和泉市商工業振興会平成3年度決算書類の提出について	P. 2
14	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業計画書類の提出について	P. 3
15	報告 第5号	財団法人和泉市文化振興財団平成3年度決算書類の提出について	P. 4
16	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について	P. 5
17	報告 第7号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度決算書類の提出について	P. 6

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度事業計画書類の提出について	P. 7
19	報告 第9号	財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度決算書類の提出について	P. 8
20	報告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画書類の提出について	P. 9
21	報告 第11号	財団法人和泉市住宅センター平成3年度決算書類の提出について	P. 10
22	報告 第12号	財団法人和泉市住宅センター平成4年度事業計画書類の提出について	P. 11
23	報告 第13号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 13
24	報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて (平成3年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 27
25	報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて(平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	P. 36
26	報告 第16号	専決処分の承認を求めることについて(平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	P. 41
27	報告 第17号	専決処分の承認を求めることについて(平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	P. 47
28	報告 第18号	平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 52
29	議案 第29号	工事請負契約締結について (黒鳥観音寺線橋梁新設工事)	P. 54
30	議案 第30号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道芦部10-1-①号線管布設工事)	P. 56
31	議案 第31号	土地改良事業の施行について(仏並大池改修工事)	P. 58
32	議案 第32号	土地改良事業の施行について(海老池改修工事)	P. 60
33	議案 第33号	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について	P. 63
34	議案 第34号	市道路線の認定について(観音寺町6号線)	P. 66
35	議案 第44号	和解について (中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	追加 P. 1
36	議案 第35号	平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 68
37	議案 第36号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 73

日程	種別及び番号	件名	摘要
38	議案 第37号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 79
39	議案 第38号	和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例を廃止する条例制定について	P. 84
40	議案 第39号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 86
41	議案 第40号	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	P. 90
42	議会議案 第3号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	別紙
43	議案 第45号	平成4年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	追加 P. 4
44	議案 第41号	平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 96
45	議案 第42号	平成4年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 102
46	議案 第43号	平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 119

(午前10時10分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。飯坂議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第10までは、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第8号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年12月分	P. 1
監査報告第9号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年12月分	P. 11
監査報告第10号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年12月分	P. 17
監査報告第11号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年1月分	P. 22
監査報告第12号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年1月分	P. 32
監査報告第13号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年1月分	P. 38
監査報告第14号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年2月分	P. 43
監査報告第15号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年2月分	P. 53
監査報告第16号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年2月分	P. 59
監査報告第17号	定期監査(平成3年度第二次分)結果報告			別冊

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第8号より第17号までの報告を終わります。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第11「子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願」を議題といたします。

本件については、厚生病院委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を大谷委員長にお願いいたします。

(厚生病院委員長登壇、報告)

○ 厚生病院委員長(大谷昌幸君) 本年3月開会の第1回定例会において、当委員会に付託されました「子どもたちのすこやかな成長を保障するため、保育所の充実をもとめる請願」について、2回にわたり審査いたしました結果の概要について、御報告申し上げます。

まず、第1回の委員会におきまして理事者より本請願に対する実態と考え方についての説明があり、給食の状況については、一般園の未満児は自家給食、幼児は業者委託により、また、同和園についてはすべて自家給食を行っている。一般園のうち自家給食実施可能の設備の整っ

ている園は10園、整っていない園は6園である。

次に、請願項目(1)で言うすべての園で零～5歳児の完全自家給食を実施していくには、現行の職員体制では困難であり、また、設備の充実改善も図っていく必要性もあるため、市の財政負担が増大することは明らかである。よって、現時点では、すべての園で零～5歳児の完全自家給食を実施していくことは困難である。

次に、アレルギー児の増えている現状の中で、その対策として調理員等の増員については、職員定数の関係上困難である。

次に、幼稚園を総合園にするには、用地・職員・設備・運営経費等の多くの問題があるため困難である。

また、保育所職員の労働条件の改善については、絶えず労働組合との協議を行っており、今後とも対処していく。しかし、他の職種と比較し、保育所職員の労働条件は特に悪いとは考えていない、との説明がありました。

次に、質疑の内容は、自家給食及び委託給食の状況、また、保母も含め調理員の配置基準、さらに、アトピー児の対応策についての質問に対し、委託業者は、市内2業者と契約している。調理員の配置基準は、和泉市では設けていないが、厚生省では、120名の措置児童数では2名程度という一定考えを持っている。

また、アレルギー児対策としては、献立段階でアレルギー反応の多い食品除去という形をとっているが、業者の場合は、材料の時点で除去できないので、配送後、その食品を抜いて供している、との答弁がありました。

次に、請願の主意は、完全自家給食の要望だと思われるので、現在の実態をもっと浮き彫りにしていく必要がある。献立にしても、アレルギー児に対し材料段階で除去策をとられているというが、その実態をもっと具体的にリアルに委託も含めて説明願いたい、との質問に対し、一般的にアレルギーと言ってもいろいろあり、特に食物アレルギーにおいては、牛乳・卵・大豆、これが3大食物アレルギーと言い、平成3年度における当市20園での食物アレルギー対象児は35名、全体の2.6%という数になっている。この中で未満児については完全自家給食であるので、料理の段階でそれぞれに応じた除去の形をとり、児童課の栄養士が各園の栄養士とも十分協議し、1カ月の献立表を作成し、業者にも指導しながらつくっていただいている、との答弁がありました。

次に、給食について現状判断の基礎になる資料、アレルギー問題について可能な限り実態の資料提出、これは当委員会の審査に必要な資料と思うのでぜひ実施していただきたい。さらに、現場の給食状況を見学したい、との要望がありました。

続きまして、第2回目の委員会においては、前回審議で要望がありました現場視察については、子供たちの心理的影響、また、委員各位の多忙な時期でもあり、原課の意見も踏まえただけで取り上げなかった次第でございます。

次に、質疑の内容は、自家給食に切り替えた場合、業者への保障等、問題点で困難性はあるのか、という質問に対し、契約する半年前の話し合いにより円満解決できる見通しはある、との答弁がありました。

また、保育行政の最高責任者である市長に対し、幼児期の人間形成において、自家給食の必要性は大変重要であるということは御承知の立場と思うが、それに対する考えをお聞かせ願いたい、との質問に対し、本請願の主旨として理解するところであるが、財源的な問題、人的な配置の問題等、執行権の立場から非常に難しい点があり、今後、検討を深めていきたい、との答弁がありました。

次に、請願の主旨に沿ってできるところから実施していただきたい。また、自家給食は子供たちにとって大変大事なことで必要である、との意見があり、質疑を終わりました。

次に、本請願については、今回を含め2回の委員会を開催いたしておりますが、その願意については一定の理解はできるものの、現時点における市の財政事情、また、用地確保・人員の増員問題等非常に難しい問題もあり、本請願内容の実現は相当に厳しいものがありますが、理事者においては、1万4,000名余りの請願者の願意を十分に理解していただき、今後、可能な限り、本請願内容に一步でも努力していただくよう要望し、本委員会の審査を終わりました。

以上で当厚生病院委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。ただいま大谷委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第12「和泉市土地開発公社平成3年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）



報告第2号

和泉市土地開発公社平成3年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を簡潔に願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成3年度決算書類の提出について」、公社中西から御説明を申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、財政の健全化、効率化に鋭意取り組んでいるところでございます。今後、なお一層の御指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元に御配付いたしております別冊「平成3年度和泉市土地開発公社決算書」に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。1ページでございます。

平成3年度和泉市土地開発公社事業報告につきましては1～2ページに記載をしておりますので、その主な内容を順次、御説明いたします。

まず、公有地取得事業でございますが、5ページ以降に記載しておりますとおり、和泉市より委託を受けました土地の先行取得につきましては、一般事業用地として、都市計画道路和泉中央線用地を初め道路、公園、下水道管布設事業用地等4,632.78㎡を、補償費、府施行事業用地の工事費等を含め10億8,165万7,465円で取得いたしました。また、環境改善整備事業用地といたしまして、北部第一住宅地区改良事業用地、地区内道路用地等4,473.14㎡を、建物、補償費等を合わせまして5億7,491万5,683円で取得いたしました。

以上における公有地取得合計は、84筆、9,105.92㎡を建物、補償費等を含め16億5,657万3,148円で取得いたしております。

次に、公有地売渡事業でございます。6ページ以降に公有地取得事業に記載しておりますとおり、和泉市の施行に係る一般事業用地といたしまして、市道上代伏屋線用地を初め道路、公園、下水管布設事業用地等2,780.55㎡を4億9,106万4,251円で、また、環境改善整備事業用地といたしまして、北部第一住宅地区改良事業用地等公園等の用地5,710.98㎡を、建物、補償も含め9億2,510万9,832円でそれぞれ和泉市へ売り渡いたしました。

次に、公有地取得の促進を図る受け皿といたしまして、換地対策用地4,276.87㎡を5億2,284万6,544円で各権利者へ売り渡しいたしました。

以上、売り渡し総額は、土地129筆、1万2,768.40㎡を建物、補償を含め19億3,901万4,737円でございます。

続きまして、9ページの決算報告書について御説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款 事業収益は、19億3,985万9,337円を収入いたしました。その内容は、第1項 公有地取得事業収益として、和泉市等に売り渡しました公有地売却収入の19億3,901万4,737円。第2項 附帯等事業収益として、公社保管管理の府道路事業用地の管理費と収入いたしました84万4,600円でございます。

次に、第2款 事業外収益として62万1,520円を収入いたしました。その内容は、第1項 受取利息30万3,554円。第2項 雑収益31万7,966円でございます。

以上、収益的収入は、19億4,048万8,577円と相なります。

次に、支出でございます。10ページをお開きいただきます。

第1款 事業原価といたしまして、19億3,168万4,706円を支出いたしました。その内容は、第1項 公有地取得事業原価といたしまして、和泉市外に売り渡しました公有地の原価19億3,146万1,052円。第2項 附帯等事業原価といたしまして、府施行事業用地の管理に要した費用22万3,654円でございます。

第2款 販売費及び一般管理費は、6,367万8,433円を支出いたしました。職員の給与と事務管理費並びに財産管理費等でございます。

第3款 事業外費用、第1項 支払利息で204万7,120円を支出いたしました。これは販売費及び一般管理費に充当いたしました短期借入金の利息でございます。

第4款 予備費は、他に流用した額を除きまして、支出をいたしてございません。

第5款 特別損失でございますが、第1項 前期損益修正損60円を支出いたしました。これは前年度決算で未払金を60円少なく計上していたため、当期決算で修正をいたすものでございます。

以上、収益的支出合計は、19億9,740万2,729円と相なる次第でございます。したがって、当期決算といたしまして、5,692万1,872円の純損失となるものでございます。

引き続きまして、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

まず、11ページの収入でございますが、第1款 資本的収入、第1項借入金及び資本的収入合計とも同額の24億8,049万7,244円を収入いたしました。これは当年度における公有地取得

事業並びに借入金の元利償還金の資金として金融機関より借り入れました。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出は、43億5,598万9,062円でございます。その内容といたしまして、第1項 公有地取得事業費として、当年度先行取得いたしました公有地取得費の16億5,657万3,148円と、第2項 借入金償還金26億9,941万5,914円でございます。借入金償還金の内訳は、元金22億2,950万6,946円、利息4億6,990万8,968円でございます。

以上、資本的支出計は、43億5,598万9,062円と相なりまして、資本収入額が資本的支出額に対して不足する額18億7,549万1,818円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

次に、12ページ以降に平成4年3月31日時点における資産、負債、資本の状況を示す貸借対照表を、また、14ページ以降に当年度の経営成績を明らかにするための損益計算書を添付してございます。当年度純損失は5,692万1,872円で、前年度よりの繰越欠損金1億4,815万4,099円を加えますと、翌年度への繰越欠損金は、2億5,075,971円と相なる次第でございます。

次に、公有地の保有状況でございますが、21ページ以降の財産明細書に記載いたしておりますとおり、保有地の総面積7万1,775.56㎡、帳簿価格67億9,792万2,273円と相なります。

以上、簡単でございますが、平成3年度和泉市土地開発公社決算の報告といたします。

なお、18ページ以降に財産目録、決算附属書類等を添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願いをいたします。

なお、本公社の経営実態は依然として厳しいものがございます。今後の事業の遂行に当たりましては、市と緊密な連携によりまして経営健全化に努力する所存でございます。議員皆様方の御指導のほどをよろしくお願いを申し上げまして、報告を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。1点だけお聞かせ願います。

この決算書の8ページに換地対策用地がありますが、これは多分、伯太三丁目の分だと思えます。間違っていたら言うてください。その三丁目の換地対策用地というのは、今、どうなっているのか。というのは、何戸残っているのか、それとも、全部売れたのかということです。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 公社大宅からお答えいたします。

伯太三丁目の換地対策用地は、現在で7戸残っております。

- 23番（原 重樹君） これは、その伯太三丁目のやつですか。

- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） そうです。
- 23番（原 重樹君） この28筆を5億2,000万円で譲渡したということですが、取得価格、利子相当額、そして、最後に事務費及びその他経費とありまして、それが△4,696万7,201円となっております。私も勉強不足なんですけど、これは結局、譲渡して取得価格や利子などを計算すると、この4,600万円だけ赤字になった、いわゆる損をしたというこの表の見方でいいんですか。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） そうです。
- 23番（原 重樹君） 当初、この伯太三丁目の換地については、いろいろ方向が変わってきたという点もあると思いますが、利益を出す。特にこの伯太三丁目は大阪市から受けた分、同和対策事業用ということも含めまして、かなり価格も安く取得したと記憶しております。その中でこれを処分していくと、額は忘れましたが、何ぼかの利益を得られるという、当初は、そういう考え方やったと思います。それがこういう形で損をしていく、いわゆる赤字を出すという状況はどうなっているのか、御説明を願いたいと思います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（中西淳富君） ただいま御説明申し上げましたが、ちょっと説明が舌足らずでまことに恐縮でございます。  
伯太三丁目の換地につきましては、先ほど、先生がおっしゃいましたように利益が出てございます。現在のところ、約6,317万円の利益が出てございます。赤字になっていると申し上げましたのは、地区内換地でございますので、よろしく願いいたします。
- 23番（原 重樹君） 私の間違いですか。先ほど、この28筆というのは伯太三丁目ですか、と聞いたら、「そうです」と言われたのでね。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 換地は、伯太三丁目と地区内の両方でございます。
- 23番（原 重樹君） この28筆を分けたら幾つずつになるんですか。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 地区内が23筆と地区外が5筆になってございます。
- 23番（原 重樹君） 伯太三丁目が5筆ということですか。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 伯太三丁目は2筆でございます。
- 23番（原 重樹君） 2筆だけということですか。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） はい。
- 23番（原 重樹君） その2筆の分については、これは利益を得ていると考えていいんですか。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） そういうことでございます。
- 23番（原 重樹君） それなら、それで結構です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第13「財団法人和泉市商工業振興会平成3年度決算書類の提出について」及び日程第14「財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。  
報告を朗読させます。

報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会平成3年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成4年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。

○ 産業部長（大塚孝之君） 産業部大塚でございます。ただいま御上程をいただきました別冊「平成3年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告及び収支決算書」について御説明を申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要につきましては、2ページをお願いいたします。

まず、商工業振興に関する事業といたしましては、商工ニュースにつきましては、市内事業所を対象に商工会と共同編集により年5回、発行いたしましたものでございます。

通行量調査につきましては、消費者の流動を把握し、今後の商業施策の指針とするため、商工会とタイアップいたしまして平成3年7月24日と28日の2日間、市内各商店街において実施をいたしました。

次の商工まつりにつきましては、広く市民に知られたイベントとして第14回目を迎えて、黒鳥山公園に開催場所を移しまして、10月19日、20日の2日間にわたり都市緑化フェアと共催で4万5,000人以上の来場者を数え、展示即売等を行い、市民、出展企業双方より好評を得たところでございます。

次に、産業ビデオの放映及び貸し出しでございますが、市の伝統ある地場産業を紹介するため、和泉市産業ビデオを地場振南大阪におきまして放映をするとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを行いました。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業といたしまして、その1つは、東京国際見本市への参加でございますが、東京晴海の国際見本市会場におきまして開催され、本市からはガラス細工製品の出品を行い、予想以上の成果をおさめました。

産業編ビデオの製作でございますが、本市の特産品につきまして製造過程等を映像に記録し、普及、宣伝に努めるため、産業編ビデオ「和泉市伝統産業ガラス細工」を製作いたしました。

3つ目の第3回全国伝統地名〔旧国名〕観光物産展への参加につきましては、全国伝統地名〔旧国名〕市町村連絡会議の主催による観光物産展が、東京都渋谷区のNHK展示プラザにおいて開催されました。本市からは、人造真珠製品を出品をいたしたところであります。

次に、(3)観光に関する事業といたしまして、観光ビデオの放映、貸し出しにつきましては、市内の観光地の紹介をするため、和泉市観光ビデオを地場振南大阪と大阪府国際観光情報センターにおきまして放映するとともに、産業ビデオ同様、無料貸し出しを行いました。

次に、観光パンフレットの配布及び観光用特産品パンフレットの配布につきましては、本市の観光資源、伝統ある特産品を広く紹介をするため、市内外に配布を行いました。

次に、4つ目の道標の設置につきましては、槇尾山登山道にある道標が老朽化し、文字も見えにくい状態となっておりますので、観光客の安全確保のためにも緊急に設置を要したことから、関係者が協議をした結果、当法人が設置を行いました。

以上が、事業の概要でございます。

続きまして、収支決算について御説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。各科目の決算額ベースで説明をさせていただきたいと存じます。

まず、収入の部の基本財産運用収入は、決算額は5万6,300円でございます。

補助金等収入は、決算額585万円であります。

次に、雑入につきましては、決算額8万2,938円でございます。内訳でございますが、運用財産利息収入として5万2,938円、その他雑入として3万円あります。

以上により、前記繰越収支差額を加えまして、収入合計の決算額は653万3,928円と相なっ

てございます。

続きまして、支出の部でございますが、5ページをお願いいたします。

まず、事業費の決算額は547万8,500円でございます。内訳といたしましては、観光事業費は、決算額57万7,000円であります。地場産業振興事業費につきましては、決算額380万1,500円でございます。受託事業費につきましては、決算額110万円でございます。

次に、管理費の一般管理費でございますが、決算額20万8,130円でございます。

続きまして、予備費につきましては、予算額、差異とも66万7,000円となっております。

以上により、当期支出合計決算額は568万6,630円と相なりまして、次期繰越収支差額は84万7,298円と相なる次第でございます。

6ページ、7ページ、8ページは関係する財務諸表でございますので、御一読を願いたいと思えます。

次に、9ページをお願いいたします。これは先ほど説明いたしました収支決算書の明細書の内容を添付をいたしておりますので、御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、基本財産運用収入では、基本財産利息収入の受取利息として決算額5万6,300円は、基本金100万円を定期預金しておりますが、その利息であります。

次に、補助金等収入でございますが、決算額585万円であります。これは平成3年度の当法人の運用経費に充てるため、和泉市一般会計から支出されました使途指定補助金であります。その内訳であります。商工まつり負担金補助230万円、情報提供事業負担金補助64万円、商業地域通行量調査負担金補助46万円、泉州特産品振興会補助負担金31万円、松尾寺桜まつり補助40万円、(財)和泉市商工業振興会事業補助金60万円、産業編ビデオ製作委託費114万円であります。

続きまして、雑入の運用財産利息収入の受取利息決算額5万2,938円につきましては、普通預金利息であります。その他雑入の決算額3万円につきましては、特産品の斡旋手数料として歳入したものであります。

次に、10ページの支出の部でございます。

まず、事業費の観光事業費の消耗品費の決算額17万4,000円につきましては、槇尾山登山道に道標を設置した費用でありまして、予備費より17万円流用いたしております。補助金支出の40万円につきましては、松尾寺桜まつり補助金でございます。負担金支出の3,000円につきましては、大阪府観光連盟の年会費でございます。

続きまして、地場産業振興事業費の消耗品費決算額5万1,500円につきましては、特産品フェアのためガーゼハンカチを購入し、商工まつりの来場者に配布したものであり、予備費から

5万円流用いたしてございます。負担金支出の決算額261万円につきましては、商工まつり事業負担金230万円、泉州特産品振興会負担金31万円を支出したものであります。委託費の114万円は、産業編ビデオの製作委託費であります。

続きまして、受託事業費の負担金支出の110万円ですが、これは情報提供事業、いわゆる商工ニュースの負担金64万円と、商業地域通行量調査負担金46万円を支出したものであります。

続きまして、管理費の一般管理費決算額20万8,130円につきましては、会議費11万7,535円、消耗品費5万5,597円、印刷製本費3万4,998円を支出いたしました。

次に、予備費につきましては、観光事業費と消耗品費に17万円、地場産業振興事業費の消耗品費へ5万円をそれぞれ流用いたしました。

11ページには監査報告書を記載いたしてございます。

以上、「平成3年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告及び収支決算書」の御説明といたします。

続きまして、「平成4年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画及び収支予算書」について御説明を申し上げます。

事業計画の概要につきましては、1ページを御覧願います。

まず、商工業振興に関する事業といたしまして、地場産業を紹介するため、和泉市産業ビデオを地場振南大阪において放映をいたすとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを引き続き行う予定であります。

商工ニュースの編集、発行につきましては、市内商工業者へ情報を提供するため、商工会と連携を強めながら国、府、市の施策紹介並びに税務、経理、社会保険等を掲載した商工ニュースを隔月に発行いたします。また、小売り業者の事業活動の確保のため、市内商店街における通行量調査を例年どおり実施をいたす計画であります。次に、市の代表的な地場産業である織維、人造真珠業界並びに商業の振興を図るため、商工まつり実行委員会が行う和泉市商工まつりに参画をしていく所存であります。また、商工業振興に関する情報、資料を引き続き収集し、提供をしてみたいと存じます。

次に、2つ目の特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、第20回大阪国際見本市へ参加をしていきたい。また、特産品の常設展示を一層充実させるとともに、協会、組合の協力を得て、引き続き市内外に特産品の斡旋をいたし、普及、宣伝に努めるよう考えてございます。次に、平成3年度に製作いたしました産業編ビデオ「和泉市伝統産業ガラス細工」を地場振南大阪において放映をいたすとともに、無料貸し出しを行う予定であります。

3番目の観光に関する事業でございますが、和泉市観光ビデオを地場振南大阪と大阪府国際



観光情報センターにおきまして放映するとともに、産業編ビデオと同様、無料貸し出しの実施を行いたいと思います。また、観光パンフレットの配布及び観光用特産品パンフレットを市内外に配布し、市内観光資源及び特産品を広く宣伝、紹介する考えであります。次に、槇尾山バス停前にございます公衆便所は、昭和40年代に建築をされ相当老朽化が激しく、また、使用に際し危険な状態になってございます。そうしたことから、地元連合町会長から改築の要望がございましたので、調査検討の結果、観光事業として改築をしてみたいと考えているところであります。

以上が、平成4年度の事業計画の概要であります。

続きまして、ただいま御説明をいたしました事業計画を推進するための平成4年収支予算について御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入として6万円を計上いたしました。

補助金等収入として1,041万円を計上いたしました。

次に、負担金収入として500万円を計上してございます。

雑入として、運用財産利息収入として1万円、その他雑入として4万円を見込み、合わせて5万円を計上いたしました。

以上、当期収入合計は1,552万円と相なる次第であります。

続きまして、4ページの支出の部でございます。

まず、事業費として1,490万1,000円を計上いたしました。その内訳であります、観光事業費として1,042万3,000円を計上してございます。地場産業振興事業費として337万8,000円を計上。また、受託事業費として110万円を計上いたしてございます。

続きまして、管理費として31万円を計上し、予備費として30万9,000円を計上したものでございます。

以上により、当期支出合計は1,552万円でございます。

以上が、収支予算の概要でございます。

以上をもちまして、「平成4年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画及び収支予算書」の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。商工業振興のため本年度は予算も500万円余り増やしていただき、頑張っていたいただいていることにつきましては一定の評価をし、感謝をするわけでございます。

現在、全国で和泉市のような人口15万規模の市として、商工会に加盟しており、商工会議所

がないという市は、当市が筆頭であろうと考えております。他のところにもう1カ所あると聞いておりますが、どこか知りません。今年4月、当市よりもはるかに人口が少ない奈良県橿原市が、市からかなりの補助金をいただいて日本商工会議所の一員になったと承っております。

現在、当市に数ある商工業者の方々からは、何としても商工会議所にしたい、また、しなければいけない。特に新空港の完成も間近に迫り国際化されていく中、商工会議所がないということは、輸出入産業に悪影響を及ぼすということも承っております。和泉市として、どのように対処なさるおつもりであるか、お伺いをしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 商工課長（山本茂樹君） 商工会から商工会議所への移行の問題につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたように、商工会では、いわゆる商工会議所移行につきまして、先日来より役員会あるいは総会等でその方向を煮詰めるべく研究しているところでございます。

本市におきましても、商工会議所移行につきまして、できる限りの協力等について努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 29番（大谷昌幸君） 問題が大きいので、市長さんの見解をお聞きしたいと思います。

私が橿原市で直接聞いたところでは、市としては5億円を超える補助金、土地とかいろんな形で提供したということです。現在、ここの商工会及び商工業者の方々がいづごろをめどにされているのか。定かにお聞きはしておりませんので風聞程度ですが、泉大津市、高石市、もちろん岸和田市においても、市からかなりの補助金を出していると聞いております。和泉市の苦しい財政状況から難しいとは思いますが、空港開港を2年後に控えている現在、和泉市の商工業の振興のためには、ぜひともこの企画が翹上に上って実現しなければならないと思っている1人でございますので、御見解をお聞かせいただければ結構でございます。

○ 市長（池田忠雄君） 商工会議所への昇格運動につきましては、既に商工会の役員会でも決定され、現在、いろいろと動きを開始されているところでございます。御案内のとおり、通産省の認可事項でございます。その意味合いで通常、商工会議所への移行につきましては、最低限2～3年を要するというは全国的に明らかになっているわけでありまして、それに向かって、まず、市内商工業者の商工会議所への移行について、ほとんど全員の合意というものが前提になってくると聞いております。

御指摘のとおり、人口15万の本市としていつまでも商工会というわけにはまいらない。国際

化時代の中、貿易1つを例にとっても商工会議所の裏判が要る、認定判が要るということは御案内のとおりでございます。そういうことで市内の貿易をされている方々は、近隣の商工会議所の御協力をいただいているやにお聞きをしております。こういう国際化の情勢の中、商工会議所への昇格ということにつきましても、本市としては当然のこととして受けとめ、御支援を申し上げたいと存じております。

具体的なことにつきましては、商工会と本市の産業部が煮詰めをさせていただき、これから2～3年の道行きの中で段階的にどう支援をさせていただくか、こういうことに相なってこようかと思えます。その意味合いで今年秋ごろから本格的な市と商工会への支援協力についての話し合いが深まっていくと思えます。つきましては、その段階で議会の皆様方にも御理解をいただきまして、商工会議所への移行は大きな時代の流れの中、可能な限り、御支援をさせていただきたいと存じております。

市と商工業界とは表裏一体でございます。市の発展につれて商工業界も発展していく。商工業の発展により市も発展していくという密接な関係がございます。乏しい財源の中ではございますが、議会と協議をさせていただき、可能な限りの御支援を申し上げまして、早期に商工会議所昇格について努力してまいりたい。秋ごろからと考えておりましたが、御説明がおくれておりましたけれども、御理解を相賜りたいと思えます。

- 29番（大谷昌幸君） 御期待をしておきます。よろしく申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号及び第4号を終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第15「財団法人和泉市文化振興財団平成3年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第5号

財団法人和泉市文化振興財団平成3年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振

興財団の平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成4年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。簡潔に願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） ただいま御上程をいただきました報告第5号「財団法人和泉市文化振興財団平成3年度決算書類の提出について」並びに報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、お許しを得まして自席より担当の社会教育部生田よりその内容を御報告申し上げます。

まず、平成3年度決算についての御報告を申し上げます。お手元の資料1ページでございます。

まず、当財団の主な事業でございます展覧会は、特別展示といたしまして、「六朝時代の金銅仏」をテーマといたしまして、189点の青銅鍍金物（金銅仏）と青銅仏を展示し、北魏から北齊・北周に至るまでの仏像の変遷をたどった展示をいたしました。

また、特別陳列展示「書画の名品」展では、館藏品の中から優れた書画の展示を行いました。

このほか常設展示といたしまして、館藏品をもって「中国の工芸」「中国の近代絵画」「中国・日本の工芸」「源氏絵」の4つのテーマをもって展示いたしました。

これらの展覧会の観覧者数につきましては、2ページの表にございますとおり1万3,771人、1日平均約62人の観覧者を迎えることができました。

このほか関連事業といたしまして、特別企画展示「六朝時代の金銅仏」の解説図録、研究書の発刊。また、国際交流として、台北故宫博物院との研究員交流や図書資料の交換を行いました。

以上が事業の概要でございます。

なお、4ページから7ページまでは庶務の概要でございますので、御参照賜りたいと存じま

す。

次に、収支決算書について御説明申し上げます。お手元資料8ページでございます。

それでは、収入の部の主な項目について御説明申し上げます。

まず、基本財産運用収入でございますが、基本金3億円の信託運用収入で、決算額は1,986万円となりました。

次に、事業収入では、観覧料収入、出版物販売収入、普及事業収入を合わせまして629万2,330円の決算額となりました。

次に、受託金収入は、市からの委託金で5,461万5,000円となりました。

最後の雑収入では、運用の預金利息及び資料提供協力費その他雑収入といたしまして751万2,808円の決算額となりました。

これら当期収入合計は8,828万1,388円となり、前記繰越収支差額850万4,765円と合わせまして、収入合計は9,678万4,903円と相なり、予算額9,245万1,000円に対し、収入決算額9,678万4,903円と相なりました。

次に、支出の部でございますが、主な項目について御説明申し上げます。9ページでございます。

まず、事業費でございますが、研究発表展事業、出版事業、情報資料収集事業、美術品整理保存事業、国際交流事業、普及事業、広報活動事業、施設管理事業、白描画特別研究事業でございます。これら各事業費を合わせまして6,397万2,709円の決算額と相なりました。

次に、管理費でございますが、一般管理費は、主として管理事務経費と光熱水道費等でございます。決算額は1,580万8,335円と相なりました。

次に、基金積立金支出でございますが、美術品等整備保存事業基金積立金支出と出版物発刊積立金支出として670万円の決算額と相なりました。

最後の予備費でございますが、支出はございません。

以上、当期支出合計決算額は8,648万1,044円と相なりました。

なお、収入決算額9,678万4,903円に対しまして、支出決算額8,648万1,044円との収支差額1,030万3,859円は、次期繰越収支差額として平成4年度に繰り越すものでございます。

10ページより18ページまでは決算財務諸表及び事項別明細書でございますので、よろしく御参照いただきたいと思います。

続きまして、報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成4年度事業計画書類の提出について」の御報告を申し上げます。お手元の予算書1ページでございます。

研究発表展事業では、特別企画展といたしまして「白描絵展」を、また、特別陳列展では、

館蔵品のうち書画の名品を選び「館蔵書画の名品」展を、また、常設展示では、館蔵品をもって「中国の工芸」「中国近代絵画」「中国・日本の工芸」「源氏絵」の4つのテーマを設け、展示することといたしております。

このほか関連事業といたしまして、特別展の解説図録等の出版、また、さきに発刊いたしました館蔵図録の英文化をするための翻訳に取りかかります。また、館の事業を広く知っていただくための広報活動、館内外の環境保持にも心がけてまいる所存でございます。

次に、これらの事業を実施するための予算でございますが、資料5ページでございます。

それでは、収入の部の主な項目について御説明申し上げます。

まず、基本財産運用収入でございますが、基本金3億円の運用収入として1,650万円を計上いたしました。

事業収入では、観覧料収入、出版物販売収入、普及事業収入を合わせまして578万円を計上いたしました。

次に、補助金収入といたしまして、市からの受託金収入6,064万4,000円。

雑収入といたしまして、預金利息、資料利用等合わせまして364万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

当期収入合計額は8,658万7,000円と相なり、前期からの繰越収支差額630万円を加え、収入合計は9,288万7,000円と相なる次第であります。

続いて、支出の部でございますが、事業費といたしまして、研究発表展事業、出版事業、情報資料収集事業、美術品整理保存事業、国際交流事業、普及事業、広報活動事業、施設管理事業、特別研究事業を合わせまして7,228万1,000円を計上いたしました。

また、一般管理費といたしまして2,010万6,000円。

最後の予備費として50万円を計上いたしました。

当期支出予算額合計は9,288万7,000円と相なり、前年度に比べ313万6,000円の増加と相なっております。

なお、7ページから11ページにかけまして収支予算事項別明細書を掲載しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第5号、第6号の内容の御説明を終わらせていただきます。

今後の美術館の運営は、文化芸術面において一層重要な役割を担うこととなりますので、職員一丸となって対応してまいる所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び第6号を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第17「財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第7号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成4年度事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を簡潔に願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第7号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度決算書類の提出について」及び報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度事業計画書類の提出について」、担当の生田から御報告を申し上げます。
- まず、平成3年度の決算関係でございますが、最初に事業の概要について2ページでございます。

設立8年目に当たる平成3年度の受託事業といたしましては、和泉中高年齢労働者福祉センター（通称サンライフ）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティ体育館及びコミュニティセンターの計6施設の管理運営を行いました。また、当公社の独自事業といたしまして、市と連携を取りつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座の開催を行い、市民の福祉の増進に努めた次第でございます。

これら各施設の運営及び利用者の状況につきましては、4ページから15ページにかけて記載いたしました。16ページは平成3年度中の理事会議決事項、また、16ページから17ページには、役員並びに職員の異動状況を記載いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、18ページからの決算状況について御説明いたします。

収支計算書の収入の部でございますが、まず、基本財産の運用収入では、基本財産の利息収入として132万4,000円の決算額となりました。

次に、一般事業収入、いわゆる独自事業による勤労者福祉事業収入、体育事業収入を合わせまして841万7,500円と相りました。

受託事業収入は、サンライフ事業収入、体育施設事業収入、緑地事業収入、コミ体事業収入、コミセン事業収入それぞれの事業収入を合わせまして1億1,839万5,211円の決算額と相りました。

次に、雑収入は、運用財産の利息収入70万9,050円及び高齢者多数雇用奨励金を合わせまして204万9,050円の決算額と相りました。

続きまして、支出の部でございますが、まず、一般事業費として勤労者福祉事業費、体育事業費を合わせまして554万3,644円の決算額と相りました。

受託事業費でございますが、サンライフ事業費、体育施設事業費、緑地事業費、コミ体事業費、コミセン事業費を合わせまして1億2,386万5,790円の決算額と相りました。

次に、管理費でございますが、公社の一般管理経費として77万1,637円となりました。

予備費は、補正を行いましてゼロとさせていただきます。

以上、支出合計は収入と同額の1億3,018万1,071円となりました。

なお、貸借対照表等財務諸表、収支決算明細書は20ページ以降に掲載させていただいておりますので、よろしく御参照賜りようお願い申し上げます。

以上、平成3年度決算報告の内容の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成4年度の事業計画並びに予算について御説明申し上げます。

まず、予算書1ページの事業計画でございますが、平成4年度も前年度に引き続き市民及び勤労者の福利厚生の上のため、市と密接な連携を保ちながら各施設の事業を行うものとした



してございます。

それでは、平成4年度事業計画実施の裏付けとなります収支予算でございますが、予算書2ページ～3ページでございます。

収入の部でございますが、基本財産の運用による利息収入110万円。

公社が独自に行う一般事業収入でございますが、サンライフ和泉で行う勤労者福祉事業収入、球技場で行う体育事業収入を合わせまして814万2,000円を計上してございます。

次に、市の委託を受けて行う各施設の管理運営事業に係る受託事業収入につきましては、サンライフ事業収入、体育施設事業収入、緑地事業収入、コミ体事業収入、コミセン事業収入それぞれの事業収入を合わせまして1億3,494万4,000円を計上いたしました。

雑収入が10万円。

以上、収入合計が1億4,428万6,000円でございます。前年度からの繰越収支差額はございませんので、収入合計も同額となっております。

次に、3ページの支出の部につきましては、一般事業費として勤労者福祉事業費、体育事業費を合わせまして563万5,000円を計上しております。

次に、受託事業費につきましては、サンライフ事業費、体育施設事業費、緑地事業費、コミ体事業費、コミセン事業費を合わせまして1億3,180万6,000円を計上いたしました。

次の管理費の一般管理経費といたしまして398万2,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として286万3,000円を計上してございます。

以上、支出合計は収入と同額の1億4,428万6,000円となります。したがって、当期収支差額及び次期繰越収支差額ともゼロとなる次第でございます。

なお、4ページから9ページには収支予算明細書を掲載しておりますので、よろしく御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第7号並びに第8号の報告内容の御説明を終わらせていただきます。

今後とも施設の運営管理に万全を期し、サービスの向上に努める所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号及び第8号を終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第19「財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度決算書類の提出に

ついて」及び日程第20「財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 報告第9号

財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成4年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(柳瀬美樹君) 報告の説明を簡潔に願います。
- 都市整備部長(萩本啓介君) お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第9号「財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度決算書類の提出について」及び報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画書類の提出について」の概要を都市整備部長萩本より報告させていただきます。

まず、平成3年度の事業報告であります、資料1ページをお願いいたします。

本協会は、寄付行為の目的に基づき、まず、公園緑地施設等の維持管理事業として、シルバー人材センターの会員の就労を受けながら清掃、草刈り、除草等を行いました。

次に、都市緑化推進事業として、商工まつりと都市緑化フェアでは緑化樹を植栽し、参加者には緑化苗木等を配布いたしました。例年、大阪府が行う緑化事業についても、市と協力して学校、町会、自治会などに苗木の配布を行いました。また、JR和泉府中駅前広場の整備に伴い記念樹の植栽と、公共施設のロビーに観葉植物を置くなど、施設の緑化に努めました。

緑化啓発推進事業といたしましては、みどりの週間の取り組みとして緑化標語の募集を行い、優秀作品を表彰するとともに、みどりの日には、JR和泉府中駅前外2駅前で花の種などを配布いたしました。また、都市緑化フェアでは、小中学生による緑の絵画作品やミニ庭園の展示とウォークラリーを行い、好評を得ました。

なお、市民を対象とした第3回の園芸教室を開催するとともに、春と秋には花の種のボックスを公共施設などに設置するなど、緑化の啓発に努めました。さらには、婦人会、子供会、地域PTAなど各種団体に花鉢とクスノキの木を配布し、地域緑化の推進を図りました。

3ページから4ページには役員及び職員に関する状況及び役員会議に関する状況を記載させていただきます。

次に、収支決算について御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入決算額2,091万円は、基本財産3億円の利息収入であります。

次に、補助金等収入2,828万4,000円は、市からの補助金等の収入であり、公園の施設維持管理費でございます。

また、雑収入64万9,047円は、普通預金利息収入と園芸教室生徒からの教材費の一部収入でございます。

したがって、当期収入合計は、予算額4,984万3,000円に対し決算額は4,984万3,047円となり、差異は47円であります。また、前期繰越額は168万9,458円であり、収入合計決算額は5,153万2,505円となるものであります。

続きまして、支出の部でございますが、事業の主なものは、都市公園維持管理事業費決算額3,037万5,113円、緑化啓発事業費1,504万4,559円であり、主に公園の維持管理経費と緑化植樹及び各種啓発事業費であります。

管理費429万8,710円は、協会運営経費であります。

特定預金支出では、退職給与引当預金として150万円。

次の予備費80万円は、給与改定により他の科目へ充当したため決算額はゼロとなっております。

したがって、当期支出合計は、予算額5,153万2,000円に対し決算額5,121万8,382円となり、その差異は31万3,618円であります。

次に、当期収支差額は137万5,335円となり、次期繰越収支差額としては31万4,123円と相なるものであります。

7ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算書事項別明細書及び

決算審査意見書を記載させていただいておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。  
続きまして、報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度事業計画並びに収支予算書」について概要の御説明を申し上げます。

別冊1ページの事業計画であります。当法人は、前年度に引き続き都市公園施設の維持管理事業並びに都市緑化啓発事業を柱といたしております。都市公園維持管理事業では、各公園緑地施設の職員による日常の巡回点検、ごみ収集及びシルバー人材センターの就労を受けながら清掃、除草あるいは公園緑地の樹木等の維持管理に努め、また、緑化啓発事業においては、広く市民に緑化啓発の推進普及を図ってまいります。

緑化啓発では、都市緑化フェアあるいは園芸教室を開催、また、みどりの週間には、JR3駅前など各所で啓発を図るとともに、最終日のみどりの日には花の種子等の配布をし、また、春と秋には、花の種ボックスを公共施設の窓口に設置、配布するほか、各種団体の協力を得て地域における緑化推進の展開に努めます。

以上の事業実施に伴う収支予算であります。3ページでございます。

まず、収入の部であります。1,650万円は、基本金3億円に対する信託の利息収入であります。

次の補助金等収入は、市からの受託事業収入であり、公園維持管理事業費並びに緑化啓発事業助成金収入として3,730万8,000円を計上しております。

雑収入50万円は、普通預金利息収入並びに園芸教室生徒からの教材費の一部収入であります。

以上、当期収入合計5,430万8,000円を予定いたしました。

続きまして、4ページの支出の部であります。都市公園維持管理事業費として3,176万6,000円、緑化・啓発事業費として1,697万2,000円、計4,873万8,000円を計上いたしました。

次に、管理費として442万9,000円。

特定預金支出の退職給与引当預金支出として84万1,000円。

また、予備費は80万円を計上し、当期支出合計を5,430万8,000円とし、収支同額と相なるものであります。

5ページから7ページに収支計算書事項別明細を記載させていただいておりますので、御参照賜りたく存じます。

以上、まことに簡単でございますが、報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第9号及び第10号を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第21「財団法人和泉市住宅センター平成3年度決算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市住宅センター平成4年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第11号

財団法人和泉市住宅センター平成3年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

報告第12号

財団法人和泉市住宅センター平成4年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成4年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました報告第11号「財団法人和泉市住宅センター平成3年度決算書類の提出について」並びに報告第12号「財団法人和泉市住宅センター平成4年度事業計画書類の提出について」、建設部浅井から説明申し上げます。

まず、平成3年度の事業報告並びに決算でございますが、当住宅センターは昨年6月1日に発足した関係で、当期は、平成4年3月31日までの10カ月の事業でございます。

1ページの事業報告でございます。住宅センターは、その目的である市民の自主的な参加を求めながら、良好な住環境の保全と啓発並びに市営住宅の効率的な維持管理を遂行するため、

次の事業を行いました。

受託事業として、和泉市営住宅の維持管理業務では、市との密接な連携のもと、住宅の保全と修繕など市営住宅の良好な維持管理と、入居者とのコミュニケーションを深める中での市営住宅に対する理解と協力を得るよう努めました。

自主事業では、駐車場管理事業として車庫法の改正に伴う駐車場の適正使用と、住宅内道路での不法、迷惑駐車等の解消など駐車場の環境保全に、また、住宅環境啓発事業として、日常生活上の軽微な修理や災害時の備え等に必要な知識を身に付けていただくためにパンフレット「市営住宅ガイドブック」を全戸に配布し、また、住宅地内でのごみのポイ捨て防止のため、各プレイロットにごみ箆を設置し、良好な住宅環境の保全と居留意識の向上に努めてまいりました。

3ページに役員会と議決事項、4ページ、5ページに役員及び職員についての記載をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、決算状況でございます。

6ページの収支計算書の収入の部でございますが、大科目1の基本財産運用収入の1,053万5,888円は、基本財産2億円の運用利子収入であります。

大科目2の一般事業収入737万6,000円は、駐車場の管理事業収入であります。

大科目3の受託事業収入6,833万8,425円は、市からの市営住宅維持管理委託料であります。

大科目4の雑収入22万9,991円は、普通預金利子であります。

以上、収入合計は、8,648万304円でございます。

次に、7ページの支出の部でございますが、大科目1の事業費は、住宅環境啓発事業費として524万5,985円、駐車場管理事業費736万5,472円、住宅維持管理事業費6,833万8,425円を支出し、事業費合計8,094万9,882円でございます。

大科目2の管理費では、総務管理費として358万26円を支出し、大科目3の予備費の支出はございませんでしたので、支出合計は、8,452万9,908円となりました。

収入合計から支出合計を差し引いた収支差額195万396円を次年度に繰り越しをいたしました。

なお、8ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表等を添付いたしておりますので、御参照くださるようお願いを申し上げます。

以上で平成3年度の事業報告並びに決算の説明を終わります。

引き続き、平成4年度の事業計画と予算について御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、本年度も昨年度に引き続き市との密接な連携の

もと、市営住宅の効率的な維持管理と入居者の自主的な参加を求め居住意識の啓発と各種住宅問題に取り組むため、次の事業を行います。

自主事業でございますが、住宅環境啓発事業としては、住環境の整備、快適な都市住宅に関する調査研究や広報事業等。

駐車場管理事業としては、駐車場及び付帯施設の維持管理と団地内の不法、迷惑駐車等の解消等の指導を行ってまいります。

受託事業といたしましては、市営住宅の維持管理業務を受託し、入居者の意向の把握とより積極的な協力を求め、良好な市営住宅の管理運営の一端を担ってまいります。

次に、これらの事業を遂行するための予算でございますが、4ページの収支予算の収入から御説明申し上げます。

大科目1の基本財産運用収入として、基本財産運用受取利息1,000万円。

大科目2の一般事業収入として、駐車場管理事業収入984万9,000円。

大科目3の受託事業収入として、住宅維持管理事業収入1億3,320万1,000円。

大科目4の雑収入として、受取利子収入10万円。

以上、収入合計として1億5,315万円を計上いたしました。

次に、5ページの支出でございます。

大科目1の事業費でございますが、住宅環境・啓発事業費として745万1,000円、駐車場管理事業費として984万9,000円、住宅維持管理事業費として1億3,320万1,000円、事業費合計として1億5,050万1,000円を計上いたしました。

大科目2の管理費としては、総務管理費として215万6,000円。

大科目3の予備費として49万3,000円。

以上、支出合計として1億5,315万円を計上いたしました。

なお、6ページ以降に事項別明細書を添付してございますので、御参照くださるようお願いを申し上げます。

2年目に入りました当住宅センターは、昨年度の経験に基づきより一層充実した事業運営を行ってまいり所存でございます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第11号、第12号の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。最初ということもありますので、細かい点も含めましてお聞かせ願いたいと思います。

まず、人の問題なのですが、平成3年度決算の4～5ページに役員やら職員数が出てます。また、後ろの方の決算報告書等を見ますと、予算でもっている分が7人分ですか、しかし、この表では10人となっておりますので、あとの2人か3人か知りませんが、多分、その人は市の職員を兼ねている、となるのだらうと思いますが、その辺はどういう形になっているのか。というのは、普通、出向という形になっているのか、まず、説明を願いたいと思います。

もう1点は、これは見方がよくわからなかったということも含め教えていただきたいんですが、4年度の予算の方を見ましたら、退職金というのが、わずかですが、出てます。ほかの給与のところではそういう項目はなかったので、退職金を積み立てておくだけの話ではないな、と判断して聞いております。いわゆる退職予定者がおるのかどうか、その辺の人の問題でお聞かせをいただきたい。

それから、駐車場の件でございますが、今回、初めて駐車場ということで表に出て明らかになってきているわけです。そこで、1点だけ先に教えてほしいのは、法的には、今までストレートに市の方ではできなかったという面はありますが、それは今も変わらないのかどうか。それとも、住宅センターだからこういうことができるのか、こういう会計ができるのかどうか。

それと、駐車料金の単価は幾らで、それをどこが決めるのか。

それから、駐車場の管理のところ、維持管理を委託された住宅センターがもう1回委託をするという部分があるのですか、この中身はどうなっているのか、説明を願いたいと思います。それから、修繕費のところでは、前年度は10カ月分ですが960万円ですが、それに対して本年度は4,160万円という、倍率からいけば非常に大きい修繕費になってます。これは特別に何か予定をしているものがあるのかどうか、その中身をお願いしたい。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 建設部次長（西岡政徳君） 住宅センターの件につきまして、住宅課西岡からお答えいたします。

第1点目の職員の人件費の件でございますが、センターの職員は現在、10名となっておりますが、センター直属の職員は7名でございます、あとの3名は、市の職員が併任という形でセンターの方へ出向いております。

続きまして、退職金の予算化でございますが、現在、嘱託職員が2名おりますが、これらの職員が平成4年度末に退職されるであろうという見通しのもとに予算化したものであります。

次に、駐車場の件でございますが、これにつきましては、駐車スペースについてセンターに使用の許可をいたしまして、一応、センターが駐車場として利用し、駐車場事業を運営してい



るわけでございます。その料金でございますが、1台当たり1,000円ということでございます。この料金につきましては、センターと住宅課が協議して定めております。

○ それから、維持管理の委託料でございますが、これはセンターが委託するというところでございますが、カークラブという住民の自家用車の管理のクラブをつくっていただき、そこで直接管理をしていただくという形で委託料を払っております。

それから、修繕費でございますが、平成3年度につきましては、御指摘のように10カ月予算の金額でございます。修繕費そのものは、2か月分につきましては住宅課で修繕したのもございまして、実質的には、2,000万円近い修繕費を支出をしているわけでございます。それが本年度のセンターの予算では、約4,100万円の予算化をしているわけでございます。これにつきましては、通常、雨漏りとか内装、外装の修理、給排水設備の修理等いろいろ項目がございしますが、その中でも本年度は、特に畳の修繕について、これは計画修繕の一環ですが、これを大規模に予算化したことによりまして修繕費が大幅に伸びたということでございます。

○ 23番(原 重樹君) まず、人員的な話からいきますが、3名の市の職員が併任となるわけですが、それでいいんでしょうが、そうすると、3年度の5ページに職員数が書いてますね。これは併任というからには、完全な出向でそこだけでやっている仕事でもないように思います。中身が一緒といえれば一緒みたいなものですが、局長1名、次長3名、係員6名、計10名の職員数となっております。これは職員数という見方をする方針をとっているのかどうか。出向とか何かでね。いわゆるこちらの職員やという、これは人事の問題かもしれませんが、そういう見方をしているのかどうか。ここに職員数としてあらわれておりますので、その点の不思議さがありましたので、お答え願いたい。

それから、ちょっと聞き漏らしましたが、退職予定者というのは1名ですか、2名ですか。

○ 建設部次長(西岡政徳君) 2名でございます。

○ 23番(原 重樹君) 2名の退職者を予定されているということですが、当然、これは補充をしていくことになるわけですか。その辺との兼ね合いでこの7名というのは崩さないでずっといくことになるのかどうか。それとの兼ね合いもありまして、市の職員をもう2人入れれば10名と書けるわけですので、その点はどう考えているのか、基本的にお尋ねしたい。

○ 建設部次長(西岡政徳君) 1点目の3名の市職員の件でございますが、現在、センターの業務を主にやっておりますが、その中でセンターと住宅課の中で密接に相通じる業務がございますので、一応、併任という形で発令をしております。表の書き方そのものが括弧書きとかで表示すべきかどうか、府の財団の担当者とも協議して、その辺の表示の仕方について研究してみたいと思います。

それから、退職者の件でございますが、センターのプロパーとして採用した職員、特にOB職員という形でございまして、これらについても、センター職員7名分という枠は今後とも守っていきたい。2名の退職が生じた場合、当然、センター職員として2名の採用を行っていきたいという考えでございます。

○ 23番（原 重樹君） これは今後、いろいろ問題になるかと思えます。いわゆる公共施設管理公社の職員の雇用等も問題になったことがありますので、その辺の形態は一緒だと思いますので、十分考慮してやっていただきたいと思えます。

次の駐車場の件ですが、カークラブに委託をして運営管理をしてもらっているんだ、ということですが、簡単に言えば、今までの分を引きずっていると思えます。1,000円のうち3割の300円を渡しているという状況だと思えますが、今後、それを改善することにはならないのかどうか。というのは、委託費で委託をして管理運営をしてもらっているわけですが、いわゆるアスファルト舗装とかライン引きとかは、別にそれに入っているわけではない。いわゆる住宅センターの予算でやってるわけでしょう。今までの経過からして、その辺で1,000円のうち300円を渡しているのが実態だと思えますが、その辺の改善の発想はないのかどうか。

それから、修繕費ですが、今回、畳の修繕ということで昨年の住宅課の予算を含め2,000万円だったものを約倍にしていくということですが、この畳の修繕は、今回限りと聞いていいですか。あるいは市営住宅そのものの管理ということで、畳の修繕もしてくれるんだということでも理解をしてもいいのかどうか。その辺もお願いをしたい。

それから、この4,000万円ですが、これは軽微な修繕となると思えますが、いわゆる改良や丸笠という同和向け住宅と一般の市営住宅との内訳はどの程度になるのか。これは4,000万円の予算での話です。

○ 建設部次長（西岡政徳君） カークラブへの委託ということですが、従前からそういう形態できていたということでございます。カークラブにつきましては、駐車場管理の中におきまして若干、駐車車の登録等について問題点がございました。住宅センターにおきましては、今後、そういう問題点を解消していきたい。これは車庫法の改正との絡みもあり、また、駐車台数についての報告等も、平素、警察からも言われております。そういう点からも実際に登録された車の管理については、当然、住宅センターでやっていくわけですが、ただ、日常、そこにおいてある車の管理ということになりますと、住宅センターでは、とてもそこまで手が回らないという実態がございまして、車両の管理も含めカークラブに委託をしていくという形態は今後もとっていききたいと思っております。

それから、畳の件でございますが、原則的には、畳の改修につきましては、入居者の責任で

もってやっていただくことになっております。ただ、改良住宅におきましては、以前、若干の歴史がございます。そういう歴史に基づいて今回、改修をするわけですが、これは今回限りということでございます。一応、5カ年で計画が終了する予定でございます、今回限りということでございます。次回以降の畳の入れ替えは、一般住宅並みに個人負担という形をお願いすることになっております。

それから、改良と一般の経費の区分でございますが、詳しくは分類しておりませんが、木造住宅の修繕につきましてはざっと300万円、これは空き家修繕については14件で450万円を予定しておりますが、そのうち一般がどの程度になるか予測しかねますが、それらを含めまして約300万円でございます。集合住宅については、唐国、伯太等の団地がございます、それらも含めまして集合住宅団地については、それ以外の金額、約3,700万円ですか、その程度の割り振りになっております。

○ 23番(原 重樹君) 唐国等で3,700万円と言えば、すべて一般みたいに聞こえますが、今までの一般と同和関連の住宅の修繕費の比率はどうなってますか、ということです。

○ 建設部次長(西岡政徳君) 平成3年度の決算による修繕費については、一般と同和関連では、10%と90%という割合になってます。

○ 23番(原 重樹君) 平成3年度決算では10%と90%ということでございますが、どちらがどうということは言われませんでした、一般が10%と理解をしておきます。そこへ大きな畳が入って来るので、それが5%と95%になるかどうか、かなり差があるというのが実態だと思います。

それから、駐車場の問題ですが、先ほどの説明では、車そのものを管理することはできないからカークラブをお願いをしている、というような説明だったと思います。いわゆるライン引きとか警察への報告等は住宅センターでやるということですね。あとの車そのものまで管理はできないからカークラブということですが、車そのものは、持ち主の個人が管理すればいいのであって、そこまでどうのこうの言う必要はないと思います。カークラブに明確にこれとこれをお願いをしています、というものがあれば、言うていただきたい。

○ 住宅課参事(辻健次郎君) 住宅課辻の方からお答えいたします。

カークラブでは、1台当たり1,000円の登録車についての徴収関係、それから、清掃関係、迷惑駐車、看板等の関係についてもすべてやっていただいております。あと住宅センターでは車庫証明とか、第一団地等では大分古くなっておりますので陥没等の問題、それから、ライン引き、番号等の関係について行っていきます。

以上です。

○ 23番(原 重樹君) 実際には、間違いなく今までの分を引きずっているわけですね。せっかく住宅センターになったのですから、これでは、徴収代で300円、3割取ることになる。今の話ではそれだけではなく、今までの歴史がありまして、と言いましたが、そういうものを引きずっていくあたりをいろいろ見直していく努力が必要ではないか、という意見を言うておきたいと思います。

最後に、もう1つ聞いておきたいのは、この7名の給与そのものは、市職員並みにしているということでもいいんですね。理事会とか開いたのを見ますと、職員給与改定云々ということも含まれています。3月あるいは12月等でその辺が出ていますが、そういうパターンで進んでいると理解していいのかどうか。

もう1つは、「和泉市営住宅ガイドブック」をつくって配布した、とありますが、ここで「入居者としての自立心を養っていただく」とあります。僕はその中身を知りませんので、そういう自立心を育成するガイドブックなんだろうと思います。それを全市営住宅に配ったのかどうか。ややこしかったら、後で見せてもらいますから答弁は結構です。

○ 建設部次長(西岡政徳君) 職員の給料は市職員並みか、という御質問でございますが、私ども財団の方といたしましては、国家公務員の行政職のうち1級、2級、3級の給料表を使っていくという考え方でございます。

それから、ガイドブックにつきましては、後日、先生に配らせていただきます。

○ 23番(原 重樹君) 最後に意見だけ。

これについては、できる当初からいろいろ申し上げておりますが、実際には、給料は公務員並みで進んでいきますし、やっていることは、本来、住宅課がやるべき仕事をしているのが現実なんですね。その意味からすれば、本当にこのセンターをつくった趣旨そのものは、別に市職員直接でもよかったんじゃないかという気もいたします。先ほどの人員配置でも、10名のうち3名が併任という状況からしても、本当に非常勤嘱託員の場所をつくったような形は歴然としている、という意見をきっちり申し上げておきたいと思います。

ガイドブックについては、後でお願いを申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ここで、質疑の途中でありますが、お昼までまだ若干時間がありますが、早急に議会運営委員会を開いて協議願いたい事項ができましたので、ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。

午後の会議につきましては、写真撮影等もございますので、改めて招集させていただきますので、よろしく願いいたします。

(午前11時55分休憩)

(午後2時06分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第11号、12号について他に質疑、御意見ありませんか。竹下君。

- 1番(竹下義章君) 緊急質問をさせていただきます。

少なくとも、議運を2回開いています。休憩前に議長の方から「議運を開きます」ということで休憩に入った。そして、今まで待ったんです。したがって、私のところからも議運に出てますのでいろいろ聞いてはおりますが、詳しくわかりません。なぜこのような結果で本会議が再開されたのか、議運を2回やったという経過をこの本会議で説明願いたい。納得できませんからね。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの竹下議員さんの質問に対しまして、昨日の上田議員さんの一般質問の中に不適当なところがあったので、取り消してほしい、という申し出がありましたので、議運を開いたような次第でございます。その協議の結果、取り消しの削除はないようになりましたので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

穴瀬君。

- 6番(穴瀬克己君) 午前にも引き続きの住宅センターの事業報告並びに収支決算についてであります。住宅センターが発足して初めての事業報告だと思います。当初から改良住宅を含め市営住宅全体を管理運営していくという形で財団法人として発足したわけであります。

今回の事業報告を見ますと、非常にいろんな事業がなされた形であります。ところが、中身についてつぶさに聞きたいわけでありまして、大体私の感じる点を申し上げますと、改良住宅の事業が、予算的にもかなりの比重を占めております。また、一般住宅事業と改良住宅事業の区別がされておられません。こういった中では、当然、市営住宅全体として同じように見詰めればいいわけですが、やはり改良住宅等のまでの経過の中で、一定の市営住宅施策としての取り組み状況が違います。こういう形の中では、同一的に全体を一本として報告をされるということは、改良住宅施策がどれだけ進んでいるかということもわからない。ハードの部分は建設等が出てまいります、ソフトの部分で同和施策としての改良住宅の部分が浮かんでこない。それを全体的に報告をされていることで、非常にわかりにくい事業報告になっています。

その意味では、駐車場管理事業にしても、これは改良住宅だけの取り組みだと思います。一般市営住宅で駐車場設置はなされていない。こういう中で、ここに「市営住宅敷地内の整備済み駐車場について入居者組合と協力し、駐車場管理運営の適正化に努めてまいりました」

と書かれていますが、全体的な市営住宅の中での駐車場設置に向けて取り組んでいるかのようにも思います。やはり住宅センターとして、同和事業としての改良住宅における現段階での取り組み状況をきちんと報告すべきである。一般市営住宅としての問題点に対してどう取り組んでいるのかも合わせて報告しないと、一本で報告されると、一般市営住宅でもいろんな面で畳の取り替えもやっていただけるのか、駐車場整備もやっていただけるのか、となります。その意味では、同和事業での改良住宅事業での取り組みについての詳細な事業報告をしていただきたいと思います。

特に昨年、平成3年には家賃の値上げ等の経過がありました。そして、空き家の入居募集もありました。こうした部分では、一般市営住宅とひとつ違う、いままでの同和事業としての改良住宅事業の流れの中での一定の対応があります。こうした部分も、隠している、とは言いませんが、こういう報告をされますと全然理解ができない。わからないままに進められていってしまっている部分があります。

その意味から特に意見を求めたいのは、この中で畳の取り替えに至った経過、それから、改良住宅の空き家募集に至った経過の部分について御報告願いたい。合わせて、ガイドブックというようなものが出ていますが、これも改良住宅だけなのか、それとも、一般市営住宅に至るまで全体に配布されたのか。それから、ごみ箱の設置についても、一般市営住宅についても全部されたのかどうか、御答弁願いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 総括的な面だけ、私の方からお答えいたしたいと思います。

確かに約2,200戸の市営住宅のうち1,800戸が改良住宅等でございますが、その管理運営のほとんどが住宅センターの方に委託をされております。大規模工事だけは住宅課の方でやっておりますが、その他については、大部分がそういうことになった関係上、行政面での公表の場が少なくなったということは、確かにそのとおりであります。したがって、一般市営住宅についても、私ども、今までの受けの体制から積極的に定期的な巡回をいたしまして、管理人とも連携を密にして運営管理に努めておるところでございます。

駐車場につきましても、改良住宅等の実績を踏まえまして、一般市営住宅についても、これは自主事業の1つですので、財団として考えていかなければならない面もあろうかと思えます。今後とも、市と密接な連携を図りながら積極的な管理運営を図り、その成果について具体的に御報告してまいりたいと存じております。一括して御報告いたしましたため、わかりにくい点もあったかと思えますので、今後は、さらに具体的に記述し、報告もしていきたいと思えます。

個々の面については、担当課からお答えいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設部次長（西岡政徳君） 畳の入れ替えの件でございますが、改良事業開始当時、府下の事業主体におきましては、ほとんどその事業主体の負担でやっておった事情もございます。当時、入居者に対しては、一定の期間ごとに畳の表替えもしくは取り替えをやるという形で入居していただいていたわけでございますが、一定、ある時期に見直しをいたしまして、畳の状況を見た上で取り替えの必要性があった場合に置き替えていくということ。さらに今回、見直しをいたしまして、当初の約束事もございますので、今回の5カ年計画で一定の取り替えをいたしまして、それ以降につきましては、個人の負担で畳の取り替え、表替えはしていただくという約束のもと、今回の5カ年計画で畳の補修を始めたわけでございます。
- それから、ガイドブックでございますが、これは全戸に配布しております。
- それから、ごみ箆につきましては、改良住宅並びに一般市営住宅のプレイロットのある部分につきましては配置いたしました。予算の関係もございまして、未配置の個所につきましては、今後、引き続き配置をしていただきたいと思います。と思っております。
- 6番（穴瀬克己君） 特にこの住宅センター設立当初の段階では、改良住宅のみのセンター的な要素が入ってございました。けれども、市営住宅全般の運営という形の変更の中で発足したような経過にも理解しております。その意味では、同和住宅を主体とした管理運営については、戸数の面でも4分の3ぐらいの比重を占めている中での管理運営ということで理解もするわけでございますが、財団法人である和泉市の住宅センターという名称になって、市全体の住宅の管理運営を行っていくのが、建設は別の問題ですが、そのセンターの仕事内容であります。
- この中で改良住宅が大きな比重を占めているのはわかりますが、それでは、どの部分が改良住宅での今の住宅施策の推進の度合いなのか、一般市営住宅はどの程度の施策推進の度合いなのか、そういった点が一向にクローズアップされてこない。いちいち聞かなくてはわからないということでは、この住宅センターの機能が正常な形では動いていかないだろうと思っております。
- やはりきちんとした一般市営住宅と改良住宅が同じレベルで維持管理運営がなされていくんだったら、僕は何も言いません。しかし、現実に同和施策の形の中では、現在、同和施策が進行中でございます。まして、ソフトの部分では、一度にこれがなくなるということでもないと思っておりますので、具体的にその報告がないと、今後の運営に大きな問題になってまいりますので、一括でなく、同和施策の中での改良住宅の取り組み状況をきちんと明記していただけるようお願いをしておきます。
- それから、住宅入居のことは抜けておりましたが、募集に至る問題でも、一般市営住宅とは違う形で募集要項を出しました。こういったことも、当然、この住宅センターの仕事でござい

ます。その意味では、広く同和施策の中での空き家募集であれば中身をきちんと報告もし、公平な立場での募集要項というもので進めていかなければならない。それが部分的に同和出身者だけに対して、市でいこうと民でいこうと、これが全体的に趣旨徹底を図られなかったという欠陥がございます。こういう意味からも、きちんと同和施策の中での運用なら運用ということではやっていただきたい。採用問題でも、そういう問題が起こってきたわけですので、きちんとした体制をとっていかなければならない。

家賃の値上げもそうです。家賃の値上げが成立したわけですが、この家賃の値上げに伴って諸条件が出てきたはずであります。空き家に対する地域出身者の募集の件もそうでありますし、畳の取り替えもそうでございます。こういったものが1つも報告されずに進められていくのは、非常に今後の運営上問題があります。今後の住宅センターの運営につきましては、一般住宅施策の進め方に伴い、現段階における同和施策の中での改良住宅の運営をきちんと明確にした形で取り組んでいただけるよう要望しておきます。

それから、この団地が全部で2,216、改良住宅以外のが442、同和施策の改良住宅が1,774あります。これらの建物は、これから20年、30年と現在のままで管理運営されていくだろうと思います。若干の維持補修はしていかなければならないと思いますがね。それから、今の市営住宅は、今の段階でも建て替えなければならない状態にあります。そのため住宅建て替え構想が出されました。にもかかわらずこの事業報告の中では、何ら市営住宅建て替え構想が載っていないということです。

住宅の管理運営センターとしての取り組みの中にあっても、片方では、同和施策の一環の経過の中で、一定の入居に対する問題や後の維持管理に対する問題が、一般住宅とは違う形でテコ入れもしております。一般住宅における維持補修の予算は明確になっていないし、非常に低い金額であります。しかし、これから3年後、5年後に、高層にいたします、5階建ての3DKにします、というために住宅建て替え構想が策定されました。今後、具体的な事業計画を立てていかなければならないわけですが、そういったものをないがしろにしながら、放置しながら、改良住宅だけの部分的な事業報告の形になっております。その意味では、片手落ちのような形になるような全体の住宅の維持管理運営について問題があります。今後、トータル的に公平な形で住宅センターが管理運営をされるように強く指摘もし、要望もしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 7番（赤阪和見君） 若干、お聞きをいたします。

畳の入れ替えは何枚ぐらいで。すべて入れ替えなのか、あるいは表替えなのか、その点だけ。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。



- 建設部次長（西岡政徳君） 畳の入れ替えの件でございますが、平成4年度につきましては171戸を計画しております。この計画の中には丸笠団地、それから、平成3年度に竣工いたしました団地等は含まれておりません。それ以外について、畳の入れ替えをしていくということでございます。
- 7番（赤阪和見君） 入れ替えですか、表替えですか。
- 建設部次長（西岡政徳君） 表替えではございません。一応、状態を見まして、状態のいいものは表替えで対応していきたいと思っております。
- 7番（赤阪和見君） 171戸だけですか。
- 建設部次長（西岡政徳君） 今年度の計画は171戸でございます。
- 7番（赤阪和見君） それを5カ年でやるということですか。
- 建設部次長（西岡政徳君） はい。
- 7番（赤阪和見君） 何でもかんでも入れ替えた方がええんや、ということではいかんと思っております。畳みも痛んでいるやつもあれば、痛んでないやつもありますからね。ごみの問題でごみに出されたら困りますのでね。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号及び第12号を終わります。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第23「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正

する条例を次のとおり専決処分する。

平成4年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

## 和泉市条例第11号

### 和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「4万円」を「8万円」に改める。

附則第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

附則第13条の3第1項中「平成4年3月31日」を「平成5年3月31日」に改め、同条を附則第13条の4とし、附則第13条の2を附則第13条の3とし、附則第13条第3項第2号中「、地番」を削り、同項第3号中「の宅地化に係る開発行為等の手法」を「に係る計画的な宅地化のための手続の区分」に改め、同条第5項第2号中「、地番」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等の区分

附則第13条を附則第13条の2とし、附則第12条の4の次に次の1条を加える。

（市街化区域農地に係る平成4年度分の固定資産税又は都市計画税の徴収の方法等）

第13条 市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に係る平成4年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市長は、施行令附則第14条の3の3第1項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、当該市街化区域農地が平成4年12月31日までに同条第2項に規定する事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市長が認める場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から平成4年12月31日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額（法附則第29条の2に規定する農地課税相当額をいう。）との差額に相当する額に係る徴収金の徴収を猶予する。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前項の確認に必要な書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地目及び地積

附則第14条第1項中「15万円」を「19万円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の改正規定及び附則第5条の規定は平成6年4月1日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 改定後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2及び附則第14条第1項の規定は、平成4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

##### (都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

##### (みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する経過措置)

第5条 改正前の和泉市税条例附則第8条第1項に規定する租税特別措置法第25条の2第1項の選択をした者の平成5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○ 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第13号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきまして理由並びにその内容について、総務部神藤より御説明を申し上げます。

このたび、平成4年度の地方税法の一部を改正する法律が、第123回通常国会において去る3月27日に可決成立し、3月31日に公布され、4月1日より施行されることとなりました。これに伴い本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、平成4年度の市税の賦課から適用する必要が生ずることとなりました。このため市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案を申し上げるいとまがございましたので、去る3月定例市議会閉会時にあらかじめ専決処分の御了解を得ておりましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分させていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明申し上げます。議案

書本冊15ページをお願いいたします。

まず、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたもので、現行4万円の加算額を8万円に引き上げ、均等割の非課税の限度額を引き上げるものでございます。

次に、附則第8条は、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を平成5年度限りで廃止するものでございます。

次に、附則第13条の3第1項は、特別土地保有税の課税の特例について、その適用期限を平成5年3月31日まで1年間延長するもので、その他条文の繰り下げを行うものでございます。

また、附則第13条は、宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等について所要の規定の整備を行い、条文を繰り下げ、また、附則第12条の4の次に1条を加える改正は、市街化区域農地に係る平成4年度分の固定資産税または都市計画税の徴収の方法等の制度を創設するもので、これは市街化区域農地に対する長期営農継続農地制度が平成3年度限りで廃止されたことに伴い、平成4年12月31日までに生産緑地地区内の農地に該当すると認められる場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税、都市計画税と農地課税相当額との差額を徴収猶予するものでございます。

次に、附則第14条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、現行15万円の加算額を19万円に引き上げ、所得割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

最後に、新条例の施行期日は、平成4年4月1日となるもので、なお、附則第8条の改正規定及び附則第5条の規定は、平成6年4月1日となるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、専決させていただきました理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、18ページから26ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。報告事項でありますので、意見だけ言っておきます。今回の専決の内容は、個人の住民税などにつきましては、いわゆる改正後非課税の限度額が上がることとなりますが、これは結構なんです。ただ、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例制度の廃止が出てきております。平成5年度限りということであってちょっとまだ先になるんですが、みなし法人課税を選択することによりまして、いわゆる青色申告者については、事業主の報酬の支払いを認めているわけです。これは個人事業主をいわゆる法人と同じ扱いで課税をしていこうというみなしなんです。事業主は、このことによりまして所得から10万円を控除される青色申告控除による課税か、みなし法人課税を選択できるようになっております。

大体、昨年度で見ますと、全国的には約17万人の人がみなし法人課税を選択しているよう  
あります。この制度は、いわゆる個人の事業者が法人化したくてもできないという状況の中  
で、そういう事業者に対する負担軽減措置として行っているものでありますが、これを廃止す  
ることによりまして、自治省が試算したところでは、全国で約320億円の増税になるとい  
うことらしいです。和泉市では昨年度20件、200万円という、これは総務委員会協議会  
での資料による質問に対する答弁があるようです。

いずれにしても、この制度を廃止すると、青色申告の中小業者への増税になるわけ  
ですが、同時にこういう中小業者というのは、自家労賃を認めてほしい、という切  
実な要求にも逆行するという状況になりますので、その点の意見だけをおきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第13号を承認することに決しました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第24「専決処分の承認を求めることについて」〔平成3年  
度和泉市一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した  
ので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第2号

平成3年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

平成3年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成4年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 国庫支出金		4,661,417	△349,874	4,311,543
	2. 国庫補助金	1,966,342	△349,874	1,616,468
16. 市債		1,942,239	349,874	2,292,113
	1. 市債	1,942,239	349,874	2,292,113
歳入合計		41,843,671		41,843,671

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,372,041	△44,356	4,327,685
	2. 環境衛生費	1,916,522	△44,356	1,872,166
7. 土木費		8,011,593	△11,900	7,999,693
	4. 都市計画費	3,350,420	△11,900	3,338,520
10. 公債費		4,888,257	△313,744	4,574,513
	1. 公債費	4,888,257	△313,744	4,574,513
11. 諸支出金		1,310,902	370,000	1,680,902
	2. 基金費	1,305,902	370,000	1,675,902
歳出合計		41,843,671		41,843,671

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	346,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	516,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。		普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。
公営住宅 整備事業	521,800	同上	同上	同上	同上	620,774	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
(仮称)藏尾山 森林浴コース 整備事業						80,400	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
計	1,942,289					2,292,113									

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第14号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の専決処分につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分の理由並びに内容につきましては、地方債の確定に伴います限度額の変更並びに後年度への対応として、財源対策債の償還財源の積み立ての必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日、専決処分させていただきました。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。28ページでございます。

まず、第1条でございますが、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり、補正後の金額は、補正前と同額でございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございます。地方債の確定に伴います限度額の変更でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に従いまして、歳出予算より御説明申し上げます。33ページをお願いいたします。

衛生費では、泉北環境整備施設組合分担金4,435万6,000円。

土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,190万円。

公債費では、長期債元金償還金1億1,553万7,000円、長期債等利子1億9,820万7,000円をそれぞれ更正減いたし、公債費における後年度負担への対応策として、減債基金積立金3億7,000万円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、32ページの歳入予算でございますが、地方債の確定に伴い国庫補助金では、改良住宅整備事業補助金3億4,987万4,000円更正減いたしました。

また、市債では、都市計画事業債として放光池1号公園整備事業債1億990万円、小田公園整備事業債1,960万円、阪和東側2号線整備事業債4,100万円。公営住宅整備事業債では、改良住宅整備事業債6,957万4,000円、既設公営住宅整備事業債2,940万円。社会教育債では、（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業債8,040万円それぞれ追加計上いたしましたものでございます。

補正後の歳入歳出予算総額は418億4,367万1,000円と相なり、補正前と同額でございます。

以上、簡単ではございますが、専決処分させていただきました「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。



○ 23番(原 重樹君) 23番・原です。1、2点お聞かせ願いたいと思います。

歳入の方ですが、改良住宅整備事業の国庫補助金が削減されてますが、その下の土木債を見ますと、改良住宅整備事業債が出ています。これは同和対策特別委員会でも多少聞いたときに出了たNTT云々との関係があるのかどうか。

もう1つは、歳出の方ですが、今度、減債基金を積み立てるわけですが、総額は幾らになりますか。

それと、今後の起債の償還の見通しですが、一般質問では同和関連分についてお聞きしましたが、全体ではどのようになっていくのか、お願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 総務部次長(阪 豊光君) ただいまの御質問の第1点、改良住宅の補助金の減とNTTの関係でございますが、御質問のとおり、この補助金がNTTの資金に変更したところから、減額をしながら財源調整を行ったという状況でございます。御質問のとおりでございます。

2点目の減債基金の総額でございますが、今回の補正を含めまして平成3年度末といたしましては、12億5,421万9,000円の残高と相なる次第でございます。

続きまして、3点目の今後の起債償還の見通しでございますが、平成4年度の当初で公債費の額等につきまして御報告をさせていただきましたが、この公債費につきましては、今後の見通しも含めまして、今後の投資事業がどうなっていくかというのが公債費の動向になります。その点で平成4年度当初予算におきましては、一般会計で51億円の公債費を計上させていただいておりますが、その中には、繰り上げ償還の分が一部分ございます。今の状況からいきますと、平成5年度ではこの繰り上げ償還の部分が減りますので、多少の減になるという見通しでございます。

ただ、本年度予算並びに今後の事業との関係では、本市のおくれております都市基盤整備事業が本年度から、また、5年度以降相当投資が必要な状況になっております。その状況の中では、やはり財政運営といたしましては、一般財源が乏しい中起債に頼らざるを得ない部分もございまして、事業の進捗が進むにつれまして、公債費等につきましては、今後、多少の増加が見受けられるであろうと予測しております。その点では、今回の減債基金ということで今後の財政運営上、後年度負担に対応していきたいということで専決をさせていただいております。よろしく御了承をお願い申し上げます。

○ 23番(原 重樹君) 一般論的な話でしかしようがないと思いますが、減債基金の分というのは、例えば何年度先にはこういう事業をやるから、ということで積み立てるものではない。今後の大まかな都市基盤的な事業費の増加、それに伴う起債の増加等に対するものという程度

のところですね。目的がきっちり決まっていないということですね。それやったら、そういう  
ことで聞いておきますので、結構です。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、報告第14号を承認することに決しました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第25「専決処分の承認を求めることについて」〔平成3年度和泉  
市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成3年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ  
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,010千円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ6,719,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,447,978	42,484	2,490,462
	2. 国庫補助金	365,870	42,484	408,354
5. 療養給付費交付金		646,502	137,526	784,028
	1. 療養給付費交付金	646,502	137,526	784,028
歳入合計		6,539,601	180,010	6,719,611

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		4,661,613	180,010	4,841,623
	1. 療養諸費	4,200,297	160,530	4,360,827
	2. 高額療養費	411,756	19,480	431,236
歳出合計		6,539,601	180,010	6,719,611

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第15号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、その提案の内容を説明申し上げます。

今回の補正の専決処分の理由及び内容でございますが、一般及び退職被保険者に係る保険給付費に不足が生じる見込みとなり補正の必要が生じ、補正いたすものでございます。37ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,001万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億1,961万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。40ページでございます。

す。

保険給付費でございますが、一般及び退職被保険者に係る療養諸費として1億6,053万円、また、高額療養費として1億9,480万円をそれぞれ追加いたすものでございます。

次に、歳出予算の充当いたします歳入予算でございますが、39ページでございます。

国庫補助金の確定に伴います調整交付金4,248万4,000円、療養給付費交付金1億3,752万6,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、御上程いただきました報告第15号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算（第3号）」の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第26「専決処分の承認を求めることについて」〔平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第16号

専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 専決第4号

平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成3年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成4年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		916,410	△11,900	904,510
	1. 一般会計繰入金	916,410	△11,900	904,510
7. 市債		1,193,400	11,900	1,205,300
	1. 市債	1,193,400	11,900	1,205,300
歳入合計		2,529,784		2,529,784

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	1,198,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,205,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,205,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,205,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第16号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、専決処分の理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方債の確定に伴い補正の必要が生じたので、去る3月31日に専決処分をさせていただきました。何とぞ御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。42ページでございます。

第1条でございますが、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。補正後の金額は、25億2,978万4,000円でございます。補正前と同額でございます。歳入のみの財源構成の補正を行うものでございます。

市債で1,190万円を追加計上し、一般会計からの繰入金1,190万円を更正減いたしました。

第2条は、地方債の補正でございます。下水道整備事業に伴う地方債の確定によるもので、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、専決処分させていただきました「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第27「専決処分の承認を求めることについて」〔平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第5号

平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成4年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,718,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年5月25日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		4,679,743	12,598	4,692,341
	1. 支払基金交付金	4,679,743	12,598	4,692,341
歳入合計		6,706,097	12,598	6,718,695

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			5,881	5,881
	1. 償還金		5,881	5,881
4. 前年度繰上充用金			6,717	6,717
	1. 前年度繰上充用金		6,717	6,717
歳出合計		6,706,097	12,598	6,718,695



- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を簡潔に願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 報告第17号「平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、専決処分の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。
- 本特別会計の平成3年度決算見込みにおきまして歳入に係る支払基金交付金に収入不足が生じ、収支決算で不足が生じる見込みとなりましたので、平成4年度予算で繰上充用の必要が生じたので、去る5月25日に専決処分をさせていただいた次第でございます。
- それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。48ページでございます。
- 第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,869万5,000円といたすものでございます。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。
- 次に、事項別明細書に基づきまして、歳入予算より御説明申し上げます。51ページでございます。
- 諸支出金の償還金でございますが、平成3年度において国庫負担金並びに府負担金が超過交付になる見込みのため、償還金として588万1,000円を計上いたしました。
- また、前年度繰上充用金でございますが、平成3年度決算見込みにおきまして671万7,000円の不足が生じることとなり、これに充当するため計上いたしましたものでございます。
- 次に、歳入予算でございますが、過年度分支払基金交付金1,259万8,000円を計上いたしましたものでございます。
- 以上、まことに簡単ではございますが、「平成4年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。
- 
- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第28「平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。
- 報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第18号

平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費計算書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、平成3年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	府支出金	地方債		
4.	衛生費	幸・王子共同 墓地整備事業	円 147,447,000	円 146,912,000	円	円 86,871,000	円 43,300,000	円	円 17,241,000	円
7.	土木費	市 放光池1号 公園整備事業	70,537,000	70,536,720		44,220,000	17,400,000		8,916,720	
7.	土木費	市 和泉中央駅前 交通広場 整備事業	35,000,000	35,000,000			35,000,000			
9.	教育費	社 会 教育費 (仮称)横尾山 森林浴コース 整備事業	113,921,000	113,921,000			80,400,000		33,521,000	
合		計	366,905,000	366,369,720		130,591,000	176,100,000		58,678,720	

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第18号「平成3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容につきまして御説明申し上げます。

去る平成4年第1回定例会におきまして地方自治法第213条第1項の規定により、平成3年度和泉市一般会計予算の繰越明許費として御議決をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、53ページでございます。幸・王子共同墓地整備事業で1億4,691万2,000円、放光池1号公園整備事業で7,053万6,720円、和泉中央駅前交通広場整備事業で3,500万円、（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業で1億1,392万1,000円、4事業合わせまして3億6,636万9,720円を繰り越したところでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第18号の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第18号を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第29「工事請負契約締結について」（黒鳥観音寺線橋梁新設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第29号

#### 工事請負契約締結について

黒鳥観音寺線橋梁新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 黒鳥観音寺線橋梁新設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄

- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 123,600,000円
- 5 契約の相手方 大阪市淀川区西中島6丁目7番8号  
株式会社 日本ピーエス大阪支店  
取締役支店長 稲垣謙郎

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第29号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、府道泉大津粉河線と市道和泉中央線を結ぶ都市計画道路として、本年度、槇尾川に橋梁を架けるもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、黒鳥観音寺線橋梁新設工事で、契約金額は1億2,360万円。契約の相手方は、大阪市淀川区西中島6丁目7番8号 株式会社日本ピーエス大阪支店取締役支店長稲垣謙郎と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、起点和泉市芦部町441番地の2先から終点観音寺町603番地の2先の槇尾川にかかる延長47.50m、橋梁幅員9.00m、道路幅員8.00m、うち車道幅員6.50m、歩道幅員1.50mの上部工一式と橋脚工一基を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年1月29日を予定いたしているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第29号の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第30「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道芦部10-1-①号線管布設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第30号

##### 工事請負契約締結について

和泉市公共下水道芦部10-1-①号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年6月30日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 和泉市公共下水道芦部10-1-①号線管布設工事                  |
| 2 契約者    | 和泉市長 池田 忠 雄                              |
| 3 入札の方法  | 指名競争入札                                   |
| 4 契約金額   | 163,770,000円                             |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地の3<br>株式会社 竹内建設<br>代表取締役 竹内 博文 |

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。

- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第30号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、和泉市公共下水道芦部10-1-①号線管布設工事で、契約金額は1億6,377万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別紙図面にお示しのとおり、起点和泉市芦部町

430番地の2先から終点同町166番地の1先まで、府道泉大津粉河線の一部延長275.60m、管径1,200mmの雨水管を推進工法により布設するもので、他にマンホール2カ所の設置及び附帯工一式を施行するものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年2月26日を予定いたしておるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第30号の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第31「土地改良事業の施行について」（仏並大池改修工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第31号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業、仏並大池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 工事名	仏並大池改修工事
2 施行場所	和泉市仏並町地内
3 工事の概要	堤体延長 61m
	取水施設 2箇所
	余水吐 1箇所
	防護柵 150m

- 4 事業費 115,000,000円
- 5 実施年度 平成4年度(着手)  
平成8年度(完了予定)
- 6 施行方法 請負

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 産業部長(大塚孝之君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号「土地改良事業の施行について」、産業部長大塚より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、仏並大池改修工事は、堤体、取水設備などが相当老朽化が進み、貯水困難な状態となっております。この改修に当たり、団体営ため池等整備事業の採択を得まして、土地改良事業として国の補助を受け、工事実施をいたすものであります。この工事実施を開始するため、土地改良法第96条の2の規定によりまして大阪府知事の許可を受けることとなりますが、その許可を受けるに当たり市議会の御議決が必要でありますので、本議案を上程させていただいた次第であります。

次に、その内容であります。仏並大池改修工事は、本市仏並町地内の農業用ため池で堤体延長61m、取水施設、余水吐施設を、事業費1億1,500万円で平成4年度より平成8年度までの5カ年計画の予定で事業を行うことといたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わります。別冊参考資料3ページと4ページに位置図及び区域図を添付いたしておりますので御参照いただき、御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第32「土地改良事業の施行について」(海老池改修工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。



(市議会事務局長朗読)  
議案第32号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業、海老池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 工 事 名 海老池改修工事
- 2 施 行 場 所 和泉市松尾寺町地内
- 3 工事の概要 堤体延長 50m  
取水施設 1箇所  
余水吐 1箇所  
防護柵 65m
- 4 事業費 33,000,000円
- 5 実施年度 平成4年度（着手）  
平成4年度（完了予定）
- 6 施行方法 請 負

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 産業部長（大塚孝之君） ただいま御上程いただきました議案第32号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、海老池改修工事は、堤体、取水設備等が相当老朽化が進み、貯水困難な状態となっております。この改修に当たり、団体営ため池等整備事業の採択を得まして、土地改良事業として国の補助を受け、工事実施をいたすものであります。この工事実施を開始するため、土地改良法第96条の2の規定によりまして大阪府知事の許可を受けることとなりますが、この許可を受けるに当たり市議会の御議決が必要でありますので、本議案を上程させていただいた次第であります。

次に、その内容でございますが、海老池改修工事は、本市松尾寺地内の農業用ため池でございまして、堤体延長50m、取水施設、余水吐を、事業費3,300万円で実施年度平成4年度単年度で行おうとするものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わります。別冊参考資料3ページと5ページに位置図及び区域図を添付いたしておりますので御参照いただき、御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第33「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第33号

#### 和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する 和泉中央線の街路事業の直接施行同意について

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の道路新設及び改築工事につき、住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団が直接施行することに対し同意するについて、同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 1 施設の種類及び名称

市道 和泉中央線

#### 2 工事の区間

起点 和泉市観音寺町189番地の3先

終点 和泉市箕形町856番地先

#### 3 工事の種類

道路新設及び改築工事

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案参考資料65ページ、別添参考資料6ページを合わせて御参照願います。

和泉中央丘陵地区の開発につきましては、新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が、昭和59年12月に事業承認を得て北部地区より精力的に工事が進められており、今年5月29日には、一部完了に伴う町開きが行われたところであります。

この事業の骨格となる和泉中央線については、昭和62年第3回定例市議会において、開発区域内の施行について住宅・都市整備公団が直接施行することの御同意を得て事業施行を行っており、都市計画街路泉州山手線から西側につきましては一部を除いて既に完了し、供用開始をしております。また、泉州山手線から府道三林岡山線までにつきましても、現在、暫定供用をしているところであります。

残る観音寺町からいぶき野町区間の940mにつきましても前回同様、住宅・都市整備公団の直接施行とし、このうち観音寺町から弥生町区間の900mは、市が住宅・都市整備公団から事業を受託し実施することで、本市において用地の先行買収を進めているところであり、現在、おおむね用地取得ができてまいりました。本年度、住宅・都市整備公団が事業認可申請をするに当たり、住宅・都市整備公団法第34条第3項により当該市議会の同意を求めるよう規定されておりますので、本議会に上程をさせていただいた次第であります。

次に、工事の内容について御説明申し上げます。

施設の名称は市道和泉中央線で、工事区間は、起点観音寺町189番地の3先から終点和泉市箕形町856番地先までであります。工事の種類は新設及び改築工事で、延長940m、幅員20m。工事期間は、平成4年度から平成6年度までの予定であります。このうち箕形町のフノコ池区間40mにつきましては、住宅・都市整備公団が工事を施行いたします。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきましての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○

○議長(柳瀬美樹君) 日程第34「市道路線に認定について」(観音寺町6号線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第34号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成4年6月30日 提出

和京市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
観音寺町6号線	414.40	5.00	観音寺町296番地先	観音寺町297番地先	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） ただいま御上程をいただきました議案第34号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案参考資料67ページ及び別添参考資料7ページから8ページを合わせて御参照願います。

都市計画街路和泉中央線は、本市市街地と中央丘陵地区を連絡する重要路線であり、かつ泉北高速鉄道と和泉中央駅への接続路線として早急に整備する必要があるところであります。さきに公団直接施行の御同意の御議決をいただきました区間のうち、観音寺町から弥生町区間の整備は和泉市が受託し、事業実施することで現在、和泉市において用地買収を進めているところであります。この区間は約10mの高低差があることから直接沿道利用が図られないため、その対策として側道を設置することで地元との協議を重ねてまいりましたところ、広範囲に利用が図られる環状的な道路整備を行うことで地元との協議が整いましたので、新設しようとするものであります。

次に、その内容であります。起点観音寺町296番地先から終点観音寺町297番地先までの延長414.40m、幅員5.00mを観音寺町6号線として、道路法第8条の規定に基づき認定をお願いしようとするものであります。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第35「和解について」（中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第44号

和解について

中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について議決を求める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市富秋町1236番地 故 長谷一貴

親権者 長谷伊佐夫

同 長谷龍子

2 損害賠償の額 45,000,000円

3 和解の要旨

市は、和泉市立富秋中学校生徒の事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 管理部長（稲田順三君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第44号「和解について」、その内容について稲田より御説明申し上げます。

本件は、去る平成3年10月29日に発生した中学校生徒の死亡事故の示談解決に伴うものでございまして、過日、相手側との示談交渉において円満解決成立の運びとなりましたので、本議会に追加議案として御上程申し上げたものでございます。

その内容でございますが、相手方の和泉市富秋町1236番地にお住まいの亡き長谷一貴君の御遺族長谷伊佐夫氏並びに長谷龍子さんに対し、損害賠償として金4,500万円をお支払いすることにより和解し、解決を図ろうとするものでございます。

次に、その原因となりました生徒死亡事故の概要でございますが、2ページの参考資料を御参照いただきたく存じます。

事故は、平成3年10月29日（火）、当時、和泉市立富秋中学校2年1組の長谷一貴君が第6時限目終了後、引き続き教室の清掃を行っていたところ、午後2時45分ごろ、自宅の鍵を父親が取りに来たことを知らされ、1回玄関下足室付近で手渡し、その後、北棟2階の自分の教室に戻る途中、2回中央棟から北棟へ向かう渡り廊下の右手の左端から2番目の回転窓から窓枠とともに中庭へ落下し、花壇の土どめのコンクリート枠で頭部を強打したものであります。直ちに救急車を要請し、光生病院へ搬送いたしましたけれども、手当のかいもむなく午後3時2分ごろ、死亡いたしましたものでございます。

示談交渉の結果、市より損害賠償金4,500万円を支払うことで合意し、円満解決の運びとなり、和解しようとするものであります。

また、損害賠償金4,500万円の内訳につきましては、日本体育学校健康センターより1,400万円、全国学校災害賠償保険及び公共施設賠償責任保険により2,100万円がてん補されることになっております。1,000万円につきましては、学校管理下において本人が施設の一部窓枠とともに落下し、尊い命が奪われるという事態に対しまして、子供を預かり学校管理をしている市といたしましては重大な事故として受けとめるとともに、子供を亡くされた御遺族の心情を考えると、いたずらに争うよりも、道義的な責任を含めまして円満解決を図ることが最良であるとの考え方から、市の顧問弁護士の指導も仰ぎながら、市が見舞い金的な性格の慰謝料として支払うものであります。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。

なお、今後、学校管理上における施設点検はもとより、児童生徒の安全対策面につきましても、学校、教育委員会が細心の注意を払って努めてまいる所存であります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第36「平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第35号

平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について

平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄



和泉市条例第 号

平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成4年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の169」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

2 平成4年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのは、「100分の229」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例第25条の規定を適用する場合において、同条第4項の規定を受ける職員以外の職員については、平成4年6月分の期末手当に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に36,000円を加算した額を支給する。
- 3 平成4年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例並びに和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(鹿島賢昌君) ただいま御上程をいただきました議案第35号「平成4年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並び

にその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成4年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、議案書69ページでございます。本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行うものでありまして、同条第2項中「100分の160」とあるのを「100分の169」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の220」とあるのを「100分の229」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

また、附則第2項におきましては、府下各市の状況を勘案いたしまして、役職者加算に相当しない職員について、本年度平成4年6月期の期末手当として36,000円を支給しようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第35号につきまして提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りましてお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第37「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第36号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「7,500円」を「8,100円」に、「12,600円」を「13,300円」に改め、同条第3項中「150円」を「183円」に、「350円」を「367円」に改める。

第18条中「250,000円」を「265,000円」に改める。

別表第1中「10,900」を「11,570」に、「11,750」を「12,440」に、「12,600」を「13,300」に、「9,200」を「9,840」に、「10,050」を「10,700」に、「7,500」を「8,100」に、「8,350」を「8,970」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、平成4年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成4年政令第

127号)が公布、施行されたことに伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長(高宮武男君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第36号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防長高宮より御説明申し上げます。74ページでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、平成4年政令第127号でもって一部改正されましたことに伴い、本市においても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、第5条第2項第2号につきましては、消防作業従事者等の損害補償の基礎額を定めたもので、現行最低額7,500円を8,100円に、最高額1万2,600円を1万3,300円に改め、第5条第3項につきましては、消防団員等の扶養加算額について定めたもので、配偶者以外の扶養親族2人まで150円を183円に、配偶者がいない場合、扶養親族のうち1人につき350円を367円に改めるものでございます。

第18条につきましては、葬祭補償の定額部分を定めたもので、現行25万円を26万5,000円に改めようとするものでございます。

また、別表第1につきましては、同条例第5条第2項第1号の規定に基づき、非常勤消防団員に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低額7,500円から最高額1万2,600円までの9段階に区分されておりますが、これを最低額8,100円から最高額1万3,300円にそれぞれ改めようとするものであります。

なお、これらの経過措置は、平成4年4月1日以降に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金などの年金で同日以降の期間について支給すべきものに適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前どおりとするものであります。

76ページ以降に参考資料といたしまして新旧対照表を掲げさせていただきますので御参照いただき、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第38「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第37号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)  
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

115,000円	235,000円	340,000円	465,000円	625,000円	800,000円
105,000	215,000	295,000	395,000	555,000	725,000
100,000	205,000	280,000	375,000	525,000	690,000
95,000	190,000	260,000	355,000	490,000	655,000
85,000	170,000	235,000	320,000	435,000	590,000
75,000	160,000	225,000	295,000	395,000	555,000

を

140,000円	245,000円	355,000円	480,000円	650,000円	830,000円
130,000	225,000	315,000	410,000	575,000	750,000
120,000	215,000	305,000	395,000	545,000	715,000
115,000	220,000	280,000	370,000	510,000	680,000
105,000	180,000	255,000	330,000	450,000	610,000
95,000	165,000	235,000	305,000	410,000	575,000

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改定前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

#### 理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第131号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡潔に願います。
- 消防長（高宮武男君） 続きまして、ただいま御上程いただきました議案第37号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。80ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が、平成4年政令第131号でもって改正されたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

改正の内容でございますが、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の引き上

げ措置を講じようとするものであり、別表につきましては、同条例第2条の規定に基づき、消防団員として5年以上勤続し、退職した場合の退職報償金の支払額について定めたもので、階級及び勤務年数により36段階に区分しておりますが、これを現行最低額7万5,000円を9万5,000円に、最高額80万円を83万円にそれぞれ改めようとするものであります。

なお、今回の改定額につきましては、5年以上10年未満の団員分について特に高い率といたしておるところでございます。

なおまた、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成4年4月1日以降の退職者から適用しようとするものであります。

83ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので御参照いただき、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないもの認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第39「和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第38号

和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に

関する条例を廃止する条例制定について

和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に

関する条例を廃止する条例(案)

和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例(昭和39年和泉市条例第43号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

防災建築街区造成法(昭和36年法律第110号)が、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に統合整理されたことに伴い、本条例を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長(萩本啓介君) ただいま御上程をいただきました議案第38号「和泉市防災建築街区の造成に要する費用の補助に関する条例を廃止する条例制定について」、都市整備部長萩本より提案理由を御説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和39年、和泉府中駅前地区が防災建築街区造成法(昭和36年法律第110号)に基づき、都市の災害の防止、土地の合理的な利用の増進及び環境整備改善に資し、もって公共の福祉に寄与することを目的に、街区の造成事業に要する費用の一部を補助するという目的で条例制定いたしましたところでございます。

しかしながら、防災建築街区造成法が事業手法等種々検討され、昭和44年に公布施行された都市再開発法に統合整理されたところでございます。よって、防災建築街区造成法が昭和44年に廃止されたことにより、本条例案を御提案申し上げた理由でございます。

なお、廃止の手續がおくれ、まことに申しわけございません。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



御異議ないもの認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第40「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第39号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「執行に要する費用」の次に「のうち職員の給与費（以下この条例において「職員給与費」という。）以外の費用」を、「国民健康保険事業に要する費用」の次に「（職員給与費を除く。）」を加え、同条第2号中「費用」の次に「（職員給与費を除く。）」を加える。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、平成4年度分の保険料から適用する。

理 由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第132号）が公布されたことに伴い、本市においてもその政令の趣旨にかんがみ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第39号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先般、政令第132号をもちまして国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。内容は、保険料賦課総額算定に関する改正でございます。これに伴いまして、本市の国民健康保険条例の規定につきましても所要の改正を行う必要が生じることと相なった次第であります。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。議案書本冊87ページでございます。

本市国民健康保険条例第13条につきましては、一般被保険者に係る保険料賦課総額の算定基準を定めたものでございますが、今回の一部改正によりまして、算定に用いる基準につきましては、国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業に要する費用から職員の給与費を除いた額をもって算定することと改められたものでございます。

附則でございますが、改正後の条例は、平成4年度の保険料から適用するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、88ページから89ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第41「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

#### 議案第40号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について

和泉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例（案）

和泉市下水道条例（昭和53年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号の表を次のように改める。

1日当たり平均的 下水の排除量 (単位立方メートル)	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
	単位1リットルにつきミリグラム	
1,000未満	5以下	30以下
1,000以上 5,000未満	4以下	20以下
5,000以上	3以下	10以下

第13条第1項中第24号を第26号とし、第15号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
- (16) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

下水道関係法令の改正に伴い、本市条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 下水道部長（藤原清司君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第40号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由及び内容につきまして下水道部藤原より御説明申し上げます。議案書90ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、今回の改正は、下水道関係法令の改正に伴う公共下水道への排出基準の変更及び追加でございます。

次に、改正の内容でございますが、公共下水道の処理場は、すべての有害物質を処理場で処理できるわけではなく、処理場の管渠への影響、また、有害物質については排出者において排出しないよう、下水道法や条例で規定してございます。

条例第13条は、排出者において除外施設の設置を義務付けた規定でございまして、同条第1項第5号のノルマルヘキサン抽出物質含有量、いわゆる油類でございますが、これを排除する事業所の対象基準を1日当たり下水の排除量について、30立方メートル以上1,000立方メート

ル未満を1,000立方メートル未満に変更しようとするものでございます。

次に、同項第14号の次に、新たにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの項目を追加するものでございます。

なお、この物質につきましては、クリーニング業等において関連するものでありますが、本市においては現在のところ、公共下水道の処理区域にはございません。

詳細につきましては、議案書93ページ以降に記載しております議案参考資料下水道条例一部改正案新旧対照表を御参照をお願いいたしたいと存じます。

なお、本条例案の施行は、附則の規定にありますように公布の日から施行いたそうとするものであります。

以上、まことに簡単でございますが、本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査をいただき、御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないもの認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○  
○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第42「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議会議案第3号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成4年6月30日 提出

提出者

和泉市議会議員

松尾孝明

賛成者 原 重 樹

和泉市議会議員

並 河 道 雄

友 田 博 文

木 村 静 雄

須 藤 洋 之 進

西 口 秀 光

上 田 育 子

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会委員会条例(昭和31年和泉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 総務委員会(6名)

- ア 市長公室の所管に属する事項
- イ 企画調整部の所管に属する事項
- ウ 総務部の所管に属する事項
- エ 消防本部の所管に属する事項
- オ 収入役の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 市議会の所管に属する事項
- コ 他の委員会の所管に属しない事項

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 建設水道委員会(7名)

- ア 都市整備部の所管に属する事項
- イ 建設部の所管に属する事項
- ウ 下水道部の所管に属する事項
- エ 改良事業部の所管に属する事項

オ 水道部の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会委員会条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 12番（松尾孝明君） それでは、議会議案第3号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由並びに内容を説明いたします。

本件は、去る3月の第1回定例会において「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されましたことに伴い、議会委員会条例のうち委員会の所管する事項の一部を改正する必要が生じたわけであります。

その内容につきましては、和泉市議会委員会条例第2条第1項第1号総務委員会の所管する事項の中に企画調整部の所管に関する事項を加え、第2条第1項第3号建設水道委員会の所管する事項の中に下水道部の所管に属する事項を加えようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成4年4月1日から適用したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議会議案第3号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第43「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第45号

平成4年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

平成4年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,948,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 財産収入		1,604,421	161,175	1,765,596
	2. 財産売却収入	1,342,282	161,175	1,503,457
15. 繰入金		1,075,000	107,420	1,182,420
	2. 基金繰入金	1,001,000	107,420	1,108,420
16. 諸収入		3,098,397	35,000	3,133,397
	5. 雑収入	1,994,516	35,000	2,029,516
18. 繰越金			165,079	165,079
	1. 繰越金		165,079	165,079
歳入合計		40,480,000	468,674	40,948,674

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		367,053	3,137	370,190
	1. 議会費	367,053	3,137	370,190
2. 総務費		4,329,289	139,650	4,468,939
	1. 総務管理費	2,844,572	126,428	2,971,000
	2. 徴税費	640,276	4,253	644,529
	3. 戸籍住民基本台帳費	304,255	5,124	309,379
4. 選挙費	109,886	327	110,213	

	5. 統計調査費	23,898	131	24,029
	6. 監査委員費	31,582	229	31,811
	7. 同和対策費	374,820	3,158	377,978
3. 民生費		11,312,306	57,354	11,369,660
	1. 社会福祉費	4,833,975	8,177	4,842,152
	2. 児童福祉費	4,022,839	47,915	4,070,754
	3. 生活保護費	2,445,667	1,262	2,446,929
4. 衛生費		4,776,273	5,564	4,781,837
	1. 予防衛生費	2,220,592	3,540	2,224,132
	2. 環境衛生費	2,460,733	1,719	2,462,452
	3. 墓地管理費	81,288	305	81,593
5. 農林水産業費		448,102	2,060	450,162
	1. 農業費	442,265	2,060	444,325
6. 商工費		250,911	1,373	252,284
	1. 商工費	250,911	1,373	252,284
7. 土木費		6,401,598	119,849	6,521,447
	1. 土木管理費	329,170	4,256	333,426
	2. 道路橋梁費	1,694,307	694	1,695,001
	3. 河川水路費	481,504	1,187	482,691
	4. 都市計画費	2,565,151	110,695	2,675,846
	5. 住宅費	1,331,466	3,017	1,334,483
8. 消防費		1,098,986	8,773	1,107,759
	1. 消防費	1,098,986	8,773	1,107,759
9. 教育費		5,195,324	74,502	5,269,826
	1. 教育総務費	502,162	7,676	509,838
	2. 小学校費	1,473,103	8,035	1,481,138
	3. 中学校費	1,126,176	49,229	1,175,405
	4. 幼稚園費	455,028	3,415	458,443
	5. 社会教育費	1,471,423	5,496	1,476,919
	6. 保健体育費	167,432	651	168,083



11. 諸 支 出 金		908,000	56,412	964,412
	2. 基 金 費	901,000	56,412	957,412
歳 出 合 計		40,480,000	468,674	40,948,674

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第45号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の主なもの、期末手当特例措置によります人件費、非常勤嘱託員並びに臨時職員に対する期末手当、通勤補助の報酬等の追加、また、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金、開発寄附金の返還金等の追加計上でございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。追加議案書の4ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,867万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ40億9,467万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして歳出予算から御説明申し上げます。追加予算書10ページでございます。

まず、議会費3億1,377万7,000円の追加計上は、議員並びに職員の期末手当特例措置に伴います人件費の追加でございます。

次に、総務費1億3,965万円の追加は、人件費等の追加並びに財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金追加1億4,767万3,000円、環境影響評価審査検討業務委託料800万円でございます。

民生費5,735万4,000円の追加計上は、人件費等の追加並びに国民健康保険事業特別会計繰入金追加141万円でございます。

次に、衛生費5,567万4,000円、農林水産費206万円、商工費1,377万7,000円の追加計上は、人件費等の追加でございます。

土木費1億1,984万9,000円の追加計上は、人件費等の追加並びに開発行為の取り下げ等による返還金追加1億7,427万円でございます。

消防費877万3,000円は、人件費の追加でございます。

次に、教育費7,450万2,000円は、人件費等の追加及び生徒災害事故賠償金4,500万円の追加計上でございます。

諸支出金といたしましては、公共施設整備基金への積立金といたしまして、財産区財産処分による残額5,641万2,000円を追加計上いたしました。

以上が、主な歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。9ページでございます。

まず、財産収入1億6,117万5,000円、繰入金1億742万円、諸収入3,500万円は、歳出予算に相関連する財源でございます。

最後に、繰越金でございますが、これにつきましては、平成3年度決算見込みにおきまして実質収支で3億余万円の黒字となる見込みであり、このうち1億6,507万9,000円を計上いたしましたものでございます。

なお、平成3年度の財政運営につきましては、市税収入の堅調な伸び並びに議員各位の市行政各般にわたる御指導、御鞭撻を賜り、おかげをもちまして黒字決算の見込みと相なりました。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。今後、なお一層財政構造の改善と効果的な財政運営に努める所存でありますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上が、御上程いただきました議案第45号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 6番（穴瀬克己君） まず、総務の関係でございますが、特に人事の件でございますが、最近、職員の採用が年々、早くなってきております。そういった形の中、平成5年度の職員採用の時期はどのぐらいを計画されているのか。

それから、選挙管理委員会のところですが、これは総務委員会でもいろいろ指摘をしたところですが、参議院の選挙告示も間近に迫っております。今回、不在者投票の現在の場所が非常に狭くて暗いということで検討もしていただきたい、とお願いもしております。それに合わせて、各市で選挙管理委員長の部屋を持っているところがたくさんあるわけですが、また、選挙管理委員長だけでなく、教育委員長さんや監査委員長さんの部屋とかについて他市の状況はどうなっているのか、わかればお聞かせを願いたいと思います。

それから、商工の関係でございますが、前回の商工まつりは緑化フェアと合わせて盛大に執

り行われました。特に今回は、農業まつりも含めてさらに拡大して取り組んではどうか、水道も含めて、という提案もしてまいりました。従来、黒鳥山公園で大きく商工まつりが行われてまいりました。その中で今年の商工まつりの取り組みは、関連するところとジョイントを組んでやっていけるのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、伯太桑原線のところですが、あと残りが防衛庁のところの用地買収、また、建物補償も伴うわけですが、これについての進捗状況をお知らせ願いたいと思います。合わせて、東側線の進捗状況もお知らせ願いたいと思います。

それから、社会教育費の中でございますが、コミ体が非常に活用されております。あそこは、終了が何時かわかりませんが、たしか晩の9時か9時半、10時ごろまで活動をされていると思います。ただ、あの周辺は、夜の10時ぐらいになると真っ暗で、婦女子が体育館を使ってクラブ活動などをして帰りには、大変物騒な状況になっております。何回か現場へも参りましたが、昼間は景観がいいんですが、夜は非常に危険な状況になっているようです。そういうところで照明等も踏まえ、近隣から照明公害ということも伺っていますが、そういったものも解決しながら安全な形で夜間帰れるような対策を講じられないものか、お伺いしたい。

もう1点、青少年センターがほぼ移転という形になろうかと思えます。移転先がまだはっきり知らされておきませんが、その辺についてかなり煮詰まってきたと思います。期間的にもかかっていますので、その辺の御報告も願いたい。

以上です。

○議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○市長公室次長（石本博信君） 1点目の採用試験につきまして、人事の石本よりお答えいたします。

昨年から時期を早めておきまして、今年も昨年同様、府下統一で試験が9月20日となっております。7月中に要項を決定いたしまして、広報8月掲載ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○商工課長（山本茂樹君） イベントの商工まつり等を含めた内容につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

この3月議会でしたか、先生から御指摘をお受けいたしまして、私ども、いろいろ関係各課と協議をしてまいったところでございます。先日、第1回の商工まつり実行委員会を行いました。時期といたしましては、一応、10月下旬ごろを予定するというようにしております。

イベントの内容につきましては、とりあえず、都市緑化フェアと商工まつりは昨年どおり実

施するということですが、水道の方も何か同じ時期に計画を予定をしているということも伺っております。また、農業まつりについても、現在、農林課と調整中ということですので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路関係につきまして、道路課よりお答え申し上げます。

御承知のように伯太桑原線につきましては、あと60mほど残っておるわけでございます。数軒の店舗がございます。また、岸和田南海線との交点ということもございます。丈量図面とか明示といった作業は既に終わっておりますが、岸和田南海線との交点になっておりますので、大阪府との持ち分の割合について詰めの協議を行っているところでございます。それができ次第、交渉に入らせていただくという状況でございます。

それから、東側2号線につきましては、現在、用地買収中あるいは一部工事可能なところは工事を開始しております。用地買収は、トータル的に78%という状況でございます。

○ 6番（穴瀬克己君） 伯太桑原線でございますが、特に現在、まだ営業をされているところがほとんどでございますので、説明会等で十分な説明もしていただかなければならない。内部の持ち分等の事情がございましょうが、現実的な対応としては、十分な説明会をしていただくということをお願いをしておきます。

また、東側線も長年にわたってかかっております。こういう中で80%近い買収が済みながら、そこから先へなかなか進まないという形の中、これから梅雨時でもございますので、池上方面の浸水等も心配されるところでございます。毎年、東側線の進捗状況について伺っておりますが、一向にあとの部分については進んでいないという形でございます。もっと問題点をはつきり集約しながら、鋭意強力な進め方をしていただきたいと強く要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） コミ体の街路灯といった点について、生田の方からお答え申し上げます。

先生が御指摘の9時以降となりますと、あたりが暗くなるということでございます。この照明につきましては、周辺等については公園課ということに相なりますが、私どもも自主的な考え方の中で、公園課と十分その辺の接点を見出しまして、コミ体の中で社会教育としても積極的にその問題について検討してまいりたい。また、事故があってはならないということも踏まえまして前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

それから、青少年センターの移転問題でございますが、これにつきましては、移転の検討委員会の中で検討していただいているわけでございます。当初、各部局で地区内の公共施設と

ということで検討してまいりましたが、それが絞られまして、各原課に持ち帰りまして、国、府の制度そのものの精査をいたしてございます。そういった中で、間もなくその結果も出るやに聞いておりますので、具体的に煮詰まってくると存じております。もうしばらく御猶予の時間をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 各行政委員会の委員長さんの部屋ということでございますが、御案内のとおり、庁舎が非常の狭隘なため各委員長さんにも御迷惑をかけております。また、近隣市の状況はどうか、ということでございますが、ただいまちょっとわかりかねますので、後ほど、各行政委員会なり所管の方で調べさせまして、議長さんのお許しを得て書面にて御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 6番（穴瀬克己君） 特に社会教育の方のコミ体につきましては、より多くの人たちに活用していただかなければならないという形の中で、特に最近、老人、女性の皆さん方のスポーツ熱が非常に高まっております。私も見学に行きますと、卓球やバレーボールなどは男性よりもほとんどが女性であります。そういう状況の中、特に5時以降についても、従来は5時までの時間に女性が多かったんですが、最近、夜間でも若い女性のスポーツをたしなもうという傾向がございます。りっぱな施設ができて、余り夜遅くなると、あの周辺地域はうっそうと茂っておりますので、一定の安全措置も図っていただきたいと思います。

また、青少年センターについては、長い間の論議をやっているようでございますので、いいかげんに一定の方向性を出していただきたい。今まで地域住民が青少年センターを使いながら活動してきたわけですので、安心させるように早く決着をつけていただきたい。このことを要望しておきます。

それから、各委員長さんの部屋がないのは、庁舎が狭隘になったから、と言いますが、何も今に始まったわけではありません。当初からないわけです。選管の委員長さん、教育委員長さん、監査委員長さんもいらっしゃいますが、非常に扱いが粗末です。他市はあります。選管委員長さんも教育委員長さんの部屋もあります。その意味では、きちんと対応していただきたいと思っております。市民の代表として大変な役割のお仕事をしていただいているんですからね。いろいろ調査をしていただいて結構ですが、それなりのきちんとした対応をし、名前だけ長を付けるのではなく、市民と一体になった行政運営を図っていただきたいと思っております。早急に周囲の調査をしていただき改善ができるよう、今の庁舎では難しいでしょうけれども、きちんとした対応ができる体制をとっていただくことを要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。まず、11ページの財産区財産売払に係る地元公共事業交付金追加ですが、これは先ほどの説明にもありましたように、9ページの歳入の財産区財産売払収入と地元への還元金ですが、これはどこの何か、ということです。

また、その下の環境影響評価審査検討業務委託料800万円ですが、これはどこの分か、ということです。

それから、18ページの開発指導要綱による返還金の追加については、かなり大きな金額ですので、理由をお教えられる。

それから、関連質問がかなり広く許されているようですので、関連でちょっとお聞きしますが、同和対策経費の関係ですが、これはさきの開発公社の決算書の報告がございました。私どもの原議員が質問したので、その時点ではそのままにしておいたんですが、ここでちょっと聞いておきたいのは、例の換地対策用地28筆のうち地区内が23筆、地区外が5筆、そのうち伯太三丁目は2筆ということです。この伯太三丁目については6,317万円の利益が出ているが、トータル的には約4,700万円の赤字になっている、ということでした。この6,300万円の利益というのは、この2筆に限っているものか、トータル的には残りが7筆やったと思いますが、その確認と、今まで売れたのが何筆で、そのトータルで6,317万円の利益が出ているのか、あるいはこの2筆でこれだけの利益が出ているのか、その辺も教えていただきたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 総務部次長(池辺 功君) 財産区財産の売り払いでございますが、これは仏並町、下宮町所有の財産でございまして、今般、大阪外環状線用地として大阪府に売却するため池でござい

ます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) 環境影響評価の件につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

この件につきましては、コスモポリスの開発事業に係るものでございます。また、本件の審査検討につきましては平成3年度に予定をしておりましたが、審査検討のもととなる環境影響評価の準備素案の提出がおくれましたので、平成3年度での業務委託ができませんでした。しかし、本年の7月末ごろに提出されることが確実になりましたので、今回、補正の計上をお願いしたものでございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 開発調整課長(上出 卓君) 開発総務費に係る開発指導要綱による返還金追加につきまして、開発調整課上出より御説明申し上げます。

本市宅地開発指導要綱の協議の中で、教育施設、公園施設の負担につきましては、一部金納とできる規定がございまして、その都度、負担金として納入を願っております。ただ、一度納入をいただきましたものにつきましても、事業の中止、変更がございました場合は返金することといたしております。当初予算では、見込みといたしまして5戸分、300万円を計上いたしてございました。ただ、本年は住宅産業の冷え込みが著しいことから、当初予想を上回る開発の中止がありまして、これに対応するため今回、増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、上町151番地での共同住宅126戸分の中止に伴いまして1億262万円、府中町七丁目での共同住宅の一部設計変更による戸数の減に伴います780万円の2件でございまして、合計1億1,042万円となります。したがって、不足額の1億742万円を補正いたすものでございます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 開発公社の換地対策事業用地の件でございまして、地区内23筆で3,568.24㎡、譲渡価格が2億9,556万6,720円、取得価格が2億7,037万6,501円、事務経費が4,909万9,448円となっております。地区外につきましては5件でございます。伯太三丁目が2件、黒鳥観音寺線へ夕地が1件、たちばな池の買収が2件、合計5件でございます。その譲渡価格が2億2,727万3,934円、取得金額2億1,588万5,133円、利子が925万6,554円、事務費が213万2,247円となっております。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（中西淳富君） 伯太三丁目の利益の問題でございまして、平成3年3月31日現在の実績でございまして、譲渡価格が6億8,217万3,923円、取得価格が6億1,899万6,042円、これは原価でございまして、差し引きいたしまして6,317万7,881円の利益が出てございます。

○ 25番（天堀 博君） まず、財産区財産の売り払いは、説明のとおりですので結構です。

コスモポリスですが、これは平成3年度に予定されていたものが、準備書の提出がおくれた。この7月末に提出がほぼ確実にできてきたので今回、補正で計上した、ということです。これは既にかなり用地買収が進んでいるんですが、時期的には別に問題はないんでしょうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） コスモポリスの関係でございまして、都市整備部山下がお答え申し上げます。

この環境アセスメントでございまして、当初、本年3月ごろ、この準備素案ですか、報告書が市の方へ提出される予定でございましたが、事業者におきまして、このアセスメントの報告書を大阪府の方へ提出いたしました。大阪府におきまして、私どもの現在、都市計画関係の手

続を調整している窓口であります総合計画課というところですが、そちらの方へ提出されました。この大阪府の総合計画課におきまして、今、私どもがいろいろ調整しております計画内容と環境アセスメントの整合性について精査したわけでございます。大阪府におきましても、このような大規模な先端技術産業団地をつくるのは初めてでございましたので、このアセスメントにきめ細かな精査をしたわけでございます。そのため市の方へ回付されるのがおくれたということでございます。その内容につきましても、大阪府の方ではほぼ精査が終わっていると聞いております。近々、今月中には、市の方へ回付されると聞いております。

また一方、私どもの地元との関係でございます用地集約も大方92%できております。この問題についても、このアセスメントが市の方へ回付された暁には、地元住民にもこのアセスメントの内容について説明、縦覧という手続がございます。土地区画整理事業の一環として市の方から地元へも説明いたしますので、これがおくれたことにつきましては、われわれとしては問題がないと判断しております。

以上、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

- 25番(天堀 博君) これは既にアセスメントが行われ、その中身を審査検討するという意味ですか。
- 都市整備部次長(山下喬三君) そういうことでございます。
- 25番(天堀 博君) 大阪府の方では、このアセスメントは一応、了とされているという判断ですか。
- 都市整備部次長(山下喬三君) 事業者におきまして環境アセスメントを済ませ、それを大阪府の方へ提出されております。大阪府におきまして、われわれの計画内容と整合されているかということ点を点検したわけでございます。今、その点検内容がおおよそ整合されているという判断をされたようでございます。近々、和泉市の方へもその調査報告書が回付されるということでございます。
- 25番(天堀 博君) そうすると、それを審査する窓口というか、それは大阪府ですわね。和泉市は、直接そういう窓口的にはやらない。ただ、当該市として地元と直接関係があるので、ということですが、そうしたら、この業務委託料800万円という大きなおカネは、何を委託するわけですか。既にそういうものができてきて、それが回付されてきたものの中身をまた審査検討するというのですか、ちょっとわかりにくいですね。
- 都市整備部理事(中辻寿夫君) 先ほど来、この環境アセスメントにつきまして御質問されておられるのでございますが、先ほど申し上げましたように、現在、大阪府の方で準備素案という形でまとめております。これを次の段階といたしまして、和泉市に送付された後、環境ア



セスメントの専門委員会におきまして精査していただく。それをもちまして正式の環境アセスメントということの案を取った形で取りまとめるという一連の手続でございます。今、事業者から市の方に送付しておりますのは、事業者サイドとしての案ということでございます。順次、そういう形で専門家の御意見を聞きながらまとめていくという手続になっておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 25番（天堀 博君） そうしたら、和泉市においてこの環境アセスメントについて、最終的にこれでいいかどうかの最終的な判断をする段階ということですね。府の方ではおおむねええということになっている、ということですが、もし、何か問題が出てきた場合と、それから、勉強不足ですが、この費用の800万円というのはどうなんですか。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） この手続を簡単に申し上げますと、まず、事業者が事業計画を行います。同時にこの事業計画地を含めた付近の現在の環境を調査をいたします。そして、その事業計画を策定するに当たり、事業者側としての環境影響評価、環境予測を行いまして、それを盛り込んだ事業計画を行うということでございます。

今回のコスモポリスの場合は、最終的に大阪府の知事決定事項になるということで大阪府都市計画審議会の議を経ることになるかと思えます。そのときには、関係市町村ということで和泉市になりますが、和泉市としての環境分野からの意見ということが必要になります。したがって、大阪府の方からその審査について和泉市の方へ下りてくることになるのが7月末ということになります。

先ほど、コスモポリス推進の方からのお話がありましたが、府の方で審査をしている、というのは、そういう内容の審査ではなく、その事業計画自身と事業者の環境影響評価が整合しているかどうかというチェックをされているということになります。ですから、市に下りてくるときには、その都市計画そのものについては和泉市では計画課に下りてくる。環境の部分は交通公害課へ来ることとなります。もちろん、その準備素案につきましては、1カ月間、計画課によって公開、縦覧をし、必要であれば地元説明会をするということになります。それらの意見を盛り込みまして専門委員会の審査検討をお願いをするということでございます。

参考までに、既にわが方といたしましては、6名の専門委員の委嘱をさせていただき、7月末ごろに出でくることに対処するため既に準備を整えております。この委託内容につきましても、6名のそれぞれの専門分野の先生をお願いをしております。調査自身は事業者の手によって調査をされ、事業者の手によって予測をされております。しかし、専門委員の立場から見て、その予測を含めた調査が正しいかどうかの審査検討になります。したがって、先生方の指示する資料であるとか、事業者の調査不足については、当該部局の方で調査をしなればいけ

ないということとか、先生方から、こういう点はどうか、という質問に対して、あらゆる点について専門的なことを手助けをしていくということになりますので、残念ながら、われわれ職員ではそういうことは不可能でございますので、そういう専門知識があるコンサルに委託をするということでございます。

○ 25番(天堀 博君) その費用の出先と、ぐあいが悪くなったときコスモポリスでどうするのか、ということです。大体、その流れはわかりました。大阪府では、審査をするというよりも、この仕事やったら、これだけのアセスメントの中身でええのかどうか、ということで和泉市へ回ってくる。そして、和泉市で初めて審査をするということですね。だから、その審査の結果が、極端にいつてだめだとか、あるいは部分的にこれについてもう1回調査せよとか、それやったら簡単なんです、だめだという結果が出るような状況が発生したときはどうなのか、ということですわ。

○ 都市整備部次長(山下喬三君) 今、事業者側で調査した内容、現況調査とか、その現況調査に基づく予測、それから対応策という3つの段階があるわけですが、その対応策が非常に問題があるとなった場合事業者の方へ回付されて、事業者の方でまた専門の方々を訪ねてやり直すということになるかと思えます。

ですから、現在、私どもの現況調査をした内容では、重要文化財とか重要な鳥類がおるといふことも聞いておりませんので、あの地域については、開発不可能だということは、アセスメントの段階ではないと思っております。

○ 25番(天堀 博君) 費用の800万円はどうなりますか。既に前の予算で出てきているのか、その辺がちょっと勉強不足なのでね。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) この費用につきましては、平成3年度に委託をするということとで当初予算で計上させていただいておりましたが、平成3年度では、先ほど申し上げました事情で委託ができませんでしたので、そのまま不用額という措置をさせていただきました。

○ 25番(天堀 博君) いやいや、逆に歳入の方はどうなっているか、ということを知りたいんです。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) 市単独の費用でございます。

○ 25番(天堀 博君) それなら、開発をされてそれなりの税収入があるかもわからないということを見込んで、そういう開発がある場合は、地元費用でやらないかん、その市でね。事業者からの負担とかはないわけですか。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) そういうことになります。例えば個人の事業者からこういう開発が出てアセスメントをする場合、必ず市の環境部門で責任を持ったアセスメントをするこ

とになります。しかし残念ながら、今の交通公害課の体制では、そういう専門的な知識を持った職員がおらないということから、専門のコンサルに委託をするということになってございます。

○ 25番(天堀 博君) それはわかるんですわ。逆に専門的な知識なり学識を持った人がおるならば、その人の業務がそれだけ増え、あるいは人件費が要るわけですから、その分がこちらへ、ということで委託をしているわけですがね。コスモポリスは市も出資をしていますが、相手は株式会社ですので、出資をしていますが、いわば他人ですわな。そういうところがいろいろ事業をしていく上で、この800万円という費用を逆に市の一般財源から捻出をしなければならぬという事態になっているのかどうかを確認しているわけです。そういうことで間違いのないわけですね。

○ 都市整備部理事(中辻寿夫君) 結局、その考え方なんでございます。和泉市のこの地区の環境を守るという、1つの行政上の面から市として負担せざるを得ないというようにお考えをいただきたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) これは法的には原因者というか、例えば公団がやる場合とか、これは環境アセスメントだけではなく、ほかのことで原因者負担ということでやりますね。今回は、そうではないというわけですか。

○ 助役(坂口禮之助君) これは開発者負担というものは異質なものでございます。先ほど、中辻理事から申し上げましたように、いわゆる和泉市がそういう開発に伴います環境を保全していくため、当然、市でもってチェックしていかなければならない性格のものでございます。いわゆるアセスメントの準備書というものが事業者によって作成されます。現在、コスモポリスの会社の方でアセスメントの調査検討をして一定の方向を打ち出し、それを市の方へ提出をしていただくわけです。したがって、その内容について市が審査を行い、専門の先生方等の御意見をいただきながら、こういう悪いところは直すべきではないか、こういうところはこうすべき、ということをするための費用でございます。

したがって、事業者負担をさせるということになりましたら、これは審査しているのなら、先方に雇われているのやらからないようになりますから、これはあくまでも市単独の費用として負担をしながら審査をしていくという性格のものでございます。

○ 25番(天堀 博君) 助役さんはその時々で使い分けの上手な方でして、向こうからカネをもらってやってたら何をしていることやらからん、向こうの言うままになるということですが、逆に言えば、始終そんなことをしているわけです。そのときはそのときで、やっぱり原因者に負担をさせなければいかんと言われまして、うまく使い分けられるなど感心しています。現実としてそういうことなんだ、ということでこの場所で確認をしておきます。

ただ、問題は出てこないだろう、ということですが、既に92%の用地を買収その他で集約をされているという状況のもとで進んで行って問題が出てきた場合のこともありますし、逆に言えば、和泉市は市長が言われる何大プロジェクトか知りませんが、いろいろやっておられます。そういうことの中で進んでいくやつですから、そのための負担も必要だと考えておられるんだと思いますし、あるいはまた、このアセスメントの中身そのものについても、極端に言えば、問題がないというような形になってくるとなると、これは何のためにやったのかわからんとなります。よく「アセスメント」ではなく「アワセメント」と言われるように、そういうことにならないようにやっていただかないと、本当にカネをかけているのは800万円だけではありませんが、それだけカネをかけて審査検討をしたが無駄になる、形だけをしたということにならないよう、意見を申し上げておきたいと思います。

それから、公社の問題ですが、平成3年3月31日現在で単純計算での取得価格と売却価格ですね。いわゆる造成費とかは含んでいないんですね、この6,300万円の利益というのは。

- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 含んでおりません。
- 25番（天堀 博君） ですから、そういうものを引いたら、実際には6,300万円もないという計算ですね。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） そうでございます。
- 25番（天堀 博君） 先ほど、数字を並べていただいたんですが、要は、4,700万円余がトータル的に赤字になっているんですね。なぜ、このようになっているのかがわかりにくい。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（中西淳富君） 換地対策の損益でございますが、たしか昭和48年当時から換地対策事業を行ってございます。その目的といたしましては、環境改善整備事業の受け皿対策として行ってきたわけでございます。御存じのように換地対策事業は、用地取得から譲渡までの期間がかなり長うございます。その間、高金利時代を過ごしてございますので、金利が非常に高くなってございます。代替地の譲渡が進んでまいりますと、その欠損金が増加してまいるわけでございます。特に地区内の換地につきましては路線価を採用しておりますため、譲渡価格に金利をすべて上乗せて売却するということはいたしてございません。

なおまた、本年7月1日から路線価格を改定いたしましたのに伴い、公社といたしまして、平均15.48%のアップを行いたいと存じております。御了解いただきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） さきに関連質問をされているので、私も関連質問をさせていただきますので、余り長くやるつもりはないんですが、先ほどの数字を見ますと、取得価格と譲渡価格が余り変わらない。利子分を損するようになってますが、なぜ公社が利子分を損しなければいけませんね。市の行政なり市の対策として換地対策をやる。公社に買って持たせ、売ってやれ、

取得した価格で売れ、となっております。今まで高金利時代ということがありましたが、利息分が損をする。公社は、何をしていることやらわからん。いわゆる政策的にしているなら、その分を一般会計で補填してやるかしないといけない。

この間聞いたら、いろいろ工夫をして安い金利のものに借り換えていくとか公社は言ってますが、このように実態として現実に売買をしたやつで赤字を出しているという、これはちょっとぐあい悪いのと違いますか。市としてどう見られるのか。これは公社に聞いてもしょうがない。この値段で売ってやれ、ということで、公社が値段を決めて売っているわけではないんでしょう。公社は、それだけの利息も付けて売りたいが、売れない。前みたいにしょうむないところを無理やりを買わされて、たまたま高く売れたからええようなものの、売ったらえらい損をしたとなりますと、それなりに責任はあるんですが、これは市の施策として買って置いて換地対策としてやっているんですから、市に責任があるんじゃないですか。それを公社に負担を押し付けるのは矛盾しているのではないか。これは余りが付かなかったんですが、伯太三丁目の問題が出てきてから、これはおかしいなと思ったんです。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

いわゆる地区内の代替地に対する問題につきましては、先ほど、局長がお答えしておりますように、買取価格に一定の期間が経過している間の利息を上乗せして譲渡していく方法がとれておりましたら、それなりに赤字がカバーされるのでございますが、いわゆる買取するときには路線価をもって、半強制的、と言えは申しわけございませんが、個々の鑑定を取らず、一定の路線価方式で一律に買取をさせていただきました。したがって、その地域内における代替地については、これだけの価格でしか買い上げてもらえなかったのだから、譲渡するときにも同じ路線価で譲渡するという方式をとってきているわけでございます。

この点につきましては、先生がおっしゃいますように市の同和対策施策としてやっていることでございますので、それから生じる利息等の欠損につきましては、当然、市の施策から生じているものでございますので、一般会計で補填してあげるのが正しいと思います。現時点までには、極端に大きな赤字というものは発生してなかった。また、たまには、おっしゃってられますように、他の地域で売買した分で利益が生じる場合もございますので、ある時期には、それで穴埋めをしているという経過もございます。おっしゃっている施策については、私もきちんとやっていくべきだと思っております。少し時間がかかるかもわかりませんが、最終的に公社で赤字が出るとなりましたら、一般会計が負担をしていかなければならないということもございます。そういう面に至るまでに、やはり市の施策として行っていることによる公社に対する会計上のフォローといものは考えていきたいと存じております。

○ 25番(天堀 博君) 今の助役さんの答弁、そのとおりだと思います。これは以前から、公社の特別委員会ができたりする中できれいなものにしていかないかん。一方では、解同から待ったがかかって売れない土地もありますが、その問題は横へ置いといて、できるだけすっきりしていこうということで、公社の方も無理してでも市に返すべきものは返すということで、何年かに分けて返しました。だから、貸し借りなしになっているんです。

ところが、また、こんなことになってくると、片方で3億何ぼの黒字や、と言うてますが、その1つの隠れみのみたいになってしまっはいかん。公社がそういう役割を果たしたらいいかんということが教訓とて出てきたわけです。これは私だけが言うているんやなく、市長が、市長に就任した当時から教訓として出てきたものですから、きちんとした会計上の処理をしていくべきだ。でないと、幾ら公社が頑張ってもこのような赤字を背負わされたら、また、結局こちらで儲けてもこちらでしんどいということになりますので、その点は、今後、十分精査検討していただきたい。助役さんもそういう御答弁でしたので、よろしく願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 7番(赤阪和見君) もう短くやります。

先ほど出ました環境影響評価の6人の専門委員の専門の役職と氏名を教えてくださいのと、今まで過去、トリヴェール和泉等があったとき、これと同じ予算はどれぐらいになっているのか。また、このアセスメントをしたところが市内で何カ所あるか、その点だけちょっと。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 交通公害課長(大塚俊昭君) 6人の専門委員の専門の役職とお名前を申し上げます。

まず、大阪大学名誉教授で大気が専門の新良宏一郎先生、法律学が御専門の神戸市外国語大学川崎武夫名誉教授、建築・都市工学の片倉健雄近畿大学助教授、騒音・振動の手塚慶一大阪大学教授、水質が御専門の永井迪夫元大阪府公害監視センター総括研究員、それから、動植物が御専門の保田淑郎大阪府立大学教授、以上、6名の先生方でございます。

それと、大阪府の環境影響評価要綱に基づいて行う評価でございますが、このコスモポリスに係る環境影響評価は、和泉市が初めてこの手続を行うということでございます。今回が初めてでございます。

○ 7番(赤阪和見君) 各分野の専門かが1人ずつということで網羅されているということですが、この人の意見が通るということであるのじゃないか。それぞれ専門職ですので、その人が言えば、そのとおりになってしまうんじゃないか、という懸念はするわけです。それが1点。それから、ほかのトリヴェール和泉はこういう手法ではなかった、とおっしゃるんですが、それはどういう手法で行ったんですか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） トリヴェール和泉の計画決定は昭和59年ですが、当時、建設省の要綱というものは、トリヴェール和泉の事業につきましては、その以前から取り組んできたいろいろな経過がございまして、環境アセスの対象にはなってなかったわけでございます。そうは言いましても、住宅・都市整備公団でいろいろと調査等の準備をいたしました。しかし、現在取り組まれているような審査委員会にかけるといようなルートには乗っておりません。

○ 7番（赤阪和見君） トリヴェール和泉の場合は古い時期から始まっているので、今のようにな形になってなかったといえども、環境影響評価は出しましたね。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 公団の方で準備をいたしました。

○ 7番（赤阪和見君） われわれももらいましたね。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） そこまでは、ちょっと記憶にはないわけでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 兎がいるとか何とか……。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） ひょっとしたら、概要版はお渡ししたかもわかりません。

○ 7番（赤阪和見君） それについての評価は、こういうことだから、というのは、われわれは自然環境の中で聞いたと思うんですが、それについて専門的な知識でどうのこうのした覚えはない、しなくてよかった、こういうふうに理解をしているわけです。

そこで、出てきたものに対して、この6人の先生方にそれぞれ専門的分野の中で調べてもらうということ、これだけで800万円の予算ということで理解してよろしいのですか。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） この800万円は、専門のコンサルに委託をするものでございます。当然、この6名の先生方によりまして専門委員会をこしらえていただき、各専門分野で部会ということで相互に関係のある分について、それぞれどういう形になるか、それまでにそれぞれ部会も開いていただくこととなります。この審査につきましては、事業者から出てきた準備素案そのものを審査するわけでございます。

僕も詳しいことはわかりませんが、例えば大気について1つのことを予測をする場合、いろんな考え方なりやり方があるそうでございます。そこで、事業者が計算したものが果たして正しいかどうか、先生方が考えて持っておられるものと比較してどうか、という検討をそれぞれされるわけでございます。その場合、先生方も非常にお忙しいわけですが、これは事業者の方に説明をさせるというわけにはいきません。これは先生方の方でわれわれに命じていろんな資料収集とか、事業者の方の調査で不足している分があれば追加の調査を命じられるという場合われわれの方でそれを手助けをし、審査がスムーズに行えるようにやっていくということになります。

○ 7番（赤阪和見君） この6人は、だれが委嘱したんですか。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） 市長名で委嘱をさせていただきます。
- 7番（赤阪和見君） コンサルタントがこれらの先生方に、ということで市の方に推薦があったと理解してよろしいんですか。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） 先ほど申し上げました中で新良先生につきましては、以前から和泉市の環境保全条例等の関係の審査委員とか委員長も既にお願いをしております。そういうことから、この先生にとりあえず御相談を申し上げまして、われわれの方で委嘱をさせていただいたということでございます。
- 7番（赤阪和見君） この800万円という予算が安いのか高いのか、われわれもわからないわけです。逆に言えば、800万円分しといたらええという感覚であっては困ると思うんです。なるほど職員さんでもわからないといえども、コンサルに1人でも入ってきちんと見て調査をしていく。また、どうしたらいいかという責任を取れる形をしてもらわなければ、ただコンサルに任したらいいんだ、という考え方では非常に困ると思うんです。その点は、すべてにわたってあると思いますよ、市長。どんなものでもコンサルに任したらいい、という風潮がどうもできつつある。そこで、職員の中でそういうエキスパートを育てていくという大きな方向性があるのではないかと。これからは、この点からも心してほしいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。友田君。簡単にお願いたします。
- 28番（友田博文君） 土木関係で確認だけさせていただきたい。  
議案第33号でも出てましたが、和泉中央線のカンダンのところについて、これは街路事業の直接施行同意ということですが、この辺については、すべて解決して工事ができるということでしょうか。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 道路課参事（関 和直君） 今の御質問でございますが、中央線のカンダンの部分につきましては、現在、市の方で積極的に用地の先行取得をしております。この工事につきましては、今回、議会の御同意を得ました住宅・都市整備公団の直接施行で事業を進めていただくことになっております。ただ、事業の内容につきましては、市と住宅・都市整備公団との間で事業の進展についての打ち合わせを今後とも進めてまいりたいと思っております。
- 28番（友田博文君） それはわかるんですが、すべて買収が済んだとかいうことですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） ちょうどカンダンの区間、観音寺から弥生町の区間約260mでございますが、この本線につきましては、現在、77%おおむね用地買収が終わったという状況でございます。
- 28番（友田博文君） 街路工事として出てくる以上は、大体のところはできているんだろう



と思います。あえて質問させてもらいましたのは、4年前、私もここへ出させてもらいましてから何回か質問をさせていただきましたが、この4年という早い時期にこれが解決できたということは大変ありがたい。御礼を兼ねて御質問をさせていただきました。あともう少しですが、ひとつ頑張ってよろしく願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第44「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第41号

##### 平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成4年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,313,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		780,950	1,410	782,360
	1. 一般会計繰入金	475,280	1,410	476,690
歳入合計		7,312,289	1,410	7,313,699

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費		197,974	1,410	199,384
	2. 徴 収 費	130,438	1,410	131,848
歳 出 合 計		7,312,289	1,410	7,313,699

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第41号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その提案の内容を御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、非常勤嘱託員に対する期末手当並びに通勤補助報酬を支給しようとするものでございます。96ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,369万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

事項別明細書に基づき、歳出予算の方から内容の御説明を申し上げます。99ページでございます。

徴収費でございますが、非常勤嘱託員報酬141万円を追加計上いたすものでございます。

次に、98ページの歳入でございますが、一般会計繰入金141万円を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第45「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

議案第42号

平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成4年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「351,000千円」を「351,310千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	【収 入】		
第1款 水道事業収益	2,348,007千円	5,153千円	2,353,160千円
第1項 営業収益	2,137,083千円	5,153千円	2,142,236千円
	【支 出】		
第1款 水道事業費用	2,422,900千円	5,153千円	2,428,053千円
第1項 営業費用	2,107,247千円	5,003千円	2,112,250千円
第2項 営業外費用	313,653千円	150千円	313,803千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「261,195千円」を「261,892千円」に、過年度分損益勘定留保資金「257,283千円」を「257,980千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	【支 出】		
第1款 資本的支出	914,905千円	697千円	915,602千円
第1項 建設改良費	739,161千円	697千円	739,858千円

第5条 予算第7条中職員給与費「741,425千円」を「747,125千円」に改める。

平成4年6月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成4年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	
1. 水道事業収益	1. 営業収益		2,353,160		
			2,142,236		
		1. 給水収益	1,954,772	水道使用料金	
		2. 受託工事収益	140,200	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益	
		3. その他営業収益	47,284	材料売却収益、消火栓維持管理補償金、下水道業務受託収入並びに設計審査・竣工検査・材料検査・道路占用・掘削申請・各種証明手数料	
	2. 営業外収益			210,914	
		1. 加入金		101,660	新規水道加入金
		2. 受取利息及び配当金		66,000	預貯金利息
		3. 他会計補助金		10,000	一般会計補助金
	3. 特別利益	4. 雑収益		33,254	配給水管破損等弁償金及び水質測定検査料
			10		
	1. 過年度損益修正益		10	過年度損益修正益	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		2,428,053		
			2,112,250		
		1. 原水及び浄水費	1,128,463		原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	148,537		配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	135,061		受託工事に要する費用
		4. 業務費	211,956		検針・調定・徴収・その他の外業務の運営に要する費用
		5. 総係費	211,418		事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	274,005		固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	1,010		固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	1,800		材料売却原価
			313,803		
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	290,803		企業債の利息及び取扱諸費
		2. 雑支出	50		雑支出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
		3. 消 費 税	22,950	消費税納付額	
	3. 特別損失		1,000		
		1. 過年度損益修正損	1,000	過年度損益修正損	
	4. 予 備 費		1,000		
		1. 予 備 費	1,000	予 備 費	

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的収入			653,710		
	1. 企 業 債		320,000		
		1. 企 業 債	320,000	配水管更生・整備・拡張事業債	
	2. 工事負担金		324,700		
		1. 工 事 負 担 金	324,700	配水管布設等工事負担金	
	3. 負 担 金		9,000		
		1. 他 会 計 負 担 金	9,000	消火栓新設に伴う一般会計負担金	

	固定資産		10	
4.	売却代金	1. 固定資産売却代金	10	不用固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		915,602	
			739,858	
		1. 改良工事費	48,279	改良工事に要する工事費等
		2. 配水管更生事業費	21,900	配水管更生事業に要する工事費
		3. 配水管整備事業費	23,400	配水管整備事業に要する工事費
		4. 拡張事業費	351,310	拡張事業に要する工事費等
2. 企業債償還金		5. 中央丘陵水道施設建設事業費	278,508	中央丘陵水道施設建設事業に要する工事費等
		6. 営業設備費	16,461	営業に係る諸資産購入費
			175,744	
	1. 企業債償還金		175,744	企業債の元金償還金

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。
- 水道部理事（仲田博文君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第42号「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について水道部仲田より御説明申し上げます。議案書102ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、先ほど、御可決賜りました期末手当の額の特例に関する条例に基づく措置であります。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても同様、予算第3条で定めた収益的支出の既決予定額に損益勘定給与支弁職員に係る期末手当増額分として、水道事業費用中営業費用について所要額500万3,000円、また、営業外費用について消費税納付額15万円をそれぞれ追加計上し、補正後の水道事業費用を24億2,805万3,000円といたすものであります。

なお、所要財源といたしましては全額給水収益を予定し、補正後の水道事業収益を23億5,316万円といたすものでございます。

次に、第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定給与支弁職員に係る建設改良費について69万7,000円を追加し、補正後の資本的支出を9億1,560万2,000円といたすものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。詳細につきましては、104ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第46「平成4年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。



(市議会事務局長朗読)

議案第43号

平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成4年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	【支	出】	
第1款 病院事業費用	5,298,267千円	25,310千円	5,323,577千円
第1項 医業費用	5,108,781千円	25,310千円	5,134,091千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,855,296千円」を「2,880,606千円」に改める。

平成4年度6月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成4年度和京市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位：千円)

【収 入】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 病院事業収益	1. 医業収益		5,358,687	0	5,358,687		
			4,814,076	0	4,814,076		
		1. 入院収益	2,581,556	0	2,581,556		
		2. 外来収益	2,069,420	0	2,069,420		
		3. その他医業収益	163,100	0	163,100		
	2. 医業外収益		544,611	0	544,611		
		1. 受取利息配当金	6,500	0	6,500		
		2. 他会計補助金	515,437	0	515,437		
		3. 国庫(府)補助金	3,516	0	3,516		
		4. 患者外給食収益	15,458	0	15,458		
		5. その他医業外収益	3,700	0	3,700		

(単位：千円)

## 【支出】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		5,298,267	25,310	5,323,577	
			5,108,781	25,310	5,134,091	
		1. 給与	2,855,296	25,310	2,880,606	
		2. 材料	1,489,500	0	1,489,500	
		3. 経費	572,160	0	572,160	
		4. 減価償却費	175,418	0	175,418	
2. 医療外費用		5. 資産減耗費	4,507	0	4,507	
		6. 研究研修費	11,900	0	11,900	
			187,486	0	187,486	
		支払利息及び 1. 企業債取扱諸費	172,689	0	172,689	
		2. 患者外給食材料費	13,097	0	13,097	
		3. 消費税	1,700	0	1,700	
3. 予備費			2,000	0	2,000	
		1. 予備費	2,000	0	2,000	

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。

○ 病院事務局長（橋本昭夫君） 御指示でございますので、簡潔に申し上げます。

今回の補正は、さきに御議決を賜りました期末手当の額の特例に関する条例の制定により、病院事業費用のうち給与費の補正が必要と相なったものでございます。

内容でございますが、病院事業費用に2,531万円を追加するものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない額を28億8,060万6,000円に改めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第43号の提案の理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る6月30日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、暑さ厳しい折にもかかわらず連日にわたり慎重御審議を相賜り御可決、御承認をいただきましたことを、まずもって衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存であります。

月日のたつのはまことに早いものでございまして、議員皆様方の任期もいよいよ間近に迫っ

(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長(柳瀬美樹君) 私からも一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げます。

本定例会に際しましては、議員皆様方には、公私大変お忙しい中慎重御審議を賜りました上、予定より早く終了できましたことを、議長といたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

さて御在任中、多くの功績を残されました議員各位の任期もあと2カ月余に迫りました。皆様方とこの議場でお目にかかることは、よほどの緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今期最後ではないかと存じます。

過去、4年間を振り返って見ますと、議員各位におかれましては、常に市民本位の市政進展のため日夜御活躍をされました。この間、本市は依然として脆弱な財政体質が続く中、今後、一段と行政需要が高まる一方、地方自治を取り巻く環境はまことに厳しいことが予想されますが、万般を克服して15万市民の期待に応えるべく、理事者とともどもなお一層の努力をしなければならぬと痛感するものでございます。

いよいよ9月22日をもって任期満了と相なるわけでございますが、引き続き出馬される方々には御健闘、御健勝をいただき、めでたく御当選の栄に浴し、再びこの議場に相まみえまして、市政発展に御協力を賜りますよう心から念願してやみません。また、今期をもちまして御勇退をされ、後進に道を譲られる方々におかれましては、本当に長い間御苦勞様でございました。たとい市議会の議席を離れましても御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますよう特にお願いを申し上げる次第でございます。

なお私は、皆様方の温かい御理解と御支援をいただきましてその責任を担ってまいりましたが、何を申し上げても大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することも多々あったこととは存じますが、深くお詫びを申し上げますとともに、年来の御厚情に対しまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さもこれからでございます。くれぐれも御健康に御留意くだされますようお祈りを申し上げまして、平成4年第2回定例会を閉会いたします。本当に皆さん、どうもありがとうございました。

(午後4時50分閉会)

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 私からも一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げます。

本定例会に際しましては、議員皆様方には、公私大変お忙しい中慎重御審議を賜りました上、予定より早く終了できましたことを、議長といたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

さて御在任中、多くの功績を残されました議員各位の任期もあと2カ月余に迫りました。皆様方とこの議場でお目にかかることは、よほどの緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今期最後ではないかと存じます。

過去、4年間を振り返って見ますと、議員各位におかれましては、常に市民本位の市政進展のため日夜御活躍をされました。この間、本市は依然として脆弱な財政体質が続く中、今後、一段と行政需要が高まる一方、地方自治を取り巻く環境はまことに厳しいことが予想されますが、万般を克服して15万市民の期待に応えるべく、理事者とともにまごい層の努力をしなければならぬと痛感するものでございます。

いよいよ9月22日をもって任期満了と相なるわけでございますが、引き続き出馬される方々には御健闘、御健勝をいただき、めでたく御当選の栄に浴し、再びこの議場に相まみえまして、市政発展に御協力を賜りますよう心から念願してやみません。また、今期をもちまして御勇退をされ、後進に道を譲られる方々におかれましては、本当に長い間御苦労様でございました。たとひ市議会の議席を離れましても御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますよう特にお願いを申し上げる次第でございます。

なお私は、皆様方の温かい御理解と御支援をいただきましてその責任を担ってまいりましたが、何を申し上げましても大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することも多々あったことは存じますが、深くお詫びを申し上げますとともに、年来の御厚情に対しまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さもこれからでございます。くれぐれも御健康に御留意くだされますようお祈りを申し上げまして、平成4年第2回定例会を閉会いたします。本当に皆さん、どうもありがとうございました。

（午後4時50分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹

同 副 議 長

若 浜 記久男

同 署名議員

池 田 秀 夫

同 署名議員

松 尾 孝 明

同 署名議員

西 口 秀 光

阿拉伯... 阿拉伯...

阿拉伯... 阿拉伯...

阿拉伯... 阿拉伯...

阿拉伯... 阿拉伯...

阿拉伯... 阿拉伯...